

厚生労働科学研究費補助金

労働安全衛生総合研究事業

労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究

令和元年度 研究報告書

研究代表者 三柴 丈典

令和元（2019）年度

目 次

I. 総括研究報告書	
労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究	
三柴 丈典	1
II. 分担研究報告書	
1. 労働安全衛生法の制定に係る労働災害等の調査	
吉川 直孝、大幢 勝利、平岡 伸隆、梅崎 重夫、豊澤 康男	35
2. 労働安全衛生法第6条から9条の逐条解説	
大藪 俊志	59
3. 労働安全衛生法第20条から21条の逐条解説	
原 俊之	83
4. 労働安全衛生法第29条から36条の逐条解説	
三柴 丈典	99
5. 労働安全衛生法第37条から第58条の逐条解説	
井村 真己	207
6. 労働安全衛生法第59条から第63条の逐条解説	
阿部 理香	237
7. 労働安全衛生法第65条から65条の2の逐条解説	
石崎 由希子	263
8. 労働安全衛生法第78条から87条の逐条解説	
南 健悟	309
9. 労働安全衛生法第88条から100条の逐条解説	
鎌田耕一、田中建一	345

10. 健康診断制度の現状と課題	
森 晃爾	413
III. 別添資料	
1. WEB による社会調査の結果（現行安衛法の長所と課題を企業等の安全衛生関係者がどう認識しているか、安全衛生意識の高い／低い経営者の背景は何か等）	
実施者：三柴 丈典	451
2. 研究会議議事録	
記録者：原 俊之	473
3. ヒアリング調査概要	827
ヒアリング調査①	
ヒアリング調査②	
IV. 研究成果刊行物一覧	839

I. 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金
総括研究報告書

労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究

研究代表者 三柴 文典 近畿大学法学部法律学科・教授

研究要旨

本研究事業は、法学的観点から安衛法改正の提言を行うことを最終目的としているが、今後も永続的にそうした提言が可能な知的、人的なインフラ整備を一義的課題としている。すなわち、労災が発生する現場と有効な法的対策の模索の過程が事務系の読み手にも鮮明に伝わり、法解釈学、規制科学的な学問的水準も高い体系書を発刊することと、安全衛生法に関する学会を設立することの2つの作業を通じて、「労働安全衛生法をめぐる学問的な脈絡を創ること」を目的としている。

今年度（初年度）は、安全衛生法になじみの薄い法学者らによる基本構造と意義の理解、関係学会づくりの準備等にエフォートが費やされた。しかし、計8回の研究会を通じて、研究班の編成と担当事項の決定、行政実務経験者による現場視点での法体系の説明と法律条文に紐付く重要な政省令の選別（紐付き政省令の選別）、法学者・行政学者（法学グループ）による逐条解説のフォーマットの作成と試作、横断的検討課題（「危険のおそれがある場合」等の意味内容、発注者の法的義務等）の抽出、安衛研研究員による現行法の制定経緯や背景災害（傾向）等の調査、産業医科大学の森晃爾教授による法定健診制度の概要の紹介、課題の提示と解決の方向性の検討までは完了した。また、現行安衛法の長所と課題を企業等の安全衛生関係者がどう認識しているか、安全衛生意識の高い／低い経営者の背景は何か等について、専門業者を活用し、WEBによる社会調査を行った。

以上の作業を経て得られた知見の要約は、以下の「C.研究結果」に記した。体系書の制作を図るプロジェクトなので、これ以上の要約は困難だが、社会調査結果から得られた以下の示唆は、他の調査結果の帰結とも共通し、安衛法の特質を穿っている。

「安全衛生が、一律的な法令による一律的な強制より、関係者を広く巻き込み、その自発的な行動を促さない限り達し得ないものであること、つまり、関係者の安全行動への働きかけを行う仕掛けが重要であることが窺われた。ただし、回答者の関係法令知識の調査結果とクロス検索したところ、危害防止基準の整備を評価する声は、法令知識に詳しい者の方が高かったため、これまでに策定されてきた危害防止基準は、比較的『玄人受け』し易いことも窺われた」。

すなわち、今更ながらではあるが、安衛法の要諦の1つは、関係者を巻き込む現場管理と組織管理ということである。法政策の重点が、高齢者や一定の難病り患者、精神的

な不調者の就労支援など、ハイレベルな健康対策に移行してきていることから、なおさらといえよう。

安衛法に関する学会形成については、予算は支出しなかったが、2020年11月頃の発足に向け、相当程度準備を進めた。社会的ニーズを踏まえ、名称は日本産業保健法学会に決定し、多分野の学者・実務家に理事等にご就任頂くこととなった。

分担研究者

【法学・行政学グループ】

①三柴 丈典

近畿大学法学部法律学科・教授

②石崎 由希子

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院・准教授

【関連領域グループ～産業保健関係～】

①森 晃爾

産業医科大学産業生態科学研究所・教授

【関連領域グループ～安衛研関係～】

①梅崎 重夫

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・所長

②大幢 勝利

同研究推進・国際センター・センター長

③吉川 直孝

同建設安全研究グループ・上席研究員

④豊澤 康男

同・フェロー研究員

研究協力者

【法学・行政学グループ】

①阿部 理香

九州国際大学法学部・助教

②井村 真己

沖縄国際大学法学部法律学科・教授

③大藪 俊志

佛教大学社会学部公共政策学科・准教授

④鎌田 耕一

東洋大学・名誉教授、労働政策審議会会長

⑤佐々木 達也

名古屋学院大学法学部・専任講師

⑥田中 建一

東洋大学・非常勤講師

⑦中内 哲

熊本大学大学院人文社会科学部(法学系)・教授

⑧原 俊之

明治大学・兼任講師

⑨南 健悟

日本大学法学部法律学科・准教授(2020年4月より教授)

【立法作業経験者グループ】

①畠中 信夫

元白鷗大学法学部・教授、元中央労働委員会事務局次長

②唐澤 正義

労働衛生コンサルタント、元福岡労働基準局長

【行政現場実務経験者（元労働基準監督官）グループ】

①藤森 和幸

東京安全衛生教育センター、元鳥取労働局長

②玉泉 孝次

近畿労務安全衛生研究所・所長、元丹後労働基準監督署長

③篠原 耕一

合資会社労務トラスト・代表社員、元労働基準監督官

【関連領域グループ～安衛研関係～】

①平岡 伸隆

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・建設安全研究グループ・研究員

【安全衛生実務者グループ】

①角田 淳

労働安全コンサルタント

A. 研究目的

本研究事業の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令等（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

B. 研究方法

先ず、アドバイザーとして、現行安衛法の立法や改正に関わった元行政官 2 名、安全衛生に詳しい元労働基準監督官 3 名、民間の安全衛生実務者（労働安全コンサルタント）1 名、報告書や解説書の執筆者として、法学・行政学を専門とする学者 9 名（と今年度は執筆を担当しない者 2 名）、産業保健を専門とする学者 1 名、建設安全工学を専門とする学者 4 名から成る研究班を編成した。

この研究班で、合計 8 回にわたり会合を重ねる過程で、安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を

専門とする研究者グループ（法学グループ）が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった班員（畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏）らから指摘やアドバイスを心得て洗練させた。また、法学者の一部は、制度運営の実際を知るため、その実務に詳しい人物（安全・衛生コンサルタント制度の実際につき、後藤博俊氏（一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会顧問、労働省環境改善室長等歴任）と森山哲氏（技術士・労働安全コンサルタント、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部長）に聞き取り調査を行った。加えて、技術的な不明点については、メーリングリストで班員その他の専門家に照会した。

更に、現行安衛法の長所と課題を企業等の安全衛生関係者がどう認識しているか、安全衛生意識の高い／低い経営者の背景は何か等について、専門業者を活用し、WEB による社会調査を行った。

C. 研究結果

1 吉川・大幢・平岡ほか報告

吉川・大幢・平岡ほか報告は、現行安衛法の制定過程、すなわち法制度史、同法の制定を後押しした制定直前期の重大災害及び当時の災害の一般的傾向、並びにそれらを踏まえて現行法の骨格を形成した労働基準法研究会の分科会の概要を示している。

同報告では、

ア 現行安衛法の嚆矢とも言えるのが、1911（明治44）年に制定された工場法であり、同法中に設けられた、第9条～第11条：保護職工（15歳未満の者及び女子）の危険有害業務への就業制限、第12条：傷病者及び妊婦への就業制限、第13条：男子を含む職工一般に対する危害の予防、第14条：臨検などの定めが、特に安全衛生と関係が深かったこと、要するに、対象を、一般労働者、弱い労働者（保護職工）、特に弱い労働者（傷病者・妊婦）の3区分に分けた規制を行っていたこと、

イ 工場法時代に、マッチの製造に際しての黄燐の使用を禁じるなどした内務省所管の黄燐燐寸製造禁止法（1921（大正10）年制定）、屋外産業での労災補償制度の確立を主な目的としつつ、労災防止にかかる規制も図った内務省所管の労働者災害扶助法（1931年（昭和6）年制定）および、工場法の適用対象者も含めてその責任保険化を図った労働者災害扶助責任保険法（1931（昭和6）年制定）などの安全衛生に関する法律が制定されたほか、工場法第13条に基づく工場附属寄宿舍規則（1927（昭和2）年内務省令第26号）、工場危害予防及衛生規則（1929（昭和4）年内務省令第24号）、労働者災害扶助法第5条に基づく土石採取場安全及衛生規則（1934（昭和9）年内務省令第11号）、汽罐取締令（1935（昭和10）年内務省令第200号）、土木建築工事場安全及衛生規則（1937（昭和12）年内務省令第41号）、土木建築工事場附属寄宿舍規則（1941（昭和16）年厚生省令第53号）などの規則が制定され、工場内外を適用対象とする安全衛生規制が発達したこと、

ウ 1947（昭和22）年に内務省から分離した厚生省から更に分離した労働省が所管する労基法が制定され、その第5章14か条等に安全衛生に関する定めが設けられたほか、その下に439か条から成る旧安衛則（1947（昭和22）年労働省令第9号）や事業附属寄宿舍規程（1947（昭和22）年労働省令第7号）が設けられたこと、これらは、工場法時代の法規則を基礎としつつ、全業種の全労働者に適用が及ぶ普遍性と体系性を持ち、当時から国際的にも高水準にあったが、その制定直後からの活発な改正、新たな法規則の分離、新設～けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（1955（昭和30）年）、ボイラ及び圧力容器安全規則（1959（昭和34）年）、電離放射線障害防止規則（1959（昭和34）年）の制定等～をもって、その水準が維持されてきたこと、

エ 高度経済成長に伴う多くの新しい技術の登場、それに対応できる技術者の不足等により、大規模重篤災害が多発したこと、その好例として、1969（昭和44）年4月に荒川放水路の新四ツ木橋架設工事で発生したリングビーム工法での倒壊災害（死者8人）と同年11月に発生したエチレンの直接酸化法での爆発災害（死者8人）、1970（昭和45）年4月に大阪市の地下鉄建設工事現場で発生したガス爆発災害（死者79人、重軽傷者420人）、同年10月に長崎市の造船所で発生したタービンローターの破裂災害（死者4人、重軽傷者60名強）が挙げられること、もっとも、新法制定を強く後押ししたのは、1963（昭和38）年11月9日同日（いわゆる「魔の土曜日」）に発生した東海道本

線鶴見駅付近列車脱線二重衝突事故(死者161人)と三井三池炭鉱での炭じん爆発災害(死者458人、一酸化炭素中毒の後遺症者約1,000人)だったこと、このうち大阪市の地下鉄工事現場でのガス爆発災害(天六ガス爆発災害)は、現行安衛法第102条(ガス工作物等設置者の義務)の設置の原動力になったと解されること、

オ 1969(昭和44)年9月に発足した労働基準法研究会のもとに1970(昭和45)年7月に設けられた安全衛生小委員会(後の第3小委員会)が詳細を検討し、翌1971(昭和46)年1月に労働省に提出された同研究会報告書が現行安衛法の骨格を形成したこと、そこでは、以下のような事柄が指摘されていたこと、すなわち、

①戦後、高度経済成長期を経て休業8日以上(2018年には約48万人(うち死亡者約6,700人)、昭和45年には約36万人に達していたこと(2018年には13万人弱)、

②業務上疾病も昭和45年時点で3万件を超えていたこと(2018年には休業4日以上で8,500人強)、内訳は、チェンソーによる白蟻病、キーパンチャー業務による頸肩腕症候群などの物理的な加力をもたらした疾病、負傷がもたらした疾病が多かったが、有機溶剤中毒などの化学的障害によるものも増加傾向にあったこと、

③こうした傾向の背景に、技術革新に伴う生産設備の大型化、複雑化、高速化、職業病や公害の発生等に象徴される産業の非人間化があったと解されること、

④特に製造業、建設業の災害が多く、災害の重篤度を示す度数率では鉄道軌道新設事業、舗装事業、ずい道新設事業などが

高かったこと、原因別では、クレーンなどの他、自動車などの動力運搬機、重建設機械によるものが多かったこと、また、「機械にはさまれ」、「飛来落下物にあたる」、「墜落」、「転倒」など、作業方法や不安全行動に起因する伝統的災害も多発していたこと、

⑤中小企業では、大企業より危険な作業を担当しがちであること、安全衛生設備に投下する資金に乏しいこと、下請企業の間で能力格差があつて安全衛生面での協議連携が困難な場合が多いこと、大企業が下請の安全衛生管理に消極的な場合が多いこと、離職率が高く熟練労働者の確保が難しいこと、安全より生産に追われ易いこと、一般に衛生管理に関する意識が乏しいことなどの構造的問題がある(=一層深刻になっている)こと、

⑥労働力構成の高齢化、若年労働者等の体力の低下、疾病による休業の増加など、おそらく社会経済構造の変化と関わる新たな健康問題が生じていたこと、など。

カ 労基法研究会報告書は、以上のような災害傾向分析を踏まえ、従前の制度について、以下のような問題点を指摘していたこと、

①労基法体系下での規制では、総合的な予防施策を講じにくく、特に産業社会の急激な変化に対応しにくいこと、

②より具体的には、最低基準による規制を超える幅広く柔軟な行政の展開が困難なこと、

③官民双方に、安全衛生に詳しい技術者(安全衛生人材)が乏しいこと、

④中小企業や構内下請事業への対策が不十分なこと、など。

キ 労基法研究会報告書は、以上の認識を踏まえ、以下の基本方針を打ち出していたこと、その方針に基づく項目立てが概ね現行安衛法の章立てに反映されたこと、ただし、安全技師の選任と医師による通報等の制度の提言は反映されなかったこと、

- ①積極的、科学的対策、
- ②新工法、新材料対策のための事前審査制度、
- ③機械設備の本質的安全化のための発注、設計段階での安全性確保、
- ④職場の環境改善による公害源の解消、
- ⑤労働者の体力づくり等の積極的対策、
- ⑥技術指針の作成・公表、労災多発事業場への勧告制度などの行政による柔軟で幅広い誘導策、
- ⑦以上の方策を支える安全衛生研究の推進、
- ⑧安全衛生人材の積極的な養成と官民両者への供給、
- ⑨中小企業や構内下請企業に対する親企業の責任強化と行政による技術面、財政面での支援、など。

ケ 工場法→旧労基法→労基法研究会報告書→現行安衛法という流れには一定の連続性があり、例えば、旧労基法時代に制定された旧安衛則、電離則、特化則、高圧則などの規定の中には、安衛法に格上げされたものも多かったこと、

コ 安衛法の制定過程では、発注者（工事丸投げ業者）を含め、建設工事等の注文者の関係請負人に対する指導の努力義務についても検討されていたこと、

サ 現行安衛法は、以上の経緯を経て、旧労基法第 5 章のほか、労働災害防止団体等に関する法律第 2 章（労災防止計画）

及び第 4 章（元請けの責任等の特別規制）を母体として形成され、その施行後約 10 年で死亡災害が半減したこと、

等が示されている。

2 大藪報告

大藪報告は、法第 2 章に属する第 6 条から第 9 条について解説している。具体的には、これらの条項が規定する 5 カ年ごとの労働災害防止計画制度につき、その発祥から後の経緯を詳述している。

すなわち、

ア 1957 年（昭和 32 年）当時、労働災害による死者が 5,500 人以上、休業 8 日以上死傷者数が約 40 万人に達していたことから、政府全体の災害防止の取り組みの一環として、産業災害防止総合 5 カ年計画という名称でスタートし、その後、労災防止団体法で法制度化され、現行安衛法に引き継がれたこと、

イ 第 2 次計画（1963 年（昭和 38 年）開始）までは災害発生件数等を半減させようとし、その後は労災発生率の約 3 割減少を目標としていたが、発生件数や発生率の減少と共に目標値が漸減し、第 8 次計画から労災総発生件数の概ね 25%減少、第 9 次計画から同じく概ね 2 割減少、第 11 次計画からは死傷者数の 15%減少を目標とするようになったこと、

ウ 第 1 次計画（産業災害防止総合 5 カ年計画：1958 年（昭和 33 年）開始）の段階から、計画的取り組み、事業者（団体）による自主的取り組み、すなわち区々多様な職場リスクに応じた積極的な災害防止の取り組み（これは後に労働安全衛生マネジメントシステムによるリスクアセスメ

ントの誘導に発展する)、重大災害対策や重点業種(当初は建設、港湾荷役、林業等。その後、製造業、陸運業等が含まれるようになった)や中小規模事業への焦点合わせ(：選択と集中)、生産設備や機械の本質的な安全化、作業行動自体の安全化、行政による監督指導体制の強化等が掲げられ、その後も継承されていったこと、ただし、重点業種の設定は第2次計画、機械の本質的な安全化は第3次計画で特徴的に示されたこと、

エ 第4次計画(1973年(昭和48年)開始)から、化学物質による健康障害や一般的な職業性疾病対策と共に、作業関連疾患対策、長時間労働時間対策などの健康面の対策が盛り込まれ、合わせて労働者参加も含む自主的対策の強化、安全衛生教育が強調されるようになったこと、

オ 第5次計画(1978年(昭和53年)開始)から、化学物質対策における有害性調査や作業環境管理のほか、産業医学・産業保健の推進、労災防止団体の活動強化等が盛り込まれるようになったこと、総じて、危険有害性が分かりにくい衛生や健康の積極的な対象化に伴い、情報の収集・提供など、ソフトな対策も積極的に盛り込まれるようになったこと、また、中高年齢者(第7次計画以後は高年齢者)の安全衛生対策も盛り込まれるようになったこと、

カ 第6次計画(1983年(昭和58年)開始)から、第三次産業対策が盛り込まれるようになったこと、

キ 第7次計画(1988年(昭和63年)開始)では、作業環境管理の徹底と特殊健診項目の見直し、有害物対策の総合的推進、海外派遣労働者や企業の海外進出に伴う

リスク対策のほか、総合的推進施策として、安全衛生研究体制の整備、専門技術団体の活動促進等(このうち前者はその後も継承された。後者は第12次計画で同旨の内容が復活した)も盛り込まれたこと、

ク 第8次計画(1993年(平成5年)開始)では、建設、陸運業等と共に第三次産業である卸売・小売・サービス業が重点化されたこと、爆発・火災災害、交通災害が特定災害として重点化されたこと、電離放射線等対策、化学物質等の危険有害性等の表示制度の推進、心身両面の健康づくりの推進、外国人労働者の増加に伴う災防対策(これは、第9次計画以後も継承されていった)等が盛り込まれたこと、

ケ 第9次計画(1998年(平成10年)開始)では、じん肺、職業がん等の減少、酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅が掲げられ、化学物質健康障害防止対策が職業性疾病対策から独立して設定され、健康確保対策にストレスマネジメント対策が盛り込まれたこと、国際水準に立った行政展開等が盛り込まれたこと、

コ 第10次計画(2003年(平成15年)開始)からは、ケに加え、労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進、就業形態の多様化・雇用の流動化への対策が盛り込まれたこと、ケのストレスマネジメント対策がメンタルヘルス対策に代えられたこと、

サ 第11次計画(2008年(平成20年)開始)では、労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進等が強調されたほか、建設業での転落・墜落災害防止対策、腰痛防止対策、振動・騒音障害防止対策、熱中症予防対策、アスベストの全面禁止の徹底、

解体作業等におけるばく露防止対策等が盛り込まれたこと、

シ 第12次計画（2013年（平成25年）開始）では、改めて小売・飲食のほか、社会福祉事業等の三次産業対策が重点化されると共に（ただし、社会福祉事業が掲げられたのは、第11次計画が初めて）、メンタルヘルス対策、過重労働対策が強調され、古くて新しい、危険有害性がわかりにくい化学物質対策などの重要性も改めて喚起されたこと、また、経営トップの安全衛生意識の高揚や、信賞必罰の姿勢が示されたこと、発注者、製造者による安全対策の強化が盛り込まれたこと、更に、東日本大震災を受けた復旧・復興工事対策、原子力発電所事故対策が盛り込まれたこと、

ス 第13次計画（2018年（平成30年）開始）では、改めて死亡災害対策の強化（建設業での墜落・転落防止、製造業での施設・機械等による災害防止等）が盛り込まれたほか、過重労働による健康障害防止対策、主になん患者の治療と就労の両立支援を想定した、疾病を抱える労働者の健康確保対策、横断的課題として、安全衛生専門人材の育成、労働安全・衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用等が盛り込まれたこと、

等を示している。

総じて、安全から危険有害性がわかりにくい衛生、健康へ、一律的な強制規制型から分権的な自主取組促進型へ、の流れを辿ってきたが、震災などの大きな災害、社会経済条件の変化などにより増加する伝統的な建設労災などへの対応、古くて新しい、危険有害性がわかりにくい化学物質対策なども図られてきたことが窺える。各次の

計画に関連して、どのような法政策が講じられ、労災職業病がどのような経過を辿ったかについては、継続的な調査研究がなされる予定である。

3 原報告

原報告は、第4章の事業者を名宛人とする危害防止基準の設定を図った第20条ないし第25条のうち、第20条と第21条について解説している。

同報告では、

ア 両条文は、モノ（第20条）、作業場所・作業方法（第21条）にかかる典型的な労災の再発防止策の基準化（：危害防止基準の設定）を図る、安衛法の基軸とも言える規定であり、文言自体、工場法時代の原型から殆ど変更はないが、それに紐づく安衛則は、成長する規則と言われるほど諸事情に応じて進まないし変化してきていること、両条文を具体化する規定は、概ね安衛則に盛り込まれていること、

イ 危害防止基準は、刑事罰や使用停止命令等の行政権の発動をもって実効性確保が図られており、労災民事訴訟で加害者側の過失の裏付けとされることも多いこと、それだけに、その策定や運用に際しては、現実の必要との関係で過不足を減らすと共に、名宛人による現実的な実行可能性が考慮される必要があること、

ウ 本研究費による研究代表者の先行研究は、危害防止基準の過不足を減らすため、同基準の定め自体に一定程度抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には名宛人である事業者に安全性の証明責任を課す等の方策を提言しており、その正当性と妥当性が検討されるべきこと、

エ 両条文が指す危険は、広く理解されてきたこと、すなわち、第 20 条第 1 号が定める機械等による危険には、原動機や動力伝導部分への巻き込まれ危険などのほか、機械が取り扱う原材料や製造する加工物の飛来、ボイラーの破裂等も含まれること、第 2 号所定の爆発物、発火物、引火物等は例示であって、事業場で製造ないし取り扱う物が、一定条件下で爆発、火災等を生じ、労働者に危険を及ぼし得る場合、それに該当すること、また、「等」とされているのは、単独では発火等の危険はないが、可燃物や還元性物質との接触に衝撃等が加わると爆発等が生じる酸化性の物等も含まれる趣旨であること、第 3 号所定の電気、熱その他のエネルギーによる危険には、危険源への直接の接触による感電危険のほか、アーク溶接による電火性眼炎、溶融高熱物による火傷等の危険も含まれること、第 21 条が定める土砂等が崩壊するおそれがある場所等には、物体の落下するおそれのある場所等が含まれること、

オ 法第 37 条や第 42 条が定める特定機械等の製造や流通に関する規制は、安衛則第 27 条やクレーン則第 17 条などが、事業者に対して、それらの規制による構造規格の審査等をパスしたもの以外の使用を禁止しているため、間接的に事業者の危害防止基準として機能していること、

カ 法第 20 条の原型は、昭和 4 年に制定された工場危害予防及び衛生規則第 1 条～第 14 条（原動機に関する規定）、第 20 条～第 27 条（爆発・火災・引火に関する規定）、第 21 条の原型は、同規則第 15 条（墜落防止のための柵囲等の設置に関する規定）にあったこと、これらの規定は、

明治 44 年に制定された工場法のうち、工場やその附属建設物等に物理的な危険や衛生・風紀にかかる問題がある場合に、行政官庁が工業主に改善措置や使用停止を命じ得る旨を定めた第 13 条に基づき定められたこと、これらの規則の策定に当たっては、当時の内務省社会局が関係各方面の意見を徴した経緯があること、工場法制定のための実地調査を主導した岡實は、現場のリスクは多種多様で変化もするので、法律では概括的な規定を置き、具体的な定めは細則に委ねていた独仏等の制度を参考にこれらの条文を起案した旨を著書に記していること、戦後は、労基法第 5 章が安全衛生について定め、そのうち第 42 条が使用者による危害防止の一般規定を置き、その具体化のために旧安衛則が定められ、現行法第 20 条及び第 21 条並びに関連規則に該当する規定は第 2 編に設けられたが、折々の災害事情に応じて幾度か改正されてきたこと、昭和 47 年に現行安衛法が制定されて第 4 章がその中核を担い、中でも第 20 条及び第 21 条は、中核中の中核規定として、その後一度も改正されず、最も多くの紐付き規則を擁して現在に至っていること、

キ 工場法の制定前から、少女工が機械掃除最中に運転が開始されたことによる死亡事故、精紡機のバンド紐の掛け直し作業中の腕の巻き込まれ事故等が多発していたことが、『女工哀史』等の資料に記載されており、工場法以後の危害防止基準確立の原動力になったと察せられること、

ク 厚労省労働基準局監督課が 2017 年 5 月に公表した安衛法関係送検公表事案によれば、送検された 198 件のうち、一

定以上の高さの作業床の端に囲い等を設ける義務を定めた安衛則第 519 条違反を代表例として、法第 20 条及び第 21 条の違反が最多だったこと、ただし、死傷者の発生を受けた、いわゆる事後送検が殆どであること、

ケ 刑事事件に関する関係判例では、危害防止基準は現に実施されねばならず、安全担当者にその実施を依頼するなど実施の努力をしたのみで遵守したことにはならないこと、動力伝導装置等にかかる危害防止措置は、使用者の所有物や管理物でないもの、その作業場に設置されたものない物にも及ぶこと等、民事事件に関する関係判例では、安衛則の関係規定の細かな文言よりそれらに通底する趣旨を汲んで、重機の運転者のために信号者と信号を定めて合図を送る等の措置を講じることが安全配慮義務の内容となり得ること等が示されており、要するに、危害防止基準は、危険を定型化し、定型的措置を事業者を中心とする名宛人に課すことにより危害の防止を図るものなので、定型的な遵守が求められること、民事過失責任との関係では、定型的遵守のみならず、その趣旨を汲み、現場事情に即したより高度で柔軟な危害防止措置が求められることが窺われること、

コ 法第 20 条、第 21 条を具体化する安衛則第 2 編（安全基準）からくみ取り得る危害防止基準の原則は、①機械等のうち労働者に危害を及ぼすおそれのある部位・箇所につき、囲い、覆い、運転停止などの手法によって安全化する、②機械等の点検、検査、整備などを義務づけると共に使用限度の超過を禁止する、③物との接触

による危険を防ぐために労働者の身体に保護具などを装着させる、④立入禁止などの措置によって、危険な機械またはその部位・箇所、危険な場所などに労働者を不用意に接近させないようにする、⑤合図などによって労働者に危険への注意を喚起し、その回避を促し、安全かつ合理的な行動を促進する、⑥作業主任者などの現場責任者の選任・配置を含め、安全管理に関する指揮命令系統を整備し明確化する、という 6 点に集約されること、これは、1) 危険源の除去・低減、2) それが叶わない場合ないしリスクが残留する場合の追加的な安全・衛生工学的措置、3) それでも残留するリスクに対する人的措置、という 3 ステップ・アプローチとも通底すること、また、その嚆矢である工場危害予防及び衛生規則にもその要素が窺われること、

サ 安衛則が示す危害防止基準には、「危険を及ぼすおそれ」（第 130 条の 9 など）、「身体の一部を挟まれるおそれ」（第 147 条第 1 項）など、危険性を示す抽象的な文言（不確定法概念）が用いられており、行政権を発動する場合や刑事責任を課す場合等にその解釈が問題となるところ、判例（最 3 小決昭和 48 年 7 月 24 日）は、動力伝導装置に覆い・囲い等を設けなかったことで労働者が死亡し、安全管理責任者の刑事責任が問われた事案において、旧安衛則第 63 条第 1 項にいう「接触の危険」という文言について、労働者の操作ミス等を前提としたフェイルセーフの考え方を基準に解釈すべき旨を述べたこと、すなわち、そうした文言は、状況に応じて広く解釈され得ること、

シ 危害防止基準の履行は、関係諸規定

との連携により初めて促進されること、そのため、本研究費による研究代表者の先行研究が、現行安衛法の趣旨とした以下の 8 項目の実現が図られるべきこと、

- ①リスク創出者管理責任負担原則を志向すべき、
- ②国などによる重点傾斜的な計画設定、高権的作用と支援的作用、基礎・応用にあたる安全衛生研究とその成果の普及促進を図るべき、
- ③物的措置のほか、経営工学的知見を踏まえた人的措置を重視すべき、
- ④不確実性が高いリスクには、事業場ごとに適任者を選任し、専門家の支援を受けつつ、自主的な RA を実施させるべき、
- ⑤予防政策は 1 次予防から 3 次予防まで包括的に形成せねばならず、リスク管理では高いリスクを優先し、先ずは根本的で集団的な対策を行い、残留リスクについて、個別的・技術的な対策を計画的・体系的・継続的に講じるべき、
- ⑥労働者の高齢化、疲労・ストレスによる健康障害の一般化などの日本的文脈を前提に、たとえ比較法制度的にパターンなりスティックな面があっても、職域でできる健康の保持増進対策は積極的に推進すべき、
- ⑦不確実性の高いリスク対策は、法文上は積極的・開発的な課題として理想的目標を規定し、ガイドラインで詳細が規定されることが多いので、民事過失責任法上、事案の個別事情に応じて参酌すべき、
- ⑧ハラスメントのような心理社会的危険源を典型として、リスク要因は、社会科学的にも認識すべき。

等が示されている。

4 三柴報告

三柴報告は、第 29 条から第 36 条に至る分担範囲のうち、第 29 条と第 29 条の 2 について、その趣旨や関係判例を調査すると共に、旧安衛則のブリーフを作成し、名宛人の整理を行った。

その結果、安衛法は、遅くとも旧安衛則の頃から、民事事件はもとより刑事事件においても、規制の対象者を含めて、労災防止という目的に照らした柔軟な解釈がなされてきていたが(たとえば、旧労基法(旧安衛則)時代に、使用者を名宛人とする規定を元請人(の現場監督者)に適用し、その刑事責任を認める裁判例も出されていた(河村産業所事件(鍋田農協倉庫倒壊事件)名古屋高判昭和 47 年 2 月 28 日判例時報 666 号 94 頁))、現行法の制定により、労働者を直接雇用する使用者以外の者に、どのような場面でどのような措置を義務づけるかが、かなりの程度明らかにされたこと、特に、第 29 条と第 29 条の 2 は、罰則こそ付さなかったものの、旧安衛則時代には直接的な定めがなく、不明確だった、元方事業者の措置義務を具体的に定めたことのほか、前回の研究プロジェクトで中心的な検討課題の 1 つとした性能要件型規制(目的(:あるべき安全衛生状態)を法定し、その実現手段の選択は(一部の体制的、手続き的要素を除いて)規制対象者の裁量に委ねるイギリス型の規制手法)は、遅くとも旧安衛則時代には機械安全面等で採用されていたこと、が明らかとなった。

このことから、安全衛生に影響を及ぼす者を広く取り込む管理体制の構築が、現行安衛法の特徴の 1 つであり、別添の社

会調査の結果からも、それこそが実際に労災防止効果を生んだ要素の 1 つと解されること、従って、今後の安衛法の改正に際しても、時代状況の変化を踏まえつつも、労災防止に大きな影響を持つ者を広く取り込む管理体制の構築を図る必要があることが窺われた。

5 井村報告

井村報告は、法第 5 章に属する第 37 条から第 58 条に至る分担範囲のうち、第 37 条について解説している。同条は、ボイラー・圧力容器、クレーン・ゴンドラ等、それ自体又はその取扱いに危険を伴う機械等（特定機械等）につき、構造規格への適合審査を経て、製造許可を受けるべきことを定めている。3 ステップ・アプローチ（先ずは、機械や建設プロジェクトの安全設計、ハザードレベルの低い化学物質の採用などの本質的な安全対策を講じ（1st ステップ）、残存するリスクに対して、機械停止装置の装着、安全服の着用などの追加的防護柵＝安全工学、衛生工学的対策を講じ（2nd ステップ）、それでも残存するリスクに対して、安全教育などの人的措置を講じる（3rd ステップ）、という EU 等で原則化している予防の方法論）のうち、1st ステップの履行確保を図る規定であり、3rd ステップの履行を図る規定、すなわち、そうした機械等を取り扱う者に免許や講習受講等の要件を課して、取扱いの適正確保を図る法第 61 条等とは両輪の関係にある。

同報告では、

ア 同条は、危険を伴う機械や有害物等につき、製造・流通段階での安全化を図ろうとする安衛法に特徴的な規制の一環で

あり、特定機械等を使用する事業者ではなく、その製造者を対象とした規制であること、条文上、特定機械等は、「特に危険な作業を必要とする機械等」であって、別表に掲げられたもののうち安衛法施行令で特定されたものに限定されており、安衛法制定以後追加されていないが、定め趣旨からすれば、施行令が定めるものに限る必然性はなく、「特に危険な作業を要する機械等」の解釈を改めて検討する必要もあると解されること、

施行令により、同条の対象とする特定機械等のうち、ボイラーは、一定以上の伝熱面積、最高使用圧力、胴の内径及び内容積を持つ等の条件を全て満たすものに限定され、第一種圧力容器（内容物が大気圧の沸点を超える温度の液体（飽和液）であるものを指す）は、一定以上の最高使用圧力、胴の内径、内容積を持ち、容器内の圧力が大気圧を超える等の条件を全て満たす容器に限定され、クレーン、リフト、ゴンドラも、（過去の災害例や事業場での安全管理が適当か否か等の観点から）施行令で定義されたものに限定されていること、

イ 同条が規制対象とする特定機械等については、古くから、製造、設置等につき、検査による許可制度が設けられ、同条は、それらをほぼそのまま継承する形で策定されたこと、例えば、

ボイラーについては、明治時代に警視庁が取締規則で構造規定に基づく検査、設置許可を定める一方、工場法が行政官庁の裁量による使用停止命令を定め、1935 年（昭和 10 年）には、内務省が構造規格、設置基準、取扱責任者等を定めた取締令を策定して、缶体検査に合格していないボイラー

の設置を禁じ、1937年（昭和22年）の労基法制定に際して、旧安衛則が、ボイラーの高圧化の流れを踏まえて、溶接を要するボイラーの製造を許可制とし、1959年（昭和34年）には、ボイラーの技術的進歩等を踏まえてボイラー則が制定され、全てのボイラー・圧力容器を対象に製造許可制が採用されていたこと、

クレーン等については、1937年（昭和12年）に、労働者災害扶助法に基づき制定された土木建築工事場安全及衛生規則で、（当時は）デリックを中心とする起重機等の巻上装置の構造規制が行われ、その後、1937年（昭和22年）の労基法制定に際して、旧安衛則第327条が、一定以上の巻き上げ能力や大きさを持つ起重機等の揚重機につき設置認可制を採用したが、クレーンの技術革新、関連労災の多発等を受けて、1962年（昭和37年）に旧クレーン則が制定されて、初めて製造許可制が採用されていたこと、

ゴンドラについては、戦前に特段の規制は存しなかったようだが、1937年（昭和22年）に、労基法第46条第2項が、特に危険な作業を必要とする機械器具につき、製造許可制を定め、1963年（昭和38年）に、旧安衛則第109条の6第6号が、巻上機に適切に作動する制御装置を設置するよう定めた後、1969年（昭和44年）に、高層ビルの建設ラッシュによるゴンドラへの需要拡大と関連労災の多発等を受け、ゴンドラ安全規則が制定され、製造許可制が採用されていたこと、

イ 関係する災害例をみると、ボイラーについては、1889年（明治22年）に石川県金沢市の大鋸谷製作所で死者9名、負

傷者8名に達する破裂事故が起き、農商務省の技師による調査で、事前に原料や構造の検査を受け、熟練者が取り扱っていれば防げたと指摘される、ボイラー則が制定される直前の1955年（昭和30年）にも、横浜市鶴見区の製菓工場で、缶体の圧力を調整する安全弁の不備等による爆発事故が起き、死者2名、重傷者6名を生じる等の災害が発生していたこと、

クレーン等については、1927年（昭和2年）に上野松坂屋の工事現場で重量物をつり上げようとした起重機が、垂直に設置されていなかったために、支えとなるワイヤーも切断されて横倒しとなる事故が起き、死者4名、重軽傷者10名以上を生じる、1932年（昭和7年）に東京上野の地下鉄工事現場で、支えとなるワイヤーの品質の問題でエレベータが墜落し、4名が重軽傷を負う、クレーン則策定5年前の1957年（昭和32年）にも、川崎製鉄千葉製鉄所で、マスト（支柱。高さ60m）を補強する溶接が不完全だったことで、ウィンチでアーム（長さ55m）をつり上げようとした際にマストが倒れ、アームと共に崩れ落ちて死者5名、重軽傷11名を生じる等の災害が発生していたこと、

ゴンドラについては、1969年（昭和44年）に東京渋谷の西武百貨店で窓清掃作業中のゴンドラをつっているクレーン部分のギアのかみ合わせの問題からギアが外れてゴンドラが落下し、下を歩いていた小学生2名を含む3名が死亡する等の災害が発生していたこと、

以上のうちゴンドラの災害は、明らかにゴンドラ安全規則の制定を後押ししたこと、ウ 特定機械等の製造許可申請を行う

製造者が遵守すべき申請手続きについては、ボイラー則、クレーン則等の機械等ごとの個別の安全規則に定められており、概ね所轄の都道府県労働局長へ予め申請すべきだが、既に許可を受けたものと同一の型式であれば不要であることのほか、添付すべき書類が定められていること、それには、その構造を示す図面のほか、ボイラーの場合、強度計算、製造・検査のための設備（製品そのものではなく、製品を製造し、検査するための設備を審査する趣旨）、工作責任者の経歴、工作者の資格・数、溶接による場合、溶接施工法試験結果、クレーンの場合、強度計算（機械等の構造及び部材の作業上発生する負荷に対する耐性。通常、材料の強度と装置の許容応力から安全率を算出する）の基準（ただし、実務上は、計算式のみでなく、計算結果まで添付が求められている）、製造過程で行う検査設備、主任設計者と工作責任者の経歴等が定められていること、また、申請を行う製造者が準拠すべき製造許可基準も公表されていること、

エ 関連判例に富士プロイラー事件静岡地判昭和 58 年 4 月 7 日があり、原告会社が購入した乾燥機に設計とは異なる製造の問題があったことで、原料投入口の鉄蓋が吹き飛び、同機内の鶏の肉片等が付近の住宅等に飛散し、操業停止から廃業を余儀なくされたため、同機の製造ないし落成に際し、構造検査等を適正に実施せず、安衛法上の諸規則が定める許可基準を充たさないのに許可を出した等として、国（労基署長）を相手方として不法行為損害賠償請求をした事案につき、判決は、安衛法上の第一種圧力容器に関する諸規則が、製造

許可、構造検査、落成検査等の審査手続きを行うのは、労働安全衛生を目的とし、国が事業者に対してその安全性を保証する制度ではなく、仮に規格適合性審査が不十分な容器が設置されることになっても、事業者との関係では違法性を論ずる余地はないとし、控訴審（東京高判昭和 60 年 7 月 17 日）も、その判断を支持したこと、等が示されている。

6 阿部報告

阿部報告は、法第 6 章に属する第 59 条から第 63 条について解説している。この章は、労働者への安全衛生教育を中心として、一定の危険有害業務への資格を持たない者の就業制限、中高年齢者等の適正配置等について定めている。

同報告では、

ア 安全衛生教育は、主に「錯覚」、「焦り」、「慣れ」等の人的要因による災害の防止を目的とするものであること、

イ 本章の条文とそれに紐付く政省令が定める安全衛生教育制度は、現行法によって具体化・充実化されると共に、体系的に整備されたこと、例えば、雇い入れ時教育制度（第 59 条第 2 項）は旧労基法時代からあったが、作業内容変更時教育（第 59 条第 2 項）や一定の危険有害業務に従事する者への特別教育（同条第 3 項）、職長等の現場監督者向けの教育（第 60 条）は、現行法に初めて盛り込まれたこと、

ウ 現行法での教育制度の整備の背景には、その制定前には毎年 6,000 人超の労災による死亡者が生じており、昭和 46 年の労災防止計画で教育制度の強化が対策の柱の 1 つとされたこと、現に、教育の

懈怠が社外工や顧客にまで被害が及ぶ重大な労災の重要な原因となったと思われる例が生じていたこと、他方、適当な教育内容の背景依存性（事業場の特質や業務の性格等の諸事情に左右されること）を理由に年少労働者への教育不足があっても事業者に過失なしとした司法判断（良工社女子年少者就業制限等違反被告事件・名古屋地判昭 26・9・19）もあったこと等の経緯があったこと、現行安衛法の制定後も、東海村核燃料施設臨界事故等の災害例によって制度の拡充が促されたこと、

エ 派遣労働者への雇入れ時の安全衛生教育は基本的に派遣元が担うが、作業内容変更時教育は派遣元、派遣先双方、特別教育は、派遣先が担う立付付となっており、指針（「派遣労働者が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年 11 月 17 日労働省告示第 138 号、平成 30 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 417 号））で、派遣先の実施義務が法定されていなくても、そうした性格を持つ教育は派遣元が派遣先に委託でき、派遣先には受託するよう求められていること、教育措置の懈怠による民事責任は、教育をなすべき立場等帰責事由の有無により、派遣元・派遣先それぞれが負うものであること、

オ 実施すべき教育の基本的事項は、安衛則第 35 条に定められているが、同条第 1 項第 8 号も定めるように、対象となる労働者が従事する業務等により可変的である（：背景依存性がある）こと、

カ 雇入れ時教育、作業内容変更時教育義務、特別教育には罰則が付されているが、職長等現場監督者向け教育義務には付されていないこと、また、内容の背景依存

性から、前二者には教育時間数が定められていないこと（他方、特別教育については、安衛則第 36 条が定める 57 種の危険有害業務につき、実施内容や教育時間が、関係規則等に示されていること）、その分、労災防止の観点で内容を事業場や業務の特質に応じて実質化すべきこと、安全衛生教育が人的要因対策を主目的としていることから、今後、健康教育が強化されていくと一層意義を発揮すると思われること、

キ 一定の危険有害業務への従事者には、旧労基法時代から、危険度に応じて、免許取得、技能講習修了、特別教育修了の 3 種の資格要件が課されており（事業者にはそれらの資格を持つ者の活用や教育の実施、従事者には資格を得た上での業務従事が義務づけられてきた）、現行安衛法に特別教育制度が盛り込まれた後も、特別教育より上位の資格を持つ者には、その全部か一部が免除され得る定めとなっていること、

ク 職長等現場監督従事者対象の教育は、作業方法の決定、労働者の配置、仕事の割り振りなどの「監督の仕方」の教育であり、主に建設業、製造業等 6 業種での実施が義務づけられているが、ホワイトカラー系の業務でも必要性が増していると思われること、

ケ 一定の危険有害業務（安衛令第 6 条が定める 31 種）につき選任が義務づけられている作業主任者が職長等現場監督従事者向けの教育の対象から外されたのは、作業主任者にはより高い基準が設けられていること（免許や技能講習修了者でなければ作業主任者たり得ないこと）によること、

コ 法第 61 条は、免許、技能講習修了など一定の資格要件を持たない者を一定の危険有害業務に従事させることを罰則付で禁止しているが、対象となる危険有害業務は、安衛令第 21 条が定める発破、ボイラー、クレーン、重機関係作業等 16 種に絞られており、特別教育の対象となる 57 業務（安衛則第 36 条）より範囲が狭いこと、

サ 法第 62 条は、身体能力が低下するが経験値が高いことが多く、雇用継続が様々な者のメリットになり得る中高年齢者等について、適正配置により、労災を防止しつつ雇用の維持を図ろうとした規定であり、通達では、中高年齢者のほか身体障害者が対象となる旨示されているが、その趣旨からすれば、未熟練労働者や精神障害者等にも適用されて然るべきと思われる、その際には、障害者雇用促進法に基づき発出された合理的配慮指針等が参考にされるべきこと、

シ 今後、プラットフォーム労働者（請負契約等に基づき個別的に仕事を引き受けて働くが、労働実態が労働者に類似する者）への安全衛生教育制度の適用が課題となると思われること、一人親方への安全衛生教育については、最近策定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」で、受講機会の確保が図られることとなったこと、

等が示されている。

7 石崎報告

石崎報告は、法第 65 条及び第 65 条の 2 について詳説している。より正確には、両条が定める作業環境管理をめぐる制度の

変遷を、背景となった災害や、当該制度を安全配慮義務の内容と認めた判例、最近の坑内作業場への展開の動きなどを含め、詳細に論じている。それを端的に言えば、現実的な運用可能性と管理の精度ないし実効性の向上を両立させようとする努力の経過だったといえる。すなわち、制度的には、作業場ごとに異なる作業環境に適合した環境測定デザインからはじめ、測定、評価、対応策までの包括的なプロセスの構築を模索する過程であり、技術的には、時間や空間ごとにばらつきがある有害物の濃度の的確な捕捉を模索する過程だった。安衛法とは別に単独立法として制定され、主に作業環境測定を担当する専門家や専門機関の認定等について定めた作業環境測定法については、その前後の関連条約（職業がん条約や作業環境測定条約）の採択、作業環境測定の専門性の高さがドライブとなったこと、単独立法とすることで社会的な認識の喚起が図られていたことなどが示されている（ただし、作業環境測定条約は、同法上の作業環境評価の仕組みに大きく影響した経過がある）。判例は、災害発生後の賠償責任論として、使用者に、作業環境管理の包括的なプロセスの実施について最善の努力を講じる義務があると判断することで、制度や技術の展開を後押ししてきたことが窺われる。また、告示として発せられてきた作業環境の測定や評価に関する基準には、強い法的効力が認められてきたことも示されている。

その他、石崎報告書からは、以下の事柄が窺われる。

大阪の印刷工場で生じた胆管がん問題に象徴されるように、化学物質管理の法政

策は、古くて新しい、人の命や健康に関わる規制科学の重要問題である。現在、約7万種類の化学物質が職場で取り扱われていると言われる。我々の生活は、現に多くの化学物質に支えられている以上、それらの製造や取扱いを全て禁止するのは現実的でない一方、実効的な規制のありようは、知識、技術、コストなど、さまざまな限界との関係で、国内外で長年の難題だった。これは、いかに産業の高度化が進んでも、労働者らが化学物質に接触する(ばく露する)機会がある限り、継続する問題である。

化学物質管理に関する労働安全衛生関係規制は、製造業者らによる新たな物質の危険有害性の調査と行政への届出、危険有害性の大きさによる規制の段階化(製造禁止から危険有害性の自主的な調査等の推奨まで)を基本として、事業者による技術的措置、製造業者らによる危険有害性情報の事業者への伝達、作業場の空間にある有害物の測定、評価と有効な対策の基準化、専門家や専門機関の養成など、多様な主体による多面的な措置を、強制から誘導、権限の設定まで、さまざまな手法で図ってきた。しかし、新規化学物質は増加の一途を辿るし、既存化学物質の危険有害性も全て明らかではないし、たとえ明らかであっても適切な測定にはさまざまな障害がある。そうした中で、アスベスト訴訟のように、国の規制権限の不行使が問われる訴訟や、化学物質被害に遭った労働者が事業者や製造者の過失責任を問う訴訟も生じている。そして、化学物質の有害性について情報や取扱い経験を持つこと等を根拠に元請けの過失責任を認める例(みくに工業事件・長野地判平成3・3・7労判588号64

頁)や、使用者には、行政が公表した職場空間の有害物質濃度の基準を遵守するのみではなく、国際的な環境基準等に準拠して作業環境を整備する不法行為法上の注意義務があったのに怠ったため労働者に職業病を発症させたとして賠償責任を認めた例(日本化学工業事件・東京地判昭和56・9・28判時1017号34頁)、やはり、使用者に、法定の作業環境管理のみではなく、個人サンプラー(個々人に取り付ける化学物質の測定器)の活用を含め、測定から対策に至る現場実態に合った管理を行う安全配慮義務があったのに怠ったため労働者の有機溶剤中毒を招いたとして賠償責任を認めた例(内外ゴム事件・神戸地判平成2・12・27労判596号69頁)など、直接の使用者ほかの関係者にやや結果責任的な賠償責任を課す例が散見される。つまり、化学物質管理に関する安衛法の基準は、過失の判断基準になり得ないほど不完全な状況にある。そこで、安全衛生法の政策担当者は、EUのように、事業場で取り扱われる全ての化学物質について、事業者にはリスクアセスメント(危険有害性の調査)の義務づけを図ってきたが、罪刑法定主義を充たすほど要件を定義できないとの批判のほか、危険有害性が明らかでない物質について事業者に過重な負担を課し得ない等の批判により、ごく一部の物質を除き、実現していない。これは、科学者と制度論者が協働して取り組むべき課題である。

8 南報告

南報告は、法第9章に属する第78条から第87条について解説している。この章

は、企業単位で複数の重大労働災害を生じた事業者を対象とする特別安全衛生改善計画制度と、同制度の対象には当たらないが、その適用によらなければ労災防止を果たし得ない事業場を対象とする安全衛生改善計画制度、事業場の安全衛生の診断や改善指導等を業とし、所定の受検資格を充たす者が試験により認定される国家資格である労働安全・衛生コンサルタントについて定めている。同報告では、

ア 本章が定める諸制度は、行政の関与により事業場による自主的な安全衛生確保を支援するための人・組織の意識・知識への働きかけという性格が強いこと、

イ 特別安全衛生改善計画制度は、事業場単位ではそうでなくても、企業単位では複数の重大災害を繰り返した事業者企業単位での改善策を講じさせるために設けられたもので、企業単位での措置の義務づけは、安衛法制史上初めてだったこと、制度形成前の平成 21 年からの 3 年間にも、まさに企業単位で、起因物（災害をもたらすもとなった機械や設備等）や型（墜落・転落、転倒など、傷病を受けるもとなった起因物が関係した現象）が一致する災害を繰り返した会社が少なくとも 20 社あったこと、

ウ 特別安全衛生改善計画制度の適用要件となる重大労働災害については、安衛則第 84 条第 1 項に定めがあり、死亡災害や労働補償保険法上の障害等級第 7 級までの障害が生じた場合のほか、安衛法上の死傷病報告を踏まえ、それを「生じるおそれ」がある場合を含み、なおかつ、災害発生当時に等級判定できないケースでは、その時点では重大災害には該当しないものと扱

い、その後確定の際に災害発生時点に遡って発生日とすること、ただし、遅発性疾病の場合、医療による診断時を発生日とすること等が通達に示されていること、

エ 同じく、重大労働災害の再発防止上必要と認められる場合との要件については、安衛則第 84 条第 2 項に定めがあり、当初の重大労働災害発生から 3 年以内に他の事業場で起因物と事故の型が同じ重大労働災害が生じたことと、関係法令に違反したこと等が主要要件とされ、違反が問われる関係法令に一般労働者の長時間労働規制等は含まれない（安全衛生関係の規制に限定されている）が、基本的な要件に厳密には当てはまらなくても、企業単位での重大労働災害の再発防止という制度趣旨に照らして個別判断される旨も通達で示されていること、また、その対象とならない場合も、安全衛生改善計画制度の適用対象にはなり得ること、

オ 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画の作成に際して求められる労働者の代表からの意見聴取は、当該企業の全事業場ではなく、計画の対象とする事業場のみで行われれば良いと解されていること、ここでいう計画の対象とする事業場（安衛則第 84 条第 4 項第 2 号）は、重大な労働災害が発生した事業場と同様の作業が存在するなど、同様の労働災害が発生する可能性がある全ての事業場とされていること、

カ 第 78 条は、第 3 項で、労使双方に特別安全衛生改善計画の遵守義務を課しており、事業者がそれに反した場合、第 1 項、第 4 項が定める計画の作成、変更の指示に反した場合と同じく、必要な措置につき厚生労働大臣が勧告することができ

（第5項）、それでもなお当該事業者がその勧告に従わない場合、その旨を公表できる（第6項）ことになっているが、勧告や公表の要件は、事業者による違反とされており、労働者のみに不遵守がある場合の適用は困難と解されること、

キ 企業名等の公表制度の趣旨は、特別安全衛生改善計画制度の実効性の確保（すなわち、企業単位での重大労災の再発防止）にあること、

ク 安全衛生改善計画制度は、旧労基法時代に当時の労働省労働基準局が策定した安全管理特別指導制度と衛生管理特別指導制度を前身として、現行安衛法制度の際に法定されたもので、その本来の趣旨は、事業場を悪者扱いすることではなく、事業場ごとの自主的な労災再発防止措置の積極的な履行確保にあり、講じられるべき防止措置も、当該事業場の（部門ごとの）性質、安全衛生状態に応じた（≠背景依存性の強い）「総合的な改善措置」となること、具体的には、機械設備の配置や作業工程に関する改善、機械設備の改修、代替等の安全化、騒音、振動、暑熱環境等の有害性の除去、局所排気装置や換気装置の設置等の有害物対策、保護具の整備、作業標準の整備、教育訓練、安全・衛生管理者の選任、職務内容や権限の見直し等々、3ステップ・アプローチの全て、物的措置、人的・組織的措置の双方にわたる幅広い措置が該当し得ること、よって、その適用に際して、必ずしも法違反は要件とならないこと、

ケ 安全衛生改善計画については、石綿製品の製造作業に従事していた複数の労働者がじん肺に罹患したことにつき、使用者の安全配慮にかかる損害賠償責任のほ

か、国の安全基準設定やその履行確保などの規制・監督権限不行使による国家賠償責任が争われたケースで、国は、そもそも原告労働者らが主張するような規制・監督義務は負っていないし、例外的に行政裁量が収縮して権限不行使の責任が認められる場合があるとしても、本件で管轄の県労働基準局長は、当該事業場を衛生管理特別指導対象に指定し、改善計画の作成を指示して報告書の提出を受けるなどの措置を講じていた以上、その責任を負わないとした裁判例（長野地判昭和61年6月27日判タ616号34頁）があり、本制度の適用が、国の適正な監督権限の行使の裏付けとなることが窺われるが、本計画の不遵守にかかる労使の民事責任等について述べた裁判例は見当たらないこと、

コ 安全・衛生コンサルタント制度は、そもそも、安全衛生の所掌が拡大し、その実現に高度な専門性を要する条件下、企業内で安全・衛生の専門家を設置する余裕がない中小企業等に実効的な指導を行わせることを主目的として設けられたもので、法第80条は、まさに専門知識が求められることが多い特別安全衛生改善計画や安全衛生改善計画の作成の際に彼／彼女らの活用を誘うべく、事業者に意見を聴くよう勧奨できる旨を定めていること、

サ もとは安全コンサルタントのみが法制度化される予定であり、衛生関係では、産業医、衛生工学衛生管理者、作業環境測定士等の資格があるため不要との意見もあったが、各専門家から得られた事業場に関する情報を統合して労働衛生管理を主導すべき存在として、衛生コンサルタントも法制度化された経緯があること、

シ 安全・衛生コンサルタント資格は、その名称を用いて業として労働安全衛生にかかる診断や指導を行うものとして設計され、業務独占でも名称独占でもないが、ほんらい専属たるべき安全管理者や衛生管理者について、1人目以外は当該コンサルタントの選任をもって足りる旨の規定や、中小規模事業場では安全・衛生管理者の代わりに選任が義務づけられている安全・衛生推進者については、外部のコンサルタントの選任をもって代替し得る旨の規定があるなど、資格取得によって、その趣旨に沿った業務を果たし易いよう、制度的な支援が図られていること、

ス 安全・衛生コンサルタントの一般的な役割には、上述の特別管理指導の一環として、都道府県労働局長から事業者への改善計画の作成指示に際して、その勧奨を受けて行う安全衛生診断のほか、資格取得者の指定登録機関（法第85条の2）である（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が厚生労働省から受託している安全衛生診断事業にかかる業務等があること、安全・衛生コンサルタントの選任自体を安全配慮義務の内容と述べた裁判例は見当たらないが、近年は、複雑多様な安全衛生課題に対応するため、産業医を筆頭に安全衛生の専門家の選任を使用者の安全配慮義務の一環と述べる民事裁判例も増えてきていること、

セ 制度の立案過程で、労働者側の代表から、過重労働やメンタルヘルス対策も特別安全衛生改善計画制度の適用対象とすべきとの意見が示されていたことや、過重労働が社会問題化している現状も踏まえ、企業単位で複数の過労死等を生じている

場合、同制度の適用対象とする案も検討に値すること、

ソ 特別安全衛生改善計画制度や安全衛生改善計画制度の作成に労働者（の代表）を関与させる制度の趣旨について、その意見を反映することで同制度の実効性を高めるものとする見解もあることから、法第78条第3項が定める計画の遵守義務違反にかかる労使の民事責任の解釈に際しては、その観点で労働者の義務違反が考慮され得ること、

タ 労働安全・衛生コンサルタントの試験区分は細分化されており、どの区分で合格しても全ての業務をその資格を名乗って遂行できる仕組みについては再検討されてもよいこと、同制度の認知度や社会的位置づけの向上策を検討すべきこと、

等が示されている。

9 鎌田・田中報告

鎌田・田中報告は、法第10章に属する第88条から第100条について解説している。この章は、危害防止基準（なすべきこと・なすべきでないことを具体的に定め、罰則で強制して安全衛生の確保を図る規定）の設定とその強制という刑事一般法的な手法ばかりでは、関係者の技術、意識、財政など様々な原因から法目的の達成が困難であること、人の生命身体健康という保護法益の重要性等を背景に、行政を履行確保のための重要な資源と見立て、様々な形で関与を図らせようとしている。

同報告では、

ア 戦前の工場法は、既に設置された設備や建築物等に災害発生リスクがある場合、改善策や使用停止を命じ得る旨の規定

は設けていたが、それらの新設、操業開始段階での検査等は各府県の警察命令の工場取締規則に委ねられていたところ、戦後、旧労基法制定に際して、事業場の設備等、付属寄宿舍について、一定の基準に沿った新設計画を届け出させ（第 45 条、第 96 条）、安全衛生上必要な場合に着手差し止め、計画変更命令等の監督措置を講じ得る旨の規定（第 54 条）が設けられ、1972 年に現行安衛法が制定された際に、第 88 条にそれらの規定の内容が概ね引き継がれつつ、特定の機械、主要構造の変更や移転も適用範囲に含める、重層的下請関係下では、発注者や元請けのみを適用対象とするなどの整序及び充実化が図られたこと、その後、昭和 55 年の法改正で、工事計画の策定に特定の有資格者を参画させるべきこととされ、昭和 63 年の法改正で、必要に応じ、発注者向けの勧告等ができることとされたこと、平成 26 年の法改正で、大規模工場等で生産ライン等を新設・変更する場合の事前届出制度が廃止され、危険な機械等の設置・移転、大規模建設工事等、一定の建設工事の事前届出制度の 3 種が残存することとなったこと、

イ 法第 88 条は、以上のような経緯を経て、①それ自体にリスクがあるか、有害作業を要するか、それ自体労働者の安全衛生の確保を目的とする機械等（危険有害機械等：動力プレス、一定容量以上の金属等の溶解炉、危険物の製造・取扱い等を行う化学設備、乾燥設備、一定以上の出力の原動機を持つ機械集材装置（材木等をつり上げて一箇所に集積する装置）、一部を除く一定以上の高さの足場、一定の有機溶剤の蒸気の発散源の密閉設備、局所排気装置、

一定の換気装置、一定の鉛や焼結鉍等の粉じんの発生源の密閉設備、事務所則所定の空気調和設備等、四アルキル鉛のガソリンへの混入業務に用いる機械等、特化則所定の第一類物質（特に有害性が強い発がん性物質等）や第二類物質（第一類に次いで有害性が強い発がん性物質等）を製造する設備等）の設置、移転、変更を行おうとする場合（第 1 項）、②過去の災害状況を踏まえて選定された、特に大規模な建設業の仕事（爆発、倒壊、異常出水等のリスクが高いトンネル、橋梁、潜函（圧縮空気地下水の流出を防ぎながら作業ができるようにしたコンクリート製の箱。ケーソンともいう）等にかかる建設工事のうち、一定の規模や性質の仕事。一例として、最大支間 500m 以上の橋梁建設の仕事）を開始しようとする場合（第 2 項）、③②には達しないが、やはり過去の災害状況を踏まえて選定された一定の規模や種類の建設業の仕事（一例として、最大支間 50m 以上の橋梁建設の仕事）や土石採取業（鉍業を除く）の仕事（一例として、地中に穴を掘って採掘する坑内掘り（≠露天掘り））を開始しようとする場合（第 3 項）には、②の場合、厚生労働大臣宛に、①③の場合、所轄の労基署長宛に、各行為の 30 日前までに、所定の様式による届出書のほか、所定の書面と図面等を添えて届け出るべきこと、ただし、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施していること等を所轄の労基署長が認定した場合、①②の届出が免除されること（第 1 項但書。計画届免除制度）、厚生労働大臣や所轄労基署長は、届出内容を審査し、法令違反事実を認めれば、工事差し止め命令や計画変更命令を発し得るこ

と（第6項）、当該命令等の発令時に必要がある場合、発注者に対して、労災防止のための勧告や要請を行い得ること（第7項）、を定めるに至ったこと、第1項ないし第5項違反には罰金刑、第6項違反には懲役又は罰金刑が下され得ること（第120条第1号、第119条第2号）、

ウ 計画届免除制度は、法第28条の2、安衛則第24条の2に基づく指針等の関係規定に沿って、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施していることのほか、労災発生率が平均未満、申請日前1年間に重大労災が生じていないこと等を条件に、事業場に対して、所轄労働基準監督署長の認定により適用されるが、建設業者については、店社安全衛生管理者（法第15条の3）と同様に、「当該仕事の請負契約を締結している事業場」（通例は元請けの本店、支店など、重層的下請関係下で、1つの場所で行われる仕事の差配をしている事業場）ごとに認定されることとなっていること、

エ 重層的下請関係下で建設工事が行われる場合、下請け（工事を自ら行う発注者や元請人以外の者）は届出義務を負わないこと（第5項）、元請人が共同企業体であって、共同企業体代表者届を労基署長に提出した場合、当該代表者のみに第88条の届出義務が生じること、

オ 第88条に基づき届け出られた計画のうち、既存の法令上の措置基準や構造規格に合致していても、技術革新、設備の大型化、新規有害物質の登場等を背景に、高度の技術的検討を要するもの（例として、新規に開発された工法等を採用する建設計画や、石油化学工場等における新生産方

式の採用による設備増設計画等（労働調査会編『労働安全衛生法の詳解（改訂4版）』（労働調査会、2015年）954頁）については厚生労働大臣が、それに準じるもののうち所定のもの（例として、高さ100m以上の建築物の建設の仕事のうち、埋設物等が輻輳する場所の近くで行われるもの、堤高が100m以上のダム建設の仕事のうち、車両系建設機械の転倒等の危険がある場所で同機械を用いて作業を行うもの等）については都道府県労働局長が、その計画に係る建設物、機械、仕事の規模等を勘案して、審査できる旨が定められていること（第89条、第89条の2）、

カ わが国の労働監督制度の発祥は、1892年（明治25年）鉱業条例に基づく鉱業監督制度だが、一般的には工場法施行の直前に農商務省商工局に置かれた工場監督官4名と同監督官補5名と理解されており、1916年（大正5年）には、工場法の施行を、都道府県の警察部に置かれ、独立官職としての身分保障のない工場監督官と同監督官補計208名が担うこととなり、1938年（昭和13年）に厚生省労働局監督課が工場法を所掌することとなって3年後に、労務監督官、労務監督官補に改められ、戦時体制下には労務管理官に名称が統一され、戦後、1947年（昭和22年）に労基法が制定されると、労働監督機関は新設された労働省のもとに統一されると共に、1923年ILO第20号勧告をモデルに一定の独立性と身分保障が付与されるに至ったこと、

キ 労働基準監督機関については、厚生労働大臣＞労働基準主管局長＞都道府県労働局長＞労働基準監督署長＞労働基準

監督官という指揮監督系統が法定されており、基本的には、監督署長が、臨検、尋問、許可、認定、審査、仲裁その他労基法の実施に関する事項を司る権限を付与されているが、主管局長、都道府県労働局長も、その権限を行使できるとされていること（法第99条）、

ク 労働基準監督官による令状なしの立入、検査、収去等の合憲性について参考になる判例として、被告人が令状なしの税務調査（書類呈示の要求）を拒否したために起訴された事案で、同調査の合憲性が争われた川崎民商事件最大判昭和47年11月27日判例時報687号17頁があり、同判決は、侵入、搜索、押収等における令状の必要性（令状主義）を定めた憲法第35条第1項は、刑事責任の追及手段としての強制に対する司法権による抑制を保障した規定だが、旧所得税法に基づく検査のような目的を異にする類似の手續にもその保障は及び得ること、他方、本件質問調査は、刑事責任の追及を目的としておらず、刑罰も間接強制的な性格のもの（：調査を拒めば罰則が適用されるが、調査自体が強制されるわけではない）で強制度合いは直接強制的なものほど強くなく、重要な公益目的の実現に不可欠で、その目的との関係は不均衡ではないことなどから、令状がなくても違憲ではないとしたこと、

ケ 法第91条は、労働基準監督官による令状なしの立入、帳簿等の検査、作業環境測定、物品の収去等の権限（第1項）、医師である監督官による伝染病等の疑いのある労働者への検診の権限（第2項）、第1項、第2項の権限行使に際しての証票の携行・呈示の義務（第3項）と併せ、

第1項の権限が刑事責任追及目的ではないことを定めている（第4項）こと、実際の立入調査（臨検監督）には、定時監督、災害時監督、申告監督、再監督の4種類があり、そこで労働基準関係法令違反が認められれば是正勧告（是正勧告書の交付）が行われること、是正勧告は行政指導に過ぎないが、対象者が違反状態を放置すれば、行政処分としての報告の命令（労基法第104条の2）がなされ、対象者が応じないか、虚偽の報告を行えば、労基法第120条第5項に基づき送検手続を講じ得ること、他方、法令違反に当たるとは限らないが、ガイドラインに反するなど、状況改善の必要が認められる場合、指導票が交付され得ること、

コ 犯罪捜査の必要が認められた場合、監督官は、司法警察官として、刑事訴訟法に沿って職務を執行することとなること、強制捜査（差押え、搜索、検証等）には当然ながら令状が必要となること、労働法違反の捜査は高度に専門的であることから、監督官にその権限が認められることとなったこと、かつては、どのような場合に司法処分にするかの判断基準（司法処理基準）が存在したが、現在は存否自体公開されていないこと、実際には、死亡災害などの重大災害をもたらす法違反、いわゆる「労災隠し」、「虚偽申告」などの故意性、公益侵害性が強いものが処分対象とされる傾向にあること、

サ 法第93条は、本省、都道府県労働局、労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を配置し、前者には、特定機械等の製造許可（法第37条）、特別安全衛生計画や安全衛生改善計画のうち

産業安全に関する事項の審査、災害原因調査等の産業安全に関する事務、後者には、有害物の製造許可（法第 56 条）、新規化学物質の有害性調査（法第 57 条の 3～5）に係る勧告、作業環境測定、特別安全衛生計画や安全衛生計画のうち労働衛生に関する事項の審査、災害原因調査等の労働衛生に関する事務を司らせることとしているほか、両者に、それぞれの専門に係る労使への指導援助を行わせることとしていること、細則が、「産業安全専門官及び労働衛生専門官規程」に設けられていること、同規程は、本省配置の専門官を中央専門官、都道府県労働局以下配置の専門官を地方専門官と呼び分けていること、

シ 法第 94 条は、両専門官の立入、質問、帳簿等の検査、作業環境測定、物品の収去の行政権限（≠司法警察権限）を定めていること、

ス 法第 95 条は、都道府県労働局に労働衛生指導医を置き、都道府県労働局長の指示による作業環境測定（法第 65 条第 5 項）の実施、同じく臨時健診（法第 66 条第 4 項）の実施にかかる意見具申など、労働衛生に関する専門医学的立場から労働衛生行政に関与させることを定めていること、この制度は、昭和 43 年の労働衛生指導医規程で、衛生環境の改善、職業病予防等の双方への貢献を目的に設けられた制度を引き継いだもので、非常勤の国家公務員として、集団的措置と個別的措置の双方への貢献を予定されていること、一例として、鉛中毒患者が発生した事業場で罹患が判明している労働者以外にも健診の実施を指示する場合、①必要性の判断理由、②健診項目、③実施すべき労働者の範囲等

を示すためにその参画を得ていること、

セ 一定の対象につき厚生労働職員らによる立入、検査等を定めた法第 96 条は、長文にわたっているが、要するに、①機械等の本質的安全化を図るため、型式検定や個々の機械の安全性能検査の万全を図ること、②安全衛生の確保にとって重要な安全衛生管理体制の要となり得る労働安全・衛生コンサルタント及びその業務の質の確保を図ること、を目的とした規定であること、①の規定が型式検定の万全を図った趣旨は、個別検定が免除されているがゆえの安全性担保であること、これらの目的を果たすため、水平展開されるという意味で影響力が大きく、特例性が強い型式検定（を受けた機械等の構造や、それらを製造・検査する設備等の）の監督と、同じく影響力の大きいコンサルタント業務の監督につき、厚生労働大臣の権限とし、より定常性が強い登録製造時等検査機関等の業務の監督を厚生労働大臣又は都道府県労働局長の権限としたこと、コンサルタント業務の監督や登録製造時等検査機関等の業務の監督に労働衛生指導医の関与が必要な場合、同指導医に事業場への立入、質問、作業環境測定や健診結果等物件の検査をさせることができる旨の定めを置いたこと、

ソ 法第 96 条の 2 は、平成 18 年に成立した独立行政法人改革関連厚生労働省関係法律整備法（平成 18 年 3 月 31 日法律第 25 号）により追加された規定であり、独立行政法人労働者健康安全機構に災害調査（労災の原因調査）、立入検査等を行わせることができること等を定めていること、本条が調査、立入の権限を与えた対

象は、当初は独立行政法人労働安全総合研究所であったが、組織改編により、労働者健康安全機構に統合された経緯があること、労働安全衛生総合研究所は、元は国立機関で、その後独立行政法人となった産業安全研究所と産業医学総合研究所が併合されてきた経緯があること、実際のところ、同機構による立入検査は、安衛法規違反がうかがわれ、重篤な被害が予想されるような条件でなければ、適用され難いこと、

タ 法第 97 条が定める労働者による安衛法令違反事実の申告権は、労働行政に権限の発動を促すことをもって労働安全衛生行政の実効性を確保するために保障されたものであって、労働行政に権限発動の作為義務を課したのではないと解されていること（例として、東京労働基準局長（青梅労基署）事件東京高判昭和 56 年 3 月 26 日労働経済判例速報 1088 号 17 頁（本件は上告されたが、最 3 小判昭和 57 年 4 月 27 日で棄却された）、池袋労基署長事件東京高判昭和 53 年 7 月 18 日判例時報 900 号 68 頁）、ただし、学説の中には、放置することで、労働者の生命・身体・健康に重大な侵害が予想される場合、事実調査等の作為義務が生じるとするものもあること、本条は強行規定なので、本条第 2 項に反する不利益取扱いは、事業者の報復的意思の存在（実際の認定は、概ね間接的な事情からの推認となる）を要件として、解雇等の法律行為であれば民事上無効となり、いじめ等の事実行為であれば不法行為となり得ること、

チ 法第 98 条は、刑事罰とは別の方法で、広く安全衛生基準の実効性を確保するために、行政機関が、それに違反した事業

者、注文者、機械等貸与者や建築物貸与者に対して、作業や使用の停止、変更等を命じられるようにした規定で、元は、工場法第 13 条が、工場及び付属建設物や設備が危害を生じる虞がある場合を要件に（ただし、衛生風紀その他公益を害する場合も含めて）同旨の定めを置いていたが、それらの新設等については監督措置を定めていなかったところ、旧労基法が、第 54 条に、それらの新設移転変更について監督措置（基準に則して届出させ、必要に応じて工事を差し止め、使用を停止させること）を定めたことを受け、それらの工事の開始後や設備の設置後に生じた安全衛生基準違反に対応することを主目的として、第 55 条に同旨の規定を定めると共に、建設物、寄宿舎等の附属建設物や設備のみではなく、原材料（を使用する場合）も行政措置の対象に加えたこと、それが安衛法の制定の際に更に拡大されて本条に引き継がれた経緯があること、

ツ 第 98 条に基づく使用停止等の命令は、あくまで同条に列挙された条項違反の場合に限られ、それには、法第 20 ないし第 25 条のような事業者を名宛人とした規定のほか、法第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項や第 4 項のような救護に関する規定で、一般の事業者のほか元方事業者等を名宛人とした規定、法第 31 条第 1 項のような、建設物等（建設物、設備、原材料）を請負人の労働者に使用させる一定の注文者を名宛人として、当該建設物等にかかる労災の防止措置を義務づけた規定、法第 33 条第 1 項のような、特定機械等の貸与者を名宛人として、当該機械等による労災の防止措置を義務づけた規定、法第

34 条のような、建築物貸与者を名宛人として、当該建築物による労災の防止措置を義務づけた規定が当てられていること、

テ 第 98 条に基づく使用停止等の命令の発令要件である法違反の判断基準については議論があり、たとえば、事業者に墜落防止措置を義務づけた法第 21 条第 2 項を具体化した安衛則第 518 条は、作業床設置の要件として、高さが 2m 以上であることのほか、労働者に危険を及ぼすおそれがある場合と定めている（その他、安衛則が定める危険の内容については、本研究班の藤森和幸氏が作成した別紙（「危険」の内容（労働安全衛生規則）例）を参照されたい）ため、具体的・形式的な高さ基準のほか、落下場所の態様、労働者の年齢技量等を実質的に総合考慮する必要があるとの見解があり得るが、広島簡裁判決昭和 56 年 4 月 9 日は、安衛法規は、危険を定型化して労災防止を図ろうとしたものなので、当該基準に反すること（＝労働者への危険の可能性があること）をもって命令の発令要件たり得ると解していること、

ト 建設物や設備等について変更を命じられる範囲は、違反した規範の保護目的と当該建設物等の性質を考慮して決定されるため、安衛則で義務づけられた安全装置の備え付けを命じること等は当然に可能であること（ただし、コストを考慮した方法を命じなければならぬか否か等は要検討）、使用停止等命令は、所定の書式をもって、違反法令、期日等の事項を明示して行われ、違反状態が是正された場合は、その旨発令者に報告されねばならないとされていること、

ナ 法第 98 条第 3 項は、法令違反があ

って、なおかつ都道府県労働局長等の権限行使を待ってられないほど事態が切迫している場合、労働基準監督官が、自ら使用停止等の権限を即時に行使できる旨を定めており、この制度は、本条が定める法違反は、現場の監督官による臨検で初めて発覚することが多いこと（この条文の運用は、多分に現場の監督官実務に委ねられていること）を踏まえて創設されたこと、

ニ 事業者などの法令の名宛人が本条（法第 98 条）所定の法令に違反する場合に、労働基準監督行政がその権限を発動する義務を負うか（その義務違反につき国家賠償責任を負うか）に関するリーディングケースとして大東マンガン事件大阪高判昭和 60 年 12 月 23 日判例時報 1178 号 27 頁があり、マンガンの粉じん等が飛散する工程で就業してマンガン中毒等に罹患した労働者が、当該被害は、事業者による従前からの関連法令違反があり、労働者の生命身体健康が侵される危険を認識し得たのに、臨検、指導勧告等、適切な監督措置を講じなかったことにより生じたとして、国の国家賠償責任を問うた事案について、労働基準監督行政の権限行使は直接労働者に責任を負うものではなく、基本的にはその裁量に委ねられているが、①切迫した重大な危険の発生が予見される、②監督権限行使によらねば危険の発生を防止できない、③現に権限行使によりそれを防止できる、という条件を充たすのにその権限を行使しなかった場合には、国家賠償責任が生じるとしたこと、

ヌ 第 98 条第 4 項は、重層的下請関係等の請負契約関係下で請負人らに対して第 1 項所定の使用停止等命令が発令され、

その実効性確保のために必要と認められる場合、注文者への勧告や要請を行えるとしており、請負人らの法令違反に注文者の作為・不作為が影響しているとの考えに基づいていると解されること、

ネ 法第 99 条は、第 88 条第 6 項や第 98 条第 1 項～第 3 項とは異なり、法令違反がないか、確定できない場合でも、労災発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるとき（：労災発生が目前に迫っていて、放置すれば労働者の生命に危害が及ぶと予想されるような状態で、かつ、労災発生を防止するための措置を直ちに講じなければならない場合に）、必要の限度で、作業停止、建築物等の使用停止等を命じられることとしたものであること、これを緊急措置命令といい、実務上、事業者に文書（緊急措置命令書）が交付されていること、

ノ 法第 99 条の 2 は、無災害の事業場がある一方、災害が繰り返される事業場もある現実を踏まえ、平成 4 年の法改正で設けられた規定で、都道府県労働局長が、死亡災害等の重大災害が発生したり、災害が多発した事業所の事業者、その事業場の安全・衛生管理者などの労働災害防止業務従事者に指定講習を受けさせるよう指示できる旨を定めていること、その講習には、法令や安全・衛生管理の方法のほか、実際の労災事例と防止対策が含まれていること、この規定は、立法者が、災害（の再発）防止にとって、安全衛生人材による管理体制が重要と考えていたことを示していること、ただし、実際にはあまり活用されていないようであること、

ハ 法第 99 条の 3 も、平成 4 年改正で

設けられた規定で、第 61 条第 1 項が定めるクレーン運転等の就業制限業務の有資格者が、当該業務について本法令違反により労災を発生させた場合、都道府県労働局長が、事業者ではなく、当該有資格者に対して、直接、指定講習の受講を指示できる旨を定めていること、当該講習には、危険な機械等の構造やそれを用いた作業方法等のほか、やはり、関係法令や実際の労災事例と防止対策が含まれていること、

ヒ 法第 100 条は、第 1 項で、厚生労働大臣以下労基署長までの労働基準行政が、本法の施行のため、労使のほか、機械等貸与者、建築物貸与者や労働安全・衛生コンサルタントに報告や出頭をさせられる旨、第 2 項で、登録製造時等検査機関等にも報告をさせられる旨を定め、第 3 項で、労働基準監督官が、労使に報告や出頭をさせられる旨を定めており、安衛則が定める健診結果報告制度（第 52 条）や特別規則が定める様々な特殊健診結果報告制度、労働者私傷病報告制度（第 97 条）は、本条第 1 項の定めに基づくこと、このうち労働者死傷病報告制度（安衛則第 97 条）は、行政も特に重視しているが、これに反していわゆる労災隠しが行われる場合が多いこと、その背景として、①建設業における工事の受発注への支障、②労災保険料の増額、③刑事責任の追及に繋がること、④作業責任者等の勤務評価の低下等を回避する意図が指摘されていること、最近の法改正で、派遣労働者の労災については、派遣先と派遣元の双方に報告義務が課され、その実施を確保するための関係規定の整備も行われたこと、

等が示されている。

10 森報告

森報告は、安衛法の複数の条文を跨ぐ横断的な検討課題のうち、法定健診制度につき、一般健診と特殊健診を区分し、それぞれの趣旨と概要を述べたうえ、運用上の課題と解決の方向性を示している。

同報告では、

ア 一般健康診断に含まれる特定業務従事者健診の位置づけが不明確であり、有害物にばく露する業務などは、特殊健診に位置づけ、標的臓器を明らかにして、本人の健康管理と作業環境改善を図るべきこと、現在は特定業務とされている強烈な騒音を発する屋内業務も特殊健診に位置づけるべきこと、

イ 一般健診は、個々の労働者の健康状態、資質と職務との適性を測る趣旨を持つので、その健診項目については、脳心臓疾患の発症リスクに関連するものに特化すべきではなく、事業場の実情と労働者をよく知る産業医の裁量によって加除が可能となるようにすべきこと、また、その意義に照らして、パートタイマーにも対象を拡大すべきこと、加えて、受診の時間が、特殊健診と同様に労働時間とみなされるようにすべきこと、

ウ 現状、外部健診団体に健診を委託している事業者が多いが、その運用上、法定されている医師の判断による一部診断項目の省略は困難なので、事業場において産業医等の専門家によってそのあり方について検討して対応できるようにすべきこと、

エ 現状、雇入れ時健診、定期健診項目にある問診内容の決定は多分に担当医の

裁量に委ねられているが（昭和47年9月18日付け基発第601号の1）、その適正を確保するための手続・手順を明らかにすべきこと、同じく既往歴の聴取の内容についても具体的な指針を設けるべきこと、

オ 特殊健診は、危険有害な業務への従事（危険有害な作業環境・条件への慢性ばく露）による健康障害を防止することを目的としたものであり、両者の因果関係に対して過不足を解消すべきこと、よって、危険有害業務に「常時従事する」という適用上の要件の拡張解釈により過剰な健診が実施されてはならない一方、作業環境測定等によるリスク評価では見過ごされる健康障害の捕捉と対応も目的としているため、それらの評価が良好だからといって容易に免除されるべきものではないこと（そしてその趣旨は、既に特別規則の中に盛り込まれていること）、

カ 安衛法では、職域で取り扱われる全ての化学物質についてリスクアセスメントが努力義務とされており、一部の物質については義務とされているのに対し、法令上、特殊健康診断の対象となっている物質は極めて限られており、本来、リスクアセスメントの結果を受けて、適宜、自主的に行われるべき特殊健診がほとんど実施されていないことから、リスクに応じた特殊健診の実施を努力義務ないし義務とすべきこと、特に、揮発性の高い物質や未規制物質、現行の特別規則の制定時からリスクに変化が生じた物質がもたらすリスクを適切に反映した健診を実施すべきこと、

キ 本来、適切に特殊健診を実施し、その結果を受けた対応（作業環境改善等）を行うには、危険有害業務・物質へのばく露

の推定と健康影響の双方の把握を的確に実施する必要があるが、これまで、ばく露推定の改善を図る科学的、政策的取り組みがなされても、諸事情から、特殊健診項目の修正は容易になされなかった経緯があることも踏まえ、事業場において、産業の現場をよく知る産業医の判断を踏まえた特殊健診項目の設計を図るべきこと、

ク 現に多くの事業体の健診を受託している健診機関の質的評価が、委託者による選定に反映するよう促す仕組みを考案すべきこと、

ケ 労働者には、本人が受診しなかったことで疾病が増悪した場合に使用者を免責した（：労働者側の受診を含めた健康の自己管理責任を述べた）判例の示唆も汲み、使用者による業務命令権の行使も視野に、健診の受診を促すべきこと、

コ 健診制度の趣旨は、健診結果を一般的な健康管理や特殊な健康管理に活用して初めて実現されること、そのため、法定健診の実施のほかに、一般健診と特殊健診の両者について、健診結果の記録（安衛法第 66 条の 3）、診断結果の通知（第 66 条の 6）には罰則が設けられ（なお、近年の安全衛生政策が重視する長時間労働による脳心臓疾患を防止するための医師による面接指導にも罰則が設けられている）、その後の医師らへの意見聴取、種々の事後措置と共に、本人による対応への流れが促されていること、また、事後措置については、事後措置指針に詳細が定められ、履行の支援が図られていること、事後措置指針では、特殊健診を想定して、作業環境測定の実施や施設・設備の改善、作業方法の改善等が求められ得る旨も示唆されている

こと、

サ 再検査や精密検査の法的位置づけは必ずしも明らかではなく、事後措置指針によれば、保健指導（第 66 条の 7）の一環とも解され得るが、診断の確定等により疾病の早期発見やその後の健康管理等に資することから、その必要がある労働者には速やかに勧奨し、実施されるべきであり、要精密検査という健診結果を本人に通知することは安全配慮義務の内容となる旨の裁判例もあるが、現状、たとえ実施されても、結果の確定まで時間がかかり、それまでに就業上の配慮を講ずべきか否かやその内容に迷う関係者も多いので、労使協議により方針が決定され、確実かつ適正な実施が図られるよう誘うべきこと、ただし、使用者が本人に精密検査の受診を示唆したのに本人が応じなかった等のケースでは、使用者の過失責任は否定される場合が多く、前提条件なしに民事上の実施義務が課されるわけではないこと、すなわち、裁判所は、健康管理については特に、本人の自覚症状が不可欠なものもあり、労使双方の自発的努力がなければ機能しない旨を示唆してきたこと、

シ 就業上の措置の適切な判断には、ある程度の職場状況の把握、本人との面談、その前提となる人員と経済的基盤が必要となることを示唆する調査結果があるが、産業医選任が行われていない事業場では現実にはあまり実現できていないので、その後押しが求められること、その際には、事後措置指針にも記された関係者間の連携、特に事業場の健康管理部門と人事労務管理部門の連携、ライン管理職による理解が鍵となること、もっとも、裁判例からは、

法第 66 条の 5 に基づく就業上の措置の実施が直接的に労働契約上の義務となって使用者に強制されるわけではなく、1 次予防的な適正な労働条件確保のほか、2 次予防的な素因保有者への配慮等が事案ごとの個別事情を汲んだうえで安全配慮義務などと認められる傾向にあること、

ス 保健指導を担当する保健師の選任につき法の定めがないため、事業場によるばらつきが大きいので、その事情に応じた選任が図られるべきこと、

セ 事後措置指針では、高齢者医療確保法に基づく特定保健指導の内容が安衛法に基づく保健指導で活用されるよう促しているが、現状では、医師や保健師が特保を受けた事実を確実に知る仕組みもないので、両制度の連携に向けた対策が講じられるべきこと、

ソ 行政が事業場における健診の実施状況を把握し、その適正な実施を確保するための健診結果報告では、規則上の様式で「医師の指示人数」として、健診の結果、要医療、要精密検査等医師の指示があった者の数を記入することになっており、これに基づき有所見率のデータが算出されているが、現状ではその判断基準は個々の医師の裁量に委ねられているため、データとしての客観性を担保するための基準を設けるべきこと、また、就業上の措置区分に関する報告義務を設定することで、健診制度の実効性を担保すべきこと、

タ 派遣労働において、健診制度の実効性を高めようとする、健康状態の適正把握と適切な就業制限により、却って派遣切りを招くおそれがあるため、適切な対策が講じられるべきこと、

等が示されている。

11 社会調査の結果

現行安衛法の長所と課題を企業等の安全衛生関係者がどう認識しているか、安全衛生意識の高い／低い経営者の背景は何か等を調べるため、民間の WEB によるモニター調査を行う業者（ネオマーケティング社）に依頼し、企業等で安全衛生に直接・間接に関わる者を対象として、有効回答数 1000 を得られることの事前の出現率調査を経て、彼／彼女らを対象とする社会調査を行い、現に当該有効回答数を得た。

所属企業規模は、1-49 人が全体の 4 割程度を占めたが、1,000 人以上も 2 割ほど、100 人以上では 4 割ほどに達した。

職種・職位は、企業の経営者（約 2 割）や経営企画職（約 8%）、人事労務担当者（約 15%）、ライン管理職（約 1 割）から、安全衛生担当職（約 7%）、一般職（約 3 割）に至るまで、幅広い層にわたった。個人事業主が回答者全体の 2 割ほどおり、経営者には個人事業主も含まれると解される。公務員も 4%ほどいた。産業保健職は少なかった（0.5%）。

回答者の所属先の業種は、製造業が 2 割、サービス業、建設業、卸売・小売業が各 1 割強の割合だった。調査の仕組みから、回答者は、一定以上は安全衛生への関心を持つ者と考えられるため、伝統的に労災が多かった業種が中心ながら、三次産業でも安全衛生への関心が広がってきている可能性が窺われた。

もっとも、回答者の年齢層は 40 代から 60 代で全体の約 8 割を占めており、若年層の関心はあまり得られていないことも

窺われた。

こうした回答者の属性は、日本で安全衛生に関心を持つ者の傾向と概ね一致していると思われ、本調査結果のある程度の信頼性が窺われた（なお、こうしたWEB調査の信頼性が担保される条件については、本田則恵「インターネット調査・モニター調査の特質—モニター型インターネット調査を活用するための課題—」日本労働研究雑誌 551号 32-41頁（2006年）などを参照した）。

現行安衛法の成立後、労災が大幅に減少した理由と考えられる長所を選択式・複数回答可で尋ねたところ、安全衛生管理体制が整備されていることが最多で約5割、危害防止基準の整備が約4割、危害防止基準が分かり易いことが約3割、事業者の自主的な取り組みを促進する内容となっていることも3割弱、主な義務付けの対象を事業者としていることが約25%、労働者を対象とした義務規定を置いていることが約2割、その他、本法のもとで、労働行政が安全衛生を重視した監督指導を行って来たことも2割弱に達した。

安全衛生が、一律的な法令による一律的な強制より、関係者を広く巻き込み、その自発的な行動を促さない限り達し得ないものであること、つまり、関係者の安全行動への働きかけを行う仕掛けが重要であることが窺われた。ただし、回答者の関係法令知識の調査結果とクロス検索したところ、危害防止基準の整備を評価する声は、法令知識に詳しい者の方が高かったため、これまでに策定されてきた危害防止基準は、比較的「玄人受け」し易いことも窺われた。

現行安衛法につき、専門家が本格的に検討すべき課題を尋ねたところ、条文の中でよく用いられる「危険を及ぼすおそれ」などの抽象的な文言の判断基準が最多で4割弱（「常時」、「事業者」の文言の意味内容も各3割弱）、建設安全のため、その設計者・発注者などに法的義務を課すことの是非と内容が3割弱（機械安全や化学物質対策のため、製造業者・加工業者などの譲渡提供者に法的義務を課すことの是非と内容も約2割）、中小企業の安全衛生管理の向上策が約25%、経営層の安全衛生意識と知識を高める方策が約2割、増加する高齢者に多い安全衛生上のリスクを考慮した規制のあり方が約15%に達したが、労災民事裁判での安衛法の意義は約1割、産業ロボットへの接触に関する規制のあり方は5%未満、アメリカのインダストリアル・ハイジニストのような高いレベルの化学物質管理の専門家を認定する国家資格の創設は約2%に過ぎなかった。

回答者を専門家に限定しない調査の限界かもしれないが、専門家向けの調査でも回答の傾向はさほど変わらないかもしれない。

対象を経営層（経営者、役員）（N=260/1000）のうち、経営上安全衛生を大いに重視しているか重視していると回答した約半数に理由を尋ねたところ、労災被害者の発生が人間としていたたまれないためが6割強、労災が他の社員の士気や帰属意識に悪影響を及ぼすためが5割強、労災による経済的損失は5割弱に達したが、経営トップの方針だからや、そうした企業風土があるからは約2割に過ぎなかった。

経営上安全衛生を重視している証として具体的に講じている施策を、企業(事業)規模別に、選択式・回答3つまでの条件で尋ねたところ、従業員数500人以上では、安全衛生専門部署を設け、従業員100人あたり1人以上のスタッフを配置しているが5割を超え、そうした専門部署のスタッフを社内(団体内)の中核部門等で活用しているも5割近くに達した。従業員数500人未満では、社内(団体内)に安全衛生担当者を選任し、実際に活動させているが5割強、安全・衛生委員会を開催しているが約35%だった。

安全衛生をあまり重視していないか重視していないと回答した経営層に理由を尋ねたところ、企業(団体)が殆ど/全く労災を経験していないためが最多で5割強、労災が生じてても他の社員の士気や帰属意識にあまり悪影響を及ぼさないためが約25%だった。

経営層の安全衛生意識には、経営層のモラルへの訴えかけや過去の労災体験のほか、組織内の従業員が労災を起こす組織への帰属意識を低下させるか否か、つまり、従業員の労働意欲や定着率が少なからず影響することが窺われた。

D. 考察及びE. 結論

Cに記した通りであり、体系書の制作を図るプロジェクトなので、これ以上の要約は困難だが、社会調査結果から得られた以下の示唆は、他の調査結果の帰結とも共通し、安衛法の特質を穿っている。

「安全衛生が、一律的な法令による一律的な強制より、関係者を広く巻き込み、その自発的な行動を促さない限り達し得な

いものであること、つまり、関係者の安全行動への働きかけを行う仕掛けが重要であることが窺われた。ただし、回答者の関係法令知識の調査結果とクロス検索したところ、危害防止基準の整備を評価する声は、法令知識に詳しい者の方が高かったので、これまでに策定されてきた危害防止基準は、比較的『玄人受け』し易いことも窺われた」。

すなわち、今更ながら、安衛法の要諦の1つは、関係者を巻き込む現場管理と組織管理ということである。法政策の重点が、高齢者や一定の難病り患者、精神的な不調者の就労支援など、ハイレベルな健康対策に移行してきていることから、なおさらといえよう。

安衛法に関する学会形成については、予算は支出しなかったが、2020年11月頃の発足に向け、相当程度準備を進めた。社会的ニーズを踏まえ、名称は日本産業保健法学会に決定し、多分野の学者・実務家に理事等にご就任頂くこととなった。

F. 研究発表

1. 論文発表
なし。
2. 学会発表
なし。

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
該当せず。
2. 実用新案登録
該当せず。
3. その他
該当せず。

H. 引用文献

各分担研究所の脚注を参照されたい。

II. 分担研究報告書

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書

労働安全衛生法の制定に係る労働災害等の調査

分担研究者	吉川直孝	(独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・上席研究員
分担研究者	大幢勝利	(独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・センター長
分担研究者	平岡伸隆	(独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・研究員
分担研究者	梅崎重夫	(独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・所長
分担研究者	豊澤康男	(独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・フェロー研究員

研究要旨

本分担研究では、1972年に制定された労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)において、制定の動機となった災害を含めて安衛法の制定経緯を簡潔にまとめることを目的としている。そのため、労働基準法研究会第3小委員会の報告書を主として、安衛法の各条文の制定経緯を知るためには、労基法、工場法まで遡る必要があった。調査の結果、多くの安衛法の条文は、1つには、工場法、安衛法制定前の労基法、労働災害防止団体等に関する法律、安衛法制定前の省令事項(安衛則、電離則、特化則、高圧則)等の流れを組む条文が多くあること、もう1つには、安衛法制定前に立ち上げられた労働基準法研究会(石井照久会長)において、当時の災害発生状況を詳細に分析し、当時の災害の傾向を適切に捉えて、それらの災害を的確に減少させるように、多くの条文が形成されていることが明らかとなった。

A. 研究目的

本分担研究では、1972年に制定された労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)において、制定の動機となった災害、制定の経緯を簡潔にまとめることを目的としている。

B. 研究方法

安衛法の制定の動機等を調べるため、既往の文献を調査し、その概要をまとめる方法を採用した。

その際、現在残されている資料として国立公文書館の資料、中央労働災害防止協会が発行する産業安全年鑑、安衛法制定に係わる書籍等を中心に調査するとともに、これら資料や書籍に記載されていた災害等に関する文献を収集して調査を行った。

C. 研究結果

本研究では、1972年に制定された安衛法において、制定の動機となった災害、制定の経緯を調査した。

以下に、安衛法の条文に係る工場法の条文、当時の労働基準法(以下「労基法」という。)の条文、安衛法制定前の重大災害、労働基準法研究会の報告書で言及された安衛法の骨子をまとめた。

1911(明治44)年3月28日に工場法(明治44年法律第46号)が制定され1)、1916(大正5)年9月1日に施行された。以下に、主な条文のタイトルを列挙する2)。

- ・適用範囲(第1条)
- ・12歳未満の者の使用禁止(最低年齢制限)(第2条)
- ・保護職工(15歳未満の者および女子)に対する就業時間制限(休憩時間を含み1日12時間)、深夜業(午後10時

から午前4時)の禁止、休憩時間(1日の就業時間が6時間を超える労働につき30分、10時間を超えるときは1時間)および月2回の休日の付与(第3条~第8条)

- ・保護職工の危険有害業務への就業制限(第9条~第11条)
- ・傷病者及び妊婦への就業制限(第12条)
- ・男子を含む職工一般に対する危害の予防(第13条)
- ・臨検(第14条)
- ・職工一般に対する災害扶助(第15条)
- ・徒弟に関する事項(第16条)
- ・職工一般に対する雇入、解雇、周旋の取締り(第17条)
- ・工場管理者の選任(第18条)
- ・工場管理者の権限(第19条)
- ・罰則(第20、21条)
- ・罰則の範囲(第22条)
- ・罰則対象者による行政訴訟の許可(第23条)
- ・原動力を用いる工場への本法の適用(第24条)
- ・官立及び公立工場への本法の適用(第25条)

ここで、後の安衛法に繋がる条文としては、主に第9条~第11条の保護職工の危険有害業務への就業制限、第12条の傷病者及び妊婦への就業制限、第13条の男子を含む職工一般に対する危害の予防、第14条の臨検等が挙げられる。

工場法が施行されて以降、様々な省令が制定されている。畠中信夫氏の書籍2)による文章を引用させていただくと以下のとおりである。

特定の危険・有害物に対する規制として、1919（大正8）年のILO（国際労働機関）第1回総会で採決されたILO第6号勧告（燐寸製造に於ける黄燐使用の禁止に関する1906年のベルヌ国際条約の適用に関する勧告）を受けて、1921（大正10）年に「黄燐燐寸製造禁止法」（大正10年法律第61号）が、前記条約の批准公布に先立ち制定された。また、工場法第13条に基づいて、1927（昭和2）年に「工場附属寄宿舍規則」（内務省令第26号）が制定され、続いて1929（昭和4）年に「工場危害予防及衛生規則」（内務省令第24号）が制定公布されている。その後、建設業、土石採取業、貨物運送業等屋外産業における労働者災害補償を目的として、1931（昭和6）年に、労働者災害扶助法および労働者災害扶助責任保険法が制定された。そして、その運営上の必要もあって、労働者災害扶助法第5条の規定に基づき、1934（昭和9）年には「土石採取場安全及衛生規則」（内務省令第11号）が制定されている。1935（昭和10）年4月9日には、全文53箇条から成る「汽罐取締令」（内務省令第200号）が公布され、同年5月1日から施行された。さらに、1937（昭和12）年には「土木建築工事場安全及衛生規則」（内務省令第41号）、1941（昭和16）年には「土木建築工事場附属寄宿舍規則」（厚生省令第53号）が制定され、製造業以外の他の業種に対する安全衛生関係法令の拡大がなされていった。

このような経過で整備された工場法および同法に基づく省令等を参考として1947（昭和22）年4月7日に労働基準法（昭和22年法律第49号）が制定され³、同年9月1日に同法の大部分が施行された。残余

の部分は同年11月1日に施行された。以下に、労基法の章立てを列挙する。

- ・第1章（総則）
- ・第2章（労働契約）
- ・第3章（賃金）
- ・第4章（労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇）
- ・**第5章（安全及び衛生） 第42条から第55条**
- ・**第6章（女子及び年少者）**
- ・第7章（技能者の養成）
- ・第8章（災害補償）
- ・第9章（就業規則）
- ・第10章（寄宿舍） 第96条
- ・第11章（監督機関）
- ・第12章（雑則）
- ・第13章（罰則）

ここで、前述の工場法の第9条から第14条や、それに関連して整備された法令、また後の安衛法に繋がる条文としては、主に第42条から第55条の第5章（安全及び衛生）が挙げられる。そのうち、例えば、労基法第48条（有害物の製造禁止）では、黄りんマッチに関する製造、販売、輸入、所持を禁止しており、同条文は前述した「黄燐燐寸製造禁止法」（大正10年法律第61号）を受けたものである。また、事業附属寄宿舍の設備および安全衛生に関しても、労基法の「第10章 寄宿舍」の章に第96条として一カ条が設けられた。

さらに、労基法に定めるこれらの安全衛生関係規定を具体化するものとして、439カ条に上る労働安全衛生規則（昭和22年労働省令第9号）（以下「安衛則」という。）と事業附属寄宿舍規程（昭和22年労働省令第7号）が制定され1947（昭和22）年11月1

日に施行された。

これらは、工場法および同法に基づく命令や各府県の取締規則をはじめとする戦前の安全衛生関係法令を基礎にし、さらにそれまでの工場監督行政の体験から得た事項やILO条約などを参考として制定されたものであり、その内容は、概ね当時の国際水準に達していたと言われている²⁾。このような、労働基準法の第5章（安全及び衛生）および労働安全衛生規則によって構成される労働安全衛生法令は、統一性と普遍性など労働基準法全体に通ずる特徴を当然のことながら備えていたという点において、対象となる業種・規模が限定されていた戦前の安全衛生関係法令の単なる統合ではなかった。例えば、従来全く労働安全衛生法令が及ばなかった病院や商店、事務所などで働く労働者にも、休養室、健康診断、安全衛生教育などの規定が適用されるなど、全ての労働者に安全衛生法令による保護が及んでいくこととなったものであり、当時としては、現行の安衛法の制定・施行にも匹敵する労働安全衛生に関する大立法であったと言えることができよう²⁾。

労基法制定以降も、“安全衛生規則は成長する規則 (growing regulations) である” という言葉²⁾にあるように、技術の進歩、頻発する災害・疾病等に対応するため、その制定直後から規則の改正、新規則の分離独立、新規の規制等がなされている。以下に新たに制定された規則、法律等を年代順に列挙する。下線は法律を示す。

・けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（後に「じん肺法」が制定）：1955（昭和30）年

- ・ボイラ及び圧力容器安全規則（後に「ボイラー及び圧力容器安全規則」と改称）：1959（昭和34）年
- ・電離放射線障害防止規則：1959（昭和34）年
- ・四エチル鉛等危害防止規則（後に「四アルキル鉛中毒予防規則」と改称）：1960（昭和35）年
- ・有機溶剤中毒予防規則：1960（昭和35）年
- ・高気圧障害防止規則（後に「高気圧作業安全衛生規則」と改称）：1961（昭和36）年
- ・クレーン等安全規則：1962（昭和37）年

戦後の高度経済成長に伴い、多くの新しい技術が進出してきたこと、それらの技術に対応できうる技術者の不足、産業活動の重層化（例えば、建設業における元請、1次下請、2次下請というような請負形態の重層化）に伴い、1960年代頃から、一度に多くの労働者、民間人が死亡する災害が多発した。安衛法制定の先導的な役割を果たした当時の労働省安全衛生部長である北川俊夫氏によると、1963（昭和38）年11月9日の同日に発生した2つの災害が、安衛法制定の動機に決定的な役割を果たしたとのことである。それらの災害は、次の災害である。

○国鉄東海道線の鶴見駅における死者 161 人を出した列車の二重衝突事故

○福岡県の三井三池炭鉱における死者 458 人に上る炭じん爆発事故

一酸化炭素中毒の後遺症者 1000 人近く

このため、これらの災害、またその他の災害・疾病の発生状況等から、さらに新たな法律、規則等が制定された。

・労働災害防止団体等に関する法律 4：

1964（昭和 39）年

- ・鉛中毒予防規則：1967（昭和 42）年
- ・公害対策基本法：1967（昭和 42）年
- ・炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法：1967（昭和 42）年
- ・ゴンドラ安全規則：1969（昭和 44）年

また、新技術に伴う重大な災害として、労働基準法研究会の報告書で言及された災害を挙げると、1969（昭和 44）年 4 月 1 日に発生した東京都墨田区の荒川放水路の新四ツ木橋架設工事、リングビーム工法における倒壊事故（死者 8 人）がある。

以降も以下の規則が制定されている。

- ・特定化学物質等障害予防規則（後に「特定化学物質障害予防規則」と改称）：1971（昭和 46）年
- ・事務所衛生基準規則：1971（昭和 46）年
- ・酸素欠乏症防止規則（後に「酸素欠乏症等防止規則」と改称）：1971（昭和 46）年

1963（昭和 38）年 11 月 9 日の同日に発生した 2 つの災害を受け、また社会的な機運の高まりもあり、1969（昭和 44）年 9 月 30 日に労働基準法研究会（石井照久会長）が発足した。ここで、同研究会の成した功績に敬意を表し、そのメンバーの名前を挙げる。

◎石井照久 成蹊大学学長

- ・堀 秀夫 雇用促進事業団理事長
- ・千種達夫 成蹊大学教授
- ・勝木新次 明治生命厚生事業団体力医学研究所長
- ・金子美雄 日本賃金研究センター長
- ・武山泰雄 日本経済新聞主幹論説委員

長

- ・田辺繁子 専修大学教授
- ・塚本重頼 中央大学教授
- ・辻村江太郎 慶応大学教授
- ・内田俊一 相模中央化学研究所理事長
- ・氏原正治郎 東京大学教授
- ・大来佐武郎 日本経済研究センター理事長
- ・奥村敏恵 東京大学教授
- ・山内一夫 学習院大学教授
- ・神山欣治 弁護士
- ・近藤文二 大阪市立大学名誉教授
- ・有泉亨 上智大学教授
- ・吾妻光俊 専修大学教授
- ・北川徹三 横浜国立大学教授
- ・所沢道夫 弁護士

同研究会が活動している間にも新たな技術に係る災害が発生しており、1969（昭和 44）年 11 月 20 日にはエチレンの直接酸化法における爆発火災（徳山石油化学（株）爆発災害）、1970（昭和 45）年 4 月には大阪市の地下鉄建設工事現場におけるガス爆発災害 5), 6) が発生した。

これらの災害を受けてかどうかはわからないが、1970（昭和 45）年 7 月 3 日に労働基準法研究会の中に安全衛生小委員会が発足し、のちに、第 3 小委員会と名称を改めた。そのメンバーは以下のとおりである。

○石井照久 成蹊大学学長

- ・堀秀夫 雇用促進事業団理事長
 - ・勝木新次 明治生命厚生事業団体力医学研究所長
 - ・内田俊一 相模中央化学研究所理事長
 - ・奥村敏恵 東京大学教授
 - ・北川徹三 横浜国立大学教授
- 第 3 小委員会の活動中にも 1970（昭和 45）

年 10 月に長崎市の造船所におけるタービンローター破裂災害が発生している。

第 3 小委員会発足後 1 年で遂に 1971（昭和 46）年 7 月 13 日に労働基準法研究会の報告書 7）が労働省に提出された。

同報告書は現代においても通ずる事項が各所にあり、当時としては画期的な報告書であったのではないかと推察する。

まず、「1. まえがき」では、労基法及び第 3 小委員会発足と活動の経緯を簡潔に示している。

次に、当時の災害の傾向を捉えるため、「2. 労働災害の現状」として、災害事例を詳細に分析し、統計をとっており、その構成と内容をまとめると表 1 のとおりである。

「2.（1）労働災害の概況」において、当時は休業 8 日以上死傷災害の統計をとっており、昭和 36 年には戦後最高の約 48 万人となり、その後は減少に転じたが、昭和 45 年にはなお約 36 万人を数えており、その減少傾向の鈍化に着目している（2018 年現在を見てみると、休業 4 日以上死傷者数は 127,329 人である。）。このうち、死亡者数で見ると、当時の死亡者数は、昭和 23 年に 2896 人であったものが、昭和 36 年には 6712 人にも達し、この間約 4000 人も増加している（2018 年現在の全産業の死亡者数を見ると年間 909 人（2018 年）である。）。さらに、業務上疾病に関する記述もあり、昭和 42 年以降かなりの増加を示しており、昭和 45 年には 30,796 件に達している（2018 年現在の休業 4 日以上業務上疾病者数は、8,684 人である。）。特に、腰痛、火傷熱傷、工業中毒等を挙げている。

全体的な問題点としては、技術革新にと
もなう生産設備の大型化、高速化、エネルギ

一の増大、職業病、公害、公衆災害等を挙げている。

「2.（2）産業別労働災害の状況」を概観すると、製造業と建設業の死傷災害が最も多いとある。その内訳は、昭和 45 年において、建設業 2,430 人で全産業の 4 割、製造業 1,400 人、運輸交通業 541 人、鉱業 474 人、林業 248 人等である。

製造業では特に金属工業（鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業）、機械器具工業（一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業）、木材木製品工業（木材木製品製造業、家具装備品製造業）の順に災害が多いとある。

一方、建設業では、木造家屋建築工事業、鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事業で災害が最も多く、建設業全体の 4 割を占めるとある。また度数率（＝死傷者数/延べ労働時間数×10 万）で見ると、鉄道軌道新設事業、ほ装事業、ずい道新設事業、橋りょう新設事業等が高いとある。

「2.（3）規模別労働災害の状況」からは、小規模の事業場で最も災害が多く、度数率も高率となっているとある。ここから、中小企業の課題として、以下の事項を挙げている。

- ・一般的に比較的危険有害な作業をともなうものを分担していること
- ・資金力が薄弱なため、生産設備の近代合理化や安全衛生設備の整備への資本投下
が十分に行われ難いこと
- ・離職率が高く労働者の流動が激しいため、熟練労働者の確保が十分でないこと
- ・安全衛生教育や適性配置が十分でないこと
- ・生産に追われて安全衛生を十分顧みる余

裕のないこと

このように、企業体質の弱さが安全衛生水準の低調や災害発生に結びついていると考えられ中小企業の自助努力のみでは災害防止活動に限界があると考えられるとある。

これら中小企業のうち、造船業、鉄鋼業、化学工業あるいは、建設業などにおける構内下請企業の労働災害が注目され、その災害発生率は、親企業に比べて約 2.5 倍となっている。このような構内下請企業の課題として以下の事項を挙げている。

- ・親企業内の機械設備の修理、原材料や製品の取扱い運搬、生産設備の建設といった比較的危険性の高い作業を分担していること
- ・その作業が臨時的で親企業の生産調整の手段となっており、その影響を強く受けるなど不利な条件にあること
- ・親企業とのあるいは下請労働者同志との混在作業での連絡調整、責任体制が不明確な状態にあること
- ・多数の下請や重層的に下請が存在する場合、各下請企業間に能力の差があるため、企業間の安全衛生協議組織の円滑な活動が行なわれ難いこと
- ・親企業の総合的な生産活動のなかでの安全衛生活動が構内下請企業の部門で絶えてしまい、下請に対する生産管理はあっても安全衛生管理はないという状態にあること

これらの課題があり、構内下請企業の努力のみでは十分な災害防止の実をあげられない面が指摘されるとある。

一方、業務上疾病の発生状況からは、以下の課題を挙げている。

- ・中小企業では有害作業が多いにもかかわらず衛生管理に関する意識が低いこと

- ・職場環境の改善が遅れていること
- ・健康診断の実施率が低いため業務上疾病の把握が十分でないこと

中小企業の衛生管理水準は、このように多くの問題を抱えているとある。

「2.（4）原因別労働災害の状況」からは、災害全体のなかで占める割合が高くなってきたものとして「クレーンなどによるもの」、「自動車など動力運搬機によるもの」、「一般動力機械によるもの」などを挙げ、また注目すべきこととして、建設工事におけるブルドーザー、パワーショベルなどの「重建設機械によるもの」が増加していることを挙げており、以下の傾向を指摘している。

- ・新技術の開発による機械化、機械設備の大型化、高速化などが、それに見合う十分な対策が講じられないまま採用されてきたこと
- ・生産手段の変化に対応し必要な技能を有する労働者を確保することが困難なこと
- ・安全衛生についての教育訓練が十分でないこと

ここで挙げている災害として特筆すべきは前述した 1969（昭和 44）年 4 月 1 日に発生した東京都墨田区の荒川放水路の新四ツ木橋架設工事、リングビーム工法における倒壊事故(死者 8 人)および 1969（昭和 44）年 11 月 20 日に発生したエチレンの直接酸化法における爆発火災(徳山石油化学(株)爆発災害)である。これらの災害は、新工法、新生産方法が事前に十分な安全衛生面の検討、配慮がなされないまま採用されたために起こった災害例としている。また、一時に多数の死傷者を生じた重大災害は、昭和 36 年以降、全体的に労働災害が減少傾向にあ

る中で、爆発、倒壊、中毒薬傷、クレーンなどによるものを中心に多発する傾向にあると述べている。これらのうち、1970(昭和45)年4月には大阪市の地下鉄建設工事現場におけるガス爆発災害および1970(昭和45)年10月に長崎市の造船所におけるタービンローター破裂災害を挙げている。特に、両災害は一般市民をも巻きこむような公衆災害という位置付けを与えている。特に前者の災害は、安衛法の第102条（ガス工作物等設置者の義務）の基となった災害である。

他方、このような労働災害の変化にもかかわらず、従来からみられる「機械にはさまれる」、「飛来落下物にあたる」、「墜落」、「転倒」などの事故の型の労働災害が依然として多く発生しているとある。これは機械の防護措置や作業方法の欠陥、あるいは不安全な行動に起因するものであり、基礎的な安全対策が十分にとられていれば防止できる災害としている。

一方、業務上疾病をみると、「負傷に起因する疾病」、「物理的障害によるもの」、「重激業務による運動器の疾病」が多く、昭和41年以降増加する傾向にある。また、「化学的障害によるもの」も目立っており、そのうち有機溶剤による中毒の増加が目される。その他、林業におけるチェーンソーの使用による「白ろう病」、キーパンチャー業務における「頸肩腕症候群」、重筋労働ではない作業においても発生している「腰痛症」などの疾病を挙げている。「化学的障害によるもの」としては、以下のものを列挙している。

- ・「エポキシ樹脂」による皮膚炎
- ・合成繊維などの原料として使用される「アクリロニトリル」による中毒

- ・ビニール製品の原料や安定剤として使用される「ステアリン酸鉛」による中毒
- ・カドミウムなど重金属による急性中毒
- ・染料中間体のベンジジンによるぼうこう癌
- ・農薬のPCPによる中毒死
- ・重油炉に堆積する五酸化バナジウムなどによる中毒

このように原因別労働災害の状況からは、技術の進歩による生産方式の変化や新しい原材料の採用などは、有害な作業環境、作業方法をうみだしているが、これは、労働者に与える肉体的、精神的影響や作業環境に対する検討が不十分なまま、新しい機械や新しい原材料を取り入れたことによるものと考えられ、このような人間的、社会的配慮に欠け、専ら経済的技術的側面から展開されてきた技術の進歩とその実用化、産業化が企業内では労働災害、企業外では公害の発生となって現れているとある。

また、労働力構成の高齢化、出稼ぎ労働者の増加、若年労働者等の体力の低下、疾病による休業の増加などにより健康管理のあり方について新しい問題が提起されているとある。

このような当時の災害の傾向を受け、同報告書では、「3. 安全衛生対策の現状と問題点」、「5. 有害業務による障害の防止」、「6. 健康対策」、「7. 就業資格」、「8. 特殊な労働関係の規制」、「9. 国の監督指導と援助」として、当時の労基法をはじめとする法制、現状および問題点がまとめられている。

さらに、同報告書の最後に「10. むすび」として、当時の法制の問題点、今後の労働安全衛生対策の基本的方向、具体的方向がま

とめられている。当時の労基法をはじめとする法制の問題点としては、以下の事項が挙げられている。

1. 労働基準法を中心とする現行法制に基づく労働災害防止対策は、総合的予防的施策の面で不十分であり、産業社会の急激な進展ないし変化に即応することができない。
2. 現実の労働災害の実態に照し、有効な防止対策を講ずるためには最低基準による規制のみによっては十分ではなく、実態に即した指導、勧告を含む幅広い行政を展開することが必要であり、現行の最低基準の確保を中心とする安全衛生対策は限界に来ている。
3. 産業活動の急激な進展にともない安全衛生を担当する技術者が民間ばかりでなく、行政部門においても著しく不足しており、今後の安全衛生活動の展開に大きな支障を来たしている。
4. 労働災害が多発している中小企業、構内下請企業に対する対策が必ずしも十分とはいえず、大企業などに比し依然高い災害の発生率を示している。

これを受けて、今後の労働安全衛生対策の基本的方向を次のとおり示している。

1. 産業社会の進展に即応するため、積極的、科学的対策を講ずる必要がある。新工法、新原材料の採用にともなう事前審査の制度、発注、設計段階における安全性の配慮、機械設備の本質的安全の確保、職場環境の抜本的改善による公害源の解消、労働者の体力増強といった積極的施策を講ずる必要がある。
2. 労働災害防止の実をあげるため、今後、技術指針の作成、公表、災害多発事業場など特定事業場に対する勧告制度の導入、快適

基準の設定など行政指導の分野を充実、強化するとともにその裏づけとなる研究部門の拡充が必要である。また、これらの施策を通じて、企業内における自主的活動の展開をはかる必要がある。

3. 今後の安全衛生活動を円滑に展開してゆくためには民間、政府を問わず安全衛生を担当する技術者を育成、確保する必要がある。とくに行政部門では行政簡素化の要請が強いなかで今後大幅な増加が予想される行政需要に応えるため、現在の行政体制に抜本的検討を加える必要がある。

4. 大企業に比し労働災害が多発している中小企業、構内下請企業に対する対策を強化する必要がある。たとえば、構内下請企業に対する親企業の責任の強化、中小企業の安全衛生施設などに対する融資制度の充実、中小企業の安全衛生活動に対する技術的援助、指導体制の整備などの施策を講ずる必要がある。

さらに、今後の労働安全衛生対策の具体的方向を示している。ここで、興味深い事項は、以下の各項目がそのまま安衛法の各章を形成していることである。労働基準法研究会の報告書が安衛法制定に果たした役割は非常に大きいことがわかる。各節のタイトルの下に括弧書きで安衛法に関連する章を記載している。

(1) 安全衛生管理組織の確立

(→安衛法 第3章 安全衛生管理体制)

イ 企業経営者の責任の明確化と自主的活動の推進

ロ 総括安全衛生管理者の新設

ハ 安全管理者、衛生管理者の職務内容、資格の明確化

ニ 安全技師の選任

- ホ 安全衛生委員会の設置
- へ 実質活動の促進
 - (2) 安全衛生教育の充実強化
(→安衛法 第6章 労働者の就業に当たつての措置)
- イ 新技術導入時、職種転換時などにおける教育の実施
- ロ 教育内容の明確化
- ハ 職長教育などの明確化
 - (3) 危害防止基準の強化
(→安衛法 第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置)
 - (4) 危険な機械、有害物の製造、流通規制
(→安衛法 第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制)
- イ 設計、製造にあたっての安全上の配慮
- ロ 防護措置がない機械などの譲渡、貸与についての規制
- ハ 危険な作業を必要とする機械などの譲渡、貸与、設置の規制および検定
- ニ 特に危険な作業を必要とする機械などの製造、設置認可
- ホ 検査体制の整備
- へ 有害物に対する製造・流通規制の整備（製造認可，表示）
 - (5) 免許資格体系の整備
(→安衛法 第8章 免許等)
 - (6) 健康対策の充実強化
(→安衛法 第7章 健康の保持増進のための措置)
- イ 積極的健康対策の推進
- ロ 健康診断の体系の整備
- ハ 有害業務に対する作業時間の制限
- ニ 職場環境の改善と公害の防止
- ホ 医師の通報制度

- (7) 特殊な労働関係の規制の強化
(→安衛法 第3章 安全衛生管理体制)
(→安衛法 第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置)
- イ 構内下請企業を有する産業における総合安全衛生管理体制の整備
- ロ 特殊な業種業態における安全の確保
 - (8) 国の監督指導及び援助
(→安衛法 第2章 労働災害防止計画，第9章 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等，第10章 監督等)
- イ 事前審査制度の導入
- ロ 災害多発事業場などに対する勧告制度
- ハ 中小零細企業に対する援助
- ニ 他省が行う保安行政との調整
- ホ 研究体制の整備充実

同報告書の「10. むすび」の各節、安衛法の章立て、工場法および労基法との関係を表2に示している。同表に示すように、工場法、労基法、労働基準法研究会報告書、安衛法と一連の流れが見えるようである。また、安衛法制定前に、労基法に基づく省令事項（当時の安衛則、電離則、特化則、高圧則）で安衛法の制定に際して法律事項とされたものの例を表3に示す8）。このように、当時の規則から安衛法に格上げされた条文も多く存在していることがわかる。

一方で、安全技師の選任、医師の通報制度等の取り消し線で示している箇所は、同報告書には言及されたが、安衛法には採用されなかった事項である。当初構想に現れた事項で最終的な法案作成の段階までには至らなかったものを表4に示す8）。ここで興味深い点としては、安衛法制定に当たって「建設工事等の注文者の請負人およびその

労働者に対する指導の努力義務」が検討されていたという点である。注文者には発注者も含まれる。安衛法第3条第3項（訓示規定）、第29条、第29条の2、第30条第1項第4号、第5号等に、その趣旨の規定が散在している。また、第30条第2項、第30条の2第2項、第30条の3第2項、第31条の3第1項等も、断片的ながら、その趣旨を定める規定ではある。さらに、同事項は発注者も含めて、2016年（平成28年）に至ってようやく現実的に形成されつつある。つまり、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」（以下「職人基本法」という。）である。同法律の第3条には以下の条文が謳われている。

『第三条 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められることにより、行われなければならない。2 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、このために必要な措置が建築物等の設計、建設工事の施工等の各段階において適切に講ぜられることにより、行われなければならない。』

このように、安衛法制定前に構想していた事項が、2016年に職人基本法として公布された。ただし、同事項のうち、発注者の役割と責務を安衛法の中に組み入れるまでには至っておらず、今後の検討が望まれる。

このように、労働基準法研究会第3小委員会の報告書の「10. むすび」の各節である「今後の労働安全衛生対策の具体的方向」は、いくつかは最終的な法案まで至らなかったものの、そのほとんどがそのまま安衛法の章立てとなり、安衛法の骨格を為して

いることがわかる。

同報告書を受け、図1、表5および表6のような流れで遂に1972（昭和47）年6月8日労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）が制定される8）。同法は、前述したように労基法第5章（安全及び衛生）ならびに労働災害防止団体等に関する法律第2章（労働災害防止計画）および第4章（特別規制）を統合したものを母体2）としており、労働基準法研究会第3小委員会による当時の労働災害の現状の詳細把握に基づく今後の労働安全衛生対策の具体的方向が骨格となり、新規の規制事項、国の援助措置に関する規定等を加え形成された。同年10月1日には、安衛法（昭和47年法律第57号）が施行され、年間6千人を超えた死亡災害が法施行後十年足らずで半減した。

D. 考察

このように、安衛法制定の動機となった災害という観点から安衛法の制定経緯を調査したところ、ある特定の災害に基づいて作成された条文は非常に稀であることがわかった。安衛法制定前の重大災害は、どちらかというところ、社会全体および国民全体に新たな枠組みの法律、または独立法としての安衛法の必要性を痛感させるために作用したと考えられる。

一方で、多くの安衛法の条文は、1つには、工場法、安衛法制定前の労基法等の流れを組む条文が多くあること、もう1つには、安衛法制定前に立ち上げられた労働基準法研究会（石井照久会長）において、当時の災害発生状況を詳細に分析し、当時の災害の傾向を適切に捉えて、それらの災害を的確に減少させるように、多くの条文が形成され

ていることが明らかとなった。

これは当然と言えば当然の事で、1つの災害は1つの原因で発生することは稀で、複数の原因が幾重にも重なって発生していることがほとんどである。それらの原因の裏返しに再発防止対策であり安衛法の各条文に該当するため、1つの災害を防ぐためには、複数の条文が必要になる。加えて、多発災害の傾向を捉え、それらの災害を包括的に防ごうとすれば、自ずと災害と条文は1対1に対応せず、多くの条文にまたがって、多発災害を総合的かつ体系的に防ごうとする結果となる。このために、逐条ごとにある特定の災害があるわけではなく、複数の条文にまたがり、それら多発災害の再発防止対策を総合的かつ体系的に取りまとめることが効果的となり、安衛法はそのような形成過程を経ている。

このような形成過程を経ているが、これまで言われているように、「安全規則は先人の血で書かれた文字である」ということわざ²⁾を否定するものでなく、安衛法制定に至るにはいくつもの災害があり、何千、何万という先人の血が165ヶ条もの条文の必要性を常に訴え続けている。

E. 結論

本研究では、安衛法の制定に係る労働災害等を調査した。具体的には、労働基準法研究会第3小委員会の報告書を主として、安衛法の各条文の制定経緯を知るためには、労基法、工場法まで遡る必要があった。

調査の結果、多くの安衛法の条文は、1つには、工場法、安衛法制定前の労基法、労働災害防止団体等に関する法律、安衛法制定前の省令事項（安衛則、電離則、特化則、高

圧則）等の流れを組む条文が多くあること、もう1つには、安衛法制定前に立ち上げられた労働基準法研究会（石井照久会長）において、当時の災害発生状況を詳細に分析し、当時の災害の傾向を適切に捉えて、それらの災害を的確に減少させるように、多くの条文が形成されていることが明らかとなった。

これは、当時の多発災害の傾向を捉え、それらの災害を包括的に防ごうとすれば、自ずと災害と条文は1対1に対応せず、多くの条文にまたがって、多発災害を総合的かつ体系的に防ごうとする結果となるためである。

一方で、ある特定の災害に基づいて作成された1つの条文は稀であり、例えば、1970（昭和45）年4月には大阪市の地下鉄建設工事現場におけるガス爆発災害に基づく安衛法第102条（ガス工作物等設置者の義務）があることが明らかとなった。

F. 研究発表

1. 論文発表
該当なし
2. 学会発表
該当なし

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
該当なし
2. 実用新案登録
該当なし
3. その他
該当なし

H. 引用文献

- 1) 国立公文書館：工場法,
http://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/m44_1911_02.html. (2020年1月27日閲覧)
- 2) 畠中信夫：労働安全衛生法のはなし〔改訂版〕, 中災防新書 003, 中央労働災害防止協会, 322p., 2003.
- 3) 国立公文書館：労働基準法,
http://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s22_1947_02.html. (2020年1月27日閲覧)
- 4) 法律第百十八号（昭三九・六・二九）労働災害防止団体等に関する法律,
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/04619640629118.htm. (2020年2月3日閲覧)
- 5) 赤塚広隆, 小林英男：地下鉄工事現場での都市ガス爆発【1970年4月8日, 大阪府大阪市】, 失敗知識データベースー失敗百選, pp. 1-9,
- 6) 久谷興四郎：事故と災害の歴史館ー“あの時”から何を学ぶかー, 中災防新書, 中央労働災害防止協会, 320p., 2008年.
- 7) 労働基準法研究会 会長 石井照久：昭和46年7月13日付け労働大臣宛労働基準法研究会第3小委員会報告書, 産業安全年鑑 昭和46年版, 中央労働災害防止協会, p.27-43, 1971.
- 8) 畠中信夫：労働安全衛生法の形成とその効果, 日本労働研究雑誌, 日本労働研究機構, pp. 14-28, 2003.

表1 労働基準法研究会第3小委員会報告書の第2章の構成と内容
（下線太字は同報告書の第10章むすびとの関係）

第2章の節	第2章の内容
労働災害の経済的損失は昭和45年の1年間で約5,700億円。	
(1)労働災害の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・休業8日以上死傷者数：昭和36年約48万人、昭和45年約36万人。 ・死亡者：昭和36年6712人、昭和42年を除き、毎年6000人台。技術革新による生産設備の大型化、高速化にともなう労働災害の潜在エネルギーの増大など。 ・業務上疾病：昭和45年30,796件。腰痛、火傷裂傷、化学物質による工業中毒など。
(2)産業別労働災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業と建設業が休業8日以上全災害の70%を占める。 ・製造業：金属工業、機械器具工業、木材木製品工業の順に災害が多く、製造業全体の3分の2を占める。 ・建設業：木造家屋建築工事業、鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事業の順に災害が多く、建設業全体の約4割を占める。また、度数率は、鉄道軌道新設事業、ほ装事業、ずい道新設事業、橋りょう新設事業などが高い。 ・運輸交通業は労働災害が増加の傾向にある。 ・昭和45年の死亡者数：建設業2430人、製造業1400人、運輸交通業541人、工業474人、林業248人。 ・業務上疾病：製造業、建設業、交通運輸業は昭和41年以降毎年増加。特に、製造業は全体の40%強を占める。
(3)規模別労働災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・規模10～49人の事業場で全体の約40%の災害を占め、規模1～99人にままとめると約70%。 ・度数率も規模が小さくなるほど高率。 ・中小企業の労働災害の発生率が高い。この理由としては以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・比較的危険有害な作業を分担していること ・資金力が薄弱なため、生産設備の近代化合理化や安全衛生設備の整備への資本投下が十分に行われ難いこと ・離職率が高く労働者の流動が激しいため、熟練労働者の確保が十分でないこと、また生産に追われて安全衛生を十分顧みる余裕のないこと→安全衛生教育の充実強化、免許資格体系の整備 ・中小企業の自助努力のみでは災害防止活動に限界がある。→安全衛生管理組織の確立 ・造船業、鉄鋼業、化学工業、建設業などにおける構内下請企業の労働災害発生率は、親企業の約2.5倍。その原因としては以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・親企業内の機械設備の修理、原材料や製品の取り扱い運搬、生産設備の建設といった比較的危険性の高い作業を分担していること ・その作業が臨時的で親企業の生産調整の手段となっており、その影響を強く受けるなど不利な条件にあること

	<ul style="list-style-type: none"> ・親企業とのあるいは下請労働者同志との混在作業での連絡調整、責任体制が不明確な状態にあること →<u>特殊な労働関係の規制の強化、安全衛生管理組織の確立</u> ・多数の下請や重層的に下請が存在する場合、各下請企業間に能力の差があるため、企業間の安全衛生協議組織の円滑な活動が行なわれ難いこと →<u>特殊な労働関係の規制の強化、安全衛生管理組織の確立</u> ・親企業の総合的な生産活動のなかでの安全衛生活動が構内下請企業の部門で絶えてしまい、下請に対する生産管理はあっても安全衛生管理はないという状態にあること →<u>特殊な労働関係の規制の強化、安全衛生管理組織の確立</u> ・構内下請企業の努力のみでは十分な災害防止の実をあげられない。 ・業務上疾病の発生状況からは、以下の課題を挙げている。 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業では有害作業が多いにもかかわらず衛生管理に関する意識が低いこと ・職場環境の改善が遅れていること →<u>健康対策の充実強化</u> ・健康診断の実施率が低いいため業務上疾病の把握が十分でないこと →<u>健康対策の充実強化</u>
<p>(4)原因別労働災害の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害全体のなかで占める割合が高くなってきたもの <ul style="list-style-type: none"> ・「クレーンなどによるもの」 →<u>危険な機械、有害物の製造、流通規制</u> ・「自動車など動力運搬機によるもの」 ・「一般動力機械によるもの」 ・注目すべきこととして、建設工事におけるブルドーザー、パワーショベルなどの「重建設機械によるもの」が増加。以下の傾向を指摘。 <ul style="list-style-type: none"> ・新技術の開発による機械化、機械設備の大型化、高速化などが、それに見合う十分な対策が講じられないまま採用されてきたこと →<u>国の監督指導及び援助</u> ・生産手段の変化に対応し必要な技能を有する労働者を確保することが困難。 →<u>免許資格体系の整備</u> ・安全衛生についての教育訓練が十分でないこと →<u>安全衛生教育の充実強化</u> ・新工法、新生産方法が事前に十分な安全衛生面の検討、配慮がなされないまま採用されたために起こった災害例として以下の災害を挙げている。 →<u>国の監督指導及び援助</u> <ul style="list-style-type: none"> ・1969（昭和44）年4月1日に発生した東京都墨田区の荒川放水路の新四ツ木橋架設工事リングベーム工法における倒壊事故（死者8人） ・1969（昭和44）年11月20日に発生したエチレンの直接酸化法における爆発火災（徳山石油化学（株）爆発災害） →<u>危険な機械、有害物の製造、流通規制</u> ・一時に多数の死傷者を生じた重大災害として、また一般市民をも巻きこむような公衆災害として以下を挙げている。 →<u>国の監督指導及び援助</u> <ul style="list-style-type: none"> ・1970（昭和45）年4月に発生した大阪市の地下鉄建設工事現場におけるガス爆発災害 →<u>安衛法第102条</u> ・1970（昭和45）年10月に発生した長崎市の造船所におけるタービンローター破裂災害 →<u>危険な機械、有害物の製造、流通規制</u> ・多発災害としては以下のとおり。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「機械にはさまれる」 ・「飛来落下物にあたる」 ・「墜落」 ・「転倒」 <p>・機械の防護措置や作業方法の欠陥、あるいは不安全な行動に起因するものであり、基礎的な安全対策が十分にとられていれば防止できる災害としている。→<u>危害防止基準の強化</u></p> <p>・業務上疾病をみると、以下の災害が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「負傷に起因する疾病」 ・「物理的障害によるもの」 ・「重激業務による運動器の疾病」 ・「化学的障害によるもの」 <ul style="list-style-type: none"> ・有機溶剤による中毒の増加 ・林業におけるチェンソーの使用による「白ろう病」→<u>健康対策の充実強化</u> ・キーパンチャー業務における「頸肩腕症候群」→<u>健康対策の充実強化</u> ・重筋労働ではない作業においても発生している「腰痛症」→<u>健康対策の充実強化</u> <p>・「化学的障害によるもの」としては、以下のものを列挙している。</p> <p>→<u>危険な機械，有害物の製造，流通規制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エポキシ樹脂」による皮膚炎 ・合成繊維などの原料として使用される「アクリロニトリル」による中毒 ・ビニール製品の原料や安定剤として使用される「ステアリン酸鉛」による中毒 ・カドミウムなど重金属による急性中毒 ・染料中間体のベンジジンによるぼうこう癌 ・農薬の PCP による中毒死 ・重油炉に堆積する五酸化バナジウムなどによる中毒 <p>・原因別労働災害の状況からは、技術の進歩による生産方式の変化や新しい原材料の採用などは、有害な作業環境、作業方法をうみだしている</p> <p>・労働者に与える肉体的、精神的影響や作業環境に対する検討が不十分なまま、新しい機械や新しい原材料を取り入れたことによるもの→<u>国の監督指導及び援助</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間的、社会的配慮に欠け、専ら経済的技術的側面から展開されてきた技術の進歩とその実用化 ・企業内では労働災害、企業外では公害の発生となって現れている ・労働力構成の高齢化 ・出稼ぎ労働者の増加 ・若年労働者等の体力の低下 ・疾病による休業の増加など <p>・健康管理のあり方について新しい問題が提起されている→<u>健康対策の充実強化</u></p>
--	--

表2 工場法、労働基準法、労働基準法研究会報告書および労働安全衛生法の関係

工場法	労働基準法	労働基準法研究会 第3小委員会報告書		労働安全衛生法
		当時の労働災害の 現状と問題点	安全衛生対策	
明治44年 3月28日 公布当時 のもの	昭和22年 4月7日 公布当時 のもの			昭和47年6月8日 公布 平成30年7月25日 公布（平成30年法 律第78号）改正時 のもの
		2. 労働災害 の現状 （・国鉄東海道線の 鶴見駅における死者 161人を出した列車 の二重衝突事故 （1963（昭和38）年 11月9日） （・福岡県の三井三 池炭鉱における死者 458人に上る炭じん 爆発事故 （1963（昭和38）年 11月9日）	10. むすび （・労働災害防止 団体等に関する法 律：1964（昭和 39）年）	第1章 総則 （第1条～第5条）
		（・国鉄東海道線の 鶴見駅における死者 161人を出した列車 の二重衝突事故 （1963（昭和38）年 11月9日） （・福岡県の三井三 池炭鉱における死者 458人に上る炭じん 爆発事故 （1963（昭和38）年 11月9日）	（・労働災害防止 団体等に関する法 律：1964（昭和 39）年） 10.（8） 国の監督指導及び 援助	第2章 労働災害防止計画 （第6条～第9条）

		2. (3) 規模別労働災害 の状況 2. (4) 原因別労働災害 の状況		
	第53条（安全管理者及び衛生管理者）	2. (3) 規模別労働災害 の状況	10. (1) 安全衛生管理組織の確立	第3章 安全衛生管理体制 （第10条～第19条の3）
第13条（男子を含む職工一般に対する危害の予防）	第42条、第43条、第44条、第45条（危害の防止）	2. (3) 規模別労働災害 の状況 2. (4) 原因別労働災害 の状況	10. (3) 危害防止基準の強化 10. (7) 特殊な労働関係の規制の強化 （・労働災害防止団体等に関する法律：1964（昭和39）年）	第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 （第20条～第36条）
	第46条（安全装置） 第47条（性能検査）	2. (4) 原因別労働災害 の状況	10. (4) 危険な機械、有害物の製造、流通規制	第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制 第1節 機械等に関する規制 （第37条～第54条の6）
	第48条（有害物の製造禁止） （第42条） （第36条）	2. (4) 原因別労働災害 の状況	10. (4) 危険な機械、有害物の製造、流通規制	第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制 第2節 危険物及び有害物に関する規制

				(第55条～第58条)
第9条, 第10条, 第11条(保護職工 の危険有害業務への 就業制限) 第12条(傷病者及 び妊婦への就業制 限)	第49条(危険業務 の就業制限) 第50条(安全衛生 教育) 第51条(病者の就 業禁止)	2.(3) 規模別労働災害 の状況 2.(4) 原因別労働災害 の状況	10.(2) 安全衛生教育の充 実強化	第6章 労働者の就業に当た つての措置 (第59条～第63 条)
	第52条(健康診断) (第51条)	2.(3) 規模別労働災害 の状況 2.(4) 原因別労働災害 の状況	10.(6) 健康対策の充実強 化	第7章 健康の保持増進のた めの措置 (第64条～第71 条)
		2.(3) 規模別労働災害 の状況 2.(4) 原因別労働災害 の状況	10.(6) 健康対策の充実強 化	第7章の2 快適な職場環境の形 成のための措置 (第71条の2～第 71条の4)
		2.(3) 規模別労働災害 の状況 2.(4) 原因別労働災害 の状況	10.(5) 免許資格体系の整 備	第8章 免許等 (第72条～第77 条)
		2.(3) 規模別労働災害 の状況 2.(4) 原因別労働災害 の状況	10.(8) 国の監督指導及び 援助	第9章 事業場の安全又は衛 生に関する改善措置 等 第1節 特別安全衛生改善計 画及び安全衛生改善 計画 (第78条～第80 条)

		2. (3) 規模別労働災害 の状況 2. (4) 原因別労働災害 の状況	10. (8) 国の監督指導及び 援助	条) 第9章 事業場の安全又は衛 生に関する改善措置 等 第二節 労働安全コンサルタ ント及び労働衛生コ ンサルタント（第8 1条～第87条）
第13条（男子を含 む職工一般に対する 危害の予防） 第14条（臨検）	第54条、第55条 （監督上の行政措 置） （第103条） （第97条） （第99条） （第105条）	2. (3) 規模別労働災害 の状況 2. (4) 原因別労働災害 の状況	10. (8) 国の監督指導及び 援助	第10章 監督等 （第88条～第10 0条）
		2. (3) 規模別労働災害 の状況 2. (4) 原因別労働災害 の状況 大阪市の地下鉄建設 工事現場におけるガ ス爆発災害（安衛法 第102条）	10. (8) 国の監督指導及び 援助 10. (6) 健康対策の充実強 化	第11章 雑則 （第101条～第1 15条の2）
				第12章 罰則 （第115条の3～ 第123条）
				附則

表3 労基法に基づく省令事項で安衛法の制定に際して法律事項とされたものの例7)

事 項	安衛法の条文	労基法に基づく旧規則条文
産業医	13条	安衛則（医師である衛生管理者）
作業主任者	14条	安衛則10条等
安全・衛生委員会	17～19条	安衛則10条、20条、54条の2
労働災害発生の急迫した危険がある時の労働者を退避させる義務	25条	電離則47条等
重貨物の重量表示	35条	安衛則123条
検定	44条～44条の4	安衛則140条の7、183条の2
定期自主検査	45条	特化則23条等
作業環境測定	65条	特化則29条等
作業時間の制限	65条の4	高圧則16条、30条
配置換え時の特殊健康診断	66条②項	特化則35条①項前段
作業転換後引き続き雇用している者に対する特殊健康診断	66条②項後段	特化則35条①項後段
安全衛生改善計画の作成の指示	78条	安衛則8条の2（安全管理規定の作成命令）
健康診断に関する秘密の保持	104条	安衛則54条

注：1）略語）安衛則＝労働安全衛生規則（昭和22年労働省令第9号）。

電離則＝電離放射線障害防止規則（昭和38年労働省令第21号）。

特化則＝特定化学物質等障害予防規則（昭和46年労働省令第11号）。

高圧則＝高気圧障害防止規則（昭和36年労働省令第5号）。

2）安全衛生改善計画の作成の指示制度と「安全管理規定の作成命令」制度とは、その範囲が完全に一致するものではない。

表4 当初構想に現れた事項で最終的な法案作成の段階までには至らなかったもの7)

事項 \ 文書 ¹⁾	研究会報告 (1971.7.13)	新聞発表 (1971.8.20)	考え方 (1971.9.28)	基本構想 (1971.11.5)	要綱(案) (その1) (1971.12.3)	要綱(案) (その2) (1971.12.17)
一定規模以上の企業における安全技師の選任 ²⁾	○			○		○
危害防止基準は公害等の防止に資するものとする こと			○	○	○	
職業病に関する医師の通報制度 ³⁾	○	○	○			
工場密集地における労働災害防止協議会の設置	○	○				○
ボイラー、クレーン等の検査専門団体の設立		○	○			
建設工事等の注文者の請負人およびその労働者に対する指導の努力義務						○

注：1) 「文書」欄の文書名は略称を使用しているが、正式名称は、表2の該当欄を参照のこと。
 2) 安全技師は、高度の学識および経験を有し、かつ総合的判断のできる者をもってあてることとし、工場の新設、特定設備の導入、新工法の採用に当たっての検討等により企業全般にわたる産業災害の防止について、企業経営者を直接に補佐するものである（研究会報告三の(十)の(1)の(二)）。
 3) 診断の結果、職業病およびその疑いがあると認められる場合には、医師が、速やかに、監督機関に通報する制度を確立するとともに、労働大臣は、必要があると認められる場合には、当該診断を下した医師に対して報告を求めることができるようにすること（研究会報告三の(十)の(1)の(ホ)）。

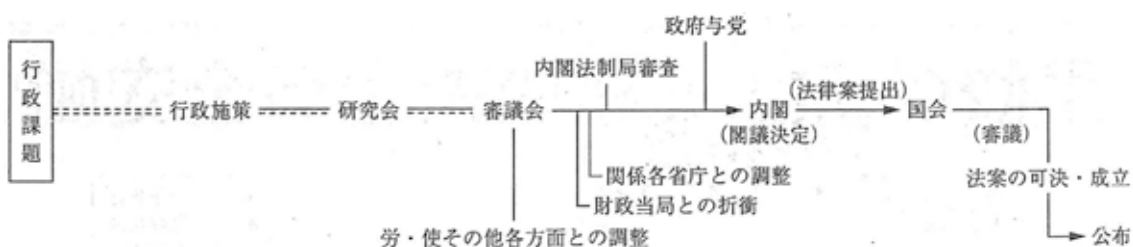


図1 内閣（政府）提出に係る労働立法の通常の流れ7)

表5 労働安全衛生法の制定経過 7)

年 月	経 過
1969 (昭和44) 年 9月30日	労働基準法研究会 (石井照久会長) 発足
1970 (昭和45) 年 5月22日	労働基準法研究会, 安全衛生小委員会 (石井照久委員長) を置くことを決定 (同委員会は, その後, 一般問題を論ずる小委員会 (第1), 労働時間等を検討する小委員会 (第2) の発足に伴い第3小委員会と名称を改めた)
7月3日	第3小委員会における検討開始
1971 (昭和46) 年	(この間9回にわたって会合)
7月13日	労働基準法研究会報告 (安全衛生関係) を労働大臣に提出
8月20日	労働省, 「労働安全衛生法 (仮称) の制定」と題する新聞発表
9月1日	財界人で構成される「労働安全衛生懇話会」の開催 (その後10月8日, 11月11日と計3回開催され, その結果は, 12月15日「労働安全衛生懇話会話し合い事項取りまとめ」としてとりまとめられ, 原労働大臣あて提出された)
9月28日	労働省, 中央労働基準審議会に, 「労働安全衛生に関する立法についての考え方」を説明
10月19日	同審議会に, 「安全衛生に関する新法の概要」を説明
11月5日	同審議会に, 「労働安全衛生に関する法制についての基本構想」について諮問
12月3日	同審議会に, 「労働安全衛生に関する法制 (要綱案) その1」 (「要綱案」の第1~第7までの部分) を提出 同時に, 「労働安全衛生法制として現行の労働基準法とは別に単独法を制定しなければならぬ理由」を提出
12月17日	同審議会に, 「労働安全衛生に関する法制 (要綱案) その2」 (「要綱案」の第8以降の部分) を提出
1972 (昭和47) 年	
1月21日	同審議会に, 「労働安全衛生法案要綱 (案)」を提出
1月26日	答申起草小委員会 (塚本重頼小委員長)
2月4日	中央労働基準審議会から労働大臣あて答申
2月15日	「労働安全衛生法案」閣議決定
2月16日	内閣から国会に同法案を提出 (閣法第41号)

表6 国会における質疑とその後の法律条文の修正や法施行へのつながり 7)

1972（昭和47）年4月25日の衆議院 社会労働委員会における労働安全衛生 法案の総括質疑事項（注）	法律案文の修正やその後の法施行へのつながり
労働基準法との関連	安衛法施行のための労働事務次官通達（昭47・9・18発基91号。以下「次官通達」という）の記の第2の1（この法律と労働基準法との関係）において、安衛法と労基法とは一体としての関係に立つものであること、したがって、労基法の労働憲章的部分（1条～3条）は安衛法の施行に当たってもその基本とされなければならないこと、また、両法律は一体的な運用が図られなければならないことを明示
建設業の災害防止に関する専門の審議機関の設置	労働基準監督機関令（昭和22年政令第174号）を改正（昭和48年政令第62号により、第29条の2を新設）し、中央労働基準審議会に建設専門委員会を設置
学校給食業および清掃業従事労働者の安全衛生対策	次官通達の記の第2の3（事業場の範囲）において、学校に附置された給食場は、学校とは別個の事業場としてとらえるべきものであることを明示 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）2条第1号（総括安全衛生管理者を選任すべき屋外産業的業種）において清掃業を明示 学校給食事業における労働災害の防止について指導通達（昭48・3・6基発107号）を発出
労働災害の定義の明確化	法案修正により、第2条第1号の労働災害の定義中、原案にあった「作業行動によって」を「作業行動その他業務に起因して」に修正
事業者の責務の明確化	法案修正により、第3条第1項の事業者の責務に関する規定を「労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」旨修正
労働者の責務規定の趣旨の明確化	法案修正により、労働災害の防止についての労働者の責務に関する第4条に関し、原案の「しなければならない」を「努めなければならない」に修正
健康診断の費用および受診に要する時間の扱い	安衛法施行のための労働省労働基準局長通達（昭47・9・18基発602号。以下「局長通達」という）の記のIの13の(2)のイおよびロにおいて、健診費用は事業者が負担すべきものであること、その受診に要した時間の賃金の支払いについては、特殊健康診断については当然事業者が支払うべきものであり、一般健康診断についてもその受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいことを明示
安全衛生委員会の開催および安全衛生教育の実施に関する時間の扱い	次官通達の記の第3の3および局長通達の記のIの8の(4)および12の(2)において、これらに関する時間は労働時間であることを明示
安全衛生委員会の労働者側の委員推薦の扱い	法案修正により、原案にあった、労働者側から安全衛生委員会の推薦がなかった場合には、それによらなくともよいという趣旨のただし書きを削除 局長通達の記のIの8の(5)において、種々の事情により労働者側の委員推薦が得られない場合には、誠意をもって話し合うべきであり、その間は委員会の未設置による刑事責任の問題は発生しないと解されるものであることを明示
申告権の趣旨の明確化	法案修正により、安衛法第97条（労働者の申告）の原案にあった「申告する」を「申告して是正のため適切な措置をとるよう求める」に修正し、その趣旨を明確化
労働災害発生の急迫した危険がある時の労働者を退避させる義務の明確化	法案修正により、新たに、第25条としてその趣旨の1カ条を追加

注：このときの総括質疑では、上記以外に、行政体制の強化、労災防止指導員の活用、健康管理手帳の交付対象業務、労災保険制度の充実についてとり上げられた。

資料出所：1972（昭和47）年4月25日付衆議院社会労働委員会議事録より。

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書

労働安全衛生法第 6 条から 9 条の逐条解説

研究協力者 大藪 俊志 佛教大学社会学部公共政策学科・准教授

研究要旨

労働安全衛生法の第 2 章では、厚生労働大臣による労働災害防止計画の策定（第 6 条）、労働災害防止計画の変更（第 7 条）、労働災害防止計画を策定・変更した場合の公表（第 8 条）、厚生労働大臣が関係者に対して行う労働災害の防止に関する必要な勧告・要請に関する事項についてそれぞれ規定を定めている。

労働災害防止計画の制度は、労働災害の防止に関する総合的・計画的な対策の推進を図る（第 1 条）ため、国（厚生労働大臣）が長期的な展望に基づき労働災害の防止に関する包括的・一体的な計画を策定し、具体的な施策を講ずるとともに、事業者などの関係者に労働災害の防止に関する指針を周知することにより自主的な労働災害防止活動への取組みを促し、行政と関係者が一体となって労働災害の防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている。

この労働災害防止計画制度は、労働安全衛生法の特徴であるところの「行政による監督指導的・支援的役割」を表す制度であり、また、労働安全衛生法の実効性を確保するための有力な手段の一つとしても位置付けられる。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 6 条から 9 条について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを心得て洗練させた。

C. 研究結果

1. 第 6 条から第 9 条まで

1. 1 条文

（労働災害防止計画の策定）

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

（変更）

第七条 厚生労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を変更しなければならない。

（公表）

第八条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（勧告等）

第九条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業者、事業者の団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

1. 2 趣旨

本報告書は、研究計画全体のうち、労働安全衛生法の第 2 章（第 6 条～第 9 条）を検討対象とした研究成果である。

労働安全衛生法の第 2 章は、厚生労働大臣による労働災害防止計画の策定（第 6 条）、

労働災害防止計画の変更（第7条）、労働災害防止計画を策定・変更した場合の公表（第8条）、厚生労働大臣が関係者に対して行う労働災害の防止に関する必要な勧告・要請に関する事項について定めている。

労働災害防止計画制度は、労働災害の防止に関する総合的・計画的な対策の推進を図る（第1条）ため、国（厚生労働大臣）が長期的な展望に基づき労働災害の防止に関する包括的・一体的な計画を策定し、具体的な施策を講ずるとともに、事業者などの関係者に労働災害の防止に関する指針を周知することにより自主的な労働災害防止活動への取組みを促し、行政と関係者が一体となって労働災害の防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている¹。

労働災害防止計画は、法令の抽象性を補い政策を具体化する行政計画としての性格を有する。行政計画は、政策目標の実現に向けた手段を体系化する行政技術の一種であるが、労働災害防止計画制度では、計画期間における労働災害の減少目標や計画を推進するための具体的方策（主要な労働災害防止対策）などを明記し、計画の内容を地方支分部局（都道府県労働局・労働基準監督署）の行政運営方針や、関係団体（労働災害防止団体など）の労働災害防止活動に反映させることを通じて、計画的・効果的な労働災害防止の取組みを実施している。

1. 3 沿革

労働災害を効果的に防止することを目的とする長期計画の取組みは、1958（昭和33）年に策定された「産業災害防止総合五ヵ年

計画」に端を発する。計画策定当時の労働災害の状況をみると、労働災害による死者は5,612人、休業八日以上之死傷者数は約40万人に達し（いずれも1957（昭和32）年の数値）、とりわけ中小企業における災害の急激な増大（1957年の死傷年千人率は1952（昭和27）年当時と比較して49%の増）が懸念される所であり、政府は「産業災害防止総合五ヵ年計画」を策定することにより、5年後の労働災害発生件数の半減を目標として掲げた²。

また、政府は産業安全に関する有識者で構成される臨時産業災害防止懇談会を設置（1958（昭和33）年9月）し、同懇談会は、「産業災害防止対策に関する意見書」（産業災害防止計画の樹立促進、重大災害防止対策、中小企業災害防止対策、産業安全教育、法令の検討整備、広報活動、行政能力の改善、鉱山災害防止対策に関する8項目を内容とする）を総理大臣に手交（11月）した³。

しかしながら「産業災害防止総合五ヵ年計画」の策定以後の労働災害の発生状況をみると、1957（昭和32）年と1962（昭和37）年の時点との比較では、百人以上の事業場の休業一日以上の度数率が23.26から15.46に、年千人率では50.6から36.2にそれぞれ減少していたものの、死傷者数をみると約70万9千人から約79万4,200人に増大していた⁴。

このような状況に対し、産業災害防止対策審議会（先の臨時産業災害防止懇談会を発展的に解消して1959（昭和34）年に設置された政府の諮問機関）は、新たな計画の策定などを含む答申を行い、これを受けて「新産業災害防止五ヵ年計画」が閣議了

解された（1962（昭和37）年10月）。この1963（昭和38）年から1967（昭和42）年までを計画期間とする新たな五ヵ年計画では、1961（昭和36）年時点における死傷千人率21.05を12.3にまで概ね半減することを目標に定め、具体的な対策としては、事業場の自主的安全活動の促進、組織・設備環境の整備・改善、標準作業方法の確立、安全教育の徹底などを進めることとしていた⁵。

この後、1964（昭和39）年6月には「労働災害防止団体等に関する法律」が成立し、同法において労働災害の防止に関する計画（基本計画（五年間の長期計画）と実施計画（毎年策定される）により構成される）の策定が初めて法定されることとなった。この「労働災害防止団体等に関する法律」における労働災害防止計画に関する規定は以下の通りである。

第二章 労働災害防止計画

第三条（基本計画）

労働大臣は、五年ごとに、中央労働基準審議会の意見を聞いて、労働災害の減少目標その他労働災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた労働災害防止基本計画（以下「基本計画」と言う。）を作成しなければならない。

第四条（実施計画）

労働大臣は、毎年、中央労働基準審議会の意見を聞いて、基本計画の実施を図るため、次の事項を定めた労働災害防止実施計画（以下、「実施計画」と言う。）を作成しなければならない。

一 労働災害の減少目標

二 労働災害の防止に関し重点を置くべき業種及び労働災害の種類

三 労働災害の防止のための主要な対策に関する事項

四 その他労働災害の防止に関し重要な事項

第五条（変更）

労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、中央労働基準審議会の意見を聞いて基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第六条（公表）

労働大臣は、基本計画又は実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。

第七条（勧告等）

労働大臣は、基本計画又は実施計画の円滑な実施のために必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

「労働災害の防止団体等に関する法律」に基づき、1968（昭和43）年4月に第三次の五ヵ年計画に当たる労働災害防止基本計画が策定され、同計画では、屋外産業や中小零細企業などの重点業種の明示、災害原因の科学的究明、機械設備の本質的安全化、職業病対策の強化といった重点施策が明記された⁶。

その後、1972（昭和47）年の労働安全衛生法の制定を受け、現在の「労働災害防止計画」の制度（五ヵ年の基本計画と毎年策定される実施計画を一本化し、国としての

重点施策を明示したもの）がスタートし、今日に至る。

1. 4 内容

1. 4. 1 第6条

第6条中「労働災害の防止のための主要な対策」には、安全衛生管理計画の策定、安全衛生管理体制の整備、安全衛生事前評価の実施、生産設備の安全化、適正な作業方法の確立、安全衛生教育の実施、安全衛生意識の高揚などに関する事項が含まれ、「その他労働災害の防止に関し重要な事項」としては、労働災害の動向、労働災害の減少目標、労働災害の防止に関し重点を置くべき業種及び労働災害の種類などの事項が挙げられる⁷。

厚生労働大臣は、労働災害防止計画の策定に当たりその内容の適正を期するため、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。また、鉱山に関する保安（鉱山保安法第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。））に関しては、経済産業大臣が中央鉱山保安審議会の意見を聴いて労働災害防止計画を策定（又は変更）し、公表することとされている（労働安全衛生法第114条第1項の規定に基づく）⁸。

1. 4. 2 第7条

労働災害防止計画の策定後、計画策定時の基盤となる事情が変動し、計画の内容が適当でなくなった場合には、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果を考慮して厚生労働大臣は労働災害防止計画を変更しなければならない⁹。また、計

画を変更する場合には、計画策定時と同様に労働政策審議会の意見を聴く必要がある。

1. 4. 3 第8条

労働災害防止計画は、事業者、労働災害防止団体などの関係者が取り組む労働災害防止活動の指針となるものであり、関係者に広く周知徹底される必要がある。そのため厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定する場合、計画を変更する場合には、遅滞なくこれを公表しなければならない。公表の形式は特に規定されていないが、実務上官報に掲載することにより公表されている¹⁰。

1. 4. 4 第9条

労働災害防止計画を実施し実効性を確保するためには、事業者をはじめとする関係者の協力が必要不可欠となる。そのため厚生労働大臣が必要と認めるときは、関係者に対して労働災害の防止に関する事項に関し、必要な勧告・要請をすることができる。

第9条中「労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるとき」には、計画が示す目標や方向性と、事業者などの関係者が取り組む労働災害防止対策の実施状況との間に齟齬が生じ、関係者に対して対策の変更等を求める必要が生じる場合などが想定され、「関係者」には、労働災害防止団体、労働組合、関係行政機関（各府省庁、地方公共団体）などが含まれる¹¹。

D. 考察及びE. 結論

労働災害防止計画制度は、先行研究である「リスクアセスメントを核とした諸

外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」が明らかにした労働安全衛生法の特徴である「行政による監督指導的・支援的役割」を表す制度であり¹²、労働安全衛生法の実効性を確保するための手段の一つとしても位置付けられる¹³。

また、労働災害防止計画は、行政計画（代表的な事例として国土計画（国土形成計画など）や職業安定行政における雇用対策基本計画などがある）としての性格を有する。行政計画は、目標を定立し、その目標を実現するための諸手段を総合して体系化するところに特徴があり、地域、対象行政部門、期間、計画体系、機能、法的効果、法律の根拠などによる分類がなされることがある¹⁴。行政計画は、法律の抽象性を補い政策を具体化する行政技術であるが、関係する主体を拘束する側面もあるため、計画の策定過程（と変更するプロセス）においては、審議会や公聴会において関係者の意見を聴き、調整を図る必要も生じる¹⁵。そのため労働災害防止計画の策定（と変更）に際しては、公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員の公労使三者で構成される労働政策審議会の意見を聴くことが必要とされている（労働安全衛生法第6条及び第7条）¹⁶。また、労働災害防止計画の内容（具体的な施策）は、厚生労働省が毎年度策定する「地方労働行政運営方針」に基づき、各都道府県労働局が管内の事情を反映した方針を策定することにより、計画的に実施されている¹⁷。

F. 研究発表

1. 論文発表
なし。
2. 学会発表
なし。

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
該当せず。
2. 実用新案登録
該当せず。
3. その他
該当せず。

H. 引用文献

本文脚注を参照されたい。

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1 段組）

表 1 労働災害防止計画の変遷（抄）

<p>1. 「産業災害防止総合 5 ヶ年計画」（第 1 次労働災害防止計画）</p> <p>(1) 計画期間 1958（昭和 33）年度～1962（昭和 37）年度</p> <p>(2) 労働災害の減少目標 当時の労働災害の増加傾向からみて 5 年後に予想される災害発生件数（死傷件数）を半減（86 万件から 43 万件へ）させるとともに、1,100 億円の経済的損失を防止する。</p> <p>(3) 計画期間中の主要施策等 「ボイラ及び圧力容器安全規則」制定（1959（昭和 34）年） 「電離放射線障害防止規則」制定（1959（昭和 34）年） 「電離放射線障害防止規則」制定（1959（昭和 34）年） 「四エチル鉛等危害防止規則」改正（1960（昭和 35）年） 「有機溶剤中毒予防規則」制定（1960（昭和 35）年） 「高気圧障害防止規則」制定（1961（昭和 36）年） 「クレーン等安全規則」制定（1962（昭和 37）年）</p> <p>(4) 計画期間中の労働災害の状況 1958（昭和 33）年 死亡者数：5,368 人 死傷者数：401,760 人（休業 8 日以上） 1962（昭和 37）年 死亡者数：6,093 人 死傷者数：466,126 人（休業 8 日以上）</p>
<p>2. 「新産業災害防止総合 5 ヶ年計画」（第 2 次労働災害防止計画）</p> <p>(1) 計画期間 1963（昭和 38）年度～1967（昭和 42）年度</p> <p>(2) 労働災害の減少目標 1961（昭和 36）年における労働者 1,000 人当たり死傷発生率（21.05）を、計画期間中に概ね半減（12.30）させる（1967 年において見込まれる休業 8 日以上の災害発生件数約 63 万件を約 36 万件にとどめる）。</p> <p>(3) 推進方策 災害防止計画の樹立、団体等（安全団体・業種団体など）における自主的活動の拡充。事業場における安全管理体制の確立、設備・環境の改善整備、作業行動の安全確保など。</p> <p>(4) 計画期間中の主要施策等 「電離放射線障害防止規則」改正（1963（昭和 38）年） 「労働災害防止団体等に関する法律」公布（1964（昭和 39）年） 中央労働災害防止協会：創立（1964（昭和 39）年） 「墜落防止に関する建設業労働災害防止規程」制定（1966（昭和 41）年） 「船内荷役作業に関する港湾労働災害防止規程」制定（1966（昭和 41）年）</p>

<p>「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」制定（1966（昭和 41）年）</p> <p>「伐木造材作業に関する林業労働災害防止規程」制定（1966（昭和 41）年）</p> <p>「鉛中毒予防規則」公布（1967（昭和 42）年）</p> <p>(5) 計画期間中の労働災害の状況</p> <p>1963（昭和 38）年 死亡者数：6,506 人 死傷者数：440,547 人（休業 8 日以上）</p> <p>1967（昭和 42）年 死亡者数：5,990 人 死傷者数：394,627 人（休業 8 日以上）</p>
<p>3. 「第 3 次労働災害防止計画」</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>1968（昭和 43）年度～1972（昭和 47）年度</p> <p>(2) 労働災害の減少目標</p> <p>労働災害の発生率（1968（昭和 43）年当時の度数率：11.08）を全般として計画期間中に 3 割減少させる。</p> <p>(3) 計画推進上基本となるべき事項</p> <p>重点を置くべき業種等（建設、港湾荷役、林業、中小零細企業など）における労働災害防止対策、災害原因の科学的究明、機械設備の本質的安全化、職業性疾病の対策強化など。</p> <p>(4) 計画期間中の主要施策等</p> <p>「四アルキル鉛中毒予防規則」公布（1968（昭和 43）年）</p> <p>「ゴンドラ安全規則」制定（1969（昭和 44）年）</p> <p>「特定化学物質等障害予防規則」公布（1971（昭和 46）年）</p> <p>「事務所衛生基準規則」公布（1971（昭和 46）年）</p> <p>「酸素欠乏症防止規則」公布（1971（昭和 46）年）</p> <p>「労働安全衛生法」公布（1972（昭和 47）年 6 月）施行（10 月）</p> <p>「労働災害防止団体等に関する法律」改正（「労働災害防止団体法」と改称）（1972（昭和 47）年）</p> <p>「労働安全衛生規則」制定（1972（昭和 47）年 9 月）施行（10 月）</p> <p>(5) 計画期間中の労働災害の状況</p> <p>1968（昭和 43）年 死亡者数：6,088 人 死傷者数：386,443 人（休業 8 日以上）</p> <p>1972（昭和 47）年 死亡者数：5,631 人 死傷者数：324,435 人（休業 8 日以上）</p>
<p>4. 「第 4 次労働災害防止計画」</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>1973（昭和 48）年度～1977（昭和 52）年度</p> <p>(2) 労働災害の減少目標</p> <p>特に死亡及び重大災害の減少に重点を置き、計画期間中に労働災害の発生率（1973（昭和 48）年当時の度数率：6.67）を全体として概ね 3 割減少させることを目標とする。職業性疾病（1973（昭和 48）年当時の業務上疾病件数：29,938）については、在来型の慢</p>

性疾病の新規発生を大幅に減少させるとともに、急性の中毒については発生の半減を目標とするなど。

(3) 労働災害防止対策の進め方

労働災害防止対策の科学的検討、機械設備等の安全性の確保、健康管理対策の推進、安全衛生教育の充実と安全衛生意識の高揚、職場環境と労働時間の改善、自主的労働災害防止活動の強化と労働者の参加促進、業種別対策の推進、監督指導の強化と行政体制の整備、関係行政機関との連携など。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則」制定（1973（昭和 48）年）

「労働安全衛生規則」改正（爆発火災防止関係）（1974（昭和 49）年）

労働安全衛生法に基づく技術指針の公表（1974（昭和 49）年）

「作業環境測定法」公布（1975（昭和 50）年）

「作業環境測定法施行令」「作業環境施行規則」公布（1975（昭和 50）年）

職業病疾病対策要綱：策定（1976（昭和 51）年）

作業環境測定基準：公示（1976（昭和 51）年）

超大型規模建設工事災害防止対策推進要綱：公表（1976（昭和 51）年）

クレーン構造規格及び移動式クレーン構造規格：公示（1976（昭和 51）年）

総合的労働者健康管理対策の展開について：公表（1976（昭和 51）年）

セーフティ・アセスメントに関する指針：公表（1976（昭和 51）年）

「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律」（化学物質の有害性調査関係）公布（1977（昭和 52）年）

チェーンソーの規格：公示（1977（昭和 52）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（安全衛生委員会関連）（1977（昭和 52）年）

動力プレス機械構造規格：公示（1977（昭和 52）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1973（昭和 48）年 死亡者数：5,269 人 死傷者数：387,342 人（休業 4 日以上）

1977（昭和 52）年 死亡者数：3,302 人 死傷者数：345,293 人（休業 4 日以上）

5. 「第 5 次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1978（昭和 53）年度～1982（昭和 57）年度

(2) 計画の目標

①死亡災害及び大型災害の大幅な減少を図ること、②在来型の労働災害の減少を図ること、③職業がん等の職業性疾病（1978（昭和 53）年当時の業務上疾病件数：27,456）の大幅な減少を図ること、④中小企業特に下請事業場における労働災害の減少を図ること、⑤中高年齢労働者の安全を確保するとともに健康の保持増進に努めること。

(3) 主要な労働災害防止対策

①大型災害の防止対策の推進、②在来型労働災害の防止対策の推進（機械設備の安全衛生の確保等、安全衛生教育の充実）、③職業性疾病予防対策の積極的推進（化学物質の有害性調査制度等の積極的活用、作業環境管理対策の推進、健康管理対策の積極的推進、産業医学の振興）、④中小企業における労働災害防止対策の助成制度の充実、中高年齢労働者の安全衛生対策の推進、⑤各種施策の充実（業種別重点対策の推進、安全衛生改善計画の作成指示等、労働時間等労働条件の適正化、監督指導の強化と行政体制の整備、情報の収集と提供、関係行政機関との連携、労働者の参加促進、労働災害防止団体等の活動強化）。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生規則」一部改正（化学物質の有害性調査関係）（1979（昭和 54）年）

「粉じん障害防止規則」公布（1979（昭和 54）年）

木材加工用機械災害防止総合対策：公表（1979（昭和 54）年）

「労働安全衛生法」一部改正（建設工事計画の安全性に係る事前審査制度関連）（1980（昭和 55）年）

全国労働安全衛生コンサルタント会：設立（1980（昭和 55）年）

粉じん障害防止総合対策：公表（1981（昭和 56）年）

移動式クレーン等の定期自主検査指針：公表（1982（昭和 57）年）

トンネル工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針：公表（1982（昭和 57）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（酸素欠乏症、硫化水素中毒の予防対策関連）（1982（昭和 57）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1978（昭和 53）年 死亡者数：3,326 人 死傷者数：348,826 人（休業 4 日以上）

1982（昭和 57）年 死亡者数：2,674 人 死傷者数：294,319 人（休業 4 日以上）

6. 「第 6 次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1983（昭和 58）年度～1987（昭和 62）年度

(2) 計画の目標

①死亡災害及び重大災害の大幅な減少を図るとともに労働災害全体（1983（昭和 58）年当時の労働災害による死亡者数は 2,588 人、死傷者数（休業 4 日以上）は 278,623 人）の概ね 30%の減少を図ること、②職業性疾病（1983（昭和 58）年当時の業務上疾病件数：15,480）を予防するため適正な作業環境等の確保を図ること、③中高年齢労働者の総合的な健康の保持増進を図ること、④産業用ロボット等新たな技術の導入に対応して安全衛生の確保を図ること。

(3) 主要な労働災害防止対策

①労働災害防止の基本的事項に関する対策の推進

安全衛生に関する事前評価の充実、実効ある安全衛生管理体制の確立等、生産設備等の安全化の促進、適正な作業方法の確立、安全衛生教育の徹底等。

②特定の災害・業種等における対策の推進

重大災害防止対策の推進、中小企業における労働災害防止対策の推進、建設業等屋外型産業における労働災害防止対策の推進、機械等の安全の確保、高年齢労働者の安全確保の推進、第三次産業における労働災害防止対策の推進。

③職業性疾病の予防対策の推進

総合的な労働衛生管理の推進、化学物質の有害性調査の推進、特定疾病対策の推進、労働衛生対策を推進する基盤の整備。

④中高年齢労働者の健康管理の推進

⑤産業用ロボット等に関する労働災害防止対策の推進

⑥各種施策の充実

業種別重点対策の推進、国の労働災害防止推進体制の整備、労働者の参加促進、労働災害防止団体等の活動強化。

(4) 計画期間中の主要施策等

日本労働安全衛生コンサルタント会：設立（1983（昭和58）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（産業用ロボットの安全規制関連）（1983（昭和58）年）

産業用ロボットの使用等の安全基準に関する技術上の指針：公表（1983（昭和58）年）

粉じん障害防止総合対策推進要綱：公表（1984（昭和59）年）

化学物質等定期自主検査指針：公表（1984（昭和59）年）

VDT作業のための労働衛生上の指針：公表（1985（昭和60）年）

ボイラー定期自主検査指針：公表（1986（昭和61）年）

大規模小売業における労働災害の防止について：公表（1986（昭和61）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1983（昭和58）年 死亡者数：2,588人 死傷者数：278,623人（休業4日以上）

1987（昭和62）年 死亡者数：2,342人 死傷者数：232,953人（休業4日以上）

7. 「第7次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1988（昭和63）年度～1992（平成4）年度

(2) 計画の目標

死亡災害、重大災害及び重篤な職業性疾病（1988（昭和63）年当時の業務上疾病件数：12,523）の大幅な減少を期するとともに、労働災害の総件数（1988（昭和63）年当時の労働災害による死亡者数は2,549人、死傷者数（休業4日以上）は226,318人）の概ね30%の減少を図り、労働者の安全と健康を確保すること。

(3) 主要な労働災害防止対策

①基本的事項に関する対策の推進

安全衛生管理を進めるための計画の策定と体制の整備、適正な作業方法の確立、安全衛生教育の充実、安全衛生意識の高揚のための創意工夫、労働時間等労働条件の適正化。

②中小規模事業場における労働災害防止対策の推進

中小規模事業場における安全衛生活動の強化、親企業等を含めた総合的な労働災害防止対策の推進。

③建設業等屋外型産業の特徴に応じた労働災害防止対策の推進

④機械設備に係る労働災害防止対策の推進

⑤第三次産業における労働災害防止対策の推進

安全衛生管理活動の促進、関係事業者団体の自主的労働災害防止活動の促進、雇用・就業形態の複雑多様化に対応した対策の推進。

⑥高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

⑦新技術の安全衛生対策の推進

事前評価体制の整備、安全衛生指針の整備、快適な事務所環境の整備。

⑧職業がん等の健康障害防止対策の推進

⑨職業性疾病予防対策の推進

作業環境管理対策の徹底、作業管理指針の作成、特殊健康診断項目の見直し、有害物対策の総合的推進、物理的障害対策の徹底。

⑩健康の保持増進対策の推進

事業場における健康の保持増進対策、産業医の職務の明確化及び活動の活性化。

⑪安全衛生の国際化への対応

海外派遣労働者に係る安全衛生対策の充実、企業の海外進出に伴う安全衛生対策の充実、国際基準等との整合性の確保。

⑫総合的な労働災害防止対策を推進するための体制の整備

行政体制の整備、研究体制の整備、教育体制の整備、労働者の安全衛生活動への参加の促進、労働災害防止団体等の活動強化、専門技術団体の活動の促進。

⑬業種別重点対策の推進。

(4) 計画期間中の主要施策等

事業場における労働者の健康保持増進のための指針：公表（1988（昭和63）年）

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針：公表（1989（平成元）年）

建築物の解体又は改修工事における石綿粉じんへのばく露防止のためのマニュアル：公表（1989（平成元）年）

粉じん障害防止対策：改正（1991（平成3）年）

「労働安全衛生法」一部改正（快適職場の形成関係）（1992（平成4）年）

事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針：公表（1992（平

成 4) 年)

化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針：公表（1992（平成 4）年）

騒音障害防止のためのガイドライン：公表（1992（平成 4）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1988（昭和 63）年 死亡者数：2,549 人 死傷者数：226,318 人（休業 4 日以上）

1992（平成 04）年 死亡者数：2,354 人 死傷者数：189,589 人（休業 4 日以上）

8. 「第 8 次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1993（平成 5）年度～1997（平成 9）年度

(2) 計画の目標

死亡災害、重大災害及び重篤な職業性疾病（1993（平成 5）年当時の業務上疾病件数：9,630）の大幅な減少を期するとともに、計画期間中の労働災害の総件数（1993（平成 5）年当時の労働災害による死亡者数は 2,245 人、死傷者数（休業 4 日以上）は 181,900 人）の概ね 25%の減少を図り、労働者の心身両面にわたる健康の積極的な保持増進及び快適な職場環境の形成を図ること。

(3) 主要な労働災害防止対策

①基本的事項に関する対策の推進

生産活動と一体となった安全衛生管理活動の促進、安全衛生に係る事前評価の充実等、適正な作業方法の確立、安全衛生教育の徹底等、労働時間等労働条件の適正化。

②職業別労働災害防止対策の推進

建設業、陸上貨物運送事業、港湾貨物運送事業、林業、卸売・小売業及びサービス業。

③特定災害防止対策の推進（機械設備による災害の防止対策、爆発・火災災害の防止対策、交通労働災害の防止対策）、

④高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

⑤職業性疾病対策の推進

化学物質等の有害物による健康障害の防止対策、電離放射線等の物理的因子及び作業態様による健康障害の防止対策。

⑥化学物質等の危険有害性等の表示制度の推進

⑦心身の健康の保持増進対策の推進

心身両面にわたる健康づくりの推進、産業保健活動の活性化、作業関連疾患対策の推進。

⑧快適な職場環境の形成の促進

⑨中小規模事業場における労働災害防止対策の推進

⑩外国人労働者の増加等に対応した労働災害防止対策の推進

⑪国際化に対応した安全衛生対策の充実

⑫エイズ予防対策の推進

⑬労働災害防止対策を推進するための体制の整備等

行政体制の整備等、安全衛生教育体制の整備、労働者の安全衛生活動への参加の促進、労働災害防止団体等の活動の強化、安全衛生情報の提供。

⑭業種別重点対策の推進

(4) 計画期間中の主要施策等

ガラス繊維及びロックウールの労働衛生に関する指針：公表（1993（平成5）年）

プレス災害防止総合対策：公表（1993（平成5）年）

交通労働災害防止のためのガイドライン：公表（1994（平成6）年）

職場における腰痛予防対策：公表（1994（平成6）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（茶石綿及び青石綿の製造禁止関連）（1995（平成7）年）

脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準：改正（1995（平成7）年）

職場におけるエイズ問題に関するガイドライン：公表（1995（平成7）年）

職場における喫煙対策のためのガイドライン：公表（1996（平成8）年）

熱中症予防対策：公表（1996（平成8）年）

「労働安全衛生法」一部改正（健康管理の充実関連）（1996（平成8）年）

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針：公表（1996（平成8）年）

動力プレスの定期自主検査指針：公表（1996（平成8）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1993（平成05）年 死亡者数：2,245人 死傷者数：181,900人（休業4日以上）

1997（平成09）年 死亡者数：2,078人 死傷者数：156,726人（休業4日以上）

9. 「第9次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1998（平成10）年度～2002（平成14）年度

(2) 計画の目標

①死亡災害が年間2,000人台で一進一退を繰り返している現状を打破し、大幅な減少を図ること（1998（平成10）年当時の労働災害による死亡者数は1,844人）、②計画期間中における労働災害総件数を20%減少させること（1998（平成10）年当時の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は148,248人）、③じん肺、職業がん等の職業性疾病の減少（1998（平成10）年当時の業務上疾病件数：8,574）、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図ること（1998（平成10）年当時の酸素欠乏症等の発生状況（休業4日以上）：発生件数22、被災者35人、死亡者11人）、④産業保健サービスの充実等労働者の健康の保持増進及び快適な職場環境を推進すること。

(3) 重点対象分野における労働災害防止対策

業種別労働災害防止対策（建設業対策、陸上貨物運送事業対策、第三次産業対策）、特定災害防止対策（機械設備に係る労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、爆発・火

災災害防止対策）。

①労働者の健康確保対策

職業性疾病予防対策、化学物質に係る健康障害予防対策、職場における着実な健康確保対策、ストレスマネジメント対策、健康づくり対策、快適な職場環境の形成。

②安全衛生管理対策の強化

中小規模事業場対策、安全衛生管理手法の充実・強化、労使による自主的な安全衛生活動の推進、人的基盤の充実等、高年齢労働者の労働災害防止対策、外国人労働者対策。

③安全衛生行政の展開

新たな行政展開（情報提供体制の整備、調査研究体制の整備（産業安全研究所、産業医学総合研究所等における調査研究の充実など）、行政体制の整備等、労働災害防止団体等の活動の強化、国民安全への貢献）、調査研究の推進（労働災害分析手法、評価手法等の研究推進）、国際的な視点に立った行政展開。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生規則」一部改正（土石流による危険防止関連）（1998（平成10）年）

工作機械等の制御機構のフェールセーフ化のガイドライン：公表（1998（平成10）年）

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針：公表（1999（平成11）年）

「労働安全衛生法」一部改正（深夜業従事労働者の健康管理対策関連）公表（1999（平成11）年）

心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針：公表公表（1999（平成11）年）

ダイオキシン類による健康障害防止のための対策について：公表公表（1999（平成11）年）

化学物質等による労働者の健康障害を防止するための必要な措置に関する指針：公表公表（2000（平成12）年）

労働者の自殺予防に関する総合的対策推進事業実施要綱：公表（2001（平成13）年）

職場におけるメンタルヘルス対策の事業者等支援事業実施要綱：公表（2001（平成13）年）

機械の包括的な安全基準に関する指針：公表（2001（平成13）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類ばく露防止対策）（2001（平成13）年）

過重労働による健康障害防止のための総合対策について：公表（2002（平成14）年）

VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン：公表公表（2002（平成14）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1998（平成10）年 死亡者数：1,844人 死傷者数：148,248人（休業4日以上）

2002（平成14）年 死亡者数：1,658人 死傷者数：125,918人（休業4日以上）

10. 「第 10 次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

2003（平成 15）年度～2007（平成 19）年度

(2) 計画の目標

①労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持し、年間 1,500 人を大きく下回ることを目指して一層の減少を図ること（2003（平成 15）年当時の労働災害による死亡者数は 1,628 人）、②計画期間中における労働災害総件数を 20%以上減少させること（2003（平成 15）年当時の労働災害による死傷者数（休業 4 日以上）は 125,750 人）、③じん肺、職業がん等の職業性疾病の減少（2003（平成 15）年当時の業務上疾病件数：8,055）、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図ること、④過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少を図ること。

(3) 重点対象分野における労働災害防止対策

①業種別労働災害防止対策（建設業対策、陸上貨物運送事業対策、第三次産業対策）、
②特定災害防止対策（機械に係る労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、爆発・火災災害防止対策）。

①労働者の健康確保対策

職業性疾病予防対策、化学物質による健康障害予防対策、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害の防止対策、職場における着実な健康確保対策、快適職場づくり対策。

②安全衛生管理対策の強化

労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進、中小規模事業場対策、事業者及び労働者による自主的な安全衛生活動の推進、人的基盤の充実等、就業形態の多様化、雇用の流動化等に対応する対策、高年齢労働者の労働災害防止対策、外国人労働者対策。

③労働災害防止の支援体制の整備

情報提供体制の整備、リスク評価及び調査研究の体制整備、労働災害防止団体等の活動の充実、労働安全衛生サービスのアウトソーシング化への対応、国際的な視点に立った行政展開、評価を踏まえた施策の実施。

(4) 計画期間中の主要施策等

職場における喫煙対策のためのガイドライン：公表（2003（平成 15）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（石綿含有製品の製造禁止関連）（2003（平成 15）年）

大規模製造業における安全管理の強化に係る緊急対策要綱：公表（2004（平成 16）年）

心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き：公表（2004（平成 16）年）

「労働安全衛生法」一部改正（リスクアセスメント、過重労働対策関連）（2005（平成

17) 年)

危険性又は有害性等の調査等に関する指針（リスクアセスメント指針）：公表（2006（平成18）年）

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について：公表（2006（平成18）年）

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（化学物質リスクアセスメント指針）：公表（2006（平成18）年）

労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）：公表（2006（平成18）年）

「労働安全衛生法」一部改正（長時間労働者に対する医師の面接指導関連）（2006（平成18）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（石綿含有製品の製造等全面禁止関連）（2006（平成18）年）

製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針：公表（2006（平成18）年）

2007年問題に対応するITを活用した新しい安全衛生管理手法の構築について（2007（平成19）年）

機械の包括的な安全基準に関する改正指針：公表（2007（平成19）年）

事業場における労働者の健康保持増進のための改正指針：公表（2007（平成19）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

2003（平成15）年 死亡者数：1,628人 死傷者数：125,750人（休業4日以上）

2007（平成19）年 死亡者数：1,357人 死傷者数：121,356人（休業4日以上）

11. 「第11次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

2008（平成20）年度～2012（平成24）年度

(2) 計画の目標

①死亡者数：2012（平成24）年において2007（平成19）年と比して20%以上減少させること（2007（平成19）年当時の労働災害による死亡者数は1,357人）、②死傷者数：2012（平成24）年において2007（平成19）年と比して15%以上減少させること（2007（平成19）年当時の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は121,356人）、③労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること（2007（平成19）年当時の業務上疾病件数：8,684）。

(3) 計画における労働災害防止対策

①自主的な安全衛生活動の促進

「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進、労働安全衛生マネジメントシステムの活用等、自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等、情報の共有化の推進等。

②特定災害対策

機械災害防止対策、墜落・転落災害防止対策、交通労働災害防止対策、爆発・火災災害防止対策。

③労働災害多発業種対策

製造業対策、建設業対策、陸上貨物運送事業対策、林業対策、第三次産業対策。

④職業性疾病（石綿及び化学物質関係を除く）等の予防対策

粉じん障害防止対策、腰痛予防対策、振動・騒音障害防止対策、熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策、その他の職業性疾病等の予防対策。

⑤石綿障害予防対策

全面禁止の徹底等、解体作業等における曝露防止対策の徹底、離職者の健康管理対策の推進。

⑥化学物質対策

化学物質による労働災害の防止対策、化学物質管理対策。

⑦メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策

メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策。

⑧産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

産業保健活動の活性化（産業医等の選任の徹底、地域における産業保健活動の活性化、産業医と産業保健スタッフとの連携、健康診断の結果に基づく健康管理の徹底など）、健康づくり対策、快適職場づくり対策。

⑨安全衛生管理対策の強化

安全衛生教育の効果的な推進等、中小規模事業場対策の推進、就業形態の多様化等に対する対策、高年齢労働者対策等の推進、グローバル化への対応。

⑩効率的・効果的な施策の推進

労働安全衛生研究の促進、地域における労働災害多発業種等対策の推進、関係機関との連携等。

(4) 計画期間中の主要施策等

温泉掘削等のボーリング作業等における可燃性天然ガスによる爆発・火災災害の防止について：公表（2008（平成20）年）

局地的な大雨による下水道渠内工事等における労働災害の防止について：公表（2008（平成20）年）

派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について：公表（2009（平成21）年）

ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について：公表（2009（平成21）年）

職場における熱中症の予防について：公表（2009（平成21）年）

振動障害総合対策の推進について：公表（2009（平成21）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（プレス機械等による災害防止対策関連）（2011（平成

23) 年)

動力プレス機械構造規格の一部改正（2011（平成 23）年）

機械メーカー向け、ユーザーへの危険情報提供に関するガイドライン：公表（2011（平成 23）年）

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」制定（2011（平成 23）年）

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（2011（平成 23）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（機械リスクに関する情報提供関連）（2012（平成 24）年）

機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針（2012（平成 24）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（化学物質等の危険有害性表示制度関連）（2012（平成 24）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

2008（平成 20）年 死亡者数：1,268 人 死傷者数：119,291 人（休業 4 日以上）

2012（平成 24）年 死亡者数：1,093 人 死傷者数：119,576 人（休業 4 日以上）

12. 「第 12 次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

2013（平成 25）年度～2017（平成 29）年度

(2) 計画の目標

①2012（平成 24）年と比較して 2017（平成 29）年までに労働災害による死亡者数の数を 15%以上減少させること（2012（平成 24）年当時の労働災害による死亡者数は 1,093 人）、②2012（平成 24）年と比較して 2017（平成 29）年までに労働災害による休業 4 日以上の死傷者数の数を 15%以上減少させること（2012（平成 24）年当時の労働災害による死傷者数（休業 4 日以上）は 119,291 人）（2012（平成 24）年当時の業務上疾病件数：7,743）。

(3) 重点施策ごとの具体的取組

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点とする業種対策（第三次産業（特に小売業・社会福祉施設・飲食店）対策、陸上貨物運送事業対策、建設業対策、製造業対策）、重点とする健康確保・職業性疾病対策（メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症対策、受動喫煙防止対策）、業種横断的な取組（リスクアセスメントの普及促進、高年齢労働者対策、非正規労働者対策）。

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

専門家と労働災害防止団体の活用、業界団体との連携による実効性の確保、安全衛生

管理に関する外部専門機関の育成と活用。

③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚、労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表、重大な労働災害を発生させ改善が見られない企業への対応、労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上。

④科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

労働安全衛生総合研究所等との連携による科学的根拠に基づく対策の推進、国際動向を踏まえた施策推進。

⑤発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

発注者等による安全衛生への取組強化、製造段階での機械の安全対策の強化、労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討。

⑥東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

東日本大震災の復旧・復興工事対策、原子力発電所事故対策。

(4) 計画期間中の主要施策等

職場における腰痛予防対策指針：公表（2013（平成25）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（食品加工用機械の労働災害防止対策関連）公表（2013（平成25）年）

「労働安全衛生法」一部改正（化学物質に係るリスクアセスメント実施の義務化、ストレスチェック実施の義務化関連）（2014（平成26）年）

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針：公表（2015（平成27）年）

心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針：公表（2015（平成27）年）

労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針に関する公示：公表（2015（平成27）年）

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン：公表（2015（平成27）年）

東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン：公表（2015（平成27）年）

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン：公表（2015（平成27）年）

機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針：公表（2016（平成28）年）

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン：公表（2016（平成28）年）

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン：公表（2016（平成28）年）

シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン：公表（2017（平成29）年）
雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項：公表（2017（平成29）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

2013（平成25）年 死亡者数：1,030人 死傷者数：118,157人（休業4日以上）

2017（平成29）年 死亡者数：978人 死傷者数：120,460人（休業4日以上）

13. 「第13次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

2018（平成30）年度～2022（令和4）年度

(2) 計画の目標

①死亡災害：死亡者数を2017（平成29）年と比較して、2022（令和4）年までに15%以上減少（2017（平成29）年当時の労働災害による死亡者数は1,030人）、②死傷災害（休業4日以上の労働災害）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少（2017（平成29）年当時の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は118,157人）（2017（平成29）年当時の業務上疾病件数：7,844）。

(3) 重点事項ごとの具体的な取組

①死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

建設業における墜落・転落災害等の防止、製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止、林業における伐木等作業の安全対策など。

②過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

労働者の健康確保対策の強化、過重労働による健康障害防止対策の推進、職場におけるメンタルヘルス対策等の推進など。

③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止など。

④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進、疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくりなど。

⑤化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質による健康障害防止対策、石綿による健康障害防止対策、電離放射線による健康障害防止対策など。

⑥企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

企業のマネジメントへの安全衛生の取込み、労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用、企業単位での安全衛生管理体制の推進など。

⑦安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

安全衛生専門人材の育成、労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用など。

⑧国民全体の安全・健康意識の高揚など

高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施、科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進など。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生法」一部改正（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律関連）（2018（平成30）年）

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針：公表（2018（平成30）年）

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン：公表（2018（平成30）年）

墜落制止用器具の規格：制定（2019（平成31）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

2018（平成30）年 死亡者数： 909人 死傷者数：127,329人（休業4日以上）

（表1：参考文献）

労働省 / 厚生労働省「労働災害動向調査」

労働省 / 厚生労働省「業務上疾病調」

労働省 / 厚生労働省「労働基準監督年報」

労働法令協会『労働行政要覧（昭和29年度版～平成13年度版）』

全日本産業安全連合会『産業安全年鑑（1955年～1984年）』

中央労働災害防止協会『安全衛生年鑑（1985年～2005年）』

中央労働災害防止協会『安全の指標（1967年～2019年）』

中央労働災害防止協会『労働衛生のしおり（1974年～2019年）』

中央労働災害防止協会編『日本の安全衛生運動 五十年の回顧と展望』（中央労働災害防止協会、1971（昭和46年））

中央労働災害防止協会編『安全衛生運動史 労働保護から快適職場への七〇年』（中央労働災害防止協会、1984（昭和59年））

中央労働災害防止協会編『安全衛生運動史 安全専一から100年』（中央労働災害防止協会、2011（平成23年））

労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労務行政、2017年（平成29年））

1 労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解 - 労働安全衛生法の逐条解説 - 改訂第4版』（労働調査会、2015年（平成27年））214頁、労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労務行政、2017年（平成29年））216頁。

2 中央労働災害防止協会編『日本の安全衛生運動 五十年の回顧と展望』（中央労働災害防止協会、1971（昭和46年））389～390頁。

3 中央労働災害防止協会編前掲書（1971年）390～391頁。

-
- 4 中央労働災害防止協会編前掲書（1971年）391頁。
 - 5 中央労働災害防止協会編前掲書（1971年）404～405頁。
 - 6 中央労働災害防止協会編（1971年）443～445頁。
 - 7 労働調査会出版局編前掲書（2015年）215～216頁。
 - 8 労務行政研究所編前掲書（2017年）215～217頁。
 - 9 労務行政研究所編前掲書（2017年）217～218頁。
 - 10 労働調査会出版局編前掲書（2015年）216～217頁。
 - 11 労働調査会出版局編前掲書（2015年）216～217頁、労務行政研究所編前掲書（2017年）219～220頁。
 - 12 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」〔三柴丈典〕（2014年度（平成26年度）～2016年度（平成28年度））26～28頁。
 - 13 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中災防ブックス、2019年（令和元年））86～87頁（この他、労働安全衛生法の実効性確保の手段としては、労働者への知識の付与（情報の提供）・労働者の参加の保障と促進、労働基準監督制度、安全衛生改善計画・特別安全衛生改善計画、労働安全・労働衛生コンサルタント制度、罰則と送検処分が挙げられる（畠中前掲書（2019年）87～117頁））。
 - 14 宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論 第6版』（有斐閣、2017（平成29）年）302～314頁。
 - 15 小島和貴「行政計画」堀江湛編『政治学・行政学の基礎知識 第3版』（一藝社、2014年（平成26年））320～321頁。
 - 16 例えば「第13次労働災害防止計画」（計画期間：2018（平成30）年度～2022（令和4）年度）の策定経過をみると、2017（平成29）年7月に労働政策審議会安全衛生分科会に対して厚生労働省より「第12次労働災害防止計画」の評価について報告がなされた後、同分科会では次期労働災害防止計画の策定に向けた論点等の検討を行い、その検討結果を踏まえ、2018年（平成30年）2月、厚生労働大臣からの諮問を受けた労働政策審議会の答申を経て「第13次労働災害防止計画」が策定されるという経緯を辿っている。
 - 17 厚生労働省「平成31年度地方労働行政運営方針」（2019（平成30）年4月1日公表）。

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書

労働安全衛生法第 20 条から 21 条の逐条解説

研究協力者 原 俊之 明治大学法学部法律学科・兼任講師

研究要旨

労働安全衛生法（以下「安衛法」とする）第 20 条および 21 条は、個別の労働関係（使用従属関係）の存在を前提として事業者に危害防止のための措置を講ずることを義務づけた規定である。これらの規定は、機械等、爆発性・発火性・引火性の物、電気や熱などのエネルギーといった有形無形の「物」が原因で生じる危険（第 20 条）および作業方法や作業場所から生じる危険（第 21 条）をそれぞれ防止すべく、各危害に対応した規制基準の設定とその遵守を求める内容となっている。もっとも、その具体的内容は、労働安全衛生規則（以下「安衛則」とする）ほか関係政省令に規定されており、安衛法の危害防止基準が現場で実現しようとする措置内容は、これら政省令の詳細な検討によってはじめて明確となる。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、

規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 20 条から 21 条（以下、「対象条文」という）について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究

者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

C. 研究結果

1 はじめに

「労働災害の防止のための危害防止基準の確立」は、労働者の安全と健康の確保という安衛法の主目的を達成するための重要な手段の一つとされている（第1条）。

危害防止基準の具体的な内容は、原則として、対象条文を含む安衛法本法の定めに基づき、安衛則はじめ複数の政省令に明文化され、違反に対しては刑事罰や使用停止命令などによってその実効性が図られている。別添の社会調査の結果からも窺われるように、現に労災防止に直接的かつ大きな効果を発揮してきたと解される。

対象条文は、事業者を対象として、モノ、作業場所及び作業方法から生じる危険を防止する措置を講じる義務を幅広く課しており、本法の中でも最多の関係政省令を擁するため、その起源や運用の実際、関係政省令の傾向等を知ることが、立法者が危害防止基準に、どこまで、どのような役割を持たせようとしてきたかの解明に繋がる。

また、危害防止基準は、労災民事訴訟で加害者側の過失の裏付けとしてよく言及される。安全配慮義務に関する最新の研究は、「事業の実情に応じて合理的に実行可能な限り、安全衛生関係法上の最低基準（危害防止基準）を遵守する」ことをその定義に

含めるべきであるとしている¹。よって、対象条文を主軸とする危害防止基準の内容の検討は、民事過失責任の中核を知ることにも繋がる。

それだけに、その策定と運用に際しては、労災防止効果と共に、名宛人による現実的な実行可能性が考慮される必要がある。一方で多様化し、変化する現場のリスクを的確に捕捉するものでなければならないが、事業者らの名宛人が現実的に遵守できないようなものであってはならない。本研究費による研究代表者の先行研究は、安衛法の焦点が技術的な安全から組織的・社会的な健康に移行してきていることも踏まえ、施行令や規則（政省令）が具体化する危害防止基準は、「折々の事情に応じて行政が主導し、適宜、罰則付きで策定されている」が、「そうした政省令が、親法の解釈を完全に『き束』してしまうとなると、構造的に過不足が生じ得る」ため、「政省令側の定め方に一定の抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す・・・などの手続き面での規定により、要件を個別的に特定していく必要がある」としている²。本分担研究は、この提言の正当性や妥当性の検証を図る意義も持つ。

2 趣旨・内容

労働災害防止のための第一次的責任は当然事業者課せられるものであるところ³、安衛法第4章には、個別の労働関係すなわち使用従属関係の存在を前提とした事業者規制に関する規定（第20条～第25条）が置かれている。そして、労働災害の要因が、

労働者が接するモノ、場所、作業方法などあらゆる環境に内在している中で、第 20 条は「モノ」に、第 21 条は場所と作業方法にそれぞれ着目した危害防止基準の確立をねらった規定である。

工場労働における機械による事故や爆発・火災の危険性は、工場法施行当初からすでにその重大性が指摘されており⁴、近年においても決して根絶されたわけではない⁵。それゆえ、対象条文が定める危害防止基準は、近代的な工場労働をはじめあらゆる職場環境において必須のものであり、現在もなおその意義を失っていない。

第 20 条各号および第 21 条各項列举の危険には、それぞれ以下のものが含まれる⁶。

〔第 20 条〕

*機械等（第一号）：機械特有の作業部分及び動力伝導部分に労働者の肉体の一部が接触したり、巻き込まれたりする場合に発生する機械的危険のほか、機械が行う仕事により原材料、加工物等の飛来等の物理的危険、足場の倒壊、ボイラーの破裂等の構造的危険等も含む。

*爆発性の物（第二号）：硝酸エステル類、ニトロ化合物のように、加熱、衝撃、摩擦等により、多量の熱とガスを発生して激しい爆発を起こす物等。

*発火性の物（第二号）：通常の状態においても発火しやすく、カーバイトや金属ナトリウムのように水と接触して可燃性ガスを発生して発熱・発火するもの、黄燐のように酸素と接触して発火する物等。

*引火性の物（第二号）：エチルエーテル、ガソリンのように火を引きやすい可燃性の液体であって、液体が直接引火して火災を生ずる危険性のほか、その液体表面から蒸

発した可燃性の蒸気と空気との混合気に何らかの点火源が作用すると爆発を起こす危険性を有する物。

なお、通達（昭 47・9・18 基発第 602 号）によると、「爆発性の物、発火性の物、引火性の物等」の中には、塩素酸カリウム、過酸化ナトリウムのように、単独では発火、爆発等の危険はないが、可燃性の物や還元性物質を接触したときは、衝撃、点火源により発火、爆発等を起こす酸化性の物、可燃性のガス又は粉じん、硫酸その他の腐食性液体等が含まれる。

第二号所定の物は例示的なものであり、事業場において製造し、又は取り扱う物が一定の条件のもとで爆発、火災等を起こし、労働者に危険を及ぼすに至る性状を有すると認められるならば、本号に該当する物と判断される。

*電気、熱その他のエネルギー（第三号）：電気設備の充電部分や漏電箇所接触到ることによる感電危険のほか、アーク溶接等にみられる電火性眼炎、加熱や漏電による火災、熔融高熱物等による火傷の危険。通達（昭 47・9・18 基発第 602 号）によると、「その他のエネルギー」には、アーク等の光、爆発の際の衝撃波等のエネルギーが含まれる。

〔第 21 条〕

*「土砂等が崩壊するおそれのある場所等」（第二項）の「等」には、物体の落下するおそれのある場所等が含まれる（昭 47・9・18 基発第 602 号）。

このほか、安衛法上の製造規制（第 37 条）及び流通規制（第 42 条）に関する規定が、事業者課せられた危害防止基準として機能している。すなわち、法第 37 条は特定機

械等の製造については都道府県労働局長の許可を要する旨定め（第1項）、都道府県労働局長は、特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合しない場合には許可をしてはならない旨規定している（第2項）。これを受け、たとえばクレーン則第17条は「事業者は、クレーンについては、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準…に適合するものでなければ使用してはならない」として、事業者を名宛人とした義務を課す。また、法第42条は「特定機械等以外の機械等で…政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない」と定める一方、安衛則27条が「事業者は、法別表第二に掲げる機械等…については、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない」と規定する。このように、製造・流通段階における構造規格等がユーザーたる事業者に対しても危害防止基準として遵守義務が課せられることによって、より実効性を高める効果が期待されている⁷。

対象条文をはじめとする安衛法上の危害防止基準に関する諸規定の多くは、「事業者は、その使用する労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを抽象的に義務づけているだけで、事業者が講ずべき具体的な措置内容はほとんど白紙で、法第二十七条第一項により厚生労働省令に委任されている。」⁸その具体的内容は、主として安衛則「第二編 安全基準」に定められており、第20条第一号所定の危険については、「第一章 機械による危険の防止（第101条～第151条）」、「第一章の

二 荷役運搬機械等（第151条の2～第151条の83）」、「第一章の三 木材伐出機械等（第151条の84～第151条の174）」、「第二章 建設機械等（第151条の175～第236条）」、「第三章 型わく支保工（第237条～第247条）」およびボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則に、同条第二号については「第四章 爆発、火災等の防止（第248条～第328条の5）」に、そして同条第三号は「第五章 電気による危険の防止（第329条～第354条）」にそれぞれ詳細な規定が置かれている。

第21条については、第一項所定の危険については、「第六章 掘削作業等における危険の防止（第355条～第416条）」、「第七章 荷役作業等における危険の防止（第417条～第476条）」、「第八章 伐木作業等における危険の防止（第477条～第517条）」に、第二項については「第八章の二 建築物等の鉄骨の組立て等の作業における危険の防止（第517条の2～第517条の5）」、「第八章の三 鋼橋架設等の作業における危険の防止（第517条の6～第517条の10）」、「第八章の四 木造建築物の組立て等の作業における危険の防止（第517条の11～第517条の13）」、「第八章の五 コンクリート造の工作物の解体等の作業における危険の防止（第517条の14～第517条の19）」、「第八章の六 コンクリート橋架設等の作業における危険の防止（第517条の20～第517条の24）」、「第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止（第518条～第539条の9）」、「第十章 通路、足場等（第540条～第575条）」、「第十一章 作業構台（第575条の2～第575条の8）」、「第十二章 土石流による危険の防止（第575

条の9～第575条の16)」にそれぞれ具体的な定めがなされている。

また、安衛則第27条、第28条および第29条第2項は、事業者規制として機能する製造・流通規制（法第42条）の具体的内容を定めたものである。

対象条文が事業者に義務づけた危害防止措置は、現実はその措置を講ずることが必要とされるのであって、単にその措置を講ずるために努力したというだけでは足りない⁹。また、安衛法第3条第1項前段に「事業者は、単にこの法律で定める労働災害防止のための最低基準を守るだけでなく」とあるように、対象条文ほか各規定に定められた危害防止基準は最低基準となる。違反に対しては6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられ（第119条1号）、なおかつ違反行為者ほか法人も処罰対象となる（第122条、両罰規定）。

3 沿革

3.1 工場法による規制

対象条文の原型となる規定は、すでに戦前の法令の中に存在した。工場法（明治44年3月29日法律第46号）は第13条において、「行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附属建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ予防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」と定め、これを受けて昭和4年に工場危害予防及衛生規則（昭和4年6月20日内務省令第24号）が制定される。安衛法第20条の原型は、同規則第1条～第14条に設けられた原動機に関する規定、第20条～第27条に設けられ

た爆発・火災・引火に関する規定であり、また墜落防止のための柵囲等の設置を義務づけた同規則第15条は、安衛法第21条第2項の原型といえる。同規則の各条項については、工場危害予防及衛生規則施行標準（昭和4年7月18日付発第58号地方長官宛社会局長官依命通牒）において細則が規定されていた。

上述の工場危害予防及衛生規則の制定経緯については、労働省の著書に、「社会局は工場法第13条に基づき工場災害予防および衛生に関する省令制定のため調査研究を進めていたが、各方面の意見を徴した上、この規則を公布するに至ったものである」との記載がある¹⁰。いかなる調査研究が進められ、またいかなる意見が聴取されたのかに関しては、現在調査中だが、さしあたり、工場法制定のための実地調査を主導した岡實の以下の見解が参考になる¹¹。

岡は、工場災害の除去と工場疾病者の減少は「単ニ法律ノ力ノミヲ以テ克クスヘキニ非ス、工業主ハ勿論専門学者ノ努力並一般国民ノ自覚ニ俟ツヘキモノ甚タ多シ」との問題意識から、「本章ニ於テ工場監督ニ関シ最モ豊富ナル経験ヲ有スルジー、エム、プライス博士ノ近著「近世工場」中ヨリ工場設備ノ改善ニ関スル部分ヲ抄録シ、之ニ管見ヲ加ヘテ読者ノ参考ニ資セントスル」。その上で、原動機・動力伝導装置の危険予防装置は実際の状況如何によるものであり、予め法令で詳細な標準を規定することの難しさを指摘する。そして、独仏などの諸外国では法律において概括的な規定を設けたうえで細目を施行細則に委ねている手法に着目し、「我国モ亦工場法第十三條ニ依リ之ヲ命令ニ委任セルカ故ニ此ノ点ハ独仏ト同

主義ヲ採レルモノト云フヲ得ヘシ」としたうえで、原動機や建物その他の設備の危険予防、工場火災対策等に関する詳細な見解を提示する¹²。

上述の工場危害予防及衛生規則も、かような岡の見解の影響を受けたものと思われる。

3.2 労働基準法と旧労働安全衛生規則

戦後に制定・施行された労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号、以下「労基法」とする）は、当初第5章に「安全及び衛生」を設け、第42条に「使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。」と規定していた。そしてこれを具体化すべく、戦前の工場危害予防及衛生規則、土石採取場安全及衛生規則、汽罐取締令、土木建築場安全及衛生規則などを統一する形で、労働安全衛生規則（昭和22年10月31日労働省令第9号、以下「旧安衛則」とする）が制定される。旧安衛則中、対象条文に相当する内容は「第二編 安全基準」に規定されているところ、「第一章 原動機及び動力傳導装置」、「第二章 機械装置」、「第七章 電気」、「第九章 火災及び爆発の防止」の各章が安衛法第20条に、「第三章 通路及び作業床」、「第四章 足場」、「第五章 墜落防止」、「第六章 崩壊、落下の予防」が同第21条にそれぞれ該当する。また、「第四編 特別安全基準」の中に汽罐（ボイラー）等に関する安全基準が定められていた。旧安衛則は、その後数次にわたる改正を経て、現行の安衛法および安衛則に継承されることとなる。主な改正は下記の通

りである。

- *改正（昭和34年2月11日労働省令第2号）：くい打ち機・くい抜き機に関する規定の追加
- *ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和34年2月24日労働省令第9号）が独立
- *改正（昭和35年11月25日労働省令第25号）：電気関係の安全基準強化
- *クレーン等安全規則（昭和37年7月31日労働省令第16号）が独立
- *改正（昭和38年5月16日労働省令第10号）：型わく支保工の安全等に関する規定の追加
- *改正（昭和44年1月29日労働省令第1号）：電気機械器具に対する規制の強化
- *墜落死亡事故の続発を受け Gondola 安全規則（昭和44年10月1日労働省令第23号）制定。
- *改正（昭和45年9月28日労働省令第21号）：機械の安全についての大改正、製造段階における規制強化、機械の本質的安全に関する規定等が追加

3.3 安衛法の制定

安衛法（昭和47年6月8日法律第57号）が、「従来の労働基準法第五章（安全及び衛生）を中核として、労働災害防止団体等に関する法律の第二章（労働災害防止計画）および第四章（特別規制）を統合したものを母体とし、そのうえに新規の規制事項、国の援助措置に関する規定等を加え」て制定された経緯からもわかるとおり¹³、労基法および旧安衛則による危害防止基準を承継した「第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」が安衛法の中核であるといえる。その中で、対象条文はいずれも

安衛法制定当初より改正はなされておらず、実質的にはこれを具体化・詳細化した安衛則等¹⁴の改正によって技術革新や新たな災害類型に対処がなされてきた。現在に至るまでの安衛則の改正については、現在調査中。

4 背景になった災害等

対象条文はいずれも労働災害の原因となる物、作業方法、場所についてあらゆる種類の危険に対処すべく、抽象的かつ広範囲な定めをするにとどまり、その具体的内容は膨大かつ多種多様な条文から成る政省令に委ねている。このため、対象条文制定の契機となる背景災害を特定することは容易ではない。

しかし、少女工が機械掃除の最中であることを失念した組長の運転ミスによる死亡事故、あるいは輪具（リング）精紡機のバンド紐（後掲図参照）の掛け直しの際に腕を巻き込まれる事故などが『女工哀史』の時代から記録されており¹⁵、労働組合期成会による「工場法案に対する意見書」の冒頭部分では、「現在工場の多数が其設備上欠点の多きは吾々職工の明に認むる所」であり、「危険なる機械に向って適當の防除装置の備へなきか如きは実に我工場に於ける通弊」であるがゆえに、「我々職工の健康を害し又は身命を危ふすることあるは殆んど日常の事例」であると強調されている¹⁶。対象条文が想定する危険は、近代的な工場設備その他の職場においては常に付きまとう宿命であるといえる。こうした多数の名もなき事故の蓄積が、工場法（および工場危害予防及衛生規則）以来の安全衛生法制における危害防止基準確立の原動力とな

ったことは想像に難くない。その詳細については引き続き調査の上、整理・検討する予定である。

5 適用の実際

厚生労働省労働基準局監督課が2017年5月に公表した安衛法関係送検公表事案によると、刑事事件として送検された198件のうち、対象条文違反が最も多い¹⁷。たとえば高さ2m以上の作業床の端などに囲いや手すりなどの設置を義務づけた安衛則519条（根拠条文・安衛法第21条）違反が32件、機械の掃除、給油、検査などの際に機械の運転停止を義務づけた安衛則第107条（根拠条文・安衛法第20条）違反が14件、などといった状況である。もともと、送検事案の多くはいわゆる「吊い送検」といって、死傷者が発生してはじめて法違反への制裁がなされる場合が多く、事故発生前の事前送検はほとんど見受けられないことに留意すべきである（その詳細については調査中）。

6 関係判例

本条および関係政省令の理解に有為と思われる判例は少なからず見受けられるが、一例として以下のものが挙げられる。

6.1 刑事事件

1、大泉（伊藤ビル新築工場現場）事件（仙台高判昭40・6・28下刑集7巻6号1206頁）

ビル建設工事などを請負う被告人会社にてIビル新築工事現場（本件現場）の現場主任として勤務していた被告人Xは、本件現場において同社の従業員Aが被覆されずに露出していた高圧電線に接触した結果感電死した事故（昭和38年9月発生）につき、

労働基準法第 42 条（当時）および旧安衛則第 127 条の 8（※架空電線や電気機械器具の充電電路に近接する場所で所定の作業に従事する労働者が、電路に接触・接近することにより感電の危害を生ずるおそれがあるときは、電路の移設、囲いの設置、絶縁用防護具の装着など所定の措置を講じる義務を使用者に課した規定）等の違反に問われた。Xは、電力会社及びその下請会社に電線からの危害防止措置を再三にわたり依頼し要求していたがゆえに、法令所定の措置を講じていたと主張した。判決は、Xを本件工事現場において安全管理について被告人会社のために行為する者、すなわち労働基準法上の使用者であると認定した上で、以下のように判示した。

「労働基準法四二条に規定する『危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない』というのは、現実にその措置を講ずることが必要とされるのであつて、単にその措置を講ずるために努力したというだけでは足りるものではなく、たとえその措置を講ずるには自らの手ではできず他の者の専権に属するような場合であつても、その者にその措置を講ずべきことを依頼したのみでは、やはり同条の危害を防止するために必要な措置を講じたとはいえないのである。いやしくも現実にその措置を講じないかぎり、当該危害を受けるおそれある場所で労働者を就労させることは許されないのである。」

2、加藤（家屋建築請負業）事件（最三小決昭 47・6・6 刑集 26 巻 5 号 333 頁）

家屋建築請負業を営む被告人 X は、昭和 44 年 2 月に A 社工場の増築工事を請け負った際に、同社工場の織機動力用シャフトに

配下の労働者らが作業中接触する危険があるにもかかわらず、これに囲いや覆い等を設置しなかったとして、労働基準法第 42 条（当時）および旧安衛則第 63 条第 1 項（※床面から 1.8m 以内の動力伝導装置の車軸で接触の危険があるものに囲い・覆いなどの設置を使用者に義務付けた規定）等の違反に問われた。X は、同シャフトは A 社所有の設備であるところ、労働基準法上の使用者は「当該設備を自己の使用する労働者に生産器具として使用せしめる者に限定され」、旧安衛則第 63 条の義務者は「当該機械をその使用する労働者にその作業の際に使用せしめる使用者」に限定されるため、これら規定は X には適用されないと主張した。これに対し、判決は以下のように判示した。

「労働基準法四二条（等）により使用者が講ずべき危害防止措置の対象たる当該動力伝導装置等は、当該労働者が作業上接触する危険があるかぎり、その労働者の使用者が所有または管理するものにかぎられるものではなく、また、その労働者をしてその作業場において直接これを取り扱わせるものであると否とを問わないものと解するのを相当とする。」

3、X 社事件（東京高判平 28・11・8 高等裁判所刑事裁判速報集（平 28）号 151 頁）

自動車用部品等の加工、組立、販売等を営む被告 X 社は、平成 23 年 4 月、同社工場において労働者らにダイカストマシンを使用してアルミダイカスト製品の成形加工等を行わせるに当たり、同機械には両手操作式の安全装置が取り付けられていたものの、全自動運転の際には同装置が作動せず、労働者の身体の一部が挟まれるおそれがあつ

たのであるから、安全扉（閉じなければ機械が作動しない構造の戸）を取り付けるなどして安全措置を講じなければならないのに、かかる措置を講じないまま労働者らに上記作業を行わせたとして、安衛法第 20 条及び安衛則第 147 条の違反に問われた。

安衛則第 147 条は「射出成形機、鋳造型機、型打ち機等・・・に労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設け」る義務を事業者に課し（第 1 項）、第 1 項における「戸」は「閉じなければ機械が作動しない構造のものでなければならない」とされている（第 2 項）。X 社は上記機械の全自動運転中にはバリ取り等の作業を行わないよう指導し、そのような作業実態もなかったがゆえに、労働者が身体の一部を挟まれる具体的なおそれがあったとは言えないと主張した。判決は、以下のよう

に判示した。

安衛則第 147 条第 1 項にいう「『労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるとき』とは、同規則の趣旨及び文言等からすれば、労働者が、作業の過程において、射出成形機等の機械の可動部に近づき、過失の有無を問わず、その身体の一部を挟まれるおそれのある場合をいう・・・。すなわち、規則 147 条は、作業中の労働者が当該機械の可動部に近づく場合を想定し、その際に安全装置を設けることにより、労働者が身体の一部を挟まれるという労働災害を防止しようという趣旨から設けられた規定である。そうすると、労働者が作業中に本件機械の金型の可動部に・・・何らかの事情により近づくことが想定される場合には、労働者の過失の有無を問わず、労働者の身

体の安全を図ろうという趣旨のものである。」X 社は上記機械に安全扉を設置せず、また上記両手操作式による安全装置は、安全装置としての機能を有していないため、安衛則第 147 条所定の安全装置を設けたことにはならないとして、X 社の同条違反を認めた。

6. 2 民事事件

4、北土建設・前田道路事件（札幌地判昭 59・2・28 労判 433 号 64 頁）

労務者提供を業とする A 社に雇用された X は、Y 1（北土建設）が札幌市から請負い、その一部を Y 2（前田道路）に下請けに出して行っていた（Y 2 はさらに A 社に再下請けに出していた）水道管敷設工事（本件工事）において、Y 1・Y 2 の従業員の指揮監督を受けながら就労していたところ、昭和 53 年 9 月、A 社が運転手付で庸車したショベルローダ（本件重機）の一部が X の腰部に衝突した（本件事故）。この結果、X は腰椎挫傷の傷害を受け、歩行困難などの後遺症が残った。X は、Y 1・Y 2 を相手取り、X と両社には直接の雇用契約関係はないものの支配従属関係に立っていたゆえに、両社は X に対し安全配慮義務違反の責任を負うと主張して損害賠償等の支払を求めた。

X らは本件事故前の作業ににり掛かる際、Y 1 従業員から本件重機の回転半径内に入らないよう注意を受けたほかは、Y 1・Y 2 および A 社から何らの安全教育も受けなかった。また、X ら A 社の者は本件事故の前後を通じて重機運転者に対する合図者を固定していたことはなく、X ら作業員らの中から適宜手のすいた者が合図者となって、思い思いの方法で合図をしていた。

そして、合図者となった場合でもそれと分かる腕章や旗を持っていたわけではなく、合図の方法も決められていなかった。さらに、合図者が交替してもそのことが運転者に伝えられることはなかった。

判決は以下のように判示した。

安衛則第二編第一章の二第一節、第二章第一節等の規定に照らすと、「重機の運転者に対する信号者を予め決め、そのなすべき一定の合図を決定し、運転者へ周知徹底し、運転者に対し、作業内容並びに指揮の系統を通知し、運転者をして信号者の合図を確認して運転させることが被告らの安全配慮義務の具体的内容の一部となる」としたうえで、「被告両名が右の安全配慮義務を懈怠していたことは、前示のXらの作業方法、本件事故発生の態様等に照らして明らかである」と判断。

5、エム・テックほか事件（高松高判平21・9・15 労判993号36頁）

Xは平成14年11月、高松市内の地上約8mの工事現場（本件現場）にて、足場上で解体された枠組支保工等の材料の荷降ろし作業（本件作業）中、地上に転落し負傷した。Xは、Y1（本件工事を受注した元請企業）、Y2（Y1から本件工事を受注した下請企業）、Y3（Y2から受注した孫請企業）およびY4・Y5を相手取り、安全配慮義務違反に基づく損害賠償等を請求した。Xは同年10月にY5にとび職人として雇用され、Y4に派遣された後、Y4によりY4が雇用する作業員とともにY3に派遣され、本件作業に従事していた。原審（高松地判平20・9・22 労判993号41頁）はY1、Y3、Y4、Y5について安全配慮義務違反を認めつつ、本件事故当日の朝

のミーティングでY1担当者らから安全帯の使用が指示され、安全帯と親綱の支給がなされていたにもかかわらず、Xがこれを使用しなかったことなどから1割の過失相殺を認めた。X及びY1、Y3、Y4、Y5が控訴。控訴棄却。

D. 考察

今年度の調査から得られた示唆は以下の通り。

1. 対象条文の趣旨・内容および沿革との関連性

対象条文は、ともに使用従属関係を前提とした事業者規制であり安衛法の中核をなすとともに、製造規制・流通規制とあいまって効果的な危害防止基準の確立を目指す規定である。同条に定められた危害防止基準の内容は抽象的であり、それぞれ各号・各項において列挙された、モノ・作業方法・場所から生じる危険を防止するよう事業者が義務づけているに過ぎない。これらの具体的内容は安衛則などの政省令で明文化されているため、対象条文の趣旨・内容の分析は、関係政省令の分析と共に必要がある。かかる作業を通じ、現行安衛法が設定する危害防止基準がどのようなものであり、現場でいかに運用されているかの具体像が明確になると思われる。

安衛則は700条に迫る膨大な数の条文によって構成されており（改正によって追加された挿入条文を含めればさらなる数となる）、対象条文を具体化した規定は、主に「第二編 安全基準」（第101条～第575条の16）に置かれている。ここから窺われる危害防止基準の共通項と傾向は、概ね以下のように整理できる。

- ①機械等のうち労働者に危害を及ぼすおそれのある部位・箇所につき、囲い、覆い、運転停止などの手法によって安全化する。
- ②機械等の点検、検査、整備などを義務づけ、同時に使用限度の超過を禁止する。
- ③物による接触の危険を防ぐために労働者の身体に保護具などを装着させる。
- ④立入禁止などの措置によって、危険な機械またはその部位・箇所、危険な場所などに労働者を不用意に接近させない。
- ⑤合図などによって労働者に危険に対する注意・回避を喚起し、安全かつ合理的な行動を促進する。
- ⑥作業主任者など責任者を選任・配置することによって、指揮命令系統を整備し明確化する。

労働災害は、危険源が労働者の心身に接触することによって引き起こされるとすれば、必然的に、両者の接触を何らかの形で可能なかぎり回避することが、基本的な危害防止措置となる¹⁸。すなわち、危険源の発生前にこれを探知して阻止し（上記②）、その発出の出端を挫くとともに（上記①）、発出した危険に対処すべく労働者の身体を守る（上記③）。また、そもそも労働者の接近を防ぐとともに（上記④）、現場の労働者らの意思疎通によって危険源やそれがもたらす被害について注意を喚起し、それとの接触や接触がもたらす被害を回避させるという仕組みになっている（上記⑤⑥）。以上から指摘し得ることとして、対象条文が現場に求める危害防止措置は、最新鋭の技術・研究成果や高度の知見を駆使したものとは限らず、現場の実態や常識感覚に基づき、労働者の目線に立って、通常求められる措置に重点を置いているといえる。

わが国の安全衛生法制は、戦前から戦後にかけて連続性があり、対象条文のような危害防止措置においてその傾向は一層顕著である。前述の工場危害予防及衛生規則においても、すでに上記①～⑥と同趣旨の規定が少なからず見受けられ、旧安衛則に発展的に引き継がれている。対象条文が設定する危害防止基準の中には、技術の進歩や社会経済の変遷に左右されることなく、1世紀近くわたって現場の安全衛生の基礎となってきたものが多い。

また、これらの危害防止基準は、ビジネス（事業の効率的運営）とのバランスラインの典型を示しているという意味でも参照価値がある。安全衛生はあらゆる産業において不可欠のルールである半面、それが過剰に及ぶと産業や社会全体が窒息しかねない。対象条文が安衛則によって設定した危害防止基準は、たとえば機械等を全面的に製造・使用禁止とするのではなく、機械としての稼働を許容しつつ、その危険部位のみに着目し危害防止のための規制を施すものであるといえる。では、構造的に生じる危害防止基準の過不足をどのように埋めるべきか、性能要件基準（基準は安全衛生上の効果を定め、その実現手段は個々の事業者委ねる基準）を認める場合の対象範囲はいかにあるべきか、それに関連して、次項で示すように、「危険を及ぼすおそれ」等の抽象的な文言（不確定法概念）をどう解釈すべきか、中小企業等の資源の不十分な事業が全ての危害防止基準を一気に遵守できない場合の監督指導行政をいかに行うべきか、等については、次年度の検討に委ねる。

2. 関係判例による対象条文の解釈

対象条文の趣旨は、その前身である労基法第 42 条に関するものも含め、判例の検討を通じてより一層明確となる。上記「1. 6 関係判例」掲載の 1 事件により、同条の危害防止措置は「単にその措置を講ずるために努力した」ただけでは足りず、「現実その措置を講ずることが必要とされる」ことが明示され、2 事件は、措置の対象たる機械等が使用者の所有・管理下にあるか否かを問わず、労働者を使用する以上は所定の措置を講じるべきことを示している。これらの判旨から、危害防止基準は、安衛法の中核であって、基本的には、字義通りの定型的な遵守を求める趣旨であることが窺われる。

また、前述のように、同条の具体的内容は安衛則などの政省令によって定められているところ、安衛則には「危険を及ぼすおそれ」（第 130 条の 9）、「身体の一部を挟まれるおそれ」（第 147 条第 1 項）など、「おそれ」という文言が事業者の措置義務の要件を定める際に頻繁に用いられている。この点 3 事件が「労働者が、作業の過程において、射出成形機等の機械の可動部に近づき、過失の有無を問わず、その身体の一部を挟まれるおそれのある場合」をいい、「労働者の過失の有無を問わず、労働者の身体の安全を図ろうという趣旨」であると解している。なお、最高裁は旧安衛則第 63 条第 1 項にいう「接触の危険」という文言について、接触の抽象的危険があればよいとした原判断（大阪高判昭 46・12・13 刑集 27 巻 7 号 1368 頁）を是認し、「その危険の発生が労働者の注意力の偏倚（へんい）、疲労その他の原因による精神的弛緩、作業に対する不慣れ等による場合も含め、労働

者がその作業の過程で接触して危害の発生する危険をいい、その危険が熟練した注意深い労働者からみて異常とみられる作業方法により、または労働者の重大な過失により生じうるものであると否とを問わない」と判示している（最三小決昭 48・7・24 刑集 27 巻 7 号 1357 頁）。

安衛法の規定の多くは、行政による監督・取締を前提としており、違反に対して事業者らに刑事罰が科されることなどから、公法的な性質を有するが、4 事件が示す通り、安衛則上の措置義務が事業者（使用者）の安全配慮義務の具体的内容と化し、民事賠償請求権を根拠づける場合が多い。また、安衛法や安衛則には、労働者に一定の義務を課す規定もあり、5 事件は、労働者がこれに違反した場合、民事賠償請求事件において過失相殺を根拠づける要素として考慮される可能性を示唆している。

E. 結論

1. 以上の通り、対象条文は、労災の再発防止策を現場目線で基準化したものであって、内容的にも沿革的にも安衛法の中核であり、その源流はすでに戦前の工場法に見いだすことができ、原理的な規定であるため、安衛法の他の規定に比して技術や制度の変遷から受ける影響は少なく、それに紐づく規則は別として、条文の文言も、昭和 47 年の制定当時からまったく変わっていない。このため、目下のところ対象条文自体は別段改正を要することはなく¹⁹、強いて言うなら前述の通達（昭 47・9・18 基発第 602 号）記載の危険類型をあらためて条文化し、アナウンス効果を図る方途を検討する価値はあるかもしれない。

今後改正の可能性があるのは、対象条文を具体化する安衛則の関連規定である。「安全衛生規則は成長する規則である」と言われ、技術の進歩、災害・疾病の発生状況その他産業労働の場における諸般の事情の変化を背景として不断の進化を遂げていくものであるが²⁰、その際には労働者の安全確保を図ることはもちろんであるが、同時に産業の発展や事業の効率的運営とのバランスのとれた調整という視点を軽視してはならない²¹。

2. 安衛法は言うまでもなく労働災害の予防を主たる目的とし、対象条文が定める危害防止基準もその目的達成のために設定されてきた。しかし、C. 5「適用の実際」において触れた「吊い送検」という言葉に象徴されるように、またC. 6「関係判例」に引用した判例からも明らかなおり、対象条文が適用されるのは、すでに災害事故によって死傷者が発生した後であることが多い。つまり、対象条文本来の趣旨である労災の未然防止を実現するには、危害防止基準自体の過不足を最小化すると共に、他の規定との効果的な連携が不可欠となる。

本研究費による研究代表者の先行研究は、現行安衛法が示唆する予防政策のエッセンスを以下の8項目に整理しているが²²、危害防止基準の本来的な趣旨の実現を促進するための補充手段としても有効と思われる。特に、「一次的に事業者責任を原則としつつ、二次的に労働者自身にも責任を負わせる」、「国などによる・・・計画設定、高権的作用と支援的作用、基礎・応用にわたる安全衛生研究とその成果の普及促進」、「経営工学的知見を踏まえた人的措置」、「事業場ごとに適任者を選任し、専門家の

支援を受けつつ、自主的なRAを実施」などといった、制度的・人的措置による補強に比重を置く方向での安衛法令の改正や解釈を今一度検討することが肝要となろう。

- ①リスク創出者管理責任負担原則を志向すべき、
- ②国などによる重点傾斜的な計画設定、高権的作用と支援的作用、基礎・応用にわたる安全衛生研究とその成果の普及促進を図るべき、
- ③物的措置のほか、経営工学的知見を踏まえた人的措置を重視すべき、
- ④不確実性が高いリスクには、事業場ごとに適任者を選任し、専門家の支援を受けつつ、自主的なRAを実施させるべき、
- ⑤予防政策は1次予防から3次予防まで包括的に形成せねばならず、リスク管理では高いリスクを優先し、先ずは根本的で集団的な対策を行い、残留リスクについて、個別的・技術的な対策を計画的・体系的・継続的に講じるべき、
- ⑥労働者の高齢化、疲労・ストレスによる健康障害の一般化などの日本的文脈を前提に、たとえ比較法制度的にパターンナリスティックな面があっても、職域でできる健康の保持増進対策は積極的に推進すべき、
- ⑦不確実性の高いリスク対策は、法文上は積極的・開発的な課題として理想的目標を規定し、ガイドラインで詳細が規定されることが多いので、民事過失責任法上、事案の個別事情に応じて参酌すべき、
- ⑧ハラスメントのような心理社会的危険源を典型として、リスク要因は、社会科学的にも認識すべき。

該当せず。

F. 研究発表

1. 論文発表
なし。

2. 学会発表
なし。

2. 実用新案登録

該当せず。

3. その他

該当せず。

G. 知的所有権の取得状況

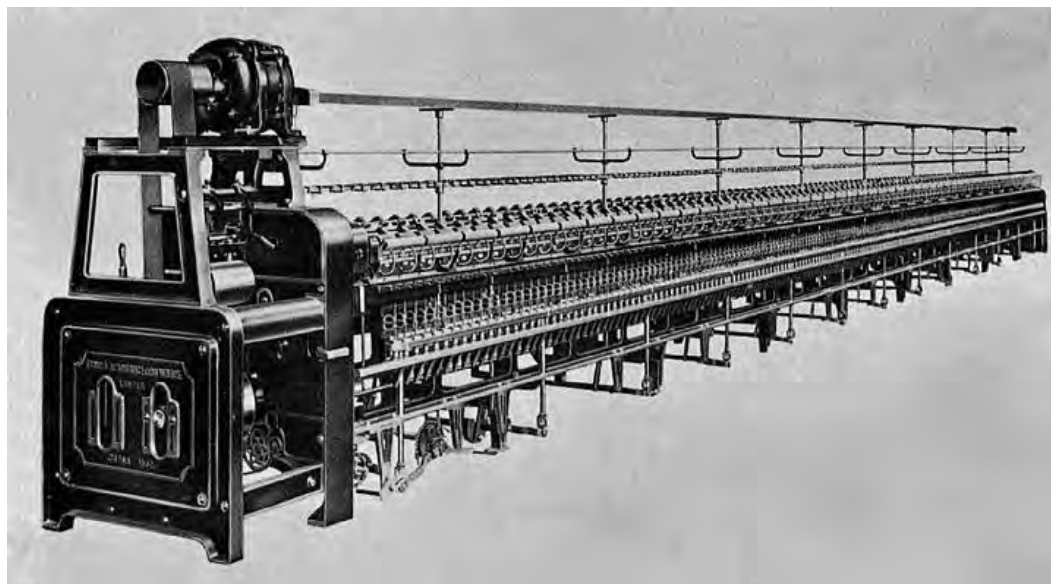
1. 特許取得

H. 引用文献

本文（脚注含む）掲載のもの。

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

【トヨタ自動車が戦前に開発したリング精紡機】



（トヨタ自動車 75 年史

https://www.toyota.co.jp/jpn/company/history/75years/text/taking_on_the_automotive_business/chapter1/section4/item4.html 最終閲覧日：2020年5月7日）より）

-
- ¹ 三柴丈典「使用者の健康・安全配慮義務」日本労働法学会編『講座労働法の再生第3巻・労働条件論の課題』（日本評論社、2017年（平成29年））287頁。
 - ² 三柴丈典「日本の安衛法の特徴と示唆される予防政策のエッセンス」三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」（2014年度（平成26年度）～2016年度（平成28年度））〈第一分冊〉3頁。
 - ³ 同法施行当初の通達も「事業者は、その使用する労働者の危害を防止するための措置を講じさせることが、労働災害防止の基本であることはいままでもないところである」と指摘する。「労働安全衛生法の施行について」（昭和47年9月18日発基第91号）第三・四・（一）・イ参照。
 - ⁴ 岡實『改訂増補工場法論 全（復刻版）』（有斐閣、1985年（昭和60年））。
 - ⁵ 職場の安全サイト（<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.htm> 最終閲覧日：2020年1月8日）参照。
 - ⁶ 労務行政研究所編『労働安全衛生法－労働法コンメンタール10』（労務行政、2017年（平成29年））311頁に基づく。
 - ⁷ 詳細は畠中信夫『労働安全衛生法のはなし〔中災防ブックス第1版〕』（中央労働災害防止協会、2019年（令和元年））178頁参照。
 - ⁸ 畠中前掲書（2019年（令和元年））177頁。
 - ⁹ 大泉（伊藤ビル新築工場現場）事件（仙台高判昭40・6・28下刑集7巻6号1206頁）。

-
- ¹⁰ 労働省『労働行政史〔第1巻〕』（労働法令協会、1961年（昭和36年））239頁。
- ¹¹ 岡前掲書（1985年（昭和60年））784頁以下。
- ¹² 岡前掲書（1985年（昭和60年））804頁。
- ¹³ 労働安全衛生法の施行について（昭47・9・18発基第91号）第一。
- ¹⁴ 特に第20条第1号にいう機械等による危険防止のため、安衛則以外にボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）、ゴンドラ安全規則（昭和47年09月30日労働省令第35号）等、それぞれの機械、器具、設備等の特質に合わせた詳細な規則が制定・施行されている。
- ¹⁵ 中央労働災害防止協会編『日本の安全衛生運動・五十年の回顧と展望』（中央労働災害防止協会、1971年（昭和46年））81頁
- ¹⁶ 労働組合期成会「工場法案に対する意見書」（1908年（明治41年））1～2頁。
- ¹⁷ 最も多い違反は安衛法第100条（安衛則第97条）の労働者死傷病報告で、34件にのぼる。しかし、安衛則の当該条文の根拠となる安衛法の条文をみると、対象条文たる第20条および第21条違反の合計が圧倒的に多い。
- ¹⁸ 「機械による危険の防止 共通一般」（角田淳「今日も無事にただいま」<http://itetama.jp/blog-entry-224.html> 最終閲覧日：2020年4月12日）は、機械の安全対策の多くは、危険源に振れないようにする、適当な距離を保つことであると指摘する。
- ¹⁹ 三柴前掲報告書（注1）3頁も同旨を述べる。
- ²⁰ 畠中前掲書（2019年（令和元年）32頁）。
- ²¹ 三柴前掲論文（注2）287頁も、民事上の安全配慮義務につき、諸外国の安全衛生規制を参照したうえで、「対象者の安全衛生につき、現にリスク関連情報を得ているか得るべき立場にあり、支配管理可能性を持つ者が、事業の実情に応じて合理的に実行可能な限り、安全衛生関係法上の最低基準（危害防止基準）を遵守する（以下略）」義務と定義している（下線部引用者）。
- ²² 三柴前掲報告書（注1）85頁以下。

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書

労働安全衛生法第 29 条から 36 条の逐条解説

分担研究者 三柴 丈典 近畿大学法学部法律学科・教授

研究要旨

本研究事業は、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊することを目的としており、本分担研究は、附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 29 条から 36 条について、その課題を果たすことを目的としている。

初年度は、関係技術に関する知識の習得や学会新設の準備等にエフォートを割いたが、第 29 条と第 29 条の 2 の 2 箇条について、当該課題を概ね達成した。また、現行安衛法の基本構造と沿革を知ること、現行安衛法が労災防止効果を挙げた要因を分析するため、旧安衛則のブリーフ（別紙 1）を作成し、名宛人の整理（別紙 2）を行った。

以上の作業から、安衛法は、遅くとも旧労働安全衛生規則の頃から、民事事件はもとより刑事事件においても、規制の対象者を含めて、労災防止という目的に照らした柔軟な解釈がなされてきていたが、現行法の制定により、労働者を直接雇用する使用者以外の者に、どのような場面でどのような措置を義務づけるかが、かなりの程度明らかにされたこと、特に、第 29 条と第 29 条の 2 は、旧安衛則時代には直接的な定めがなく、不明確だった、元方事業者の措置義務を具体的に定めたことが明らかとなった。

このように、安全衛生に影響を及ぼす者を広く取り込む管理体制の構築が、現行安衛法の特徴の 1 つであり、実際に労災防止効果を生んだ要素の 1 つと解される（このことは、本研究事業で別途実施した社会調査の結果からもうかがわれる）。従って、今後の安衛法の改正に際しても、時代状況の変化に応じつつ、労災防止に大きな影響を持つ者を広く取り込む管理体制の構築を図る必要があると解される。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 29 条から 36 条について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを心得て洗練させた。

なお、報告書文案の作成に際して、技術的な不明点については、メーリングリスト

で班員その他の専門家に照会した。

C. 研究結果

1 第 29 条及び第 29 条の 2

1. 1 条文

第二十九条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

第二十九条の二 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

1. 2 趣旨と内容

1. 2. 1 第 29 条

1. 2. 1. 1 趣旨

第 29 条は、全ての業種において、いわゆる

る元請けに当たる元方事業者（1つの場所で行う仕事の一部を下請に行わせている事業者（法第15条第1項）。重層的下請関係下では、最も先次の者であって、なおかつ、一部の仕事は自身で行っている必要があり、全てを他者に請け負わせている者（発注者：注文者のうち、原始的に仕事を注文している者（法第30条第2項前段））は該当しない¹。）に対し、同じ注文者の事業場で業務を行う請負人や、その労働者に対して、この法令²に反しないよう指導し、違反を認められた時は、是正のための指示を行うよう義務づけたものである³。

1. 2. 1. 2 内容

請負業務を親企業（元方事業者）の構内（注文者の事業場を含め、親企業の仕事を行っていて、その管理下にある場所を指す。）で行うことを構内下請け作業といい、造船業、鉄鋼業、化学工業等では一般的である⁴。同条は、この構内下請け作業を行う請負人やその労働者の災害率がかなり高いこと⁵、その要因として、同人らは、親企業（元方事業者）内での設備の修理、原材料や製品の運搬、梱包等、親企業に所属する者より危険性や有害性が高い（≒不衛生な）作業を分担することが多い一方、作業の性質上、自主的な努力のみでは災害防止効果をあげ難いことから、その構内という場所の管理と、その場所における事業の遂行全般に権限と責任を持つ元方事業者を名宛人として、関係請負人らへの本法令遵守の指導や指示を義務づけると共に、関係請負人らを名宛人として、その指示の遵守を義務づけたものである（昭和47年9月18日発基第91号）⁶。こうした観点は、旧労働基準法時代

には、不十分だった⁷。

本条は、その趣旨から、法第30条や第30条の2とは異なり、混在作業（元方事業者の労働者と関係請負人の労働者が同じ場所で作業を行うこと）を要件としていない。すなわち、元方事業者の構内で関係請負人の労働者のみが作業をしていれば足りる。

解説書の中には、構内下請企業が有害物質を取り扱う場合、局所排気装置の設置、保護具の使用、健康診断の実施等を常時指導し、関係下請企業の違反に際しては元方事業者が是正の指示をすべき旨を例示したものがあ⁸。

労災防止効果を優先して、あえて労働者と労働契約関係にない元請けを名宛人とした規制なので、本条の誠実な履行によって、却って、当該元請けが、労働者派遣法上の派遣先と推認されることのないよう図った公文書がある⁹。この理は、労働契約関係を含む、その他の法律関係にも当てはまるだろう¹⁰。

鉱山保安法も同類の規制を設けている。すなわち、同法は、鉱物の採掘等の鉱業を行う権利を持つ者を鉱業権者（第2条第1項）として名宛人とし、下請けの労働者を含め、鉱山で鉱業に従事する者一般を鉱山労働者（第2条第3項）として、主な保護対象とし、その安全を確保する義務を課している。

ただし、本条には罰則の定めがない。

1. 2. 2 第29条の2

1. 2. 2. 1 趣旨

第29条の2は、第29条の建設業の元方事業者に関する特則（第29条の適用範囲の一部を特に規制するもの）といえる（なお、

1 つの場所¹¹で行う仕事を複数の建設業の事業者が共同連帯して請け負った場合（いわゆるジョイント・ベンチャーの場合）、出資割合等に応じて主たる側が代表者となり、当該代表者のみを元方事業者として、各事業者に連なる関係請負人やその労働者に対する安衛法上の義務を同人が負うことになる（安衛法第5条）。また、発注者（前掲）が、複数の元方事業者に発注した場合、原則として、その発注者が、仕事の主要部分を請け負った者を、その同意を得て指名し、そうした義務を負わせることになる（安衛法第30条第2項、安衛則第643条第1項第1号¹²）。すなわち、第29条が規制する、親企業の構内のうち、建設工事現場であって、本条が規定するような条件の場所で関係請負人の労働者に生じる労災が多かったため、作業場単位の規制として、平成4年の法改正で設けられたものである¹³。

1. 2. 2. 2 内容

もとより、本条が定める建設工事現場において、関係請負人は、その労働者の雇い主として、安衛法第21条に基づき、安衛則第361条等が定める措置（概ね、本質的安全対策、追加的防護措置、残留リスクに対する人的措置から成る3ステップ・アプローチが採用されている）を自ら講じる義務を負うが、元方事業者の方が、工事現場のリスクについて知識や情報を持っていたり、工事現場全体にわたる措置を講じ易いことなどから、本条は、建設業の元方事業者に、関係請負人による危険防止措置が講じられるよう、必要な援助等の措置を講じるよう義務づけた。

すなわち、まず、本条が定める場所につ

いては、安衛則第634条の2が、以下の5カ所を列挙している（ただし、いずれも、関係請負人が、その場所で作業を行うなど、その危険に晒されるおそれがある場所である必要がある。）。

①土砂等が崩壊するおそれのある場所（第1号）

②河川内であって、土石流が発生するおそれのある場所（第1号の2）

③機械等（基礎工事用の車両系建設機械や移動式クレーン）が転倒するおそれのある場所（第2号）

④架空電線（地上高く架設された電線）の充電電路（通常は電圧を生じており、裸線であるか否かを問わず、触れれば感電する状態の回路）に近接する場所（第3号）（図参照）

⑤明かり掘削（トンネル等と異なり、明るい露天下で行われる掘削（例：道路建設のための山の切取りなど））を行うことで、埋設物等、れんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物が損壊する等のおそれのある場所（第4号）

これらの場所では、関係請負人が、規則によって、以下のような措置を講じることを義務づけられている。

①において：あらかじめ、土止め支保工（どどめしほうこう）（図参照）を設け、防護網（ぼうごもう）（図参照）を張り、労働者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じること（安衛則第361条）。

地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除くことや、擁壁、土止め支保工等を設けること（安衛則第534条第1号）、

地山の崩壊や土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること（同条第2号）。

②において：②のうち、土石流が発生するおそれのある河川（「土石流危険河川」）で建設工事を行う場合には、あらかじめ河川の上流や周辺状況を調査すること（安衛則第575条の9）、

同じく、調査から判明した現場状況に応じ、土石流による労災を防止するための規程を定め、土石流の前兆を把握した場合、土石流が発生した場合に講じるべき措置、警報や避難の方法等を盛り込むこと（第575条の10）、

同じく、一定時間ごとに雨量計等で降雨量を把握すること（第575条の11）、

同じく、降雨により土石流が発生するおそれのある際、監視人の配置等の措置を講じるか、労働者を退避させること（第575条の12）、

同じく、土石流による労災発生の急迫した危険がある際には、直ちに労働者を退避させること（第575条の13）、

同じく、土石流が発生した場合に備えて、サイレン、非常ベル等の警報用の設備を設け、メンテナンスを行うこと等（第575条の14）、

同じく、労働者を退避させるための登り栈橋、はしご等の避難用設備を設置し、場所や使用方法を周知し、メンテナンスを行うこと（第575条の15）、

同じく、定期的に避難訓練を行い、その内容や受けた者等の記録を作成して保存すること（第575条の16）。

③において：車両系建設機械の運行経路の路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下（上物の重みによる地盤の沈下）を防

止すること、必要な幅員の保持等の措置を講じること（第157条第1項）、

路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いる場合には、その転倒や転落による災害防止のため、誘導者を配置すること（第157条第2項）、

動力を用いるくい打機（図参照）やくい抜機（図参照）、ボーリングマシン（ピットの落下の刺激やドリル等で地中に穴を掘るための機械。図参照）（「くい打機等」という。）については、脚部や架台の沈下の防止のため、敷板、敷角（敷板につき、図参照¹⁴）等を使用すること（第173条第1号）、

同じく、施設・仮設物等に据え付ける場合、その耐力を確保すること（同第2号）、

脚部や架台が滑り動くおそれがあれば、くい等で固定すること（同第3号）、

軌道や場所で移動するくい打機等については、歯止め等で固定すること（同第4号）、

くい打機等について、控え（主に横方向の力から倒壊を防ぐため斜めにかけてることが多い補強具）のみで頂部を安定させる場合、3つ以上で支えると共に、末端をしっかりと固定すること（同第5号）、

同じく、控線（金属等でできたロープ様の控え）のみで頂部を安定させるときは、控線の等間隔配置、数を増す等によって、いずれに方向にも安定させること（同第6号）、

バランスウェイト（バランスの安定のために取り付けられる錘（おもり））を用いて安定を図る場合、移動しないよう架台に確実に取り付けること（同第7号）、

移動式クレーンを用いて作業すると、地盤が軟弱、地下の工作物の損壊等で同クレーンが転倒するおそれがある場合、原則と

して、当該作業を行わないこと（クレーン則第70条の3）、

④において：架空電気（地上高く架設された電線）や電気機械器具（発電機、燃料電池、変圧器など、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電や利用を行う機械器具）に近接する場所で、労働者が作業や通行に際して感電の危険が生じるおそれがある場合、当該充電電路（通常は電圧を生じており、裸線であるか否かを問わず、触れれば感電する状態の回路）の移設、囲いの設置、電路への絶縁用防護具の装着か監視人の設置（安衛則第349条）。

⑤において：損壊等により労働災害を生じるおそれのある埋設物等、れんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物の補強、移設等の必要な措置、及び、それを講じない条件下で作業を行わないこと（安衛則362条第1項）、明り掘削で露出したガス導管の損壊による労災発生のおそれがある場合、ガス導管についての防護や移設等の措置（同第2項）、その措置に際して、作業指揮者を指名して、その指揮のもとで作業を行わせること（同第3項）。

また、以上のうち、③における第157条第2項の措置については、車両系建設機械の運転者にも、誘導者の誘導に従うことが義務づけられている（第157条第3項）。

本条は、建設業の元方事業者が、こうした場所に関する知識や管理権限を有していることを踏まえ、関係請負人がこれらの措置を適正に講じるように、必要な援助を講じることを義務づけている。解釈例規によれば、その具体的内容は一律には決まらず、同人と関係請負人との請負契約上の責任分担、関係請負人に求められる危険防止措置

の内容、程度等、事情に応じて異なるが、技術上の指導、資材の提供、元方事業者自身による危険防止措置などを例とする（平成4年8月24日基発第480号）。もともと、実際の運用では、概ね関係請負人の関係規定違反を前提とし、元方事業者にできることがあったのにしていなかったと評価できる場合に、関係請負人と共に違反とされることが多いようだ¹⁵。

第29条と同様に、本条にも罰則の定めはない。

1.3 関連規定

1.3.1 法条

(1)法第15条第1項：一定規模以上の特定元方事業者（建設業と造船業に属する元方事業者）に対し、混在作業（1つの場所で元方事業者と関係請負人の労働者など、複数の事業者の労働者が混在して働くこと）に起因する労災を防ぐため、統括安全衛生責任者を指名し、元方安全衛生管理者（統括安全衛生責任者の職務が適正に実施されるようその職務を実践面で補佐するために選任される者で、理科系の大学を卒業して、一定年数、衛生管理等の実務経験を持つ者など（法第15条の2を参照されたい））を指揮させ、第30条第1項に定められた特定元方事業者が負う義務（協議組織の設置運営、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、関係請負人が行う安全衛生教育に関する指導・援助等）を統括管理させる義務を課した規定（違反には50万円以下の罰金（第120条））。

(2)建設業法第3条第1項第2号、第17条、第24条の6：特定建設業者（比較的規模の大きな元請け）に対し、下請負人が建

設業法や建設労働者の使用に関する法令の規定のうち政令で定めるもの（建築基準法、宅地造成等規制法等の一部の規定のほか、労働基準法上の強制労働の禁止や中間搾取の禁止の処罰規定、職業安定法上の労務供給禁止の処罰規定など（まさに労働者の使用そのものにかかる人権擁護的な規定であり、安衛法の規定などの技術的な規制は含まれない）に反しないよう指導する努力義務を課した規定（罰則なし）。

1. 4 沿革

1. 4. 1 制度史

工場法	<p>○工場法（明治 44 年 3 月 29 日法律第 46 号）第 13 条「行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及付属建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ予防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」</p> <p>○工場危害予防及衛生規則（昭和 4 年 6 月 20 日内務省令第 24 号）</p> <p>元方事業者宛の規制はなく、基本的に工業主（事業者）が雇用する被用者保護を想定し、主に事業場に設置された機械、設備等の安全性確保や危険・有害性対策を図る、限られた名宛人に対して限られたリスク対策を求める内容だった。</p> <p>すなわち、第 2 条から第 14 条は、概ね原動機や動力伝導装置等の機械安全関係、第 15 条は墜落防止、第 16 条は可搬式（かはんしき：移動可能な）梯子からの落下や転倒防止、</p>	<p>第 17 条は機械と隣接する通路の確保、第 18 条は危険箇所の標示、第 19 条は職工側による危害防止措置の無効化の禁止、第 20 条から第 25 条は爆発、発火、引火等の危険性対策、火災による危険防止、第 26 条はガス、粉塵等の有害性対策、第 27 条は、危険性、有害性のある場所への立ち入り禁止、第 28 条は、物の飛散、高熱物や毒劇薬、有害光線、粉塵、ガス等にばく露する作業での保護具の使用、第 29 条は、有害な作業をする工場での食事場所の隔離、有害物等に暴露する工場での洗面装置の設置等、第 30 条は、今では殆どみられない織機（しょっき）につき、杼（ひ、シャトル）（図参照）を通すためその端を引き出す道具の設置、第 31 条は、建物の採光、換気、第 32 条は、救急用具の設置、第 33 条は、食堂等の清潔、第 34 条は、更衣所等の男女別の設置を定めていた。</p> <p>よって、その当時、こうした労働条件の設定に影響力（権限や情報等）を持つ元方事業者の責任を問うには、元方事業者を工業主と解釈するしかなかったと察せられる（旧労基法時代の裁判例だが、刑事事件で現行法上の元方事業者を旧労基法第 10 条が定める「使用者」と解釈した後掲の河村産業所事件（鍋田農協倉庫倒壊事件）名古屋高判が参考になる）。</p>
労働基準	○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）は制定当初、第 5 章	

法	<p>に「安全及び衛生」を設け、第 42 条に「使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。」と規定していた。</p> <p>これは、使用者を名宛人として、労働安全衛生に関するリスク管理を一般的に義務づけた規定である。</p> <p>○旧労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）</p> <p>旧労働基準法の紐付け省令なので、基本的には同法第 10 条が定める使用者を名宛人としており、元方事業者宛の規制はなかった（但し、機械器具の譲渡提供者等にかかる規制は設けられていた（第 34 条等）。</p> <p>また、物品設備を主語として、名宛人を設けない規定も多かった。詳しくは、旧安衛則の要約を記した別紙 1 と、同規則の名宛人等を整理した別紙 2 を参照されたい。</p> <p>しかし、上述の通り、後掲の河村産業所事件（鍋田農協倉庫倒壊事件）名古屋高判が、刑事事件において、たとえ文言上、名宛人が労基法第 10 条にいう使用者とされていても、安全衛生に関する限り、元方事業者等も含むと解し得る旨を述べた。よって、安全衛生規制では、名宛人を設けない規定はもとより、使用者を名宛人とする規定も、あまねく元方事業者に適用可能だったと解される。</p>
---	--

1. 4. 2 背景になった災害等

（未了（図もしくは問題の解説））

1. 5 運用

1. 5. 1 適用の実際

（未了（図もしくは場面の解説））

1. 5. 2 関係判例

（1）現行安衛法の制定前に、刑事上、広義の安全衛生法上の「使用者」には元請けやその現場監督主任者等も含まれることを示した例（河村産業所事件（鍋田農協倉庫倒壊事件）名古屋高判昭和 47 年 2 月 28 日判例時報 666 号 94 頁（原審：名古屋地判昭和 46 年 3 月 23 日注解労働安全衛生関係法令解釈例規集。上告後、最 2 小判昭和 48 年 3 月 9 日注解労働安全衛生関係法令解釈例規集で棄却された）（確定）

<事実の概要>

被告人 B は、土木建設業者である A 産業の建築工事主任として、同社が請け負った平屋の米穀倉庫（屋根高 8.5m、床面積 742.5 m²）の新築工事（以下、「本件建築工事」という。）につき、下請業者等を指揮監督し、施行一切を総括していた。

すなわち、A 産業は、本件建築工事につき、型わくとその支保工の組立工事を親方だった G に請け負わせた他、土工工事、コンクリートパイル打込工事など、各工事ごとに、L、M、O、P、Q、S 等の親方に下請けさせ、B の指揮監督のもとに施工していた。

主に建築物の骨組みや下部の構築（基礎土工、鉄筋・鉄骨の組立、側壁下部のコンクリート打設等）の終了後、G が C に下請けさせ、C が一部を V に下請けさせて、コ

ンクリートで形成する屋根スラブ（板）と梁（水平方向の部材）の型わくと、それが不安定な状態にある間、下から支える支保工（以下、「本件型わく支保工」という。）を施工した。本件型わく支保工については、被告人と配下の現場係員 H、G と C が協議して、H が作成した組立図に基づき、A 産業が貸与したパイプサポート（長さ調節ができる鋼管の支柱（図参照）。安衛則第 107 条に規定がある）を 3 本継ぎ足し、継ぎ目に敷板（敷角）を挟んで組み立てることとした。施工は、C と V が担当した。その後、被告人が直接に、または、その配下の H、I、D 等に指示して間接的に、別の会社 X から購入した生コンクリートを、また別の会社 Y から提供されたポンプ車を用い、更に別の会社 Y1 と L から供給された左官業 E の職人や鳶、土工人夫を指揮して、かなり強く雨が降る条件下、側壁、梁と屋根スラブのコンクリート打設作業（型わくにコンクリートを流し込む作業）を行わせていた。この際、雨で流動性が高まった打設中のコンクリート約 187 トンが屋根の一部に流動したため、荷重の偏りが生じて支保工が崩壊し、屋根の上で打設作業に従事していた E の作業員 F が床上に落下し、コンクリートに埋没して窒息死したほか、やはり屋根上で作業をしていた A 産業の D ほか 12 名が落下して重軽傷を負った。

そこで、第 1 に、下請業者等を指揮して安定的な支保工を構築し、それが本件のような条件下でも安定を保つよう点検する等して事故の発生を未然に防ぐ注意義務を怠った点が業務上過失致死傷罪（刑法第 211 条前段）（以下、「第 1 罪」という）に当たり、第 2 に、その注意義務のうち、特に下

請業者等をして敷板等を 2 段挟んで型わく支保工を組み立てさせなかった点が当時の安衛則第 107 条の 7 第 1 号（使用者に対して型わく支保工の安定性確保のため、原則として敷板・敷角等を 2 段以上挟まないことを定めた規定）、労基法第 42 条（使用者に対して機械器具、有害物等様々なリスクにかかる一般的な危害防止措置を義務づけた規定）に抵触し、労基法違反罪（同法第 119 条第 1 号）（以下、「第 2 罪」という）に当たるとして、被告人が起訴された。

1 審は、第 1 罪につき、本件のような場合、(当時の) 安衛則第 107 条の 7 に徴しても、パイプサポートを支柱として支保工を組み立てる際に、敷板・敷角を 2 段以上挟まないよう、予め下請業者等を指揮監督し、やむを得ず、そうした方法をとる場合にも、安定的な構造、水平つなぎ、筋かい等の補強措置を講じる等してその安定を確保し、点検する等の危険防止措置を講じる注意義務があるのに、敷板・敷角を 2 段に挟んでパイプサポートを 3 段積みとし、なおかつ、パイプサポートの中心のゆがみ、パイプサポートの端板が敷板・敷角に固定されていない状態、折損して溶接しただけのパイプサポート等の問題を放置する等、その安定性の確保や点検を行わなかったことを以て同罪に当たるとした。他方、第 2 罪については、労基法上の適用法条がいずれも「使用者」を名宛人としており、同法第 10 条は、その使用者につき、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者」と定めて範囲を限定し、第 87 条（重層的下請構造では元請けを使用者とみなす旨の規定）以外に例外規定はないので、

当該適用法条にいう使用者は、取締対象事項にかかる労働者（保護対象である労働者）の直接の使用者のみを指し、元請け等は含まれず、被告人は、単なる元請けの現場監督者に過ぎず、使用関係を生ずるいわれはないとして、同罪に当たらないとし、罰金5,000円とした

そこで、検察側が控訴した。

<判旨～原判決破棄、検察側控訴認容～>

<事実の概要>に記した本件の事実関係に加え、被告人が指揮監督して本件型わく支保工を施工させた「前記下請業者は、M株式会社を除いて、いずれも弱小の業者であり」、C、VはもとよりGも、「型わく大工の頭領に過ぎず、建築工学の専門的な知識など有」せず、「名目は請負といても、材料の一部と労働者を提供したにひとしい」ことを踏まえると、被告人は、本件建築工場の元請人であるA産業の建築主任技術者（一級建築士の資格を有する）として、本件「型わく支保工の組立工事に関し、・・・実際に施工した下請人ならびにその雇傭する労働者に対する関係において、実質上、現場における作業上の指揮監督をし、かつ、現場におけるその安全措置をとるべき権能と義務を有していた」だけでなく、その型枠支保工を利用して、「コンクリート打設作業等に従事したA産業の現場係員はもとより、A産業と直接雇傭関係のない鳶、土工、左官等各労働者に対する関係」でも、「現場における・・・作業上、総括的に、実質的な指揮監督をし、かつ、現場における安全措置を講ずべき権能と義務を有していた」。

A産業とGやL、S等との間の請負契約書中には、「労基法・・・等、使用者として

の法律に規定された一切の義務は、乙（＝G）に於いて負担する」等の約定がなされているが、「例文的なものとみられ、少なくとも、本件建築現場のスラブ型わくならびにその支保工についての、労働基準法の規定による危害防止の義務に関する限り、その効力を有しない・・・と解すべきである」。

ところで、労基法第10条は、使用者につき、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者」と定めているが、同法は、労働者の労働条件の保護と向上を目的として制定されたもので、規制の対象事項も、労働契約、賃金、労働時間・・・安全衛生等多岐にわたっているから、同条にいう『使用者』の概念は、・・・画一的に定めることはできない」のであって、例えば、賃金支払い面での使用者と安全衛生面が一致する必要はない。「そうでなければ、現今におけるごとく、複雑多様な労働関係において、労働者の労働条件の保護と向上を図ることは困難となるからである」。

本件におけるように、重層的下請関係の場合、例えば型わく支保工という1つの設備等を関係請負人が次々と使用することになるから、元請けの労働者のみならず、これら下請けの労働者も、その安全性について重大な利害関係を有するので、施工を担当する下請人に労基法上の安全義務を尽くせる能力がない場合、工事を総括する元請人がその義務を負担しなければ、極めて不合理、不都合な結果を生じる。また、下請関係にも様々あり、使用する労働者の安全面の法的義務を負担する能力のない下請人に、その法的義務を負担させ、その負担能

力を有する元請人にその責任を免れさせることは、極めて不合理、不都合である。

よって、このような場合、元請人において、一般的な労務管理面では関係を有しない労働者との関係でも、当該労働者の保護と安全を確保すべき施設の施工ならびにその利用に関し、実質的な指揮監督の権限を有する以上、労基法第 10 条及び第 42 条にいう「使用者」に該当すると解すべきであり（同法第 87 条の存在をもって、この解釈は妨げられない）、従って、被告人は、同法第 10 条が定める「使用者」に該当し、同法第 42 条が定める使用者としての義務を負担する。

<判決から汲み取り得る示唆>

労基法や安衛法上の使用者概念は、刑事事件でも法の趣旨目的に照らして柔軟に解釈し得る。現場での実質的な指揮監督権限を持ち、安全措置の権能と義務を有する者は、安全衛生面につき、それらの法律上の「使用者」と解し得るため、それらの法規の保護対象と直接雇傭関係にない、工事の発注者、元請業者や、その現場監督主任者等もそれに該当し得る。

のみならず、安衛法上の用語、特に不確定法概念は、全般に、その趣旨目的に照らして照らして解釈され得ることも窺われる。

(2) 元請けらは、下請けやその労働者らに対して民事上の安全配慮義務（本件では安全保証義務）を負い得ることを示した例（大石塗装・鹿島建設事件最 1 小判昭和 55 年 12 月 18 日最高裁判所民事判例集 34 卷 7 号 888 頁（1 審：福岡地小倉支判昭和 49 年 3 月 14 日最高裁判所民事判例集 34 卷 7 号 895

頁、原審：福岡高判昭和 51 年 7 月 14 日最高裁判所民事判例集 34 卷 7 号 906 頁）（確定）

<事実の概要>

亡 A は、被災当時、Y1（被告・被控訴人・被上告人）に塗装工として雇用されていた。Y1 は、訴外 B（原発注者）から転炉工場建設工事を請け負う Y2（被告・被控訴人・被上告人）の下請業者であった。1968 年（昭和 43 年）1 月、亡 A は、当該転炉工場の鉄骨塗装工事現場で塗装作業中に墜落し、即死した（以下、「本件災害」という。）。工事現場には、鉄骨からチェーンで吊り下げ、直角に組まれた鉄製パイプの上に足場板が置かれ、その上に養生網と呼ばれる金網が敷かれていたほか、各人に命綱の装着使用が促されていたことから、塗装工の墜落は二重に防止される仕組みとなっていたが、亡 A が命綱を外し、かつ、養生網の継ぎ目部分に流口部が存したことが、本件災害の直接的な原因となった。そこで、亡 A の両親（X1、X2[原告、控訴人、上告人]）及び兄弟姉妹（X3～7[原告、控訴人]）が、Y1、Y2 を相手方として、労働契約に基づく安全保証義務違反及び不法行為を根拠に損害賠償を請求した。本件の主な争点は、①Y らの帰責事由ないし過失の有無、②直接的な契約関係のない Y2 が安全保証義務を負担するか、の 2 点であった。

1 審（福岡地判昭和 49 年 3 月 14 日判例時報 749 号 109 頁他）は、②につき、事実上、注文者から、作業について、場所設備、機材等の提供、指揮監督を受ける以上、「注文者において請負人の被用者たる労働者に対し、被用者たる第三者のためにする契約

或は請負人の雇傭契約上の安全保証義務の重疊的引受として、直接、その提供する設備等についての安全保証義務を負担する趣旨の約定を包含する」とし、Y1には雇傭契約の内容として、Y2にはY1との下請契約の内容として、亡Aに対し、(a)命綱の慎重な使用について安全教育を施すべき義務、(b)破れや開口部その他の瑕疵がない完全な養生網を設置すべき義務があったとしたが、Yらはこれらの義務を履行しており、本件災害は専ら禁止行為を無視し、おそらくは塗料の上げ下げのため自ら開披して生じた養生網の流口部から墜落した亡Aの過失に起因し、Yらにはなんら帰責事由はない、と結論づけた。

対する原審（福岡高判昭和51年7月14日民集34巻7号906頁）は、②につき、確たる法律構成は示さずに、(イ)Y1Y2間の下請契約を媒体として、(ロ)場所、設備、器具類の提供、(ハ)直接的な指揮監督、(ニ)Y1が組織的、外形的にY2の一部門の如き密接な関係にあること、(ホ)Y1の労働者の安全確保にとってY2の協力が不可欠であること、等の事情から、「実質上請負人の被用者たる労働者と注文者との間に、使用者、被使用者の関係と同視できるような経済的、社会的関係が認められる場合には注文者は請負人の被用者たる労働者に対しても請負人の雇傭契約上の安全保証義務と同一内容の義務を負担する」との一般論を述べたうえ、1審同様、本件ではYらに(a)(b)の具体的安全保証義務があるとする一方で、補助事実や間接事実の評価から、災害原因事実に関する1審の推定を（その可能性を残しつつ）覆し、本件災害は監視の強化により防止し得たとして義務違反を

認め、亡Aの不注意にかかる5割の過失相殺分、労災保険金既払分を差し引いた逸失利益の相続分につき、X1、X2への支払を命じた。

<判旨～一部破棄自判～>

(i)「亡Aには本件損害の発生につき少なくとも5割の割合をもって過失があると認められる旨の原審の判断は、正当として是認することができないものではなく、原判決に所論の違法はない」。

(ii)「原審が認容した請求は不法行為に基づく損害賠償請求ではなくこれと択一的に提起されたYらが亡Aに対して負担すべき同人とY1との間の雇傭契約上の安全保証義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償請求であることが原判決の判文に照らして明らかであるから、所論中前者の請求であることを前提として原判決の判断を非難する部分は理由がない」。

<判決から汲み取り得る示唆>

本条（第29条、第29条の2）に直接言及してはいないが、関連する民事上の代表的判例である。注文者といわゆる社外工の間に、使用関係と同視できるような経済的、社会的関係が認められる場合、注文者は社外工に対してその直接の雇用者と同じ安全配慮義務を負うことが示唆される。

なお、法第29条に言及して、下請け労働者に対する元請けの安全保護義務及びその不履行を認めた下級審裁判例として、尼崎港運事件神戸地尼崎支判昭和54年2月16日判例時報941号84頁がある。

1.6 その他

1. 6. 1 派遣法上の取扱い（派遣元責任か派遣先責任か）とその趣旨

（未了）

1. 6. 2 （想定される）民事上の効果

（未了）

1. 6. 3 英国労働安全衛生法（HSWA）の類似規定

（未了）

1. 7 改正提案

（未了）

（2 第 30 条以下未了）

D. 考察及びE. 結論

別紙での整理（但し未了）からも明らかなように、安衛法は、遅くとも旧労働安全衛生規則の頃から、民事事件はもとより刑事事件においても、規制の対象者を含めて、労災防止という目的に照らした柔軟な解釈がなされてきていたが、現行法の制定により、労働者を直接雇用する使用者以外の者に、どのような場面でどのような措置を義務づけるかが、かなりの程度明らかにされた。特に、第 29 条と第 29 条の 2 は、旧安衛則時代には直接的な定めがなく、不明確だった、元方事業者の措置義務を具体的に定めた。

このように、安全衛生に影響を及ぼす者を広く取り込む管理体制の構築が、現行安衛法の特徴の 1 つであり、実際に労災防止効果を生んだ要素の 1 つと解される（このことは、本研究事業で別途実施した社会調査の結果からもうかがわれる）。

今後の安衛法の改正に際しても、時代状況の変化に応じつつ、労災防止に大きな影響を持つ者を広く取り込む管理体制の構築を図る必要があると解される。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし。

2. 学会発表

なし。

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当せず。

2. 実用新案登録

該当せず。

3. その他

該当せず。

H. 引用文献

脚注を参照されたい。

（図表）

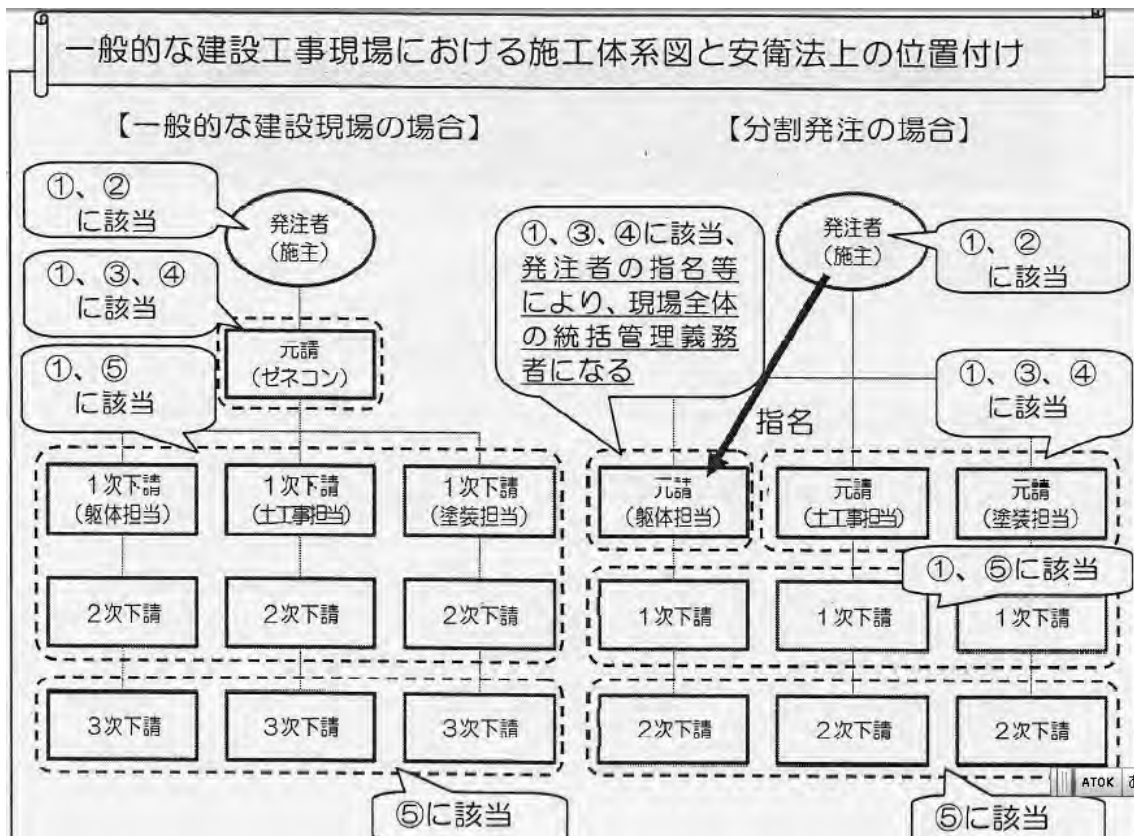
1, 29 条以下に広く関わるもの

【29 条以下に現れる基本的な用語】

請負契約に関連する安衛法上の用語

- ① 注文者
仕事を他の者に注文している者（安衛法上は定義なし）
- ② 発注者
注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者（安衛法第 30 条）
- ③ 元方事業者、特定元方事業者
元方事業者とは、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせている事業者のうち最先次の請負契約の注文者（安衛法第 15 条）
なお、元方事業者のうち、建設業、造船業に属する事業を行う者は特定元方事業者（安衛法第 15 条）
- ④ 元請負人
請負人のうち最先次のもの。建設業の場合、元方事業者と同一になる場合が多い。（安衛法上は定義なし）
- ⑤ 関係請負人
元方事業者から仕事を請け負った請負人及び当該請負人の請負契約の後次ATOK 関連のすべての請負契約の当事者である請負人（安衛法第 15 条）

（厚生労働省・船井雄一郎氏作成）

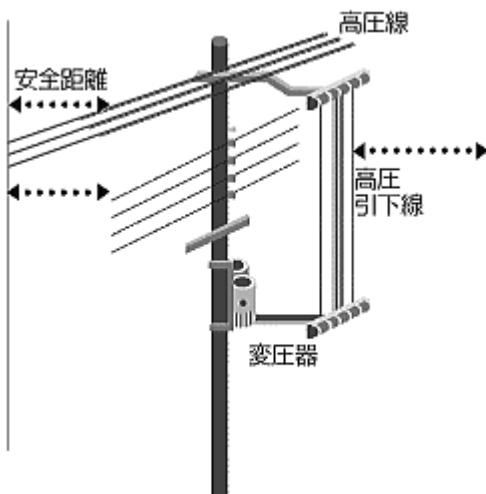


(厚生労働省・船井雄一郎氏作成)

2, 29条に関わるもの
なし

3, 29条の2に関わるもの

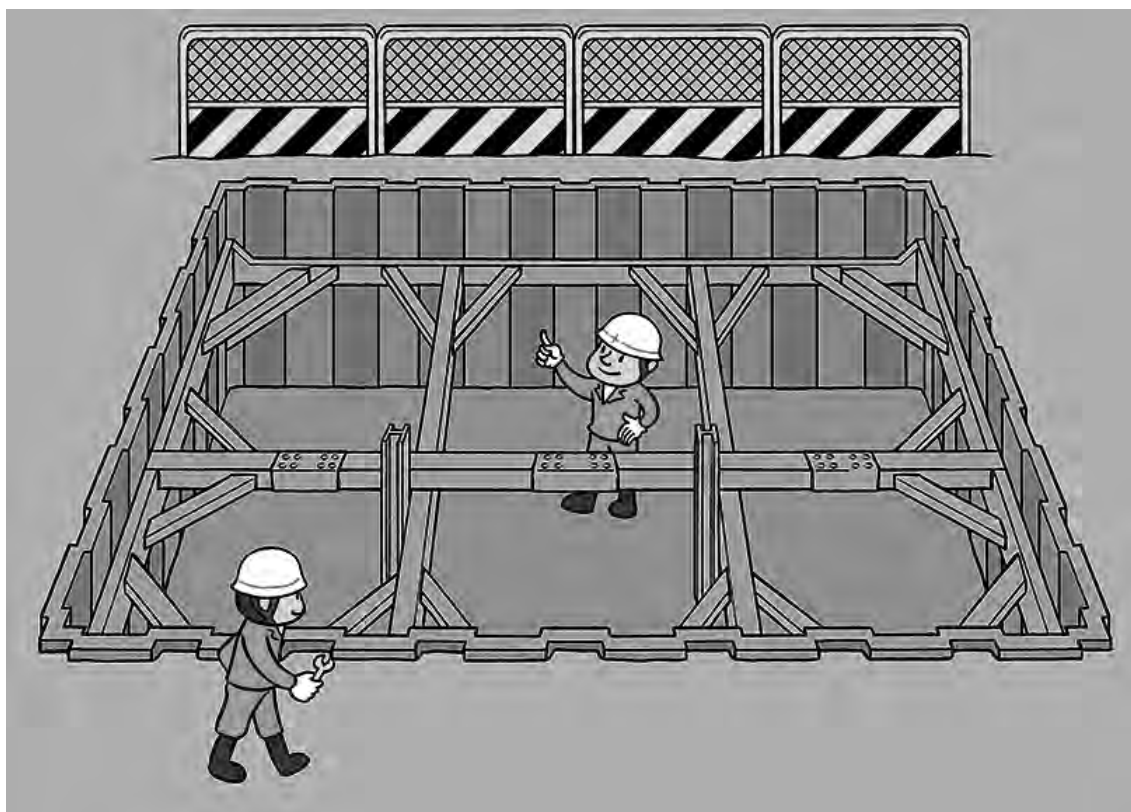
【架空電線の充電回路（とそれに近接した場所での作業）】





（ Seiichi Yamamoto 氏 による crane club の ウェブ サイト
（<http://www.crane-club.com/study/mobile/shock.html> 最終閲覧日：2019 年 8 月 20 日）
より）

【土止め支保工】



（ キャタピラー九州教習センターのウェブサイト
（<https://www.cat-kyushu.co.jp/kc/qualification/skill/soil-closing-chief> 最終閲覧日：2019
年 8 月 19 日） より）

【防護網】



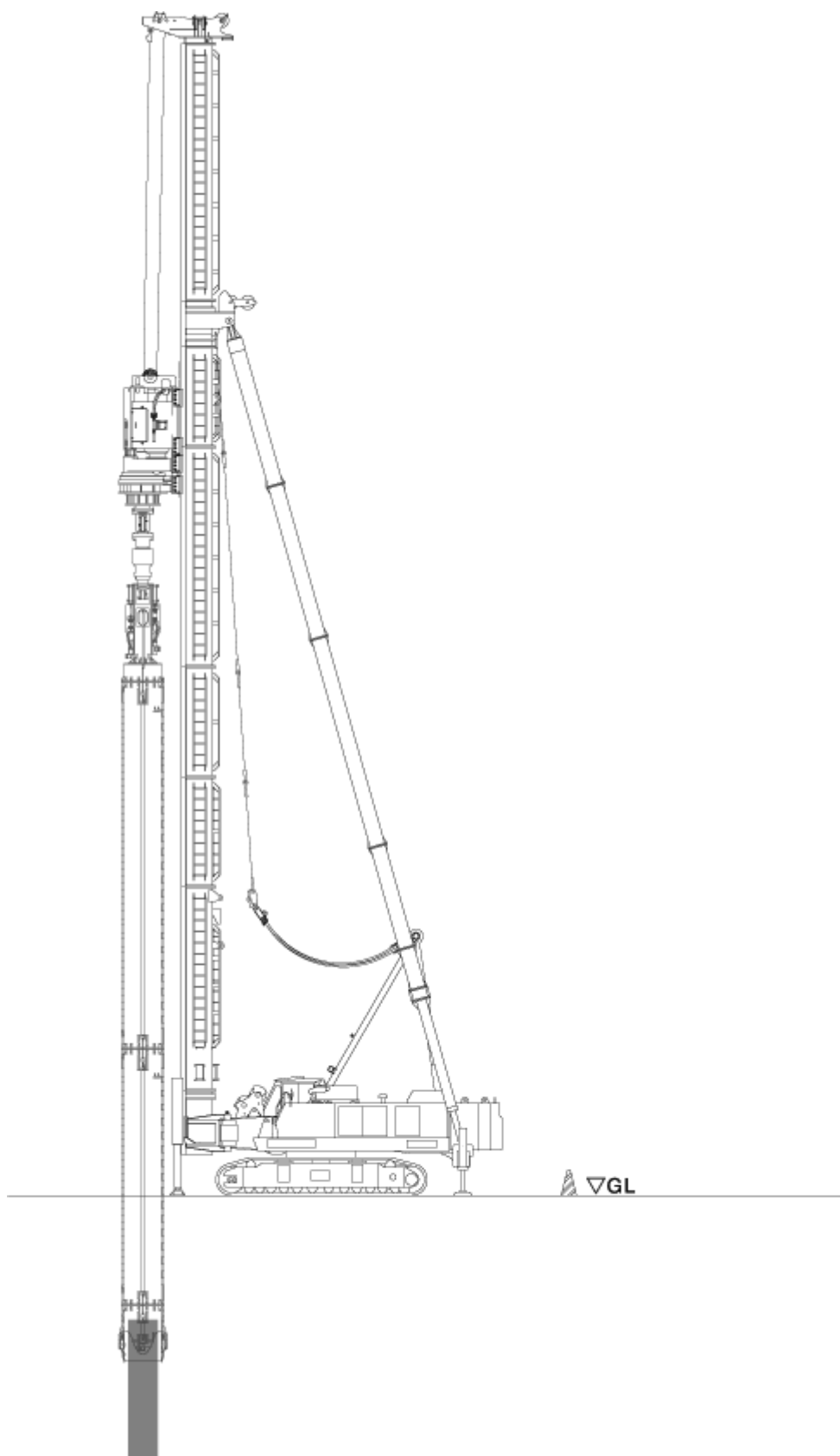
（ 神 鋼 建 材 工 業 株 式 会 社 の ウ ェ ブ サ イ ト
（http://www.shinkokenzai.co.jp/product/slope/stone_protect/fukusiki/最終閲覧日：2019
年8月19日）より）

【くい打機】



（北大路肉丸氏のブログ（<http://blog.livedoor.jp/nikumaru17/archives/1195596.html> 最終閲覧日：2019年8月19日）より）

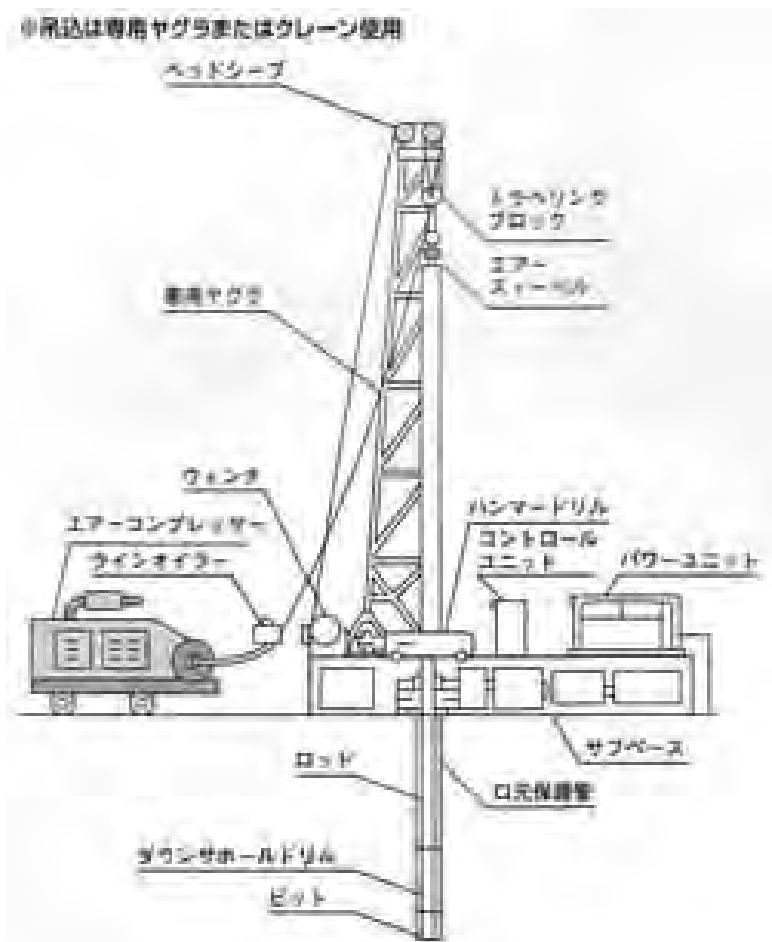
【くい抜機】



(株式会社マルシンのウェブサイト (http://marushinn.jp/pg/pg_07.html 最終閲覧日:2019

年8月19日)より)

【ボーリングマシン】



(株式会社高知丸高のウェブサイト (<http://www.ko-marutaka.co.jp/1/2-12.html> 最終閲覧日：2019年8月20日)より)

【敷板】



（株式会社エルラインのウェブサイト（<http://www.ashiba-japan.com/shopbrand/wood/>最終閲覧日：2019年8月20日）より）

【ガス導管】



（東京ガスのウェブサイト（<https://www.tokyo-gas.co.jp/anzen/precaution.html> 最終閲覧日 2,019年8月20日）より）

3, 判例に関わるもの

【スラブ型枠】



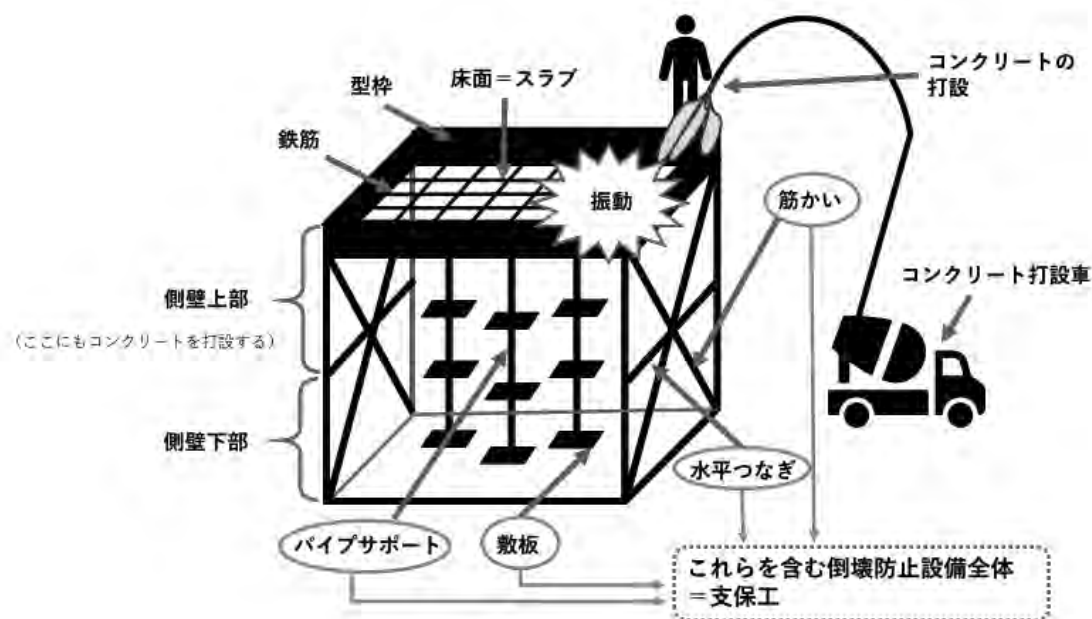
（株式会社日向興発の twitter（<https://twitter.com/hashtag/%E3%82%B9%E3%83%A9%E3%83%96%E5%9E%8B%E6%9E%A0> 最終閲覧日：2019年8月24日）より）

【パイプサポート（支保工）】



（リーラック機材株式会社のウェブサイト（<http://lealuck.co.jp/products.html> 最終閲覧日：2019年8月25日）より）

【事件のイメージ図】



(原案：三柴文典、イラスト：小菅佳江子)

- ¹ 井上浩『労働安全衛生法』（北樹出版、1978年（昭和53年））73頁ほか。
- ² ここで法令とは、法律（ここでは安衛法）と命令を指し、このうち命令には、政省令（ここでは安衛法施行令と安衛則等）のほか、告示（例えばフォークリフト構造規格等）が含まれるとの見解がある（島中信夫『労働安全衛生法のはなし（第3版）』（中災防新書、2016年（平成28年））23頁）。告示とは、ほんらい、政府が国民に広く情報を伝達する手段にすぎないので、法令とは異なり、直接的な法的拘束力はないが、安衛法では、立案者側も事業者側も、行政による法解釈と理解することが多かったということだろう。
- ³ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年（平成29年））342頁。
- ⁴ 同前。
- ⁵ 昭和47年9月18日発基第91号、佐藤勝美編『労働安全衛生法の詳解』（労働基準調査会、1992年（平成4年））29頁。
- ⁶ 島中前掲書（2016年）221頁、労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解（改訂4版）』（労働調査会、2015年（平成27年））480頁、昭和47年9月18日発基第91号。
- ⁷ 井上前掲書（1978年（昭和53年））73頁。
- ⁸ 島中前掲書（2016年）242頁、労務行政研究所編著（2017年（平成29年））343頁。
- ⁹ 平成22年4月13日内閣衆質174第347号。
- ¹⁰ 島中前掲書（2016年）244頁。
- ¹¹ 請負契約を結んだ事業者が行う仕事が相関連し、混在して行われている場所のこと。実際の判断は、労災防止という安衛法の趣旨に照らし、目的論的に行われる（昭和47年9月18日発基第602号）。例えば、ビル建設工事では、当該工事の作業場の全域、道路建設工事では、当該工事の工区（施工者や場所などによる施工単位）ごと、造船業では、船殻（船体の外殻の形成）作業、艀装（船殻を除く航行に必要な装備の設置）作業、修理作業、造

機（機械や機関の製造）作業の各作業場の全域か造船所全域、化学工業では、製造施設作業、用役（プラントの運転に必要な電気、水、空気や燃料など）施設作業、入出荷施設作業の各作業場の全域か化学工業事業場の全域、鉄鋼業では、製鋼（銑鉄を脱炭して鋼鉄をつくる工程）作業、熱延作業、冷延作業の各作業場の全域か製鉄所の全域、自動車製造業では、プレス・溶接作業、塗装作業、組み立て作業の各作業場の全域か自動車製造事業場の全域がそれに当たる（前記昭和 47 年発基第 602 号、平成 18 年 2 月 24 日基発第 0224003 号）。このように、事業場に該当する場合も、作業場に該当する場合もある（畠中前掲書（2016 年）229 頁）。

¹² 井上前掲書（1978 年（昭和 53 年））76～77 頁を参照した。

¹³ 労働調査会出版局編著（2015 年（平成 27 年））481 頁。

¹⁴ 敷板の例は図の通り。他方、敷角は、建築用語では、支柱や支保工が地中にめり込むのを防ぐ「角材」を意味し（https://www.architectjiten.net/ag20/ag20_1604.html 最終閲覧日：2020 年 1 月 4 日）、安衛法上も、四角い敷板とは異なり、水平材として用いられる角材と解されている（現行安衛則第 524 条 5 の 2 を参照されたい）。

¹⁵ 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））345 頁、労働調査会出版局編著（2015 年（平成 27 年））483 頁。

【別紙 1】

旧労働安全衛生規則のブリーフ

現行安衛法の基本構造と沿革を知ること、現行安衛法が労災防止効果を挙げた要因を分析するため、現行安衛法の前身である旧労働安全衛生規則の内容と名宛人を調査した。

本資料（別紙 1 及び別紙 2）は、その内容を整理したものである。

○労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）

旧労働基準法の紐付け省令なので、基本的には同法第 10 条が定める使用者を名宛人としており、元方事業者宛の規制はなかった。但し、機械器具の譲渡提供者等にかかる規制は設けられていた（第 34 条等）。

同規則は、以下のような内容を擁していた。

第 1 編 総則

第 1 章 安全管理

安全管理者の選任要件～原則として常時 150 人以上の労働者を使用する事業～（第 1 条）、同じく専属性（第 2 条）、同じく資格（第 3 条）、職務不能時の使用者による代理者の設置（第 4 条）、使用者による職務遂行に必要な権限の付与（第 5 条）、安全管理者の職務（第 6 条）、選任時の労基署長への報告（第 7 条）、使用者による安全に関する関係労働者からの意見聴取、同じく安全委員会を設置する場合の労働者代表委員の選任等（第 8 条）、使用者による火元責任者の選任等（第 9 条）、使用者による危険な物質や作業にかかる取扱い主任者や作業主任者の選任等（第 10 条）。

第 2 章 衛生管理

医師である衛生管理者と医師でない衛生管理者の選任（選任要件～原則として常時 50 人以上の労働者を使用する事業とし、常時使用労働者数の増加に合わせて選任者数増～）（第 11 条）、都道府県労働基準局長による小規模事業への衛生管理者の共同選任命令（第 12 条）、衛生管理者の専属性（医師である衛生管理者の場合、常時使用労働者数が 1000 人以上の場

合) (第 13 条)、資格～医師で労働衛生の教養を持つ者か第 24 条の免許を持つ者～ (第 14 条)、他業務で繁忙な者の選任の禁止 (第 15 条)、一般的職務、職務分担の決定、職務遂行に必要な権限の付与 (第 16 条)、職務不能時の使用者による代理者の設置 (第 17 条) 巡視及び衛生上有害のおそれがある場合の応急措置や適当な予防措置 (第 18 条)、個別的職務～健康異常者の発見・処置、労働環境衛生に関する調査、衛生上の改善、保護具等の点検・整備、衛生教育・健康相談等。医師である衛生管理者の場合、健康診断～ (第 19 条)、関係労働者からの意見聴取、衛生委員会を設置する場合の労働者代表の委員選任 (第 20 条)、健診結果に基づく就業上の配慮、病者の就業禁止、業務上疾病や食中毒の事例が生じた場合の労基署長への報告 (第 21 条)、定期健診結果の統計の作成と労基署長への報告 (第 22 条)、衛生管理者の選任・解任時、死亡時の労基署長への報告 (第 23 条)、衛生管理者免許の付与の条件 (第 24 条)、免許不適格者 (第 25 条)、都道府県労働基準局長による免許認定者への免状の交付 (第 26 条)、免許の取り消し (第 27 条)、衛生管理者試験の実施者～都道府県労働基準局長～ (第 28 条)、衛生管理者試験の受験資格 (第 29 条)、衛生管理者試験の科目 (第 30 条)、試験の科目免除 (第 31 条)、氏名や本籍地に変更があった場合の書き換え申請 (第 32 条)、免状喪失時等の再交付申請 (第 33 条)。

第 3 章 安全装置

一定の機械器具の譲渡、貸与、設置の禁止 (第 34 条)、前条が定める内圧容器の耐圧証明書は、労働基準局長の指定者か都道府県労働基準局長が所定の様式で発行したものでなければならないこと (第 35 条第 1 項)、当該内圧容器の耐圧証明書の申請者は、所定の申請書を労基署長を経由して労働基準局長に提出すべきこと (第 35 条第 2 項)、一定の機械器具とその安全装置のうち労働基準局長の認定のないものの譲渡、貸与の禁止 (第 36 条第 1 項)、一定の機械器具に具備する安全装置等にかかる労働基準局長による認定を求める者は、所定の申請書式を提出すべきこと (第 36 条第 2 項)、労働基準局長による安全装置の認定書の交付 (第 36 条第 3 項)、認可を受けていない溶接による汽罐 (=ボイラー) 等の製造禁止 (第 37 条第 1 項)、溶接による汽罐 (=ボイラー) 等の認可を求める者による労基署長を経由した労働基準局長への申請書の提出 (第 37 条第 2 項)、溶接による汽罐 (=ボイラー) 等の認可に際しての溶接の方法等に関する労働基準局長による審査 (第 37 条第 3 項)、汽罐 (=ボイラー)、揚重機 (クレーン等)、アセチレン (:可燃性のガス) 溶接装置 (図参照) 等危険な機械器具の設置に際しての労基署長の認可 (第 38 条第 1 項)、汽罐 (=ボイラー)、揚重機 (クレーン等)、アセチレン溶接装置等危険な機械器具の範囲や認可の基準は第 4 編で別に定めること (第 38 条第 2 項)。

【アセチレン等の可燃性のガスによる溶接装置】



(角田淳氏のブログ (<http://itetama.jp/blog-entry-749.html> 最終閲覧日：2020年1月12日) より)

第4章 性能検査

労基法第47条第1項(認可の有効期間が切れた危険な機械器具の性能検査)に基づき前条が定める危険な機械器具(汽罐(=ボイラー)、揚重機(クレーン等)、アセチレン溶接装置等)の性能検査の有効期間満了後の継続利用に際しての労基署長への申請(第39条第1項)、汽罐(=ボイラー)等の特定の危険な機械器具の性能検査を行う際の事前の期日指定(第39条第2項)、汽罐(=ボイラー)、揚重機(クレーン等)、アセチレン溶接装置等の性能検査の有効期間(第40条)、汽罐(=ボイラー)等の機械器具の性能検査を受ける際に必要な準備～缶体の冷却、煙道の掃除等～(第41条第1項)、揚重機(クレーン等)の性能検査を受ける際に必要な準備～主要部分の分解手入れ等～(第41条第2項)、アセチレン溶接装置の性能検査を受ける際に必要な準備～気鐘を分離、装置の主要部分の分解手入れ等～(第41条第3項)、労基法第47条第2項(認可の有効期間が切れた危険な機械器具の性能検査の他者への委託)に基づく指定検査機関となろうとする者は、労基署長を経由して労働大臣

に申請書を提出すべきこと（第 42 条第 1 項）、検査機関による性能検査担当者の選任にかかる労働基準局長の認可（第 42 条第 2 項）、労働基準局長による検査担当者の解任命令（第 42 条第 3 項）、労働大臣の指定検査機関による性能検査を受ける者による労基署長への報告（第 43 条第 1 項）、労働大臣の指定検査機関による労基署長への性能検査結果の報告（第 43 条第 2 項）。

第 5 章 就業制限及び禁止

一定の危険業務～汽罐（≒ボイラー）の火付け、溶接による汽罐（≒ボイラー）の製造・改造や修繕等、巻き上げ能力の高い起重機（クレーン）業務、アセチレン溶接装置の作業主任業務、映写機による上映操作～について、免許を持つ者以外の就業禁止（第 44 条第 1 項）、免許を持たない者は一定の危険業務に従事してはならないこと（第 44 条第 2 項）、一定の危険業務に従事するのに求められる第 1 項所定の免許については、第 4 編で定めること（第 44 条第 3 項）、第 44 条所定の業務より若干危険性の低い危険業務～火元責任者の業務、巻き上げ能力が一定能力未満の起重機（クレーン）業務、レール運輸、土木建築用機械の運転等～について、技能選考のうえ指名した者以外での就業禁止（第 45 条第 1 項）、技能選考のうえ指名された者以外は前項の業務に従事してはならないこと（第 45 条第 2 項）、労基署長が不適任と認めた指名者への就業禁止命令（第 45 条第 3 項）、未熟練者の危険な作業への就業を禁じる労基法第 49 条を受け、動力伝導装置の清掃等、粘性質のロール練りの業務、丸のこ盤（図参照）や帯のこ盤（図参照）による木材送給、操車場内での列車の入換、連結等、レールが通るずい道（トンネル）内部での単独業務等に未熟練者を就業させることの禁止（第 46 条第 1 項）、前項各号の業務には、経験者以外従事してはならないこと（第 46 条第 2 項）、性行為感染を含む様々な経路で感染する疾患の病原体の保有者、精神分裂病（現在の統合失調症）、そううつ病等の精神病患者で就業不適当な者、胸膜炎、心臓病等の病歴があって、労働により増悪するおそれがある者等の就業禁止（第 47 条）。

【丸のこ盤】

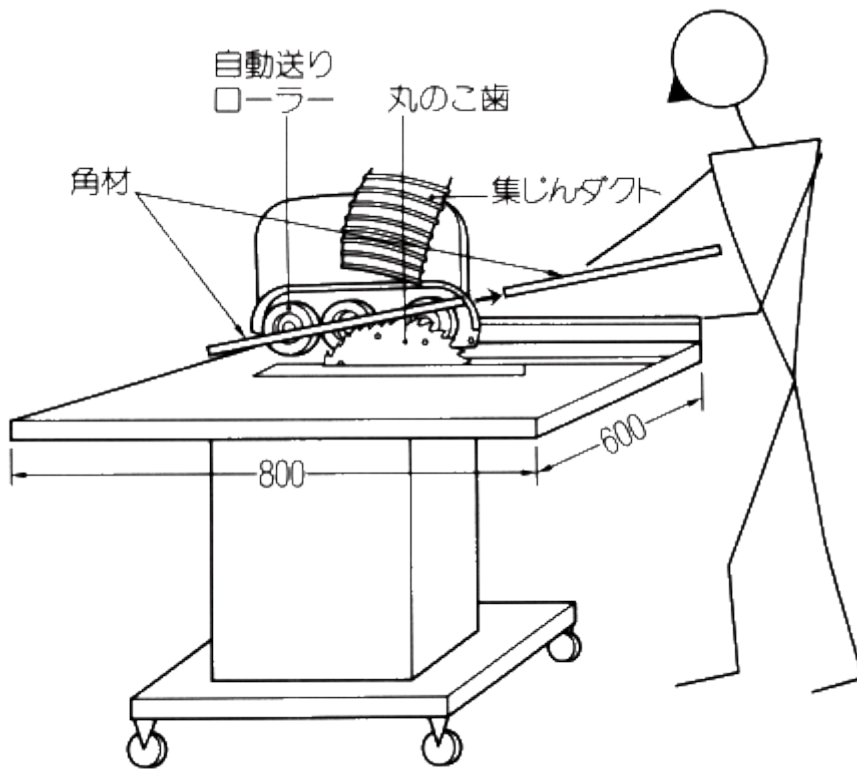
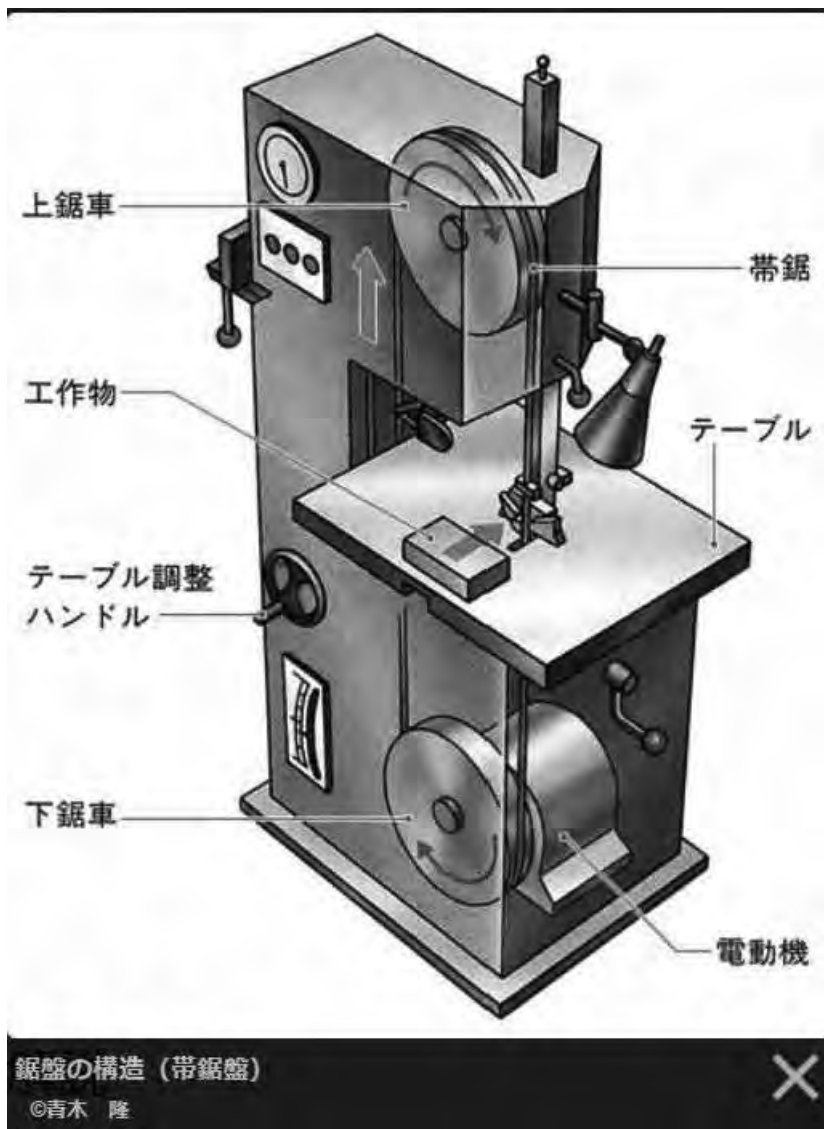


図 災害発生状況

(厚生労働省，職場のあんぜんサイト
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/sai_det.aspx?joho_no=582 最終閲覧日：2019年
10月3日) より)

【帯のこ盤】



(コトバンクのWEBサイト
 (<https://kotobank.jp/word/%E6%9C%A8%E5%B7%A5%E6%A9%9F%E6%A2%B0-142490> (原典：小学館『日本大百科全書 (ニッポニカ)』かんな盤) 最終閲覧日：2019年9月30日) より)

第6章 健康診断

一定規模の事業で常時使用労働者を雇い入れる場合、多量の高熱物体を取り扱う業務、坑内業務、深夜業など一定の危険業務に常時使用労働者を雇い入れる場合等における雇入れ時健診 (第48条)、常時使用労働者数50人以上の事業や、農林水産業やサービス業等を除

く業種で常時使用労働者を対象とする毎年の定期健診（第 49 条第 1 項）、前条第 2 号に規定する危険業務に従事する労働者を対象とする毎年 2 回以上の健診（第 49 条第 2 項）、その年に雇入れ時健診を受けた場合、前 2 項の定期健診等の回数を減じ得ること（第 49 条第 3 項）、第 48 条の雇入れ時健診と第 49 条の定期健診等の検査項目～感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系、X 線検査、赤血球沈降速度等～（第 50 条第 1 項）、医師の判断によるか実施困難な場合の一部の検査項目の省略（第 50 条第 2 項）、検査項目を省略する場合の労基署長への報告（第 50 条第 3 項）、食堂や炊事場で働く労働者対象の雇入れ時の検便（第 51 条第 1 項）、実施困難な場合の省略と労基署長への報告（第 51 条第 2 項）、都道府県労働基準局長による定期の実施命令（第 51 条第 3 項）、医師選択の自由～労基法第 52 条第 2 項に基づき使用者指定医以外の者による健診を求める場合の一定の様式による健診結果の提出～（第 52 条）、様式に沿った健診記録の作成（第 53 条）、使用者その他健診実施事務従事者の守秘義務（第 54 条）。

第 7 章 雑則

使用者に対して、建設物、寄宿舍等の設置、移転等に際して着工の 14 日前までに計画の届出を義務づけた労基法第 54 条第 1 項に定める危険又は衛生上有害な事業の定義～3 馬力以上の原動機を使用する事業のうち一定の業種、2 馬力以上の原動機を使用し、金属の切削、起毛（織物や編物のけばを立てること）・反毛（繊維などを綿状に戻すこと）を行う事業、発電・送電、ガラス製造、油脂・パラフィン（ろうそく、マッチ、クレヨンなどの原料となる、石油から分離された半透明の個体で、有機化合物の一種。水をはじく性質があり、眼刺激性がある）の製造、爆発性、有害性のある薬品を取り扱う業務を行う事業など 3 項目 18 種類～（第 55 条）、労基法第 54 条第 1 項が定める計画の届出の様式と必要記載事項（第 56 条）、移動式興行場等の仮設建物等で短期間に廃止するものについての労基法第 54 条第 1 項の規制緩和（第 57 条）、火災や爆発、汽罐（≠ボイラー）等の圧力容器の破裂、高速回転体の破裂等、重大な被害をもたらしかねない事故等の使用者による労基署長への報告（第 58 条）。

第 2 編 安全基準

第 1 章 原動機及び動力伝導装置

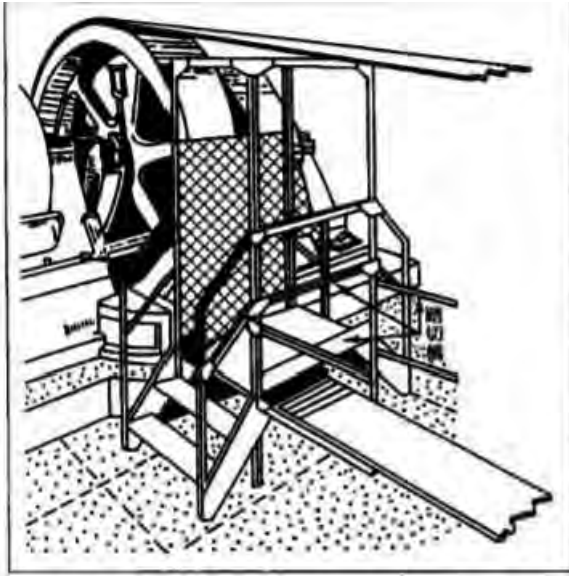
動力伝導装置（モーター、エンジン等の原動機の回転力を、使用する産業機器の必要な回転数に変換して伝えるもの¹⁾）による危害の防止のため、機械ごとに電動機（モーター）を

¹⁾ 日本産業機械工業会のウェブサイト（<https://www.jsim.or.jp/p-power-transmission/>最終

付けたり、構造をシンプルにするよう努めること（第 59 条）、原動機を区画された場所に据え付けるか、やむを得ない場合等には囲いや覆いをすべきこと（第 60 条）、（スイッチ、クラッチ等の）動力しゃ断装置を容易に操作できるよう、不意に起動しないようにすること（第 61 条）、電気設備のスイッチによる感電、火災、爆発の防止のため、適当な位置に取り付け、照明を十分にすべきこと（第 62 条）、床面から 1.8m 以内の動力伝導装置の車軸で人との接触の危険があるものに、囲いや覆い等を設けるべきこと（第 63 条第 1 項）、作業や通行のため跨ぐ必要のある水平車軸には覆いや踏切橋（図参照）を設けるべきこと（第 63 条第 2 項）、踏切橋には手すりを設けるべきこと（第 63 条第 3 項）、労働者は、踏切橋のある場所で車軸を跨ぐべきこと（第 63 条第 4 項）、床面から 1.8m 以内にある調帯（調車をつなぐベルト）、調車（調帯でつながれた車。プーリー）等で接触の危険があるものや、床面から 1.8m 以上等にあるが、清掃、注油等で、運転中接触の危険がある調帯等には、囲いや覆いを設けるべきこと（第 64 条）、通路や作業箇所の上にある調帯で、一定以上の長さ、幅、速度のものにつき、不意の切断による危害防止のため、下方に囲いを設けるべきこと（第 65 条）、調車（プーリー）と隣接車輪等との間隔が一定以下である場合等には、適当な調帯受け（運動する調帯に接して支える部品）を設けるべきこと（第 66 条）、動力伝導装置の軸受け（回転する軸に接して支える部品）は、巻き込まれ危険部位に安全装置が設置されている場合を除き、長期間にわたり給油の必要がないものを使用すべきこと（第 67 条）、調帯の継ぎ目に突出した金具を使用しないこと（第 68 条）、動力伝導装置等に使用する止め金具類は、頭部埋め込み型とするか、覆いを設置すべきこと（第 69 条）、遊車（あそびぐるま：ベルト伝導で、原車と従車の間に挟み、ベルトの緩みや振動を取る等の役割を果たす滑車（図参照）を使用する場合、手元に遷帯装置（ベルトシフターのこと。固定プーリーと遊びプーリーの間で、ベルトのかけかえをすることで、動力を伝達させたり遮断したりする装置）を設置すべきこと（第 70 条第 1 項）、遊び車を使用する場合に設けるべき遷帯装置（ベルトシフター）は、調帯（調車をつなぐベルト）が不意に固定車に移動しないようなものとすべきこと（第 70 条第 2 項）、動力伝導装置の歯車で接触の危険があるものには覆いをすべきこと（第 71 条）、原動機や動力伝導装置については、緊急停止装置を設けるか、原動機室の係員が直ちに停止できる連絡を保持すべきこと（第 72 条）、原動機や動力伝導装置の運転開始時に、関係労働者への周知のために合図を定めるべきこと（第 73 条第 1 項）、労働者は、その合図を確実に遵守すべきこと（第 73 条第 2 項）、原動機、動力伝導装置等を停止して、清掃、注油等をする場合、起動装置に錠をかけるか、標示を設ける等の危害防止措置をなすべきこと（第 74 条）。

【踏切橋】

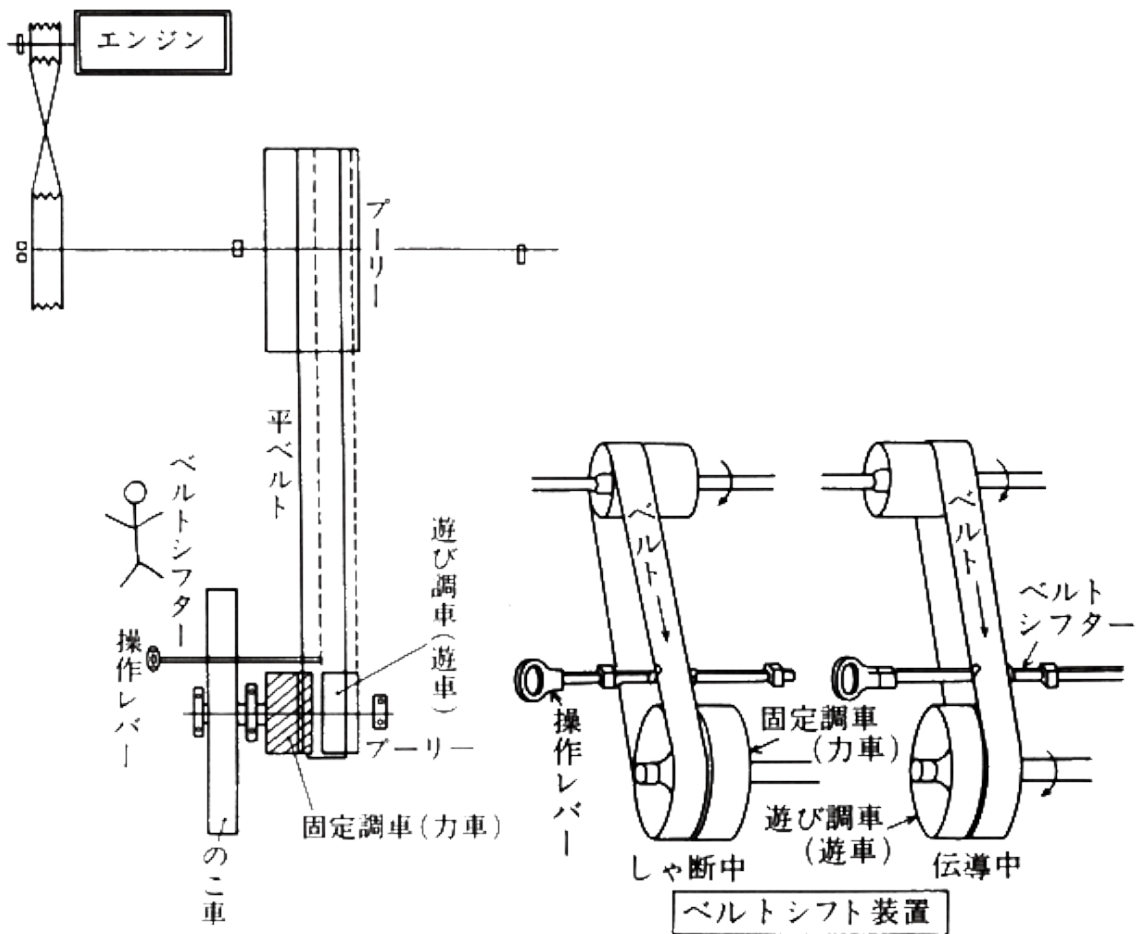
閲覧日：2019 年 10 月 18 日）より。



(労働省労働基準局安全衛生部編『労働安全衛生規則の逐条詳解(第2巻)＜安全基準編②＞』(中央労働災害防止協会、1993年(平成5年)6頁))

【遊車】

災害発生略図



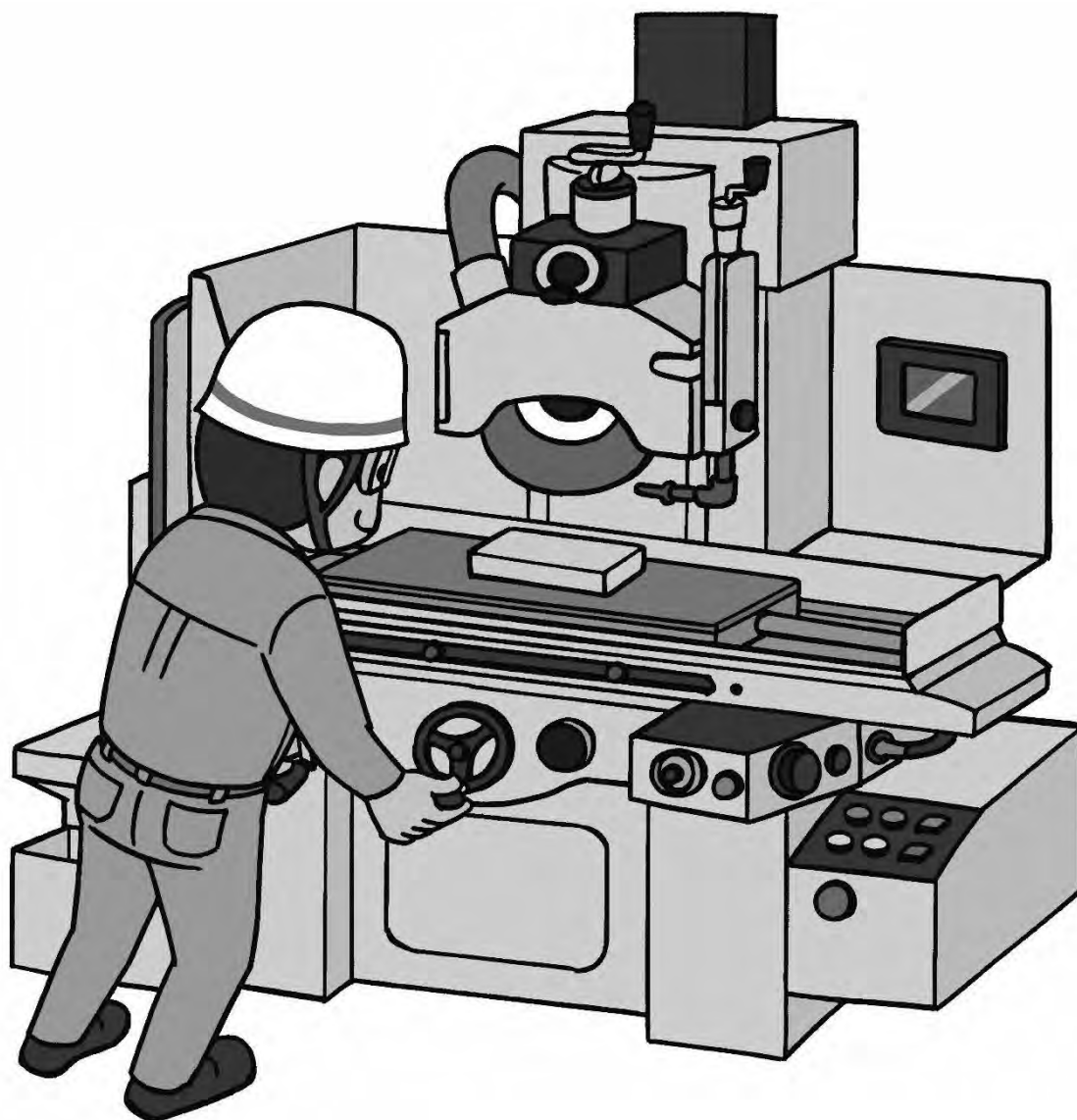
(厚生労働省，職場のあんぜんサイト
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/sai_det.aspx?joho_no=711 最終閲覧日：10月3日) より)

第2章 機械装置

動力で運転する機械には、遊車、クラッチ、スイッチ等の動力遮断装置を設置すべきこと等(第75条)、機械の勢輪(フライ・ホイール：慣性の法則を利用して、安定した回転力を創出する円盤等)、調車(プーリー)、歯車等で、接触の危険があるものに覆いか囲いをすべきこと(第76条)、回転中破壊のおそれのある研磨盤の砥石車(図参照)には堅固な覆いを設置すべきこと等(第77条第1項)、砥石車を交換した際には、3分以上試運転すべきこと(第77条第2項)、動力で運転する圧機(プレス)や切断機には、金型や刃物が作動する箇所に手を入れる必要がない場合を除き、安全装置を設置すべきこと等(第78条)、木工用丸のこ盤には、反ぱつ(のこぎりの刃が、かかった圧力に反ぱつして折れて飛散すること等)

予防装置を設置すべきこと（第 79 条）、木工用帯のこ盤の歯や動輪には、切断に必要な部分を除き、囲い等を設けるべきこと（第 80 条）、木工用かんな機（手押しかんな盤）の刃物の取付軸（刃が付いている回転軸）（図参照）を（角型にすると手を巻き込まれやすいため）原則として丸型にすべきこと（第 81 条）、ゴムやエポナイト（固くて光沢を持ったゴム）等の粘性のものを練るロール機には、被害者自らが操作できる急停止装置を設けるべきこと（第 82 条）、紡績機械の荒打綿機（図参照）のシリンダカバーのハンドホール（マンホール）等の機械部分に、回転が停止しなければ開けられない緊錠装置を設けるべきこと（第 83 条）、織機のシャトル（杼）の脱出による危害を防止するための装置を設置すべきこと（第 84 条）、紙・布等を通すロール機（図参照）につき、手が挟まれないよう安全装置を設けるべきこと（第 85 条）、第 75～第 85 条に定めるもの以外の動力で運転する機械には、危険な部分に安全装置を取り付けるべきこと等（第 86 条）、運転中の機械の刃の切粉払いや注油のため、ブラシ等の用具を備えるべきこと（第 87 条第 1 項）、労働者は、その用具を使用すべきこと（第 87 条第 2 項）。

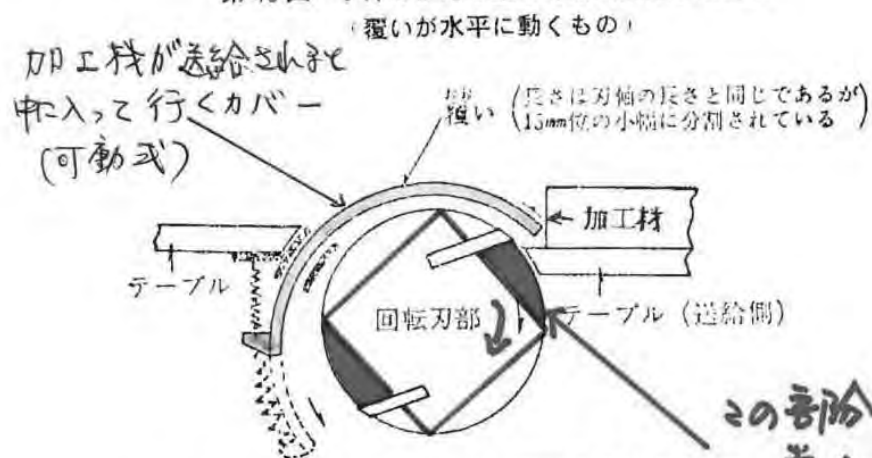
【砥石車】



(キャタピラー教習所のウェブサイト (<https://cot.jpncat.com/know/?no=26> 最終閲覧日：2019年11月6日) より)

【木工用かな機刃物の取付軸】

第40図 手押しかな盤の可動式接触予防装置



第41図 手押しかな盤の可動式接触予防装置
「覆いが回転刃周面に沿って閉閉するもの」

(労働省労働基準局安全衛生部編『労働安全衛生規則の逐条詳解(第2巻) <安全基準編②>』(中央労働災害防止協会、1993年(平成5年)58頁)に玉泉孝次氏が加筆した)

【荒打打綿機】



(続・よねちゃんの車中泊旅行記 (<https://blogs.yahoo.co.jp/yonechan5088/18984483.html>))

最終閲覧日：2019年10月3日)より)

【ロール機】



(キーエンス社のウェブサイト
(https://www.keyence.co.jp/ss/products/safety/casestudy/example/presence/roll-mill_transport.jsp 最終閲覧日：2019年11月7日)より)

第3章 通路及び作業床

作業場に通じる場所と作業場には、安全な通路を設けてメンテナンスすべきこと(第88条)、通路には、歩行を妨げない程度に採光や照明を講じるべきこと等(第89条)、屋内の通路には、適当な幅、適当な標示を設けると共に、床面をつまづき、すべり等の危険がない状態にすべきこと等(第90条)、百貨店、病院、旅館等で、労働者以外の者と共用する通路、階段、非常口につき、非常時の安全を確保すべきこと(第91条)、機械と機械または他の設備の間に設ける通路を幅80cm以上とすべきこと(第92条)、作業場の床面を、つまづ

き、すべり等の危険がない構造で、安全な状態にすべきこと（第93条）、旋盤、ロール等の機械が高い場合、適当な高さの作業踏台を設けるべきこと（第94条）、危険性（爆発性、発火性、引火性）のあるものを製造もしくは取り扱うか、常時50人以上が就業する屋内作業場には、2以上の避難通路を設け、引戸か外開戸とすべきこと（第95条）、建築物に設ける階段は、丈夫で、急すぎず、踏面等を等間隔に設け、一定間隔で踊場を設け、適当な手すりを設けるべきこと（第96条）、複数階にわたり、常時20人以上の労働者が就業する建物では、各階に2以上の屋外の安全な場所に通じる階段を設けるべきこと、常時50人以上の労働者が就業する場合、踏面（ふみめん）、蹴上（けあげ：階段の縦の面）、こう配、内法（枠以外の横幅）等を規定の構造とすべきこと（第97条）、メイン通路、非常用の出口や通路には標示をすべきこと（第98条）、通路と車輛の軌道を交わせる場合、監視人を置くか、警鈴を鳴らす等の措置を講じるべきこと（第99条）、ふ頭や岸壁で荷役作業を行う場所では、危険な場所に照明を講じる、ふ頭や岸壁に沿う通路の幅を90cm以上とする、陸上の通路等で、隅角（ぐうかく：直線でないところ）、橋、船渠（ドック）の閘門（こうもん：ドックの開閉用の門）の上にかけられた歩道等の危険な箇所に囲いを設ける等、規定の措置を講じるべきこと（第100条）、労働者が停泊している船舶を往復する場合、原則として歩板等の通行設備を設けるべきこと（第101条）、船の高さが1.5mを超える船艙で労働者が荷役作業をする場合、甲板と船艙間に安全な通行設備を設けるべきこと（第102条）、架設通路（工事現場に仮にかける作業用の通路）は、丈夫な構造として、なおかつ、こう配を原則として30度未満とし、墜落の危険がある箇所には原則として高さ75cm以上の丈夫な手すりを設けるべきこと、立坑（垂直方向に掘られた坑道）の15m以上の架設道路には10m以内ごとに踏だな（休み場所）を設けるべきこと等（第103条）、軌条（レール）を設けた坑道やずい道（トンネル）等の中には、原則として適当な間隔ごとに回避所を設けるべきこと（第104条）、はしご道（図参照）は丈夫で、踏（ふみ）さんを等間隔に設ける等、規定の構造とすべきこと等（第105条第1項）、潜かん（地下水の多い地中や水中に設置された作業空間。ケーソン）内のはしご道等には、やむを得ない場合、前項の一部の規定の適用を除外すること（第105条第2項）、坑内に設けたはしご道等が巻上装置（図参照）に接近して危険な場合、板仕切り等の隔壁を設置すべきこと（第106条）、労働者を水路で船舶に往復させる場合、安全輸送のため必要な措置を講じるべきこと（第107条）。

【はしご道】



(玉泉孝次氏提供)

【卷上機】



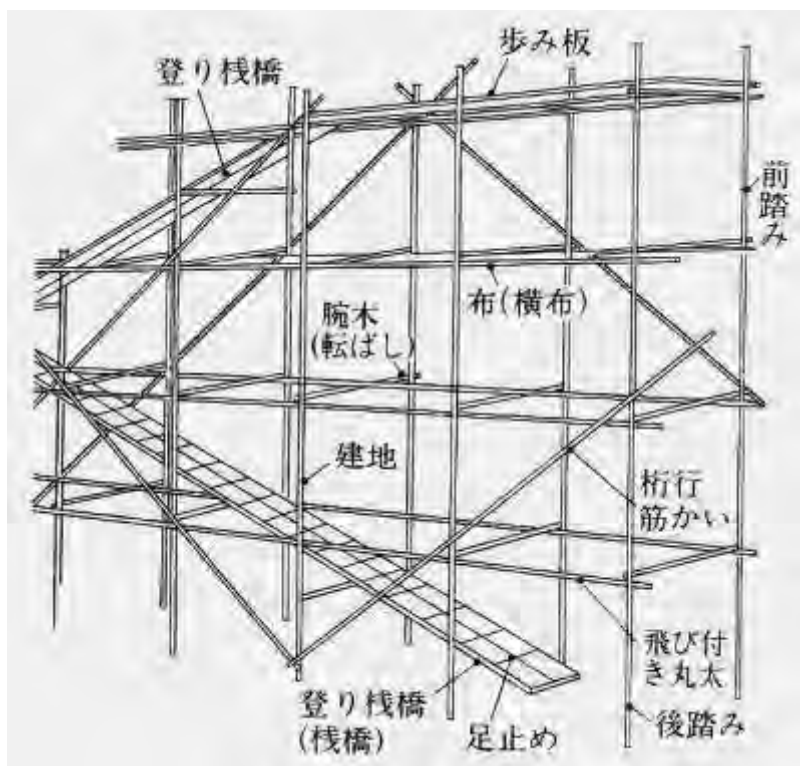
(旅と写真ドットコムのウェブサイト (<https://tabitoshashin.com/spot/spot-kiji.php?id=748> 最終閲覧日：2019年11月12日) より)

第4章 足場

足場を使用目的に応じて丈夫な構造とすべきこと、高さ2m以上に設置する足場板は、幅20cm以上、厚さ3.5cm以上とすべきこと(第108条第1項)、足場板については、2箇所以上を柱や腕木等にしっかり取り付けるべきこと等(第108条)、丸太足場(図参照)については、建地(縦方向に立てる支柱)の間隔を2.5m以内として、最初の布(建地の間をつなぐ水平の部材)は3m以下に設置すべきこと、建地の脚部を確実に固定すべきこと、腕木(2本の建地をつなぎ、足場板を受ける役割を果たすもの)の間隔を1.5m以内とすべきこと、接続部を堅固に固定するため、建地の重ね継手は、1m以上重ね、2箇所縛るべきこと、建地の突合せ継手(つきあわせつぎて：同一平面で付き合わせて部材を継ぐ方法)は、2本組とするか、1.8m以上の添え木を付けて2箇所ずつ4箇所以上で縛るべきこと、建地、布、腕木等の交差部分や接続部は、鉄線等の丈夫な材料で堅固に縛るべきこと、適当な筋違いで補強すべきこと、建設物に取り付けるか控え(地面から斜めの角度で支える)を設けるべきこと、高さ2m以上の作業床は幅40cm以上とし、足場板の隙間を3cm以内とすべきこと、高さ2m以上の作業床には、原則として高さ75cm以上の丈夫な手すりを設けるべきこと等(第109条)、つり足場(図参照)については、安全荷重を超えて負荷をかけないこ

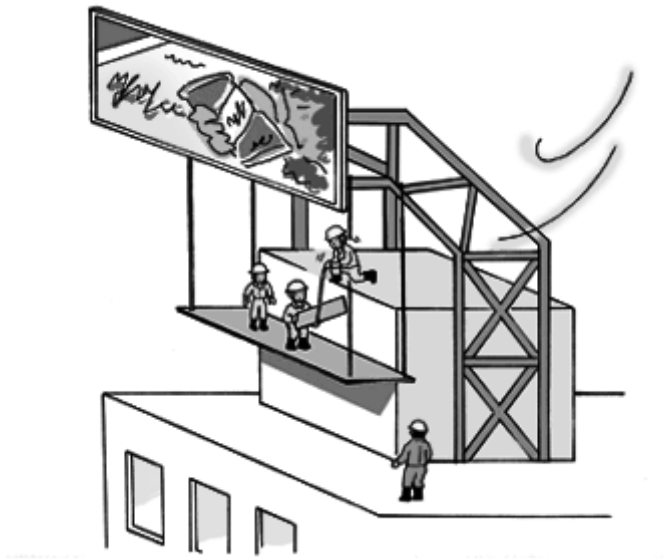
と、つり鋼索（つりこうさく：重いものをつるワイヤーロープ）の安全係数（ワイヤーロープが破断する荷重の値／ワイヤーロープにかかる荷重の最大値）が10以上、突りょう（とつりょう：つり鋼索を固定する腕木（図参照））等の安全係数が5以上となるようにすべきこと、作業床は、3m以内ごとに金属製の突りょう、足場けた（足場を支えるために水平方向に架ける建設部材）及びつり鋼索で堅固に支持すべきこと、つり鋼索として、30cmごとに子線数（ワイヤーロープを構成する個々のライン）の10分の1以上が切断したものをを用いないこと、つり装置には確実な歯止めを設けるべきこと、作業床は幅90cm以上として、幅30cm以上、厚さ5cm以上の板を隙間なく敷き詰めるべきこと、高さ75cm以上の丈夫な手すりを設けるべきこと等（第110条）。

【丸太足場】



（建築用語辞典編集委員会編『図解・建築用語辞典』（理工学社、2004年）より）

【つり足場】



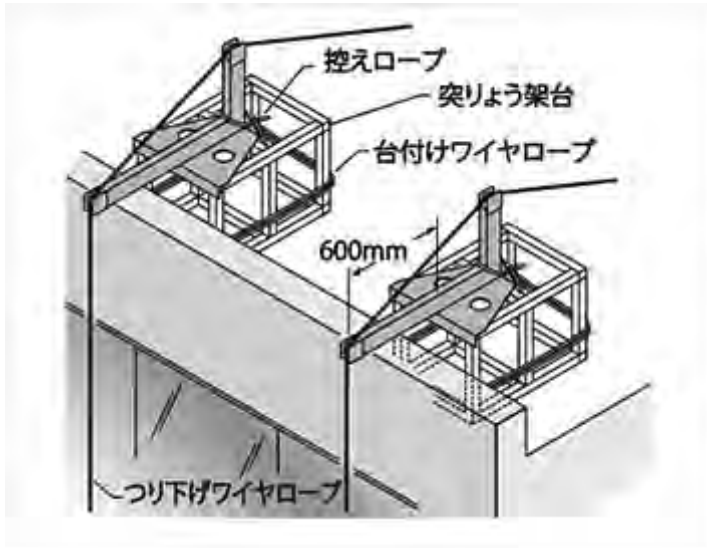
(厚生労働省，職場のあんぜんサイト
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_DET.aspx?joho_no=101085 最終閲覧日：
2019年10月14日) より)

【つり足場】



(株式会社朝島組のウェブサイト (<http://asajima-gumi.co.jp/post-637/>最終閲覧日：2019年11月12日) より)

【突りょう】



(日本ビソー株式会社のウェブサイト (<https://www.bisoh.co.jp/product/rental/tsurimoto/>
最終閲覧日：2019年11月12日) より)

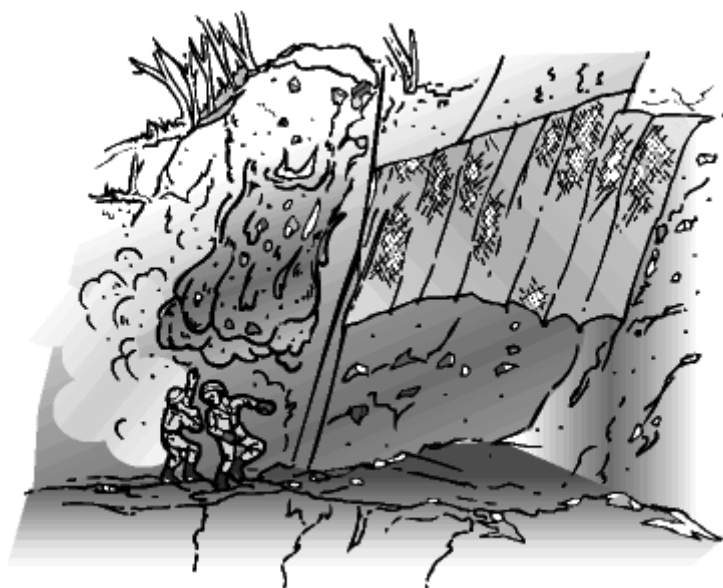
第5章 墜落防止

物品の上げ下ろし口、ピット（地下に設けられる配管のための空間）、煮沸そう（殺菌消毒のため熱湯を設ける水槽）、作業床の端や開口部、たて坑、井戸、船のそう口など、労働者の墜落の危険がある箇所には、原則として、囲、手すり、覆等の設備を設けるべきこと（第111条第1項）、やむを得ない必要があれば取り外せるが、必要がなくなれば、元に戻すべきこと（第111条第2項）、たて坑内、井戸、40度以上の斜面等、墜落の危険のある場所で労働者を作業させる場合、腰綱を使用させる等の防止措置を講じるべきこと（第112条第1項）、労働者は、その防止方法を行うべきこと（第112条第2項）、不要なたて坑、坑井（こうせい：鉱山の坑内に設けられた、通風、運搬等のための小さなたて坑のこと）等には、坑口の閉塞等の墜落防止措置を講じるべきこと（第113条第1項）、不要の坑道跡等には、通行遮断設備を設けるべきこと（第113条第2項）、作業用の移動はしご（キャスター等により移動が可能な作りのはしご）には、滑り止め装置等、転倒防止措置を講じるべきこと（第114条）、移動式の脚立は、設置時に安定し、丈夫で、踏面が適当な面積を持つ等の条件を具備すべきこと（第115条）。

第6章 崩壊、落下の予防

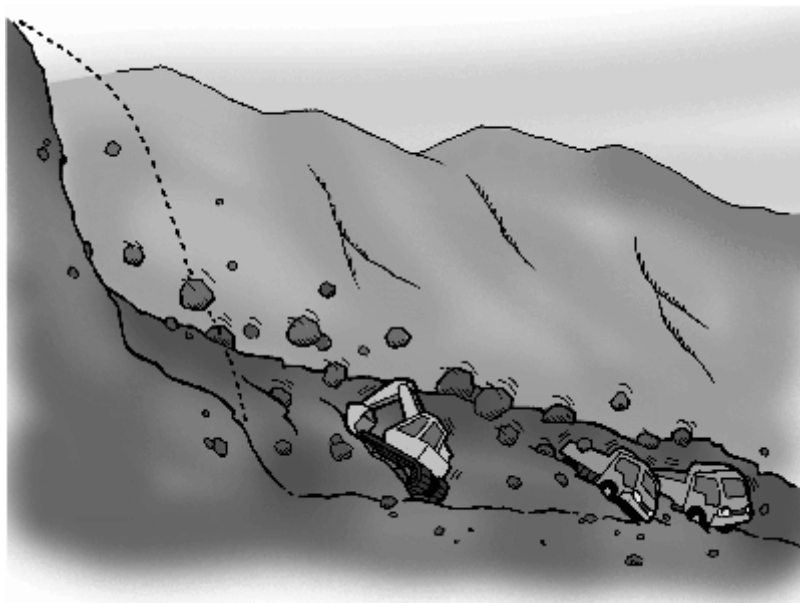
崩壊の危険のある地盤のもとで労働者を作業させる場合（図参照）、適宜作業箇所上部の切り落とし等により安全なこう配を保持するか、適当な土留（土止め）を設けるべきこと、それが困難な場合には、看視人を設置すべきこと、危険な雨水、地下水等を排除すべきこと（第116条）、土砂の崩壊や落下の危険がある掘削箇所（図参照）と、その下方の積込み等の作業箇所の間には、安全な間隔を設ける等の措置を講じるべきこと（第117条）、落盤の危険がある場所には、支柱その他の防止施設を設けるべきこと（第118条第1項）、特に、採掘や掘進中に落盤の危険が高まる場合、支柱材等を便宜な場所に配置すべきこと（第118条第2項）、坑道やずい道（トンネル）を掘る際に、水やガスの噴出による危険がある場合、検知孔をうがつ（小さな穴を空けて、水やガスの漏れを検査する）等の措置を講じるべきこと（第119条）、露天採掘場（図参照）については、崩壊の危険のある表土を予め除去してから採掘すべきこと、浮石（ふいし：基盤から離れて不安定な石）を除去すべきこと、採掘箇所の下部に柵などの落石防止設備を設ける等の措置を講じるべきこと等（第120条）、3m以上の高所から物体を投下する際には、適当な投下設備（図参照）を設置するか看視人を設置する等の措置を講じるべきこと（第121条第1項）、労働者は、前項の方法によらずに3m以上の高所から物体を投下してはならないこと（第121条第2項）、物体の落下・飛来による危険がある場合、防網設備、立入区域設定等の危害防止措置を講じるべきこと（第122条）、1トン以上の重量物を1貨物で運搬する際等には、原則として、その重量を明示すべきこと（第123条）。

【崩壊の危険のある地盤での作業】



(厚生労働省，職場のあんぜんサイト
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/sai_det.aspx?joho_no=100053 最終閲覧日：2019
年10月16日)より)

【土砂崩壊の危険のある掘削箇所】



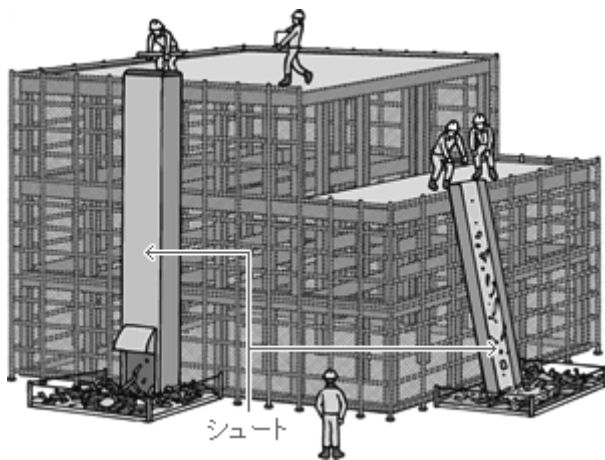
(厚生労働省，職場のあんぜんサイト
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/sai_det.aspx?joho_no=100583 最終閲覧日：2019
年10月16日)より)

【露天採掘場】



(関口岳志, 岳設計工房ブログ (<https://gakuarchitect.blog.fc2.com/blog-entry-225.html> 最終閲覧日: 2019年10月16日) より)

【投下設備】



(東建コーポレーションのウェブサイト)

(https://www.token.co.jp/tochi_katsuyo/kenchiku_manu/mst_safe/01_cont/01_4cont/ 最終閲覧日：2019年10月16日) より)

第7章 電気

電気工作物（発電機、変圧器など、電気エネルギーの発生、送電、変電や利用を行う地面に接着した人工物）、電気機械器具（発電機、燃料電池、変圧器など、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電や利用を行う機械器具）等の電気設備の危険な部分を標示し、照明を施すべきこと（第124条第1項）、接触による危険がある箇所に囲いを設けるべきこと（第124条第2項）、毎月点検して、異常があれば直ちに修繕すべきこと等（第124条第3項）、感電の危険がある箇所の電気を遮断して修繕・点検等の作業をする場合、スイッチに錠をかける等、通電を防止するための確実な措置を講じるべきこと等（第125条）、労働者が接触する危険のある、電気機械器具に付属するコード等は、労働者に接触する危険がある場合、水に対して安全なものや湿気を帯びないものを使用すべきこと等（第126条）、感電や電気やけどの危険のある作業では、適当な保護具を備えるべきこと（第127条第1項）、労働者はその保護具を使用すべきこと（第127条第2項）。

第8章 保護具その他

溶鋳炉（鉄鋳石を熱処理して銑鉄を取り出すための炉）、溶銑炉（銑鉄を溶融して鋼に洗練する炉）、ガラス溶解炉など多量の高熱物を取り扱う場所では、爆発や逸出等の危険を防止する措置を講じるべきこと（第128条第1項）、適当な保護具を備えるべきこと（第128条第2項）、労働者はその保護具を使用すべきこと（第128条第3項）、原動機、動力伝導装置等に頭髮や被服が巻き込まれる危険がある労働者には、適当な帽子や作業服を着用させるべきこと（第129条第1項）、労働者はその帽子や作業服を着用すべきこと（第129条第2項）、作業中に手袋の使用を禁止する機械を労働者に明示すべきこと（第130条第1項）、労働者はそれに従うべきこと（第130条第2項）、歩行面や作業に不適当な履物を労働者に使用させないこと（第131条第1項）、労働者は指定された履物を使用すべきこと（第131条第2項）、アーク溶接（アーク（電弧：電極間の電位差を利用した空気中の放電現象）の高熱を利用して、同じ金属同士を溶接する方法）など強い光線を発散する場所については、原則として区画し、適当な保護具を備えるべきこと（第132条第1項、第2項）、金属の乾燥研磨、炭酸飲料水のビン詰め等、物体の飛来による危険がある場合、飛来防止設備を設置するか、適当な保護具を備えるべきこと（第133条第1項）、労働者は、その保護具を使用すべきこと（第133条第2項）、労働者に水上作業をさせる場合、浮袋等の救命具を備え付けるべきこと（第134条）。

第9章 火災及び爆発の防止

事業用の建築物の新築、増改築に際しては、複数の建築物の間に、防火や避難に必要な間隔を設けるべきこと、一定の床面積以上の建築物では外壁や屋根を耐火性とすべきこと（第135条）、火炉（物の加熱、溶解、焼却等を行う器具）など多量の高熱物を取り扱う設備は、火災を防止できる構造とすべきこと（第136条第1項）、その基礎工事の際、地下水や雨水の浸入による爆発の防止措置を講じるべきこと（第136条第2項）、接触により火災や爆発を生じ得るものを同じ運搬機に積載したり、同じ場所で同時に取り扱わせないこと（第138条）、起毛（織物や編物のけばを立てること）・反毛（繊維などを綿状に戻すこと）等のほか、可燃物を多量に取り扱う作業の場所は、火災防止のための位置、構造とすべきこと（第139条）、爆発のおそれのあるガス・蒸気や、粉じんを発生する場所には、換気、通風、除じん等の措置を講じるべきこと（第140条第1項）、その場所には火花を発したり過熱のおそれのある機械等を設置しないこと（第140条第2項）、その場所では、労働者は火気の使用等を行わないこと（第140条第3項）、特に危険な箇所には原則として立入を禁止し、火災や爆発の危険がある箇所では火気の使用を禁じる標示をなすべきこと（第141条）、映写室の構造は、壁・床・天井を耐火構造とすべきこと、一定以上の間口（主要な方向からみた幅）、奥行、天井の高さ、出入口の大きさを確保すべきこと、外開きの防火戸を備えるべきこと、不燃性の材料で作った映写機用排気筒、フィルムの格納庫等を設置すべきこと等（第142条）、フィルムの切断による危険防止のため、映写機には安全開閉器を備えるべきこと（第143条第1項）、速燃性フィルムを使用する場合には、その上下を収める金属製ドラムを備えるべきこと（第143条第2項）、建築物には、その規模、作業の性質等に応じた消火設備を適所に設けるべきこと（第144条第1項、第2項）、火炉等火災を生じる危険のある設備と可燃性物体の間には、間隔を設けるか、可燃性物体を遮熱材料で防護すべきこと（第145条）、ゴムのり引機（図参照）等の機械等で、静電気による火災の危険のある部分は、確実に接地させるべきこと（第146条）、自然発火の危険がある物を積み重ねる場合、危険温度への到達防止措置を講じるべきこと（第147条）、煙道や煙突は、掃除・点検が容易な構造とすべきこと、建築物を貫通する部分は、眼鏡石（図参照）等の遮熱材料で防護すべきこと、開口部を建築物から1m以上離すこと、定期的に清掃すべきこと等（第148条）、喫煙所、ストーブ等火気を使用する場所には防火設備を設けるべきこと（第149条第1項）、労働者は、濫りに喫煙、採暖、乾燥等を行わないこと（第149条第2項）、火気の使用者は、確実に残火を始末すべきこと（第149条第3項）、油等で侵染したボロ、紙くず等は、不燃性の容器に収める等火災防止措置を講じるべきこと（第150条）、灰捨場（はいすてば：原始的には木炭等を捨てる簡易なつくりのものだが、火力発電所で燃焼された物質の廃棄場のような大規模なものを含め、様々な規模、性質のものがある）は、延焼しない場所に設けるか、不燃性の材料で造るべきこと（第151条）、爆発薬を使用する者は、ダイナマイト等を火気

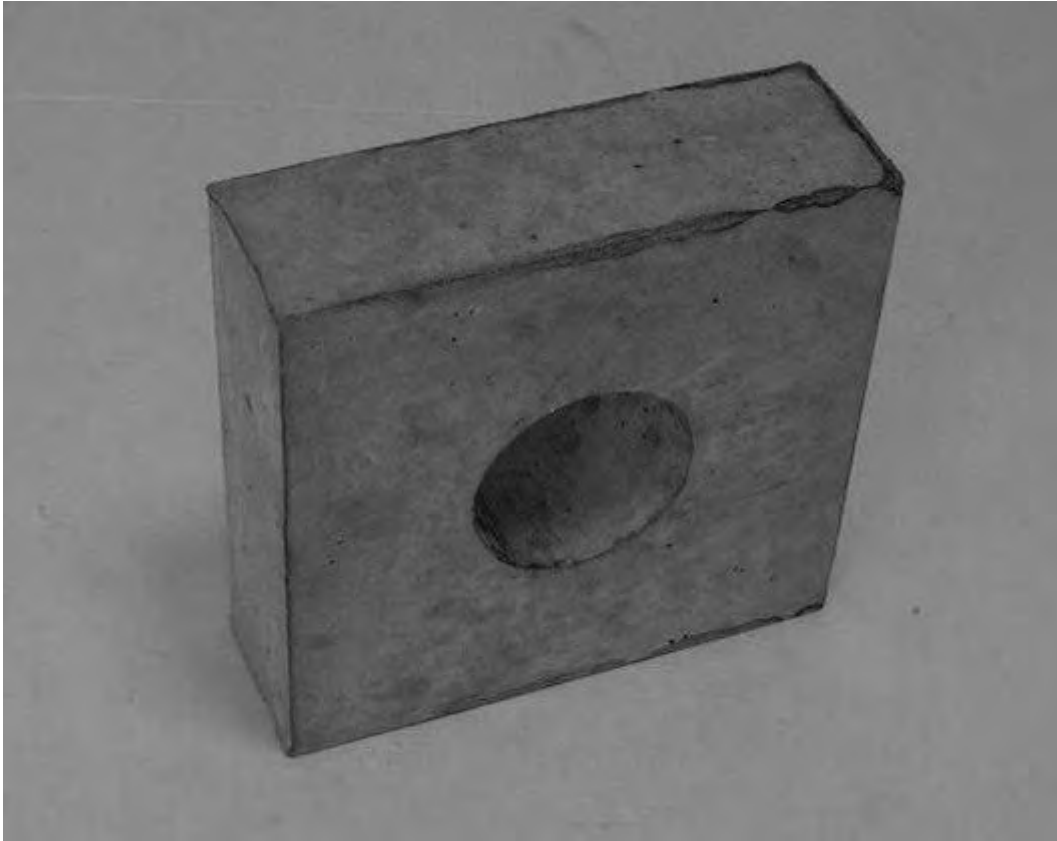
に接近させる等危険な方法で融解しないこと、鉄装具で装てんしないこと、爆発薬の装てんには粘土等適当なものに限ること、点火に際して周囲の者に警告すべきこと、不発の場合、一定条件を満たさない限り、爆発薬装てん箇所付近に近寄ったり近寄らせたりしないこと、不発の装薬等を掘り出さないこと、掘り出す際には、発破に詳しい者の指示を受け、爆発の危険を防止すべきこと（第 152 条）、可燃性ガスがある地下作業場で労働者を就労させる場合、毎日ガスの含有率を検査すべきこと、メタンガスの含有率が 100 分の 1.5 以上の場合、改善措置を講じ、労働者を退避させ、動力を停止すべきこと（第 153 条）、発破（火薬等の爆発力を利用して、自然または人工の固形物を破碎したりすること）の際に、労働者が安全距離まで避難し難い場合、避難所を設置すべきこと（第 154 条）。

【ゴムのり引機】



（(株)総桐箆筒和光のブログ (<http://tansu.blog.jp/archives/52206789.html> 最終閲覧日：2019年12月31日) より)

【眼鏡石】



(新保製作所のウェブサイト (<https://www.maki-stove.jp/item/meganeisil/>最終閲覧日：2019年10月22日)より)

第10章 乾燥室

乾燥室（図参照）の定義～熱源を用いて者の加熱乾燥をするための区画された部屋等～（第155条）、爆発や自然発火の危険がある物を取り扱う乾燥室（危険物乾燥室）を設ける部分の建築物は、耐火構造でない限り、平屋か別棟とすべきこと（第156条）、爆発性、発火性、引火性の物を取り扱う乾燥室の壁は不燃構造とし、床、天井、柱等は、不燃性の材料で造るべきこと、乾燥室ののぞき窓、出入り口等の開口部は、発火の際燃え広がらない位置とし、必要に応じて密閉できる構造とすべきこと、内部の棚、枠などは不燃性の材料でつくるべきこと、有効な換気装置を設けるべきこと、内部を掃除し易い構造とすべきこと等（第157条）、局部的に温度が上昇しない方法で過熱すべきこと、温度測定器を設けるべきこと（第158条）、熱源については、爆発性の物の過熱に直火を用いないこと、炭火、練炭、コークス等の直火を用いる場合、延焼や飛び火防止のため、有効な覆いや隔壁を設置すべきこと（第159条）、乾燥室に附属する電熱器、電燈等の電気設備の配線やスイッチは、他の用

途に用いるものから独立させるべきこと（第 160 条第 1 項）²、爆発性又は引火性の物の乾燥室の内部には、スイッチと安全電灯（白熱灯や蛍光灯などの安全な電灯）以外の電灯を用いてはならないこと（第 160 条第 2 項）³、乾燥室にはその構造、規模、乾燥物の種類、加熱方法等に適応した有効な消火設備を設けるべきこと（第 161 条第 1 項、第 2 項）、乾燥室の最初の使用時、乾燥方法や乾燥物の種類を変えた時は、技術上の責任者を定めて直接指揮させるべきこと（第 162 条）、乾燥室の作業主任者は、受け持ちの乾燥室について、構造や附属設備、乾燥物の安全な加熱方法、乾燥物の加熱程度・時間に応じたりスクを知り、室内温度の調整に熟達し、発火後の延焼防止や消火措置を講じられる者であるべきこと（第 163 条）、乾燥室の作業主任者は、乾燥室内外・附属設備を適時に点検して不備な箇所を発見して修繕する、室内の温度・時間経過に応じて必要な措置を講じる、熱源の種類に応じた常時看視を行う、乾燥物が脱落しないよう支える、危険な加熱操作を行わない、引火物の加熱の際、爆発性混合ガスを排除する、室内の粉じんのたい積を防ぐ、壁外温度に留意すると共に可燃物の接近を防ぐ等の業務を行うべきこと（第 164 条）。

【乾燥室の例①】

² 現行安全衛生規則第 295 条第 1 項に相当する規定があり、他の用途のスイッチとの兼用とすると、誤ったスイッチ操作により、意図せずに空間を加熱乾燥させ、または加熱乾燥を中断させることで、火災や爆発を生ぜしめる危険があるとの考えから設けられたと察せられる（労働省安全課で爆発火災防止を担当していた唐沢正義氏による）。

³ 現行安全衛生規則第 295 条第 2 項に相当する規定があり、その規定が明示しているように、スイッチによっては電気火花を発生し、それが火災や爆発を生ぜしめる危険があるとの考えからスイッチを規制対象に含めたと察せられる（労働省安全課で爆発火災防止を担当していた唐沢正義氏による）。



(九州バイオマスフォーラムのウェブサイト (<http://kbiomass.org/2014/03/20140317/>最終閲覧日：2020年1月2日) より)

【乾燥室の例②】



(東西工業株式会社のウェブサイト (<http://www.touzaikougyo.co.jp/dry/index.html> 最終閲覧日：2010年1月2日) より)

第 11 章 内圧容器

内圧容器の定義～ボイラー等一定レベル気体の圧力を蓄積する容器～(第 165 条)、内圧容器を設置、取替又は改造しようとする時は、第 56 条所定の届出書に、用途・構造調書、構造や据付方法を示す図面、耐圧証明書の写しを添付すべきこと(第 166 条)、内圧容器は、有効な安全弁(流体の圧力が一定レベルを超えた時、「自動的に作動」して圧力を下げるバルブ)等、圧力計、内部の検査・掃除用の孔、復水(蒸気が熱エネルギーを失って水に戻ったもの)・油等を輩出するための吹出装置(基本的には、流体物の蒸発により濃縮された不純物(スラッジ)を外に排出するための装置)を具備すべきこと(第 167 条)、内圧容器は、毎年 1 回以上、点検及び内外の清掃をすべきこと(第 168 条)、内圧容器の耐圧証明書は、実物と構造調書及び構造を示す図面との一致、構造規格への適合、水圧試験と容器検査への合格の条件を備えたものに発行すべきこと(第 169 条)、構造規格及び検査については、告示で定めるべきこと(第 170 条)。

第 12 章 適用の除外

「作業の性質その他やむを得ない事由によって」本編(第 2 編)及び第 4 編の安全基準に

より難しい場合、様式第 20 号で所轄労基署長に適用除外の申請ができること（第 171 条第 1 項）、所轄労基署長は、一定期間を定めて適用除外を許可できること（第 171 条第 2 項）。

第 3 編 衛生基準

第 1 章 有害物

衛生上有害な作業場では、作業や施設の改善により原因の除去に努めるべきこと（第 172 条）、ガス、蒸気又は粉じんを発散する屋内作業場では、空気中の含有濃度を危険レベル内に抑えるため、局所排気や機械装置（発散源）の密閉、換気等の適当な措置を講じるべきこと（第 173 条）、排気や排液に有害物や病原体を含む場合、洗浄、ろ過等で処理して排出すべきこと（第 174 条）⁴、屋内や坑内で著しく粉じんを飛散する作業場では、原則として、注水等の防じん措置を講じるべきこと（第 175 条）、強烈な騒音を発する屋内作業場には、伝播防止のため、隔壁を設ける等の措置を講じるべきこと（第 176 条）、坑内で炭酸ガス（二酸化炭素：空気中に一定量以上存在すると、酸素不足により人を死に至らしめる）が停滞する／そのおそれがある場所や酸素が不足する／そのおそれのある場所では、毎月 1 回以上濃度を測定し、結果を記録すべきこと（第 177 条）、坑内作業場では、原則として、炭酸ガス濃度を 1.5% 以下、酸素濃度を 16% 以上とすべきこと（第 178 条）、一定の場所～多量の高熱物体を取り扱う場所、有害放射線に晒される場所、炭酸ガス濃度が 1.5% を超えるか酸素濃度が 16% 未満の場所、有害物を取り扱う場所、病原体による汚染のおそれが著しい場所～につき、原則として立入を禁止し、その旨掲示すべきこと（第 179 条第 1 項）、労働者は、前項で立入を禁止された場所に立ち入ってはならないこと（第 179 条第 2 項）、有害物又は病原体にはその旨を標示し、原則として一定の場所に集積すべきこと（第 180 条）。

第 2 章 保護具その他

著しい暑熱や寒冷の場所での業務、多量の高熱物体や低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害放射線に晒される業務、ガス、蒸気、粉じんを発散し、衛生上有害な場所での業務、病原体による汚染のおそれが強い業務等衛生上有害な業務では、労働者に使用させるため、防護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適当な保護具を備えるべきこと（第 181 条）⁵、皮膚障

⁴ 二次ばく露や公害を防止する趣旨の規定である（労働省安全衛生部編『実務に役立つ労働安全衛生規則の逐条解説（第 6 巻）〈衛生基準編〉』（中央労働災害防止協会、1993 年（平成 5 年））9-10 頁）。

⁵ 労働者による使用のため「備えるべき」ことを義務づけ、使用させることまで義務づけていない点に留意する必要がある。

害を生じるものを取り扱う業務、経皮的に中毒や感染を生じるおそれのある業務では、労働者に使用させるため、塗布剤、不浸透性の作業衣、手袋、履き物等適当な保護具を備えるべきこと（第 182 条）、強烈な騒音を発する作業場での業務では、労働者に使用させるため、耳栓等の保護具を備えるべきこと（第 183 条）、前 3 条（第 181～第 183 条）所定の保護具は、同時に就業する労働者数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持すべきこと（第 184 条）、前々 3 条（第 181～第 183 条）所定の作業に従事する労働者は、就業中保護具を使用すべきこと（第 185 条）、保護具等の使い回しにより疾病感染のおそれがある場合、各人専用のものを備えるか、感染予防措置を講じるべきこと（第 186 条）、杼通しのために緒を吸い出す必要がある織機の杼（シャトル）（図参照）には、緒引出具を備えるべきこと（第 187 条第 1 項）⁶、労働者は、杼通しのため、自ら緒を吸い出してはならないこと（第 187 条第 2 項）。

【杼（シャトル）】*織機の図は、安衛法第 29 条と第 29 条の 2 に関する逐条解説を参照されたい。



（テキスタイル・ツリーのウェブサイト (<http://textile-tree.com/tex/sanchi/shuttle-loom1/> 最終閲覧日：2020 年 1 月 4 日) より)

第 3 章 高気圧

ゲージ圧力（大気圧との差を圧力計で計測したもの） $1\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上の高気圧下で労働者を就業させる場合、医師が適格と診断した者に限ること、2 回/日以内に限ること、加圧・減圧を徐々に行うこと、作業時間/回、休憩時間、減圧時間に関する規制（例：ゲージ圧力 1.3 以下の場合、作業時間/回は 4 時間以内、休憩時間は 30 分以上、同じく 3.3 を超える場合、作業時間/回は 35 分以内、休憩時間は 6 時間以上。減圧時間は圧力の 2 分の 1 までは 0.3kg

⁶ 杼（シャトル）の中のポビンの糸が尽きて交換する際、糸の端（緒）を口で吸い出すことが多かったが、その方法では糸くずが肺に入るなどの被害を生むため、緒引出具を用いるよう求めたもの（玉泉孝次氏）。

／分の割合を基本とする)を遵守すること、高圧室内の気積(床面積×高さ)を 0.6 m^3 ／人とする、高圧室内に 40 m^3 ／人以上の割合で新鮮な空気を送給すること、室内で爆破を行った場合、室内の空気が元の状態に戻るまで入室させないこと、室内に外部連絡用の電話等を設けること、室内に酸素発生器付の救助器を備えること、室内の扉の開閉を経験者にさせること等の条件を充たすべきこと(第188条)、前条所定の高圧室で用いる施設、器具等(外部連絡用電話、酸素発生器付救助器等)の重要部分を定期的に点検すべきこと(第189条)、ゲージ圧力 3 kg/cm^2 を超える高気圧下で就業させる場合、十分な経験を有する医師の指揮監督下に置くべきこと(第190条)、都道府県労働基準局長は、必要に応じ、再圧治療室(密閉されたチャンバーで100%の酸素を吸入させることにより、空気塞栓症、減圧症などに対応する治療を行う部屋)の設置、高気圧作業による疾病に対応し得る医師の設置を命じ得ること(第191条)、労働者は、第188条所定の外部連絡用の電話等や酸素発生器付救助器等をみだりに外したり失効させてはならないこと(第192条)。

第4章 気積、換気

屋内で労働者を常時就業させる場合、気積(床面積×高さ)は原則として 10 m^3 ／人とし、換気量は毎時 30 m^3 ／人とし、直接外気に開放され、床面積の16分の1以上の面積の窓を設け、気温が摂氏10度以下の場合、 1 m ／秒以上の気流に労働者を晒さないようにすべきこと(第193条)、坑内作業では、衛生上必要な分量の空気の送給のため、通気施設を設け、2回／月以上通気量を確認して記録すべきこと(第194条第1項、第2項)。

第5章 採光、照明

労働者を常時就業させる場所の採光・照明は、原則として、作業の精密度に応じた基準(精密な作業では100ルクス以上、普通の作業では50ルクス以上、粗な作業では20ルクス以上)によるべきこと(第195条)、採光・照明では、明暗の対照(落差)を著しくせず、まぶしさを起こさせない方法で行うべきこと(第196条)⁷。

第6章 気温、湿度

暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場では、毎月2回以上気温や湿度を測定して結果を記録すべ

⁷ 現行安衛則第609条に相当する規定がある。人間の瞳孔は、明るさに応じて大きさが変わるので、明暗の落差が著しいと、視点の移動の度に負担がかかるほか、まぶしいと瞳孔が小さくなる分、対象物を見にくくなることから設けられた規制である(労働省安全衛生部前掲編著(第6巻)(1993年)66-67頁)。

きこと（第 197 条）、前条所定の屋内作業場のうち衛生上有害のおそれがあるところでは、適当な温湿度調節の措置を講じるべきこと（第 198 条）、作業場内に多量の熱を放散する溶融炉（可燃物や不燃物を高温で溶かす焼却炉の一種）等がある場合、加熱された空気を排気するか、放射線から労働者を保護する措置を講じるべきこと（第 199 条）、加熱された炉、汽罐（＝ボイラー）等の修理の際には、適当に冷却しない限り、労働者を内部に入らせないこと（第 200 条）、給湿する場合、衛生上有害⁸とならない限度にとどめ、噴霧では清浄な水を用いるべきこと（第 201 条）、坑内で気温が摂氏 28 度を超える／そのおそれがある場所につき、毎月 2 回以上気温を測定し、結果を保存すべきこと（第 202 条）、坑内作業場の気温は、原則として摂氏 37 度以下とすべきこと（第 203 条）。

第 7 章 休養

事業場に休憩設備を設けるよう努めるべきこと（第 204 条）、著しい暑熱、寒冷、多湿、有害ガス、蒸気や粉じんを発生する等衛生上有害な作業場では、原則として作業場外に休憩設備を設けるべきこと（第 205 条）、持続的な立業に従事し、就業中しばしば座ることができる労働者に対して、椅子を備えるべきこと（第 206 条）、夜間に労働者に睡眠させる必要がある場合か、（夜間に限らず）就業途中に仮眠の機会がある場合、当該事業場に男女別で適当な睡眠・仮眠場所を設け、寝具、かや（蚊帳）等を設けると共に、疾病感染予防措置を講じるべきこと（第 207 条第 1 項、第 2 項）、多量の発汗を伴う作業場では、労働者による摂取のため、塩と飲料水を備えるべきこと（第 208 条）、常時使用労働者数 50 人以上か、同じく女性労働者 30 人以上の事業場では、労働者が横になれる休養室等を男女別に設けるべきこと（第 209 条）。

第 8 章 清潔

事業場の清潔を保つため、掃除用具を備えるべきこと、年 2 回有効な大掃除を行うべきこと（第 210 条）、労働者は、事業場の清潔に注意し、廃棄物を所定の場所以外に捨てないよう努めるべきこと（第 211 条）、事業場には、たんつぼを備えるべきこと（第 212 条）、有害物、腐りやすいもの、悪臭があるもので汚染のおそれのある床及び周壁は、しばしば洗浄すべきこと（第 213 条）、前条所定の床及び周壁、多量の液体を使用するため湿潤のおそれのある作業場の床及び周壁は、なるべく不浸透性の材料で塗装すべきこと、床については排水に便利な構造とすべきこと（第 214 条）、汚物は、一定の場所で露出しないよう処理すべきこと（第 215 条第 1 項）、病原体による汚染のおそれがある床、周壁、容器等は、しば

⁸ 現行安衛則第 610 条に相当する規定があり、カビの発生や細菌の増殖等を想定している（労働省安全衛生部前掲編著（第 6 巻）（1993 年）66-67 頁）。

しば消毒すべきこと（第 215 条第 2 項）、身体や被服を汚染するおそれがある作業場では、洗面所やうがいの設備、更衣所や洗浄の設備を設けるべきこと（第 216 条第 1 項）、著しく身体を汚染する作業場では、都道府県労働基準局長が、必要に応じ、使用者に入浴施設の設置を命じられること（第 216 条第 2 項）、前 2 項の設備には、必要な用具を備えるべきこと（第 216 条第 3 項）、被服が著しく湿潤する作業場では、被服を乾かす設備を設けるべきこと（第 217 条）⁹、飲用又は食品洗浄に用いる水は、公共団体の水道から供給される清浄なものとすべきこと、私設水源を用いる場合、公共団体等の審査に合格したものとし、適当な汚染防止措置を講じるべきこと（第 218 条第 1 項～第 3 項）、事業場には、一定の条件～男女別とし、なるべく建物に間仕切りを設けるべきこと、便所の数を同時に就業する労働者数に応じて規定の数とすべきこと、なるべく床・腰板を不浸透性の材料で塗装すべきこと、汚物が土中に浸透しない構造とすべきこと、流水式の手洗い装置を設けるべきこと等～を満たす便所を設けるべきこと（第 219 条第 1 項）、前項の便所及び便器は、清潔に保つべきこと、汚物は適当に処理すべきこと（第 219 条第 2 項）。

第 9 章 食堂、炊事場

第 205 条所定の作業場～著しい暑熱、寒冷、多湿、有害ガス、蒸気や粉じんを発散する等衛生上有害な作業場～では、原則として、作業場外に食事場所を設けるべきこと（第 220 条第 1 項）、労働者は、前項の場所以外で食事をしてはならないこと（第 220 条第 2 項）、事業場附属の食堂や炊事場は、食堂と炊事場を区分し¹⁰、採光・換気を十分にし、掃除しやすい構造とすること、1 人 1 m²以上の床面積とすること、原則として食堂に食事のための椅子を設けること、便所や廃物だめから距離を離すこと、食器や食材等の消毒設備を設けること、食器や食材等の保存設備を設けること、はえその他昆虫、ねずみ、犬、猫等の害を防ぐための設備を設けること、飲用・洗浄のため、清浄な水を十分に蓄えること、炊事場の床を土のままとしないこと、汚水・廃物が炊事場外で露出しないよう処置する等衛生上有害とならないようにすること、炊事従業員専用便所を設置すること¹¹、炊事に不適当な伝染病罹患者を従事させないこと、炊事従業員に清潔な作業衣を使用させること、炊事従業員以外の者をみ

⁹ 現行安衛則第 626 条に相当する規定があり、労働者の被服の湿潤により、その体温が奪われたり、細菌増殖による疾病感染等を防ぐ趣旨で設けられた（労働省安全衛生部前掲編著（第 6 巻）（1993 年）96-97 頁）。

¹⁰ 現行安衛則第 630 条第 1 号に相当する規定があり、清潔の保持を目的としている（労働省安全衛生部前掲編著（第 6 巻）（1993 年）106 頁）。

¹¹ 現行安衛則第 630 条第 11 号に相当する規定があり、炊事従業員と他の従業員が混在することで、伝染性疾病が炊事場に持ち込まれることを防ぐ趣旨である（労働省安全衛生部前掲編著（第 6 巻）（1993 年）107-108 頁）。

だりに炊事場に入出入りさせないこと、炊事場専用の履き物を揃え、土足のまま立ち入らせないこと、との条件を充たすべきこと（第 221 条）、事業場で 1 回 300 食以上か 1 日 500 食以上の給食を行う場合、栄養士を配置すべきこと（第 222 条第 1 項）、栄養士は、衛生管理者らと協力し、食材の調査と選択、献立作成、栄養価の算定、廃棄量の調査、労働者の嗜好の調査等を行うべきこと（第 222 条第 2 項）。

第 10 章 救急用具

事業場には、負傷者の手当用の救急用具等を備え、その設置場所と使用方法を労働者に周知すべきこと、用具等を常時清潔に保つべきこと（第 223 条第 1 項、第 2 項）、救急用具等には、包帯材料、ピンセット、ヨードチンキ等の消毒薬、やけどのおそれのある作業場ではやけど薬、重傷者を生ずるおそれのある作業場では、止血帯、福水、興奮剤等を備えるべきこと（第 224 条）。

第 11 章 適用の除外

やむを得ない事由によって本編（第 3 編）の衛生基準により難しい場合、様式第 20 号で所轄労基署長に適用除外の申請ができること（第 225 条第 1 項）、所轄労基署長は、一定期間「と基準」を定めて適用除外を許可できること（第 225 条第 2 項）。

第 4 編 特別安全基準

第 1 章 汽罐及び特殊汽罐

第 1 節 総則

汽罐と特殊汽罐の定義～汽罐：密閉容器で「専ら」大気圧より高い圧力の蒸気を発生する蒸気罐（要するに、蒸気を作り出すボイラー）、同じく罐水温度を上げて容器外に給湯する温水罐（同じく、温水を作り出すボイラー）、特殊汽罐：密閉容器で蒸気を発生するか蒸気を受け入れて品物を蒸す蒸罐、密閉容器で大気圧より高い圧力の蒸気を発生する蒸発器、密閉容器で蒸気を蓄積する蓄熱器（コラム参照）～（第 226 条）、性能、寸法を含む仕様、用途等を基準とした適用除外（第 227 条）、用語説明～制限圧力：構造上可能な最高ゲージ圧力、伝熱面積：燃焼ガスと水に触れる部分（熱を伝える部分）の燃焼ガス側の面積等、火格子（ひごうし）面積：燃料燃焼のための火格子（燃料を燃焼させる時に底部に置く鉄製のすのこ等）の有効面積～（第 228 条）、汽罐、特殊汽罐、給水加熱器（蒸気タービン（回転軸に付けられた羽に蒸気を作用させて動力を得る装置）から一部を抜き出した蒸気等で給水

を加熱してボイラーに供給する装置¹²⁾や節炭器(エコノマイザともいい、エネルギー消費を減らすため、燃焼排ガスの顕熱を回収して給水を予熱する設備¹³⁾、過熱器(高温の蒸気を得たり、プラント効率を向上させるため、飽和蒸気をさらに過熱して、蒸気温度を高めるための装置¹⁴⁾、蒸気だめ(複数のボイラーで発生した蒸気を集合させたり、蒸気を複数の用途別に送気するためにいったん留め置く容器¹⁵⁾、主蒸気管(一般的には、蒸気ボイラーで発生した蒸気を蒸気だめまで送気する配管¹⁶⁾。蒸気だめがなく、直接使用先の設備まで送気する場合もこう呼ばれることがある¹⁷⁾、給水管(ボイラーに水を供給するために用いられる水管¹⁸⁾、吹出管(ボイラー水や、ボイラー水が蒸留することで沈殿する残留物を排出するため、ドラム(胴)に設けられることが多い管¹⁹⁾、蒸気分離器(蒸気管内の水を分離して乾き度の高い蒸気を得るためにドラム(胴)に設ける機器。現在は気水分離器といわれることが多い²⁰⁾、還元器(復水(蒸気が熱エネルギーを失って水に戻ったもの)を回収し、ある程度溜まった段階でボイラーに戻す役割を果たすもの²¹⁾)等の附属装置(図参照)の圧力を受ける部分を溶接する場合、原則として、この規則の溶接に関する規定によるべきこと(第229条)、汽罐や特殊汽罐について罐体検査を受けようとする者は、所定の書式と添付資料(明細書)をもって、所轄都道府県労働基準局長に提出すべきこと(第230条第1項)、都道府県労働基準局長は、罐体検査に合格した汽罐や特殊汽罐に所定の刻印を押し、明細書にも所定の印を押しして交付すべきこと(第230条第2項)、前項の汽罐や明細書を滅失した時は、検査を受けた都道府県労働基準局長に再交付を申請できること(第230条第3項)、水管式汽罐や鋳鉄(ちゅうてつ:炭素量が多めの鉄で、硬く腐食しにくい、柔軟性を欠く性質がある)製汽罐等の組立式の汽罐については、先に第237条所定の設置許可を受けた

¹²⁾ 日本ボイラ協会編『ボイラー用語辞典(初版)』(日本ボイラ協会、2006年(平成18年))41頁。

¹³⁾ 日本ボイラ協会前掲編著(2006年(平成18年))16頁。なお、給水加熱器と節炭器は、加熱媒体は異なるものの、いずれも排熱する熱を活用して、ボイラーへの給水を予め温めてことを目的とした機器である(日本ボイラ協会の松田裕氏による)。

¹⁴⁾ 日本ボイラ協会前掲編著(2006年(平成18年))31頁。

¹⁵⁾ 日本ボイラ協会前掲編著(2006年(平成18年))77頁。

¹⁶⁾ 日本ボイラ協会編『新版ボイラー図鑑(第2版)』(日本ボイラ協会、2019年(令和元年))43頁。

¹⁷⁾ 日本ボイラ協会前掲編著(2006年(平成18年))74頁。

¹⁸⁾ 日本ボイラ協会編『2級ボイラー技士教本(改訂第6版第2刷)』(日本ボイラ協会、2019年(令和元年))49頁。

¹⁹⁾ 日本ボイラ協会前掲編著(2006年(平成18年))163-164頁等を参照した。

²⁰⁾ 日本ボイラ協会前掲編著(2006年(平成18年))38頁。

²¹⁾ 石谷清一、武田晴爾『動力用汽罐構造』(共立社、1937年(昭和12年))296-297頁。

後に罐体検査を受けることができること（第 231 条）、罐体検査は、汽罐又は特殊汽罐の明細書の記載事項について行うべきこと（第 232 条）、罐体検査を受けようとする者は、罐体を検査しやすい位置に置くべきこと、主要部分の塗料等の付着物を取り除くべきこと、水圧試験の準備をすべきこと、附属品を揃えるべきこと（第 233 条）、汽罐や特殊汽罐の溶接については、溶接検査を受けるべきこと（第 234 条第 1 項）、溶接検査を受けようとする者は、所定の申請書に所定の明細書を添え、所轄の都道府県労働基準局長に提出すべきこと（第 234 条第 2 項）、都道府県労働基準局長は、検査に合格した汽罐等に所定の刻印を押し、明細書に所定の検査済の印を押しして交付すべきこと（第 234 条第 3 項）、前項の明細書を滅失した時は、検査を受けた都道府県労働基準局長に再交付を申請できること（第 234 条第 4 項）、溶接検査は、溶接明細書の記載事項について行うべきこと（第 235 条第 1 項）、溶接工作責任者は、溶接検査に立ち会うべきこと（第 235 条第 2 項）、溶接によって形成される汽罐等は、溶接検査に合格しなければ罐体検査を受けられない（第 236 条）、汽罐や特殊汽罐を設置しようとする者は、所定の認可申請書に明細書を添え、所轄の労働基準監督署長に提出しなければならない（第 237 条）、罐体検査後 1 年以上経過した汽罐等を設置する際には、労働基準監督署長の性能検査を受けるべきこと（第 238 条第 1 項）、前項の性能検査を受ける者は、有効期間満了前に所定の申請書を労基署長に提出すべきこと（第 238 条第 2 項）、汽罐には汽罐取扱主任者を選任すべきこと（第 239 条第 1 項）、汽罐取扱主任者を選任したら労働基準監督署長に報告すべきこと（第 239 条第 2 項）、労働基準監督署長は、不適任と認めた汽罐取扱主任者の解任を命じられること（第 239 条第 3 項）、汽罐取扱主任者の資格要件～取扱汽罐の伝熱面積合計が 500 m²以上又は制限圧力 20kg/cm²以上：特級汽罐士、同じく伝熱面積合計 25 m²以上 500 m²未満又は制限圧力 7kg/cm²以上 20kg/cm²未満：1 級汽罐士、これら以外：2 級汽罐士以上～（第 240 条）、汽罐又は特殊汽罐の設置工事が落成したら、所轄労働基準監督署長に所定の申請書を提出して落成検査を受けるべきこと（第 241 条第 1 項）、労働基準監督署長は、落成検査に合格した汽罐等に所定の検査証を交付すべきこと（第 241 条第 2 項）、労働基準監督署長は、落成検査の必要がないと認める汽罐等につき、検査を省略して検査証を交付できること（第 241 条第 3 項）、汽罐検査証の交付後でなければ、その使用はできないこと（第 241 条第 4 項）、汽罐検査証を滅失した時は、所轄労働基準監督署長に再交付を申請できること（第 241 条第 5 項）、汽罐等の設置認可を受けた者が変わった場合、承継者は、10 日以内に所轄労働基準署長に申請して検査証の書き換えを受けるべきこと（第 242 条）、汽罐や特殊汽罐の据付工事を業とする者は、予め所轄都道府県労働基準局長の認可を受けるべきこと（第 243 条第 1 項）、前項の認可を求める据付工事者は、所定の認可申請書を所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働基準局長に提出すべきこと（第 243 条第 2 項）、都道府県労働基準局長は、据付工事の作業主任者にかかる技能を審査して差し支えがなければ、所定の認可書を交付すべきこと（第 243 条第 3 項）、都道府県労働基準局長は、前項の作業主任者に据付作業を行わせることが不相当と認めたときは、その認可を取り消し得ること（第 243 条第 4 項）、汽罐等の罐胴（ドラム）、

炉筒（円筒形の燃焼室（図参照）、火室（図＜火室を含む蒸気機関車の構造＞参照）、鏡板（ドラムなどの両端に取り付ける板（図参照）。管板とも言う）、天井板、控（現在のステー（stay）のこと。平らな鏡板など、ボイラーに使用される平たい部材は圧力に弱いいため、それを補強するための支えとして取り付けられる部材（図参照）、燃焼装置、汽罐等の据付基礎、制限圧力等を変更する際には、所定の認可申請書に汽罐検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すべきこと（第 244 条）、前条の変更工事落成時には、原則として、所轄労働基準監督署長に所定の申請書を提出して変更検査を受けない限り、使用してはならないこと（第 245 条）、汽罐等の使用を 1 年以上休止しようとする時は、所轄労働基準監督署長に報告すべきこと（第 246 条第 1 項）、使用休止期間中に性能検査の有効期間が満了した場合、改めて性能検査を受けない限り使用してはならないこと（第 246 条第 2 項）、前項の性能検査を受ける際には所定の様式で労働基準監督署長に申請すべきこと（第 246 条第 3 項）、汽罐等の使用を廃止する際には、汽罐検査証を所轄労働基準監督署長に返還すべきこと（第 246 条第 4 項）、労働基準監督官は、汽罐等の検査²²に際して、必要に応じ、汽罐等の被覆の取り外し、汽罐等の移動、管やびょうの拔出等、水圧試験、鋳鉄製汽罐の解体、使用材料の試験成績の提出等を命じられること（第 247 条第 1 項）、種々の汽罐等に関する検査の申請者や汽罐取扱主任者は、前項の検査（汽罐等に関する諸検査）に立ち会うべきこと（第 247 条第 2 項）。

<コラム：汽罐と特殊汽罐²³>

汽罐は、現在のボイラーに相当し、特殊汽罐は、現在の第一種圧力装置に相当すると解される。前者は、蒸気や温水等を発生させて他に供給する設備であり、後者は、蒸気や温水等を用いて、圧力容器の中で、自己完結的に何らかの作業を行う設備である。

ボイラーとは、液体を沸騰させるための装置であり、給湯、暖房、加湿、空調、調理、洗浄、殺菌、動力、発電等さまざまな用途がある。ボイラー本体の圧力と温度が高まることから、主な危険要因となる（大川被服社が運営する Works Trend のウェブサイト（<https://wawawork.work/workerstrend/license/391/>最終閲覧日：2020 年 1 月 7 日））。

ボイラーについては、現行の安衛法施行令第 1 条第 3 号に、蒸気ボイラーと温水ボイラーを意味することのほか、種別と仕様に関する定義があるが、機能面の定義は、旧ボイラー規則（昭和 34 年 2 月 24 日労働省令 3 号）第 1 条に以下のように定められていた。

「蒸気ボイラーとは、火気、燃焼ガスその他の高温ガス又は電気により、水又は熱媒を加熱し、大気圧をこえる圧力の蒸気を生じさせてこれを他に供給する装置及びこれに附

²² 前条（第 246 条）の性能検査のみならず、その定めぶりから、汽罐等に関する様々な検査が該当すると解される。

²³ 本欄の内容は玉泉孝次氏による。但し、文責は報告者にある。

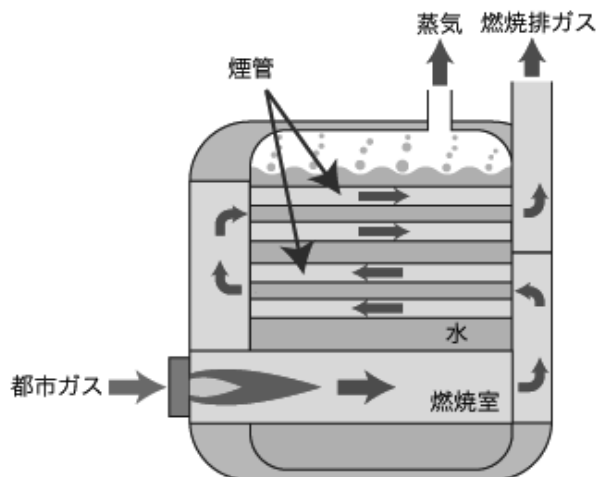
設された付属設備（加熱器及び節炭器に限る。以下同じ。）をいう」。

「温水ボイラーとは、火気、燃焼ガスその他の高温ガス又は電気により、圧力を有する水又は熱媒を加熱し、これを他に供給する装置をいう」。

具体例として、炉筒煙管ボイラー（以前は最もポピュラーだった大型のボイラー）、煙管ボイラー（蒸気機関車のようなもの）、水管ボイラー（現在最もポピュラーな大型のボイラー）、貫流ボイラー（現在割合にポピュラーな小型のボイラー）などがある（以上につき以下の図を参照されたい）。

【炉筒煙管ボイラー】

炎などの熱源が、燃焼室（炉筒）で燃焼ガスをつくり、その燃焼ガスが煙管（燃焼したガスが通る配管）を通して排出されるまで、燃焼室（炉筒）と煙管に接している水を加熱して蒸気を発生させる方式。丸形をした丸ボイラーであることが多い。



（仙台市ガス局のウェブサイト

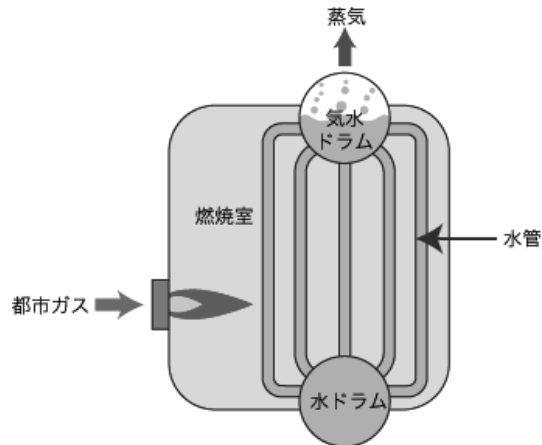
<https://www.gas.city.sendai.jp/biz/boilers/01/index.php> 最終閲覧日：2020年1月9日）より）

【煙管ボイラー】

上記の炉筒煙管ボイラーと似ているが、煙管のみで水を加熱し、炉筒では水を加熱しない方式。

【水管ボイラー】

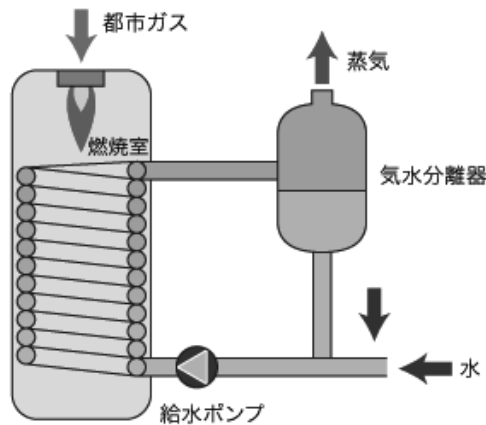
炎などの熱源でガスを燃焼させる燃焼室の上下にドラム（胴）を設置し、その間を水管で連結することで、そこを通過する水を加熱して蒸気を発生させる方式であり、短い時間で蒸気を発生させられる。



(仙 台 市 ガ ス 局 の ウ ェ ブ サ イ ト
<https://www.gas.city.sendai.jp/biz/boilers/01/index.php> 最終閲覧日:2020年1月9日)
 より)

【貫流ボイラー】

瞬間湯沸かし器のように、燃焼室内にコイル状に配備した水管に水を通し、排出した水を気水分離器で蒸気と水に分け、水は再度水管に戻す方式であり、迅速に蒸気や温水を発生させられる。



(仙 台 市 ガ ス 局 の ウ ェ ブ サ イ ト
<https://www.gas.city.sendai.jp/biz/boilers/01/index.php> 最終閲覧日:2020年1月9日)
 より)

他方、第一種圧力容器については、現行安衛法施行令第1条第5号に、次のような定義があり、旧安衛則第226条の定義は、このうちイとニに該当するように思われる。

「イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気が発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

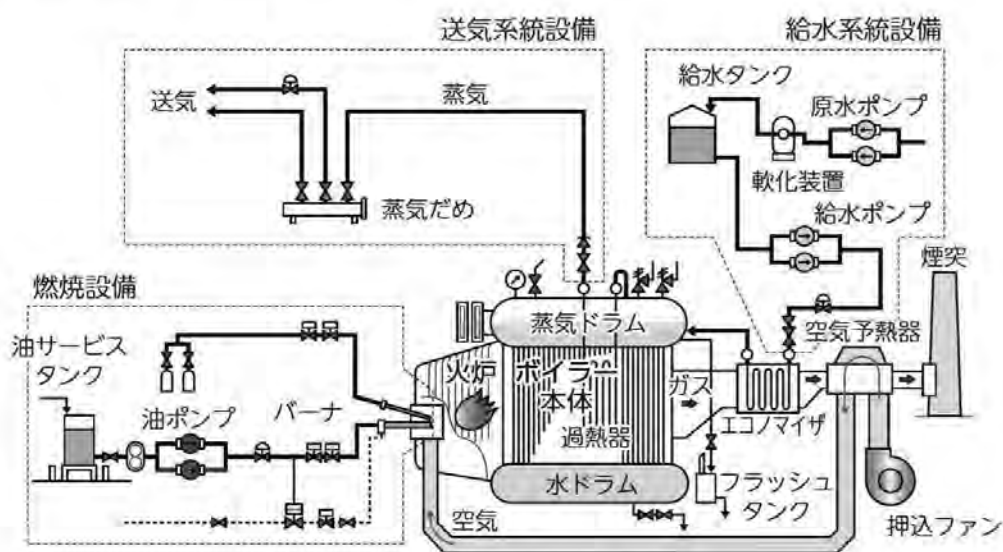
ニ イからハまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器」

第一種圧力容器の好例として、オートクレーブが挙げられ、滅菌処理（オートクレーブ滅菌）やコンクリート電柱の養生（容器に入れて数日間蒸気で蒸し（養生させ）て強度を増す加工）（オートクレーブ養生）、むしり取った鳥の羽を蒸して粉碎して肥料にする等の加工（オートクレーブ加工）、圧力鍋を用いた調理などが含まれる。

なお、第一種圧力容器は液体を保有する容器で、第二種圧力容器は大気圧を超える気体を保有する容器という点に違いがある。

【ボイラーの附属装置】

ボイラーは、一般に燃料を燃焼して容器内の水を加熱し、蒸気または温水を作る装置で、**火炬、ボイラー本体、附属品、附属装置及び附属設備**などから構成されています。



■ 図 1.1.1 ボイラーの構成例

（日本ボイラー協会のウェブサイト
(https://www.jbanet.or.jp/online_shop/upload/save_image/07111823_5964992d65fc0.pdf
最終閲覧日：2020年1月10日)より)

【胴】

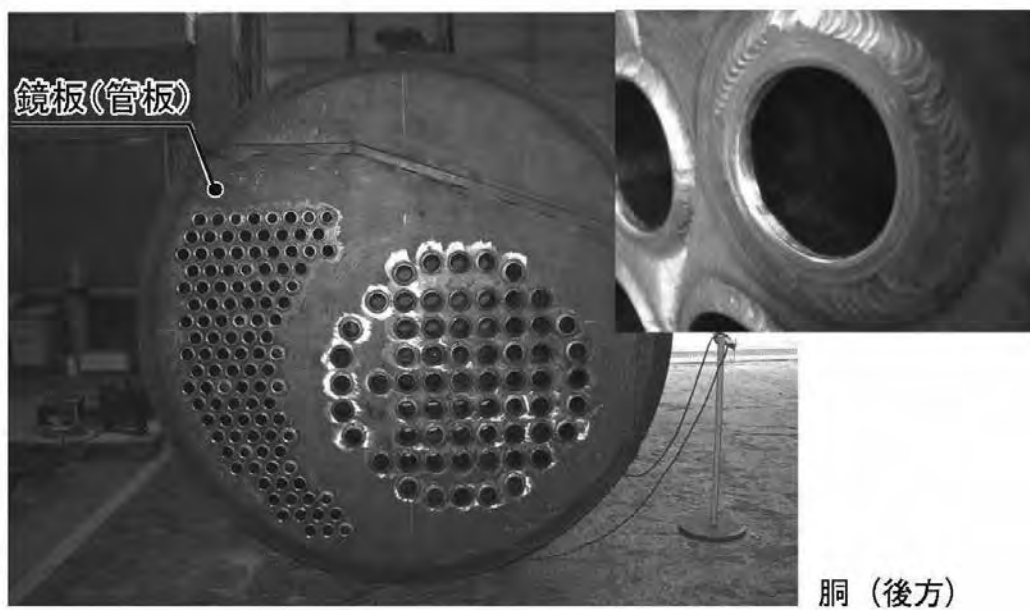
胴（正面）

ボイラーの胴やドラムは、同種、同厚の材料に対し大きな強度を得られるよう円筒形に製作されています。



(日本ボイラー協会編『新版ボイラー図鑑（第2版）』（日本ボイラー協会、2019年）9-10頁）

【鏡板】



(日本ボイラー協会編『新版ボイラー図鑑（第2版）』（日本ボイラー協会、2019年）9-10頁）

【炉筒】



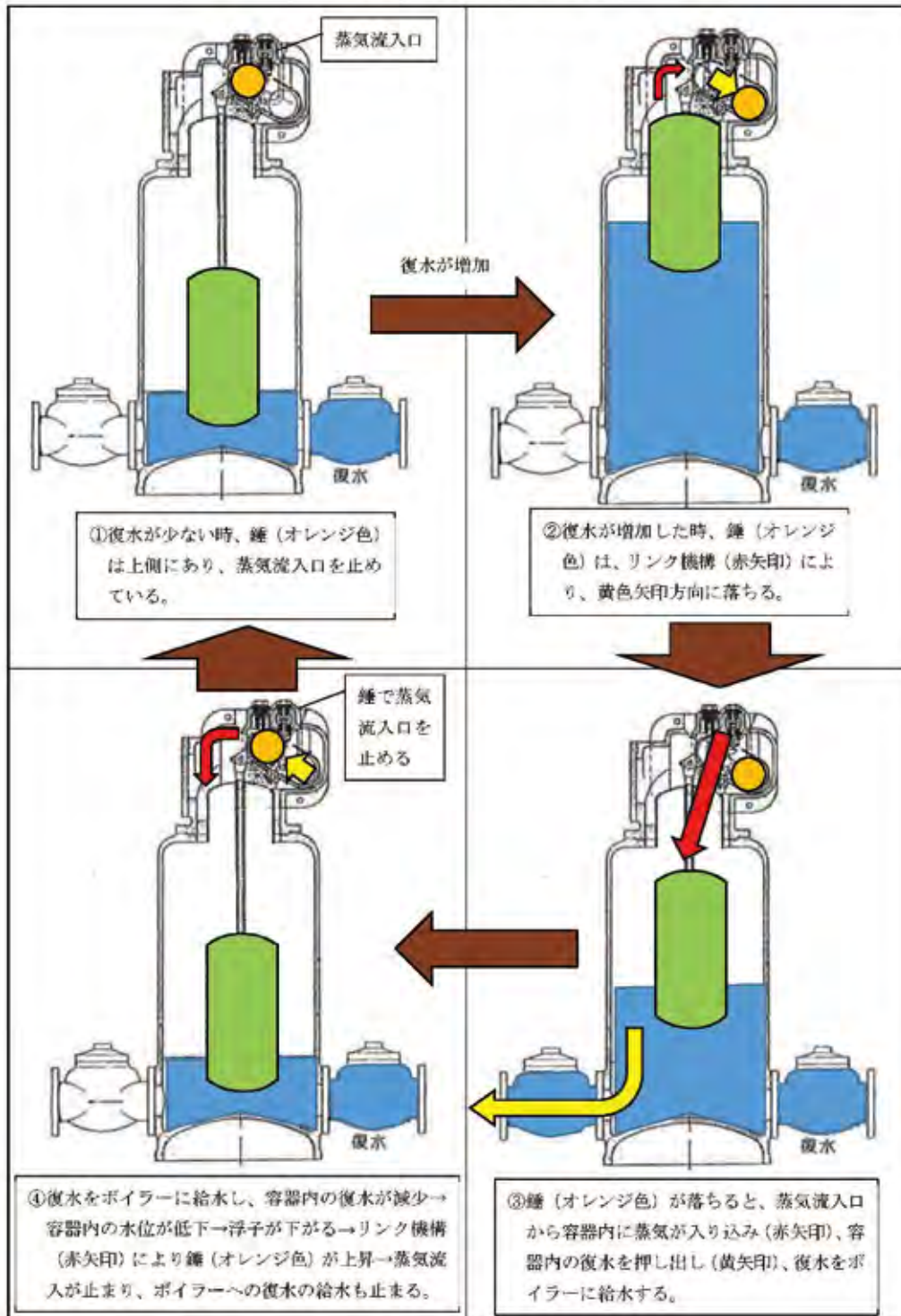
波形炉筒

炉筒を波形にすることで、強度が増加する、伝熱面積が大きくなる、熱による炉筒の伸縮を吸収するなどの長所があります。

(日本ボイラ協会編『新版ボイラー図鑑 (第2版)』(日本ボイラ協会、2019年) 9-10頁)

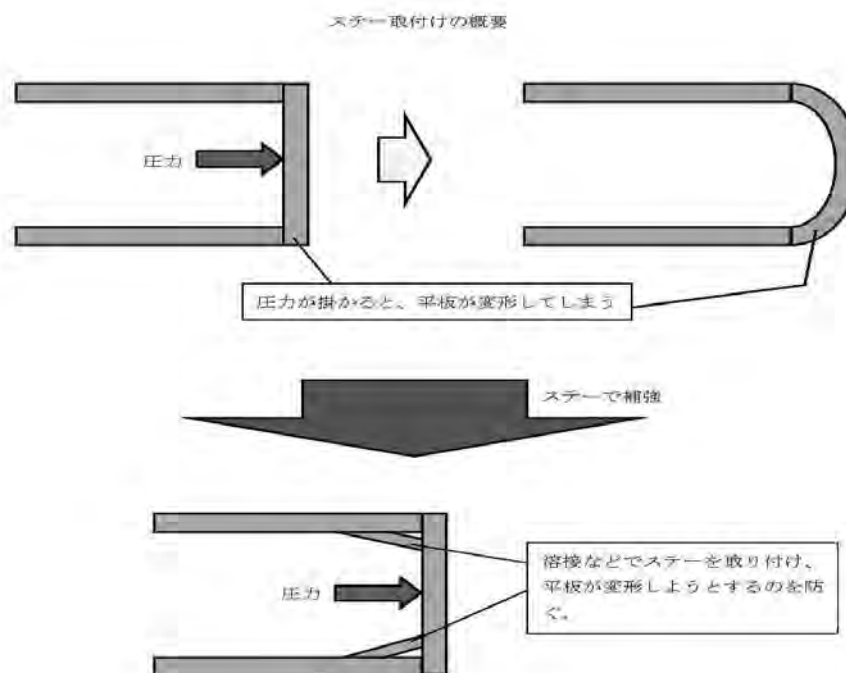
【還元器】

「還元器」の大きな仕組みの推察



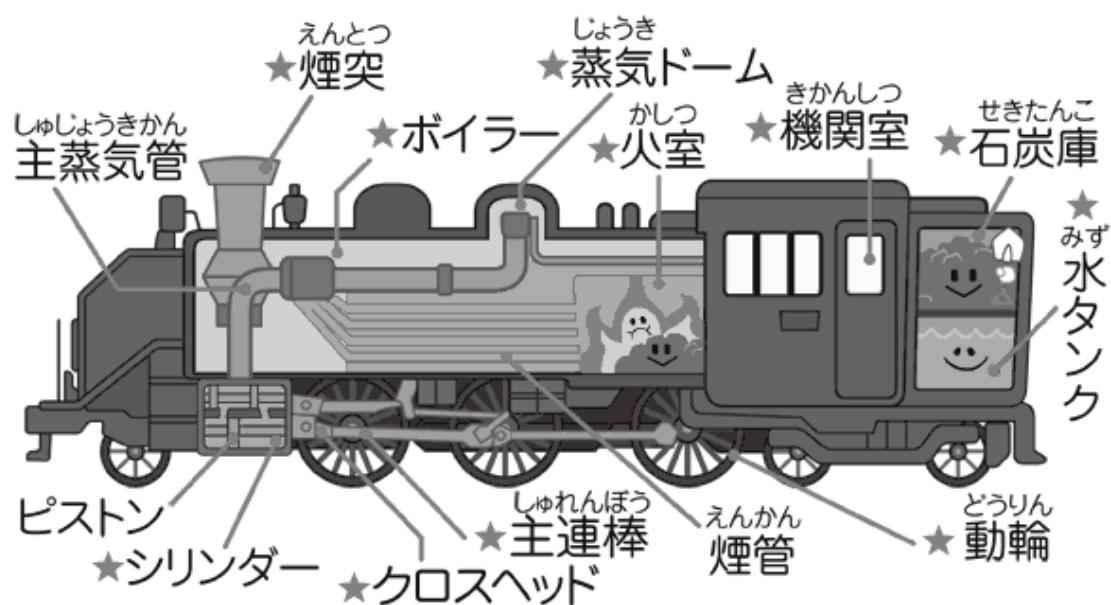
（日本ボイラ協会の松田裕氏作成）

【控 (stay)】



(日本ボイラ協会の松田裕氏作成)

【火室を含む蒸気機関車の構造】



- ・ S L の機関室にいる機関士が、石炭をスコップで「火室（かしつ）」に投げ入れるとともに、水を「水タンク」から「ボイラー」へ送る。
- ・ 「火室（かしつ）」で石炭が燃えると熱い煙がボイラーの中にある「煙管（えんかん）」を通り、まわりの水が温められて蒸気が発生する。
- ・ 発生した蒸気は「蒸気ドーム」に集まり、「主蒸気管（しゅじょうきかん）」を通して「シリンダー」へ送られる。
- ・ 「シリンダー」の中に入った蒸気が「ピストン」を往復させて「主連棒（しゅれんぼう）」を動かし、「動輪」の回転運動にかえることで S L が走る。

（東武鉄道株式会社のウェブサイト（<https://www.tobu-kids.com/train/sl/steam.html> 最終閲覧日：2020年1月17日）より）

第2節 汽罐又は特殊汽罐の条件

第1款 総則

汽罐や特殊汽罐は、原則として告示で定める構造要件を具備すべきこと（第248条）、鋳鉄製汽罐は、制限圧力 $0.7\text{kg}/\text{cm}^2$ 以下で使用し、組合せ式（鋳鉄製セクションをニップルとよばれるもので結合させて、ボルトで締めて組み立てる、材質が硬くて粘性が弱い鋳鉄製ボ

イラーでは一般的な方式。セクショナルともいう²⁴⁾とすべきこと(第249条第1項)²⁵⁾、
鑄鉄製温水罐(ガスや油を燃料として温水をつくるためのボイラーで、暖房や給湯に用いる
ことが多い)は、制限圧力 $3\text{kg}/\text{cm}^2$ 以下で使用すべきこと(第249条第2項)²⁶⁾。

第2款 鋼板製蒸汽罐及び鋼板製温水罐の附属設備

蒸気罐には、一定の伝熱面積以下の場合を除き、2個以上の安全弁(ボイラー内の圧力が一定以上に達した際に自動的に開いて圧力を下げるバルブ)を備え、内部圧力が制限圧力 $\times 1.1$ を超えないよう措置すべきこと(第250条)²⁷⁾、安全弁は、機能が確実なものを除き、直径 38mm 未満のものをバネ式(図参照)としてはならないこと(第251条第1項)、安全弁に加わる圧力が 600kg を超える場合、テコ式(図参照)としてはならないこと(第251条第2項)、安全弁は、検査しやすい箇所に、軸を罐体に垂直に直接取り付けべきこと(第252条)、安全弁は、制限圧力を 4% 又は $0.5\text{kg}/\text{cm}^2$ 以内を超えた際に作動し始めるべきこと(第253条第1項)、圧力の上昇に伴い段階的に作動する安全弁が複数ある場合、前項の規定は最初に作動するものに限り適用すること(第253条第2項)、安全弁の径の合計面積は、原則として、制限圧力が $1\text{kg}/\text{cm}^2$ を超える場合とそれ以下の場合、火格子面積が 0.37m^2 を超える場合とそれ以下の場合ごとに、所定の計算式で導かれた値以上にすべきこと(第254条)、最大蒸気圧が継続しても制限圧力の 1.1 倍以上に達しない機能を持った安全弁には、前条の規定を適用しないこと(第255条)、安全弁の直径は、第254条の合計面積に関する定めにかかわらず、原則として 25mm 以上のものとすべきこと(第256条)、2個以上の安全弁を同じ弁台に設ける際は、弁台の有効断面積(力学的に有効に働く断面積)を安全弁の合計面積以上とすべきこと(第257条)、温水罐には、水を逃す管(逸水管)や弁(水逃し弁)を備えるべきこと(第258条第1項)、前項の逸水管は、保温等により凍結を避けるべ

²⁴⁾ 株式会社 MonotaRO のウェブサイト

(https://www.monotaro.com/s/pages/readingseries/kuchosetsubikisokouza_0310/最終閲覧日：2020年1月18日)を参照した。

²⁵⁾ 現在のボイラー構造規格(平成元年9月30日労働省告示第65号、最新改正：平成15年4月30日厚生労働省告示第197号)第88条から第90条に同類の規定がある。

²⁶⁾ 蒸気罐と温水罐で制限圧力の基準値が異なるのは、日本の基準がアメリカのASME(American Society of Mechanical Engineers：アメリカ機械学会)規格を参照したことのほか(日本規格協会『日本工業規格・鋼鉄ボイラの構造』(日本規格協会、1951年(昭和26年))145頁)、そもそも、蒸気は温度の高さと圧力の強さが概ね比例するが、温水はそうとは限らないなど、蒸気と温水の性質の違いがあるとも解される。

²⁷⁾ 現在のボイラー構造規格(平成元年9月30日労働省告示第65号、最新改正：平成15年4月30日厚生労働省告示第197号)第94条に同類の規定がある。

きこと（第 258 条第 2 項）、逸水管の大きさ（内径）は、伝熱面積に応じて所定の基準を充たすべきこと（第 259 条）、水逃し弁は、制限圧力を超えたら直ちに作用するものとするべきこと（第 260 条第 1 項）、水逃し弁の径は、13mm 以上 50mm 以下で、火格子面積に応じ所定の計算式で算出したものとするべきこと（第 260 条第 2 項）、蒸気罐には、制限圧力の 1.5～3 倍の目盛りを持つ圧力計（図参照）を設け、制限圧力の目盛りに標準を付すべきこと（第 261 条第 1 項）、圧力計の目盛盤の径は 100mm 以上のものとするべきこと（第 261 条第 2 項）、圧力計は、内部が凍結したり摂氏 80 度以上とにならないよう措置を講ずべきこと（第 262 条）、圧力計のコックは、連絡管の垂直な部分に取り付け、ハンドルは管軸と同一方向に置くと開く作りにすべきこと（第 263 条）、温水罐には、罐体か温水の出口付近に、制限圧力の 1.5 倍以内の目盛り²⁸を持つ水高計又は第 261 条所定の圧力計を備えるべきこと（第 264 条第 1 項）、温水罐には、水高計と同時に見られる位置に罐水の温度計を備えるべきこと（第 264 条第 2 項）、蒸気罐には、原則として、2 個以上のガラス水面計（図参照）を備えるべきこと（第 265 条）、ガラス水面計は、ガラス管の内径が原則として 10mm 以上²⁹で、随時機能を点検できる構造とすべきこと（第 266 条第 1 項）、ガラス水面計は、ガラス管の最下部が安全低水面～蒸気罐の使用中最維持すべき最低水面（第 266 条第 4 項）～を指示する位置に取り付けるべきこと（第 266 条第 2 項）、ガラス水面計は、常時基準とする水面の位置を標示すべきこと（第 266 条第 3 項）、安全低水面とは、蒸気罐の使用中最維持すべき最低水面をいう（第 266 条第 4 項）、試しコック（図参照。現行規格の験水コックに該当し、水面計の代わりにボイラー胴又は水柱管に設置される。通常は最高水位（高水位）、標準水位（常用水位）、安全低水位の位置にコックが取付けられ、このコックを開けた時に蒸気あるいはボイラー水のどちらが出るかによって水位の概略の位置が確認される³⁰）は、最下位のものを安全低水面（ボイラーの作動中最維持すべき最低の水面。これを維持しなければ、燃焼室（炉筒）を圧潰することがある（図参照））の位置に取り付けるべきこと（第 267 条）、蒸気罐には、水室最下部に吹出管（ボイラー水が蒸留することで沈殿する残留物などを排出するため、胴やドラムに設けられることが多い管。通常は、吹出口から吹出弁等をつなぐ管を意味する）を備え、吹出弁か吹出コックを備えるべきこと（第 268 条第 1 項）、制限圧力が 10kg/cm²以上の据付蒸気罐には、2 個以上直列の吹出弁を備えるか、吹出弁と吹出コック（図参照）を併用すべきこと（第 268 条第 2 項）、吹出弁や吹出コックは、見やすく取扱い易い位置に取り付けるべきこと（第 268 条第 3 項）、前条の吹出管の径は、原則として 25mm 以上 70mm 以下とするべきこと（第 269 条）、吹出弁は、直流形の構造として（流れを阻害するような複

²⁸ 制限圧力を大きく超える目盛りでは、振れ幅が小さくなるため、却って示唆する数値が分かりにくくなることを考慮していると思われる。

²⁹ 精度と共に見易さを担保する趣旨と解される。

³⁰ 日本ボイラ協会『ボイラー用語辞典』（日本ボイラ協会、2006 年（平成 18 年））49 頁。

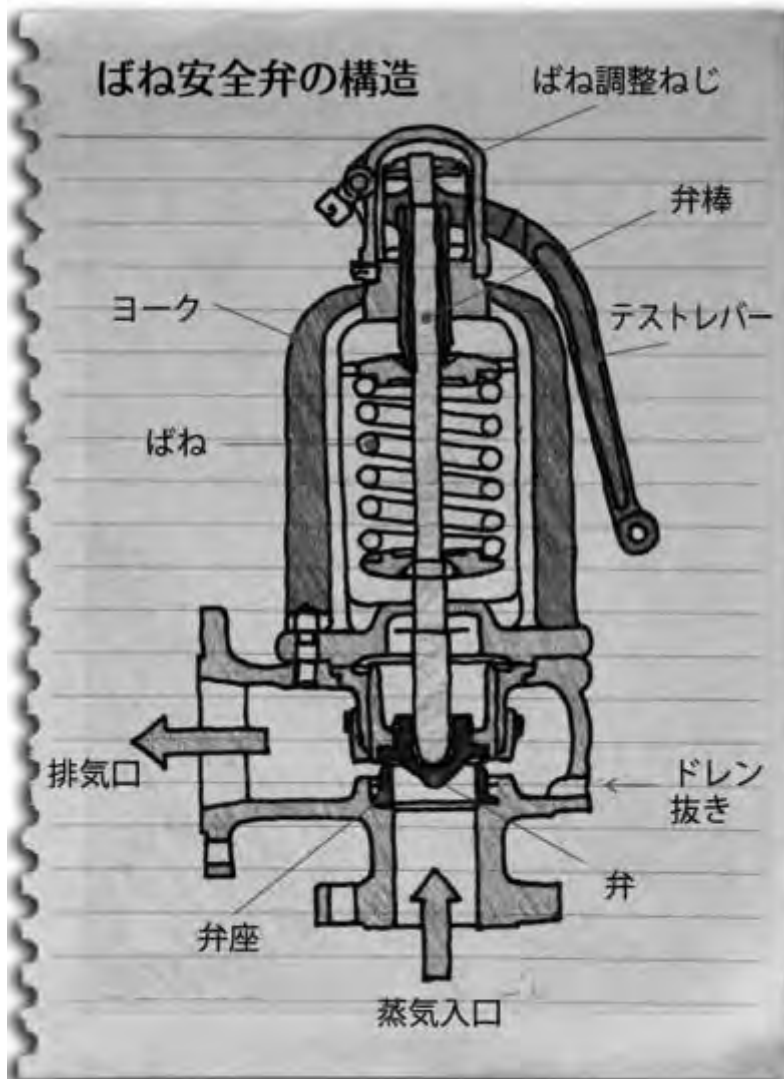
雑な構造とはしないことという趣旨)、蒸気罐の制限圧力×1.25 に耐え得るものとすべきこと (第 270 条)、吹出管は、蒸気罐ごとに設け、開口部に熱湯による危険を防止するための適切な措置を講じるべきこと (第 271 条)、蒸気罐には、原則として、随時、単独で最大蒸発量以上を給水できる給水装置を 2 個以上備えるべきこと (ボイラー内を水不足で過熱化させないためと解される) (第 272 条第 1 項)、火格子面積や伝熱面積が一定基準以下の蒸気罐の場合、給水装置は 1 個にできること (第 272 条第 2 項)、制限圧力が一定基準以上の蒸気罐の場合、第 1 項所定の給水装置は、動力で運転する給水ポンプやインセクター (図参照。ボイラーが噴出する蒸気の圧力で自身に給水する装置) とすべきこと (第 272 条第 3 項)、前条の定めにかかわらず、蒸気罐の制限圧力より水圧力が 2 割以上又は $1\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上高い水圧力で給水できる水源は、給水装置となし得ること (第 273 条)、近接した 2 以上の蒸気罐を結合して使用する場合、給水装置に関する規定の適用に際しては、1 蒸気罐とみなすこと (第 274 条)、給水装置の給水管には、原則として、蒸気罐に近接した位置に、給水弁 (給水バルブのこと。給水する水量を調整する機能を持つ) 及び逆上弁 (流体の逆流を止める弁) を備えるべきこと (第 275 条)、給水弁の径は、伝熱面積が 10 m^2 以下か否かに応じた所定の大きさとすべきこと (第 276 条)、燃焼ガスに触れる給水管、吹出管、水面測定装置 (図の水面計と同義) の通水管は、耐熱材料で防護すべきこと (第 277 条)、煙突に通じる煙道には、風戸 (かざと。ダンパー (図参照) のこと) を設け、その操作装置を容易に調節できる位置に設けるべきこと (第 278 条)³¹、微粉炭燃焼装置 (石炭を微粒に粉碎し、空気中で燃焼させるための装置 (図参照)) には、爆発燃焼による危害防止のため、爆発戸を設けるべきこと³² (第 279 条)、蒸気罐の据付に用いる支えは、蒸気罐の膨張を妨げないよう取り付けべきこと (第 280 条)。

(第 281 条以下未了)

【バネ式安全弁】

³¹ 燃焼を調節することを目的としている (野口三郎『労働安全衛生規則の解説 (安全の部)』(産業労働福利協会、1948 年 (昭和 23 年)) 175 頁)。

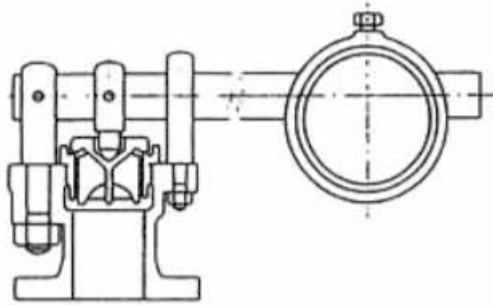
³² 爆発による炉内の以上圧力を外に逃がし、炉壁の損壊等を防ぐことを目的としている (野口前掲書 (1948 年 (昭和 23 年)) 175 頁)。



(COOLMINTJAM 黒坂広告事務所のウェブサイト
(<http://boiler.shichihuku.com/fuzokuhin.html> 最終閲覧日：2020年1月24日) より)

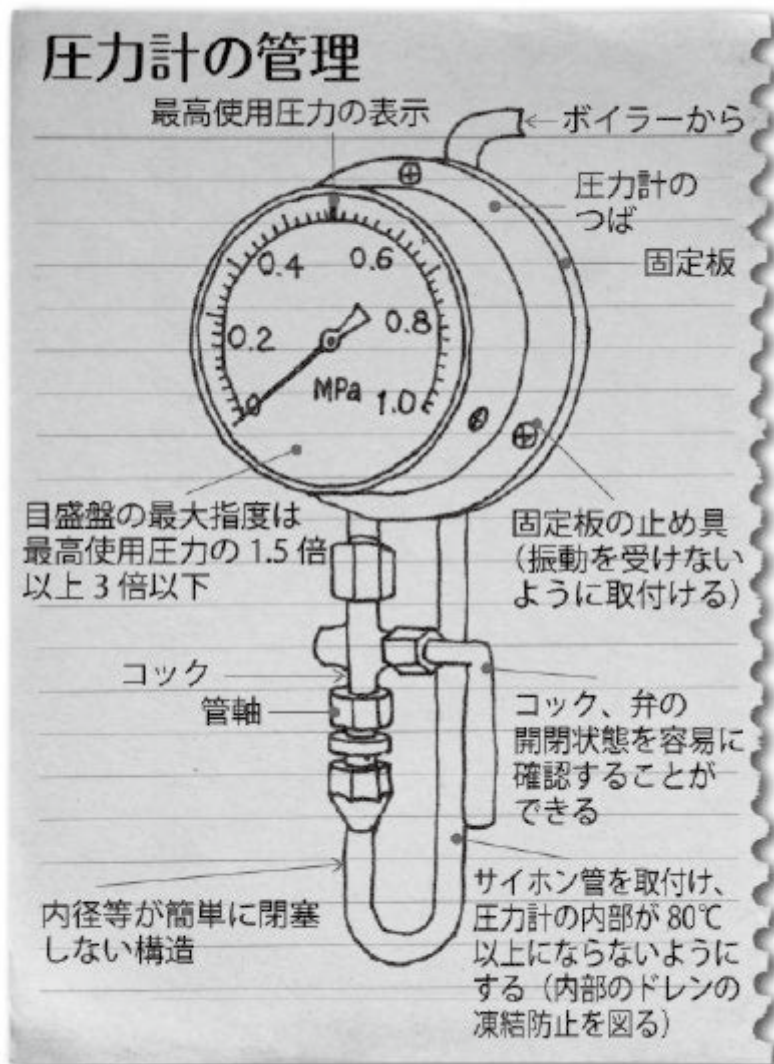
【てこ式安全弁】

図” てこ安全弁



(笹原敬史「安全弁」配管技術 46 巻 11 号 (2004 年) 105-112 頁)

【圧力計】



(COOLMINTJAM 黒坂 広 告 事 務 所 の ウ ェ ブ サ イ ト
(<http://boiler.shichihuku.com/fuzokuhin.html> 最終閲覧日：2020 年 1 月 24 日) より)

【水面計】



(株 式 会 社 サ ワ ダ 製 作 所 の ウ ェ ブ サ イ ト (<https://www.sawada-obk.com/products/bicolor/index.html> 最終閲覧日：2020 年 1 月 24 日) より)

【吹出弁と吹出コック】



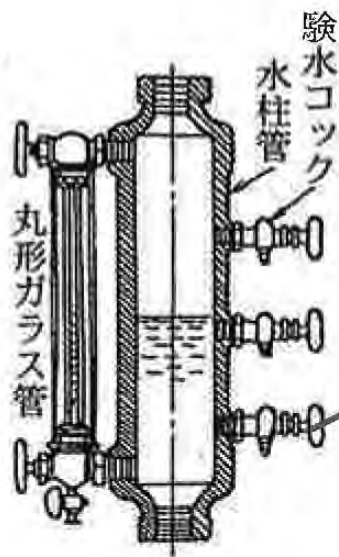
(設 備 管 理 の 日 々 の ブ ロ グ
(<https://blog.goo.ne.jp/lightbird2/e/7220ea72c1e453f04dd8a548e3403940> 最終閲覧日：
2020年1月26日) より)

【試しコック (験水コック)】

安全低水面に合わせる。

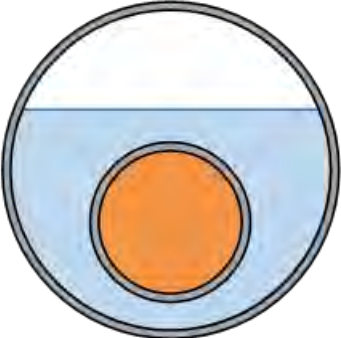
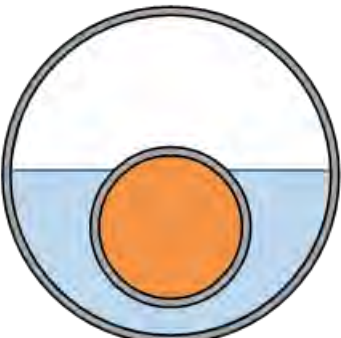
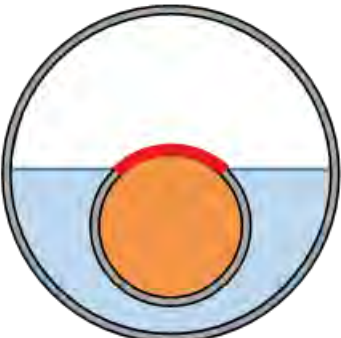
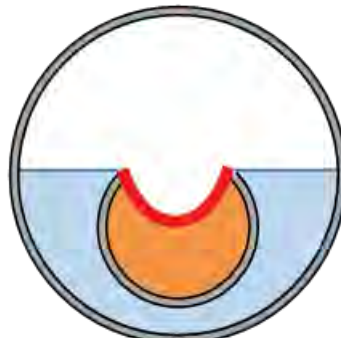
ケンゲン

いはボイラー水のど



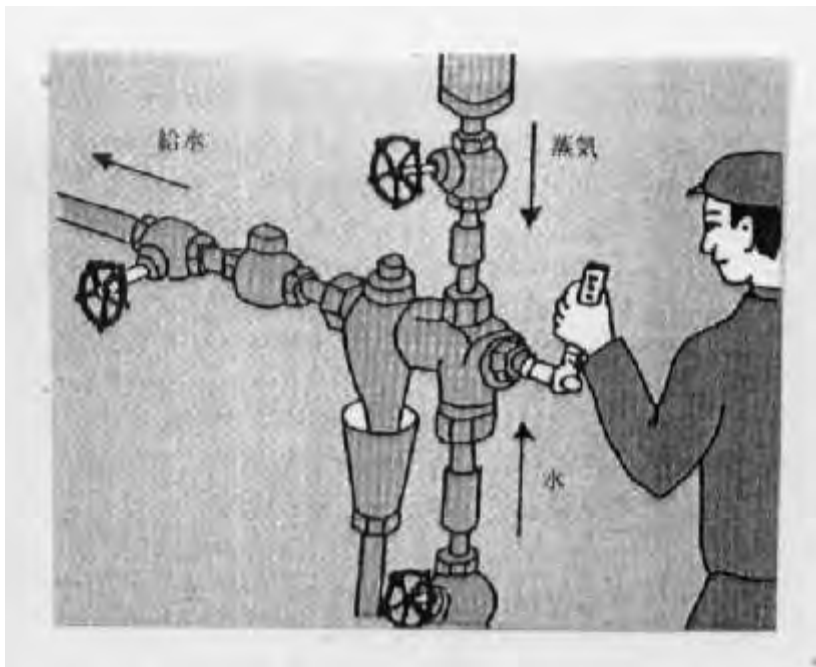
(日本ボイラ協会『ボイラー用語辞典』(日本ボイラ協会、2006年(平成18年))49頁)

【水量が安全低水面以下となることによる炉筒(燃焼室)圧潰の例】

	<p>通常は、水位が安全低水面以上</p>
	<p>何かしらの要因により、水位が低下し、安全低水面以下となる。</p>
	<p>水が当たっていない部分が冷やされなくなり、この部分の金属の温度が上昇していく。</p>
	<p>金属は高温になると柔らかくなる。 ある一定の温度まで上昇すると、柔らかくなった金属が、内部の圧力に耐えられなくなり、燃焼室（炉筒）が圧潰する。</p>

(作図：日本ボイラ協会の松田裕氏)

【インゼクタ】



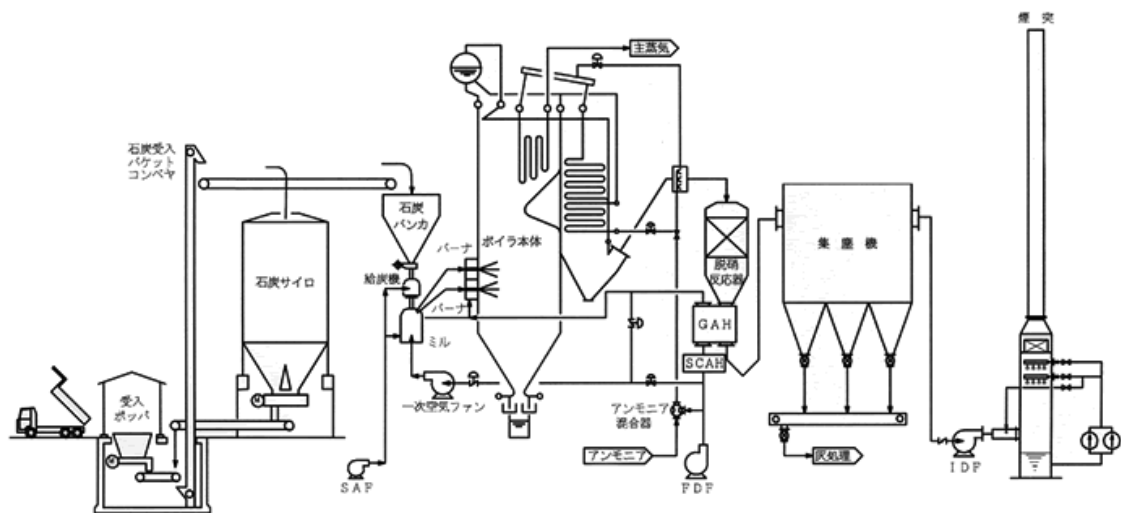
(名古屋の絞りマンのブログ
(<https://blog.goo.ne.jp/su3824/e/e0dcd6c033195f6213d7f85286b7ef4a> 最終閲覧日：2020年1月29日) より)

【風戸 (ダンパー)】



(三峰工業株式会社のブログ (<http://www.mopla.jp/BLOG-NAME/2012/01/post.html> 最終閲覧日：2020年2月11日) より)

【微粉炭燃焼装置を利用したボイラ】



(三菱日立パワーシステムズインダストリー株式会社のウェブサイト
 (https://www.ids.mhps.com/business_guide/plant/boiler/boiler_01/index.html 最終閲覧
 日：2020年2月11日) より)

【別紙 2】

旧安衛則の名宛人等

1 定義規定

第 55 条（使用者に対して、建設物、寄宿舍等の設置、移転等に際して着工の 14 日前までに計画の届出を義務づけた労基法第 54 条第 1 項に定める危険又は衛生上有害な事業の定義～3 馬力以上の原動機を使用する事業のうち一定の業種、2 馬力以上の原動機を使用し、金属の切削、起毛（織物や編物のけばを立てること）・反毛（繊維などを綿状に戻すこと）を行う事業、発電・送電、ガラス製造、油脂・パラフィン（ろうそく、マッチ、クレヨンなどの原料となる、石油から分離された半透明の個体で、有機化合物の一種。水をはじく性質があり、眼刺激性がある）の製造、爆発性、有害性のある薬品を取り扱う業務を行う事業など 3 項目 18 種類～）、第 155 条（乾燥室の定義～熱源を用いて者の加熱乾燥をするための区画された部屋等～）、第 156 条（内圧容器の定義～ボイラー等一定レベル気体の圧力を蓄積する容器～）、第 226 条（汽罐と特殊汽罐の定義～汽罐：密閉容器で「専ら」大気圧より高い圧力の蒸気を発生する蒸気罐、同じく罐水温度を上げて容器外に給湯する温水罐、特殊汽罐：密閉容器で蒸気を発生するか蒸気を受け入れて品物を蒸す蒸罐、密閉容器で大気圧より高い圧力の蒸気を発生する蒸発器、密閉容器で蒸気を蓄積する蓄熱器～）、

2 用語説明

第 228 条（制限圧力：構造上可能な最高ゲージ圧力、伝熱面積：燃焼ガスと水に触れる部分（熱を伝える部分）の燃焼ガス側の面積等、火格子（ひごうし）面積：燃料燃焼のための火格子（燃料を燃焼させる時に底部に置く鉄製のすのこ等）の有効面積）、第 266 条第 4 項（安全低水面：蒸気罐の使用時維持すべき最低水面）、

3 資格要件規定

第 3 条（安全管理者の資格要件）、第 14 条（衛生管理者の資格要件）、第 240 条（汽罐取扱主任者の資格要件～取扱汽罐の伝熱面積合計が 500 m²以上又は制限圧力 20kg/cm²以上：特級汽罐士、同じく伝熱面積合計 25 m²以上 500 m²未満又は制限圧力 7kg/cm²以上 20kg/cm²未満：1 級汽罐士、これら以外：2 級汽罐士以上～）、

4 名宛人のない適用除外規定

第 227 条（汽罐及び特殊汽罐にかかる性能、寸法を含む仕様、用途等を基準とした適用除外）、

5 名宛人を使用者とした規定

第 1 条（安全管理者の選任）、第 4 条（安全管理者の代理者の選任）、第 5 条（安全管理者の職務に必要な権限の付与）、第 8 条（安全にかかる関係労働者からの意見聴取等）、第 9 条（火元責任者の選任等）、第 10 条（危険物質の取扱い主任者、危険作業の主任者の選任等）、第 15 条（衛生管理者の選任要件）、第 16 条第 3 項（衛生管理者への権限の付与）、第 17 条（衛生管理者の代理者の設置）、第 20 条（衛生にかかる関係労働者からの意見聴取等）、第 21 条（健診結果に基づく就業上の配慮、病者の就業禁止、業務上疾病等の労基署長への報告）、第 22 条（健診結果統計の作成と労基署長への報告）、第 23 条（衛生管理者の選任解任等の労基署長への報告）、第 44 条第 1 項（一定の危険業務～汽罐（≒ボイラー）の火付け、溶接による汽罐（≒ボイラー）の製造・改造や修繕等、巻き上げ能力の高い起重機（クレーン）業務、アセチレン溶接装置の作業主任業務、映写機による上映操作～について、免許を持つ者以外の就業禁止）、第 45 条第 1 項（第 44 条所定の業務より若干危険性の低い危険業務（火元責任者の業務、巻き上げ能力が一定能力未満の起重機（クレーン）業務、レール運輸、土木建築用機械の運転等）について、技能選考のうえ指名した者以外の就業禁止）、第 47 条（性行為感染を含む様々な経路で感染する疾患の病原体の保有者、精神分裂病（現在の統合失調症）、そううつ病等の精神病患者で就業不適当な者、胸膜炎、心臓病等の病歴があって、労働により増悪するおそれがある者等の就業禁止）、第 58 条（火災や爆発、汽罐（≒ボイラー）等の圧力容器の破裂、高速回転体の破裂等、重大な被害をもたらしかねない事故等の使用者による労基署長への報告）、

6 名宛人を使用者その他健診実施事務従事者とした規定

第 54 条（使用者その他健診実施事務従事者の守秘義務）

7 名宛人ないし主語を使用者以外の人とした規定

7. 1 名宛人を名実ともに労働者とした規定

第 52 条（医師選択の自由～労基法第 52 条第 2 項に基づき使用者指定医以外の者による健診を求める場合の一定の様式による健診結果の提出～）、第 63 条第 4 項（人との接触の

危険のある動力伝導装置の車軸を跨ぐために設けられた踏切橋がある場所では、車軸を跨ぐべきこと)、第 73 条第 2 項 (原動機や動力伝導装置の運転開始時に、関係労働者に周知するために定められた合図を遵守すべきこと)、第 87 条第 2 項 (第 1 項の定めにより備えられた運転中の機械の刃の切粉払いや注油のためのブラシ等の用具を使用すべきこと)、第 112 条第 2 項 (第 1 項の定めにより、たて坑内等、墜落の危険のある場所での作業に際して、使用者が講じる腰綱の使用させる等の防止措置を自身も行うべきこと)、第 121 条第 2 項 (労働者は、第 1 項が定める投下設備か看視人を設置する等の方法によらずに 3m 以上の高所から物体を投下してはならないこと)、第 127 条第 2 項 (労働者は、感電や電気やけどの危険のある作業につき、備えられた保護具を使用すべきこと)、第 128 条第 3 項 (溶鉱炉、溶銑炉、ガラス溶解炉など多量の高熱物を取り扱う場所に備えられた適当な保護具を使用すべきこと)、第 129 条第 2 項 (原動機、動力伝導装置等に頭髮や被服が巻き込まれる危険がある者は、適当な帽子や作業服を着用すべきこと)、第 130 条第 2 項 (作業中に手袋の使用を禁止することを示された機械につき、それを従うべきこと)、第 131 条第 2 項 (歩行面や作業に適したものとして指定された履物を使用すべきこと)、第 133 条第 2 項 (金属の乾燥研磨、炭酸飲料水のビン詰め等、物体の飛来による危険がある場合、備えられた保護具を使用すべきこと)、第 140 条第 3 項 (爆発のおそれのあるガス・蒸気や、粉じんを発生する場所では、火気の使用等を行わないこと)、第 141 条 (特に危険な箇所には原則として立入を禁止し、火災や爆発の危険がある箇所では火気の使用を禁じる標示をなすべきこと)、第 149 条第 2 項、第 3 項 (喫煙所、ストーブ等火気を使用する場所では、濫りに喫煙、採暖、乾燥等を行わないこと、火気の使用者は、確実に残火を始末すべきこと)、第 179 条第 2 項 (第 1 項に基づいて、使用者が、一定の場所～多量の高熱物体を取り扱う場所、有害放射線に晒される場所、炭酸ガス濃度が 1.5% を超えるか酸素濃度が 16% 未満の場所、有害物を取り扱う場所、病原体による汚染のおそれが著しい場所～につき、立入を禁止した場合、そこに立ち入ってはならないこと)、第 180 条 (有害物又は病原体にはその旨を標示し、原則として一定の場所に集積すべきこと)、第 185 条 (第 181～第 183 条所定の衛生上有害な業務～著しい暑熱や寒冷の場所での業務、多量の高熱物体や低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害放射線に晒される業務、ガス、蒸気、粉じんを発散し、衛生上有害な場所での業務、病原体による汚染のおそれが強い業務等～に従事する労働者のために備えられた保護具を使用すべきこと)、第 187 条第 2 項 (織機の杼通しのため、自ら緒を吸い出してはならないこと)、第 192 条 (高圧室内に設置されるべき外部連絡用の電話等や酸素発生器付救助器等をみだりに外したり失効させてはならないこと)、第 211 条 (事業場の清潔に注意し、廃棄物を所定の場所以外に捨てないように努めるべきこと)、第 220 条第 2 項 (前項に基づき、著しい暑熱、寒冷、多湿、有害ガス、蒸気や粉じんを発散する等衛生上有害な作業場から外れた場所に食事場所が設けられている場合、その場所以外で食事をしてはならないこと)、

7. 2 名宛人を名実ともに衛生管理者とした規定

第 32 条（衛生管理者による登録情報の書き換え申請）、第 33 条（衛生管理者による免許喪失時等の再交付申請）

7. 3 名宛人を名実ともに危険物取扱者とした規定

第 152 条（爆発薬を使用する者¹は、ダイナマイト等を火気に接近させる等危険な方法で融解しないこと、鉄装具で装てんしないこと、爆発薬の装てんには粘土等適当なものに限ること、点火に際して周囲の者に警告すべきこと、不発の場合、一定条件を満たさない限り、爆発薬装てん箇所付近に近寄ったり近寄せたりしないこと、不発の装薬等を掘り出さないこと、掘り出す際には、発破に詳しい者の指示を受け、爆発の危険を防止すべきこと）、

7. 4 名宛人を名実ともに栄養士とした規定

第 222 条第 2 項（第 1 項により、事業場で一定規模の給食が行われる場合に配置されることを前提に、衛生管理者らと協力し、食材の調査と選択、献立作成、栄養価の算定、廃棄量の調査、労働者の嗜好の調査等を行うべきこと）、

7. 5 名宛人を名実ともに溶接工作責任者とした規定

第 235 条第 2 項（溶接検査に立ち会うべきこと）、

7. 6 名宛人を名実ともに汽罐等の据付工事業者とした規定

第 243 条第 1 項（予め所轄都道府県労働基準局長の認可を受けるべきこと）、第 243 条第 2 項（前項の認可を受けるため、所定の認可申請書を所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働基準局長に提出すべきこと）、

7. 7 名宛人を名実ともに労働省労働基準局長とした規定

第 36 条第 3 項（労働基準局長による一定の機械器具に具備する安全装置等の認定書の交付）、第 37 条第 3 項（溶接による汽罐（≒ボイラー）等の認可に際しての溶接の方法等に関する審査）、第 42 条第 3 項（労働基準局長による認可の有効期間が切れた危険な機械器具

¹ ただし、基本的には使用者を想定していると解される。

7. 11 名宛人を名実ともに許認可を受けようとする者とした規定

第 35 条第 2 項（一定の内圧容器の耐圧証明書の申請者は、所定の申請書を労基署長を経由して労働基準局長に提出すべきこと）、第 36 条第 2 項（一定の機械器具に具備する安全装置等にかかる労働基準局長による認定を求める者は、所定の申請書式を提出すべきこと）、第 37 条第 2 項（溶接による汽罐（≒ボイラー）等の認可を求める者は、労基署長を経由して労働基準局長へ申請書を提出すべきこと）、第 42 条第 2 項（認可の有効期間が切れた危険な機械器具の指定検査機関による性能検査担当者の選任にかかる労働基準局長の認可）、第 230 条第 1 項（汽罐や特殊汽罐について罐体検査を受けようとする者は、所定の書式と添付資料（明細書）をもって、所轄都道府県労働基準局長に提出すべきこと）、第 233 条（罐体検査を受けようとする者は、罐体を検査しやすい位置に置くべきこと、主要部分の塗料等の付着物を取り除くべきこと、水圧試験の準備をすべきこと、附属品を揃えるべきこと）、第 234 条第 2 項（汽罐等の溶接検査を受けようとする者は、所定の申請書に所定の明細書を添え、所轄の都道府県労働基準局長に提出すべきこと）、

7. 12 名宛人を名実ともに国の指定を受けようとする者や受けた者とした規定

第 42 条第 1 項（労基法第 47 条第 2 項（認可の有効期間が切れた危険な機械器具の性能検査の他者への委託）により指定検査機関となろうとする者は、労基署長を経由して労働大臣に申請書を提出すべきこと）、第 43 条第 2 項（労働大臣の指定検査機関による労基署長への性能検査結果の報告）

7. 13 名宛人を名実ともに指定検査機関の検査を受けようとする者とした規定

第 43 条第 1 項（労働大臣の指定検査機関による性能検査を受ける者による労基署長への報告）、

7. 14 形式的な主語を設けているが、おそらく使用者を実質的な名宛人とした規定

第 6 条（形式的な主語：安全管理者。規制内容：安全管理者の職務）、第 13 条（形式的な主語：衛生管理者。規制内容：衛生管理者の専属性）、第 16 条第 1 項（形式的な主語：衛生管理者。規制内容：衛生管理者の職務）、第 18 条（形式的な主語：衛生管理者。規制内容：衛生管理者による巡視等）、第 19 条（主語：衛生管理者。規制内容：衛生管理者による個別の職務）、第 38 条第 1 項（形式的な主語：汽罐（≒ボイラー）、揚重機（クレーン等）、アセ

チレン溶接装置等危険な機械器具。規制内容：それらの設置に際しての労基署長の認可)、第 53 条 (形式的な主語：健診記録。規制内容：様式に沿った健診記録の作成)、第 56 条 (形式的な主語：法第 54 条第 1 項の定める届、規制内容：使用者に対して、建築物、寄宿舍等の設置、移転等に際して着工 14 日前までに計画の届出を義務づけた労基法第 54 条第 1 項が定める計画の届出の様式と必要記載事項)、第 60 条 (形式的な主語：原動機。規制内容：原動機を区画された場所に据え付けるか、やむを得ない場合等には囲いや覆いをすべきこと)、第 62 条 (形式的な主語：電気設備のスイッチ。規制内容：電気設備のスイッチによる感電、火災、爆発の防止のため、適当な位置に取り付け、照明を十分にすべきこと)²、第 67 条 (形式的な主語：動力伝導装置の軸受け。規制内容：動力伝導装置の軸受け (回転する軸に接して支える部品) は、巻き込まれ危険部位に安全装置が設置されている場合を除き、長期間にわたり給油の必要がないものを使用すべきこと)、第 69 条 (形式的な主語：動力伝導装置等に使用する止め金具類。規制内容：頭部埋め込み型とするか、覆いを設置すべきこと)、第 70 条第 1 項 (形式的な主語：遊び車を使用する場合に設けるべき遷帯装置 (ベルトシフター)。規制内容：調帯 (調車をつなぐベルト) が不意に固定車に移動しないようなものとすべきこと)、第 71 条 (形式的な主語：動力伝導装置の歯車で接触の危険があるもの。規制内容：覆いをすべきこと)、第 72 条 (形式的な主語：原動機や動力伝導装置。規制内容：緊急停止装置を設けるか、原動機室の係員が直ちに停止できる連絡を保持すべきこと)、第 73 条第 1 項 (原動機や動力伝導装置の運転開始時に、関係労働者への周知のために合図を定めるべきこと)、第 74 条 (原動機、動力伝導装置等を停止して、清掃、注油等をする場合、起動装置に錠をかけるか、標示を設ける等の危害防止措置をなすべきこと)、第 76 条 (形式的な主語：機械の勢輪 (フライ・ホイール：慣性の法則を利用して、安定した回転力を創出する円盤等)、調車 (プーリー)、歯車等で、接触の危険があるもの。規制内容：覆いか囲いをすべきこと)、第 90 条 (形式的な主語：屋内の通路。規制内容：適当な幅、適当な標示を設けると共に、床面をつまづき、すべり等の危険がない状態にすべきこと等)、第 91 条 (形式的な主語：百貨店、病院、旅館等で、労働者以外の者と共用する通路、階段、非常口。規制内容：非常時の安全を確保すべきこと)、第 92 条 (形式的な主語：機械と機械または他の設備の間に設ける通路。規制内容：幅 80cm 以上とすべきこと)、第 93 条 (形式的な主語：作業場の床面。規制内容：つまづき、すべり等の危険がない構造で、安全な状態にすべきこと)、第 96 条 (形式的な主語：建築物に設ける階段。規制内容：丈夫で、急すぎず、踏面等を等間隔に設け、一定間隔で踊場を設け、適当な手すりを設けるべきこと)、第 103 条 (形式的な主語：架設通路 (工事現場に仮にかける作業用の通路)。規制内容：丈夫な構造として、なおかつ、こう配を原則として 30 度未満とし、墜落の危険がある箇所には原則として高さ 75cm 以上の丈夫な手すりを設けるべきこと等)、第 105 条第 1 項 (形式的

² ただし、このように、名宛人が明示されず、使用者とは別に設備の設置者が存在する場合、実質的な名宛人に当該設置者が含まれる可能性を排除はできない。

な主語：はしご道。規制内容：丈夫で、踏（ふみ）さんを等間隔に設ける等、規定の構造とすべきこと等）、第 105 条第 2 項（形式的な主語：潜かん（地下水の多い地中や水中に設置された作業空間。ケーソン）内のはしご道等でやむを得ないもの。規制内容：前項の一部の規定の適用を除外すること）、第 108 条第 1 項（形式的な主語 1：足場。規制内容：使用目的に応じて丈夫な構造とすべきこと。形式的な主語 2：高さ 2m 以上に設置する足場板。規制内容：幅 20cm 以上、厚さ 3.5cm 以上とすべきこと）、第 108 条第 2 項（形式的な主語：足場板。規制内容：2 箇所以上を柱や腕木等にしっかり取り付けるべきこと等）、第 109 条（形式的な主語：丸太足場。規制内容：建地（縦方向に立てる支柱）の間隔を 2.5m 以内として、最初の布（建地の間をつなぐ水平の部材）は 3m 以下に設置すべきこと、建地の脚部を確実に固定すべきこと、腕木（2 本の建地をつなぎ、足場板を受ける役割を果たすもの）の間隔を 1.5m 以内とすべきこと、接続部を堅固に固定するため、建地の重ね継手は、1m 以上重ね、2 箇所縛るべきこと、建地の突合せ継手（つきあわせつぎて：同一平面で付き合わせて部材を継ぐ方法）は、2 本組とするか、1.8m 以上の添え木を付けて 2 箇所ずつ 4 箇所以上で縛るべきこと、建地、布、腕木等の交差部分や接続部は、鉄線等の丈夫な材料で堅固に縛るべきこと、適当な筋違いで補強すべきこと、建設物に取り付けるか控え（地面から斜めの角度で支える）を設けるべきこと、高さ 2m 以上の作業床は幅 40cm 以上とし、足場板の隙間を 3cm 以内とすべきこと、高さ 2m 以上の作業床には、原則として高さ 75cm 以上の丈夫な手すりを設けるべきこと等）、第 115 条（形式的な主語：移動式の脚立。規制内容：設置時に安定し、丈夫で、踏面が適当な面積を持つ等の条件を具備すべきこと）、第 128 条第 1 項（形式的な主語：溶鉱炉、溶銑炉、ガラス溶解炉など多量の高熱物を取り扱う場所。規制内容：爆発や逸出等の危険を防止する措置を講じるべきこと）、第 130 条第 1 項（形式的な主語：作業中に手袋の使用を禁止する機械。規制内容：労働者に明示すべきこと）、第 132 条第 1 項（形式的な主語：アーク溶接など強い光線を発散する場所。規制内容：原則として区画すべきこと）、第 136 条第 1 項（形式的な主語：火炉など多量の高熱物を取り扱う設備。規制内容：火災を防止できる構造とすべきこと）、第 137 条（形式的な主語：爆発性、発火性、引火性の危険物を貯蔵ないし取り扱う等する設備。規制内容：火災や爆発の防止のため適当な構造とすべきこと）、第 139 条（形式的な主語：起毛・反毛等のほか、可燃物を多量に取り扱う作業の場所。規制内容：火災防止のための位置、構造とすべきこと）、第 140 条第 1 項（形式的な主語：爆発のおそれのあるガス・蒸気や、粉じんを発生する場所。規制内容：換気、通風、除じん等の措置を講じるべきこと）、第 142 条（形式的な主語：映写室の構造。規制内容：壁・床・天井を耐火構造とすべきこと、一定以上の間口（主要な方向からみた幅）、奥行、天井の高さ、出入口の大きさを確保すべきこと、外開きの防火戸を備えるべきこと、不燃性の材料で作った映写機用排気筒、フィルムの格納庫等を設置すべきこと等）、第 143 条第 1 項（形式的な主語：映写機。規制内容：フィルムの切断による危険防止のため、安全開閉器を備えるべきこと）、第 146 条（形式的な主語：ゴムのり引機等の機械等で、静電気による火災の危険のある部分。規制内容：確実に接地させるべきこと）、

第 148 条（形式的な主語：煙道や煙突。規制内容：掃除・点検が容易な構造とすべきこと、建築物を貫通する部分は、眼鏡石等の遮熱材料で防護すべきこと、開口部を建築物から 1m 以上離すこと、定期的に清掃すべきこと等）、第 150 条（形式的な主語：油等で侵染したボロ、紙くず等。規制内容：不燃性の容器に収める等火災防止措置を講じるべきこと）、第 151 条（形式的な主語：灰捨場。規制内容：延焼しない場所に設けるか、不燃性の材料で造るべきこと）、第 156 条（形式的な主語：爆発や自然発火の危険がある物を取り扱う乾燥室（危険物乾燥室）を設ける部分の建築物。規制内容：耐火構造でない限り、平屋か別棟とすべきこと）、第 157 条（形式的な主語（柱書）：乾燥室の構造。形式的な主語（第 1 号）：爆発性、発火性、引火性の物を取り扱う乾燥室の壁（①）。床、天井、柱等（②）。規制内容：①につき、不燃構造とすべきこと。②につき、不燃性の材料で造るべきこと。形式的な主語（第 3 号）：爆発の危険がある物を取り扱う乾燥室。規制内容：周壁を堅固な構造とし、屋根を軽量な材料で造るべきこと。形式的な主語（第 4 号）：乾燥室ののぞき窓、出入り口等の開口部。規制内容：発火の際燃え広がらない位置とし、必要に応じて密閉できる構造とすべきこと。形式的な主語（第 5 号）：内部の棚、枠など。規制内容：不燃性の材料でつくるべきこと。形式的な主語（第 6 号）：本号に主語はなく、柱書の乾燥室の構造が該当する。規制内容：有効な換気装置を設けるべきこと。形式的な主語（第 7 号）：本号に主語はなく、柱書の乾燥室の構造が該当する。規制内容：内部を掃除し易い構造とすべきこと等）、第 158 条（形式的な主語：乾燥室。規制内容：局部的に温度が上昇しない方法で過熱すべきこと、温度測定器を設けるべきこと）、第 159 条（形式的な主語：乾燥室の熱源。規制内容：爆発性の物の過熱に直火を用いないこと、炭火、練炭、コークス等の直火を用いる場合、延焼や飛び火防止のため、有効な覆いや隔壁を設置すべきこと）、第 160 条第 1 項（形式的な主語：乾燥室に附属する電熱器、電燈等の電気設備。規制内容：その配線やスイッチは、他の用途に用いるものから独立させるべきこと）、第 163 条（形式的な主語：乾燥室の作業主任者。規制内容：受け持ちの乾燥室について、構造や附属設備、乾燥物の安全な加熱方法、乾燥物の加熱程度・時間に応じたリスクを知り、室内温度の調整に熟達し、発火後の延焼防止や消火措置を講じられる者であるべきこと）、第 164 条（形式的な主語：乾燥室の作業主任者。規制内容：乾燥室内外・附属設備を適時に点検して不備な箇所を発見して修繕する、室内の温度・時間経過に応じて必要な措置を講じる、熱源の種類に応じた常時看視を行う、乾燥物が脱落しないよう支える、危険な加熱操作を行わない、引火物の加熱の際、爆発性混合ガスを排除する、室内の粉じんのたい積を防ぐ、壁外温度に留意すると共に可燃物の接近を防ぐ等の業務を行うべきこと）、第 167 条（形式的な主語：内圧容器。規制内容：有効な安全弁等、圧力計、内部の検査・掃除用の孔、復水（蒸気が冷却されて水に戻ったもの）・油等を輩出するための吹出装置を具備すべきこと）、第 168 条（形式的な主語：内圧容器。規制内容：毎年 1 回以上、点検及び内外の清掃をすべきこと）、第 169 条（形式的な主語：内圧容器の耐圧証明書。規制内容：実物と構造調書及び構造を示す図面との一致、構造規格への適合、水圧試験と容器検査への合格の条件を備えたものに発行すべきこと）、第 195 条（形式

的な主語：労働者を常時就業させる場所の採光・照明。規制内容：原則として、作業の精密度に応じた基準によるべきこと)、第 203 条 (形式的な主語：坑内作業場の気温。規制内容：原則として摂氏 37 度以下とすべきこと)、第 213 条 (形式的な主語：有害物、腐りやすいもの、悪臭があるもので汚染のおそれのある床及び周壁。規制内容：しばしば洗浄すべきこと)、第 214 条 (形式的な主語：前条所定の床及び周壁、湿潤のおそれのある作業場の床及び周壁。規制内容：なるべく不浸透性の材料で塗装すべきこと、床については排水に便利な構造とすべきこと)、第 215 条第 1 項 (形式的な主語：汚物。一定の場所で露出しないよう処理すべきこと)、第 215 条第 2 項 (形式的な主語：病原体による汚染のおそれがある床、周壁、容器等。規制内容：しばしば消毒すべきこと)、第 219 条第 2 項 (形式的な主語①：前項に基づき設置された、男女別、一定数の確保、床・腰板を不浸透性の材料で塗装する等所定の条件を満たす便所及び便器。規制内容：清潔に保つべきこと等。形式的な主語②：汚物。規制内容：適当に処理すべきこと)、第 221 条 (形式的な主語：事業場附属の食堂や炊事場。規制内容：食堂と炊事場を区分し、採光・換気を十分にし、掃除しやすい構造とすること、1 人 1 m²以上の床面積とすること、原則として食堂に食事のための椅子を設けること、便所や廃物だめから距離を離すこと、食器や食材等の消毒設備を設けること、食器や食材等の保存設備を設けること、はえその他昆虫、ねずみ、犬、猫等の害を防ぐための設備を設けること、飲用・洗浄のため、清浄な水を十分に蓄えること、炊事場の床を土のままとしないこと、汚水・廃物が炊事場外で露出しないよう処置する等衛生上有害とならないようにすること、炊事従業員専用便所を設置すること、炊事に不適当な伝染病罹患者を従事させないこと、炊事従業員に清潔な作業衣を使用させること、炊事従業員以外の者をみだりに炊事場に入入りさせないこと、炊事場専用の履き物を揃え、土足のまま立ち入らせないこと、との条件を充たすべきこと)、第 224 条 (形式的な主語：救急用具等。規制内容：包帯材料、ピンセット、ヨードチンキ等の消毒薬、やけどのおそれのある作業場ではやけど薬、重傷者を生ずるおそれのある作業場では、止血帯、福水、興奮剤等を備えるべきこと)、第 237 条 (形式的な主語：汽罐や特殊汽罐を設置しようとする者。規制内容：所定の認可申請書に明細書を添え、所轄の労働基準監督署長に提出しなければならない)、第 238 条第 2 項 (形式的な主語：罐体検査後 1 年以上経過した汽罐等を設置する際に必要となる性能検査を受ける者。規制内容：有効期間満了前に所定の申請書を労基署長に提出すべきこと)、第 242 条 (形式的な主語：汽罐等の設置認可の承継者。規制内容：汽罐等の設置認可を受けた者が変わった場合、10 日以内に所轄労働基準署長に申請して検査証の書き換えを受けるべきこと)、

7. 15 おそらく使用者と汽罐取扱主任者を実質的な名宛人とした規定

第 247 条第 2 項 (形式的な主語：種々の汽罐等に関する検査申請者や汽罐取扱主任者。規制内容：前項の検査 (汽罐等に関する諸検査) に立ち会うべきこと)、

7. 16 別の主語を設けているが、おそらく労働者を実質的な名宛人とした規定

第 44 条第 2 項（主語：免許を持たない者。規制内容：一定の危険業務～汽罐（≒ボイラー）の火付け、溶接による汽罐（≒ボイラー）の製造・改造や修繕等、巻き上げ能力の高い起重機（クレーン）業務、アセチレン溶接装置の作業主任業務、映写機による上映操作～に従事してはならないこと）、第 45 条第 2 項（主語：技能選考のうえ指名された者。規制内容：第 44 条所定の業務より若干危険性の低い危険業務～火元責任者の業務、巻き上げ能力が一定能力未満の起重機（クレーン）業務、レール運輸、土木建築用機械の運転等～に従事してはならないこと）、第 46 条第 2 項（主語：第 1 項各号の業務～動力伝導装置の清掃等、粘性質のロール練りの業務、丸のこ盤や帯のこ盤による木材送給、操車場内での列車の入換、連結等、レールが通るずい道（トンネル）内部での単独業務等～の経験者以外の者。規制内容：それらの業務に従事してはならないこと）、

7. 17 形式的な主語を設けているが、おそらく国を実質的な名宛人とした規定

第 24 条（形式的な主語：衛生管理者免許。規制内容：衛生管理者免許の付与の条件）、第 28 条（形式的な主語：衛生管理者試験。規制内容：都道府県労働基準局長による衛生管理者試験の実施）、第 29 条（形式的な主語：衛生管理者試験。規制内容：衛生管理者試験の受験資格）、第 30 条（形式的な主語：衛生管理者試験。規制内容：衛生管理者試験の科目）、第 44 条第 3 項（形式的な主語：一定の危険業務～汽罐の火付け、溶接による汽罐の製造・改造や修繕等、巻き上げ能力の高い起重機（クレーン）業務、アセチレン溶接装置の作業主任業務、映写機による上映操作～に従事するのに求められる第 1 項所定の試験や免許に関する規定。規制内容：第 4 編で定めること）、第 170 条（形式的な主語：内圧容器の構造規格及び検査。規制内容：告示で定めるべきこと）、第 232 条（形式的な主語：罐体検査。規制内容：汽罐又は特殊汽罐の明細書の記載事項について行うべきこと）、第 235 条第 1 項（形式的な主語：溶接検査。規制内容：溶接明細書の記載事項について行うべきこと）、第 249 条第 1 項（形式的な主語：鋳鉄製汽罐。規制内容：制限圧力 $0.7\text{kg}/\text{cm}^2$ 以下で使用し、組合せ式とすべきこと）、第 249 条第 2 項（形式的な主語：鋳鉄製温水罐（ガスや油を燃料として温水をつくるためのボイラーで、暖房や給湯に用いることが多い）。規制内容：制限圧力 $3\text{kg}/\text{cm}^2$ 以下で使用すべきこと）、

7. 18 形式的な主語を設けているが、おそらく国と使用者の双方を実質的な名宛人とした規定

第 2 条（形式的な主語：安全管理者。規制内容：安全管理者の専属性）、第 35 条第 1 項

(形式的な主語：特定の内圧容器の耐圧証明書。規制内容：労働基準局長の指定者か都道府県労働基準局長が所定の様式で発行したものでなければならないこと)、第 40 条 (形式的な主語：性能検査の有効期間。規制内容：汽罐 (=ボイラー)、揚重機 (クレーン等)、アセチレン溶接装置等の性能検査の有効期間)、

7. 19 形式的な主語を設けているが、おそらく製造者、譲渡提供者等を実質的な名宛人とした規定

第 37 条第 1 項 (形式的な主語：溶接による汽罐 (=ボイラー) 等。規制内容：認可を受けていない溶接による汽罐 (=ボイラー) 等の製造禁止)、第 36 条第 1 項 (形式的な主語：一定の機械器具に具備する安全装置等のうち労働基準局長の認定のないもの。規制内容：譲渡、貸与の禁止)、

7. 20 形式的な主語を設けているが、おそらく製造者、譲渡提供者、使用者等を実質的な名宛人とした規定

第 61 条 (形式的な主語：動力しゃ断装置。規制内容：(スイッチ、クラッチ等の) 動力しゃ断装置を容易に操作できるよう、不意に起動しないようにすること)、第 248 条 (形式的な主語：汽罐や特殊汽罐。規制内容：特殊な用途にする等で都道府県労働基準局長が特に認めたものを除き、告示で定める構造要件を具備すべきこと)、第 251 条第 1 項 (形式的な主語：蒸気罐の安全弁。規制内容：機能が確実なものを除き、直径 38mm 未満のものをバネ式としてはならないこと)、第 252 条 (形式的な主語：蒸気罐の安全弁。規制内容：検査しやすい箇所に、軸を罐体に垂直に直接取り付けるべきこと)、第 253 条第 1 項 (形式的な主語：蒸気罐の安全弁。規制内容：制限圧力を 4%又は $0.5\text{kg}/\text{cm}^2$ 以内を超えた際に作動し始めるべきこと)、第 254 条 (形式的な主語：蒸気罐の安全弁の径の合計面積。規制内容：原則として、蒸気罐の制限圧力が $1\text{kg}/\text{cm}^2$ を超える場合とそれ以下の場合、火格子面積が 0.37m^2 を超える場合とそれ以下の場合ごとに、所定の計算式で導かれた値以上にすべきこと)、第 256 条 (形式的な主語：蒸気罐の安全弁の直径。規制内容：第 254 条の合計面積に関する定め (蒸気罐の安全弁の径の合計面積は、制限圧力、火格子面積に応じ、所定の計算式で導かれた値以上にすべきこと)にかかわらず、原則として 25mm 以上のものとすべきこと)、第 258 条第 2 項 (形式的な主語：第 1 項 (温水罐には、水を逃す管 (逸水管) や弁 (水逃し弁) を備えるべきこと)が定める逸水管。規制内容：保温等により凍結を避けるべきこと)、第 259 条 (形式的な主語：逸水管の大きさ (内径)。規制内容：伝熱面積に応じて所定の基準を充たすべきこと)、第 260 条第 1 項 (形式的な主語：温水罐の水逃し弁。規制内容：制

限圧力を超えたら直ちに作用するものとすべきこと)、第 260 条第 2 項 (形式的な主語: 水逃し弁の径。規制内容: 13mm 以上 50mm 以下で、火格子面積に応じ所定の計算式で算出したものとすべきこと)、第 261 条第 2 項 (形式的な主語: 蒸気罐に取り付ける圧力計の目盛盤の径。規制内容: 100mm 以上のものとすべきこと)、第 262 条 (形式的な主語: 蒸気罐に取り付ける圧力計。規制内容: 内部が凍結したり摂氏 80 度以上とならないよう措置を講ずべきこと)、第 263 条 (形式的な主語: 蒸気罐に取り付ける圧力計のコック。規制内容: 連絡管の垂直な部分に取り付け、ハンドルは管軸と同一方向に置くと開く作りにすべきこと)、第 266 条第 1 項 (形式的な主語: 蒸気罐に取り付けるガラス水面計。規制内容: ガラス管の内径が原則として 10mm 以上で、随時機能を点検できる構造とすべきこと)、第 266 条第 2 項 (形式的な主語: 蒸気罐に取り付けるガラス水面計。規制内容: ガラス管の最下部が安全低水面～蒸気罐の使用維持すべき最低水面 (第 266 条第 4 項) ～を指示する位置に取り付けるべきこと)、第 266 条第 3 項 (形式的な主語: ガラス水面計。規制内容: 常時基準とする水面の位置を標示すべきこと)、第 267 条 (形式的な主語: 試しコック (現行規格の験水コックに該当し、通常は最高水位 (高水位)、標準水位 (常用水位)、安全低水位の位置にコックが取付けられ、このコックを開けた時に蒸気あるいはボイラー水のどちらが出るかによって水位の概略の位置が確認される)。規制内容: 最下位のものを安全低水面の位置に取り付けるべきこと)、第 268 条第 3 項 (形式的な主語: 吹出弁や吹出コック。規制内容: 見やすく取扱い易い位置に取り付けるべきこと)、第 269 条 (形式的な主語: 前条の吹出管の径。規制内容: 原則として 25mm 以上 70mm 以下とすべきこと)、第 270 条 (形式的な主語: 吹出弁。規制内容: 直流形の構造として (流れを阻害するような複雑な構造とはしないことという趣旨)、蒸気罐の制限圧力×1.25 に耐え得るものとすべきこと)、第 271 条 (形式的な主語: 吹出管。規制内容: 蒸気罐ごとに設け、開口部に熱湯による危険を防止するための適当な措置を講じるべきこと)、第 273 条 (形式的な主語: 蒸気罐の制限圧力より水圧力が 2 割以上又は $1\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上高い水圧力で給水できる水源。規制内容: 前条の定め (蒸気罐には、最大蒸発量以上を給水できる給水装置を、原則として 2 個以上備えるべきこと等) にかかわらず、給水装置となし得ること)、第 276 条 (形式的な主語: 蒸気罐の給水弁の径。規制内容: 伝熱面積が 10 m^2 以下か否かに応じた所定の大きさとすべきこと)、第 277 条 (形式的な主語: 燃焼ガスに触れる給水管、吹出管、水面測定装置 (図の水面計と同義) の通水管。規制内容: 耐熱材料で防護すべきこと)、第 280 条 (形式的な主語: 蒸気罐の据付に用いる支え。規制内容: 蒸気罐の膨張を妨げないよう取り付けるべきこと)、

7. 21 形式的な主語を設けているが、おそらく許認可を受けようとする者を実質的な名宛人とした規定

第 236 条 (形式的な主語: 溶接によって形成される汽罐等。規制内容: 溶接検査に合格し

なければ罐体検査を受けられない)、

8 名宛人や主語がない規定

8. 1 実質的には使用者が名宛人だと解される規定

第7条(安全管理者の選任時の届出)、第11条(衛生管理者の選任。ただし、常時使用労働者数50人以上の「事業においては」、との文言あり)、第16条第2項(衛生管理者の職務分担の決定)、第39条第1項(労基法第47条第1項(認可の有効期間が切れた危険な機械器具の性能検査)に基づき規定された危険な機械器具(汽罐(=ボイラー)、揚重機(クレーン等)、アセチレン溶接装置等)の性能検査の有効期間満了後の継続利用に際しての労基署長への申請)、第48条(一定規模の事業で常時使用労働者を雇い入れる場合、多量の高熱物体を取り扱う業務、坑内業務、深夜業など一定の危険業務に常時使用労働者を雇い入れる場合等における雇入れ時健診)、第49条第1項(常時使用労働者数50人以上の事業や、農林水産業やサービス業等を除く業種で常時使用労働者を対象とする毎年の定期健診)、第49条第2項(前条第2号に規定する危険業務に従事する労働者を対象とする毎年2回以上の健診)、第49条第3項(前2項の定期健診等の回数を減じ得ること)、第50条第1項(第48条の雇入れ時健診と第49条の定期健診等の検査項目～感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系、X線検査、赤血球沈降速度等～)、第50条第2項(医師の判断によるか実施困難な場合の一部の検査項目の省略)、第50条第3項(検査項目を省略する場合の労基署長への報告)、第51条第1項(食堂や炊事場で働く労働者対象の雇入れ時の検便)、第51条第2項(実施困難な場合の省略と労基署長への報告)、第57条(移動式興行場等の仮設建物等で短期間に廃止するものについての労基法第54条第1項の規制緩和)、第63条第1項(床面から1.8m以内の動力伝導装置の車軸で人との接触の危険があるもの³に、囲いや覆い等を設けるべきこと)、第63条第2項(作業や通行のため跨ぐ必要のある水平車軸には覆いや踏切橋を設けるべきこと)、第63条第3項(踏切橋には手すりを設けるべきこと)、第64条(床面から1.8m以内にある調帯(調車をつなぐベルト)、調車(調帯でつながれた車。プーリー)等で接触の危険があるものや、床面から1.8m以上等にあるが、清掃、注油等で、運転中接触の危険がある調帯等には、囲いや覆いを設けるべきこと)、第65条(通路や作業箇所の上にある調帯で、一定以上の長さ、幅、速度のものにつき、不意の切断による

³ 本条にいう「接触の危険があるもの」について、「たとえば人が作業又は通行のためこれをまたがなければならない場合のような高度の危険である必要はなく、およそ人がこれに接触するある程度の危険が存することをもつて足りる」と広く解釈した例として、旭段ボール事件東京高判昭和39年10月28日東京高等裁判所刑事判決時報15巻11号209頁がある。

危害防止のため、下方に囲いを設けるべきこと)、第 66 条 (調車 (プーリー) と隣接車輪等との間隔が一定以下である場合等には、適当な調帯受け (運動する調帯に接して支える部品) を設けるべきこと)、第 68 条 (調帯の継ぎ目に突出した金具を使用しないこと)、第 70 条 第 1 項 (遊車 (あそびぐるま: ベルト伝導で、原車と従車の間に挟み、ベルトの緩みや振動を取る等の役割を果たす滑車) を使用する場合、手元に遷帯装置 (ベルトシフターのこと。固定プーリーと遊びプーリーの間で、ベルトのかけかえをすることで、動力を伝達させたり遮断したりする装置) を設置すべきこと)、第 73 条 第 1 項 (原動機や動力伝導装置の運転開始時に、関係労働者に合図で周知すべきこと)、第 75 条 (動力で運転する機械には、遊車、クラッチ、スイッチ等の動力遮断装置を設置すべきこと等)、第 77 条 第 1 項 (回転中破壊のおそれのある研磨盤の砥石車 (図参照) には堅固な覆いを設置すべきこと等)、第 77 条 第 2 項 (砥石車を交換した際には、3 分以上試運転すべきこと)、第 78 条 (動力で運転する圧機 (プレス) や切断機には、金型や刃物が作動する箇所に手を入れる必要がない場合を除き、安全装置を設置すべきこと等)、第 79 条 (木工用丸のこ盤には、反ぱつ (のこぎりの刃が、かかった圧力に反ぱつして折れて飛散すること等) 予防装置を設置すべきこと)、第 80 条 (木工用帯のこ盤の歯や動輪には、切断に必要な部分を除き、囲い等を設けるべきこと)、第 81 条 (木工用かんな機 (手押しかんな盤) の刃物の取付軸 (刃が付いている回転軸) を (角型にすると手を巻き込まれやすいため) 原則として丸型にすべきこと)、第 82 条 (ゴムやエボナイト (固くて光沢を持ったゴム) 等の粘性のものを練るロール機には、被害者自らが操作できる急停止装置を設けるべきこと)、第 83 条 (紡績機械の荒打綿機のシリンドカバーのハンドホール (マンホール) 等の機械部分に、回転が停止しなければ開けられない緊錠装置を設けるべきこと)、第 84 条 (織機のシャトル (杼) の脱出による危害を防止するための装置を設置すべきこと)、第 85 条 (紙・布等を通すロール機 (図参照) につき、手が挟まれないよう安全装置を設けるべきこと)、第 86 条 (第 75~第 85 条に定めるもの以外の動力で運転する機械には、危険な部分に安全装置を取り付けるべきこと等)、第 87 条 第 1 項 (運転中の機械の刃の切粉払いや注油のため、ブラシ等の用具を備えるべきこと)、第 88 条 (作業場に通じる場所と作業場には、安全な通路を設けてメンテナンスすべきこと)、第 89 条 (通路には、歩行を妨げない程度に採光や照明を講じるべきこと等)、第 94 条 (旋盤、ロール等の機械が高い場合、適当な高さの作業踏台を設けるべきこと)、第 95 条 (危険性 (爆発性、発火性、引火性) のあるものを製造もしくは取り扱うか、常時 50 人以上が就業する屋内作業場には、2 以上の避難通路を設け、引戸か外開戸とすべきこと)、第 97 条 (複数階にわたり、常時 20 人以上の労働者が就業する建物では、各階に 2 以上の屋外の安全な場所に通じる階段を設けるべきこと、常時 50 人以上の労働者が就業する場合、踏面 (ふみめん)、蹴上 (けあげ: 階段の縦の面)、こう配、内法 (枠以外の横幅) 等を規定の構造とすべきこと)、第 98 条 (メイン通路、非常用の出口や通路には標示をすべきこと)、第 99 条 (通路と車輛の軌道を交わらせる場合、監視人を置くか、警鈴を鳴らす等の措置を講じるべきこと)、第 100 条 (ふ頭や岸壁で荷役作業を行う場所では、危険な場所に照明を講じる、

ふ頭や岸壁に沿う通路の幅を90cm以上とする、陸上の通路等で、隅角（ぐうかく：直線でないところ）、橋、船渠（ドック：船舶の築造・修理等を行うための施設。水を出入りさせて、船の全体を表したり、水上に戻したりすることが多い）の閘門（こうもん：ドックの開閉用の門）の上にかけられた歩道等の危険な箇所には、囲いを設ける等、規定の措置を講じるべきこと）、第101条（労働者が停泊している船舶を往復する場合、原則として歩板等の通行設備を設けるべきこと）、第102条（船の高さが1.5mを超える船艙で労働者が荷役作業をする場合、甲板と船艙間に安全な通行設備を設けるべきこと）、第104条（軌条（レール）を設けた坑道やずい道（トンネル）等の中には、原則として適当な間隔ごとに回避所を設けるべきこと）、第106条（坑内に設けたはしご道等が巻上装置（図参照）に接近して危険な場合、板仕切り等の隔壁を設置すべきこと）、第107条（労働者を水路で船舶に往復させる場合、安全輸送のため必要な措置を講じるべきこと）、第110条（つり足場（図参照）については、安全荷重を超えて負荷をかけないこと、つり鋼索（つりこうさく：重いものをつるワイヤーロープ）の安全係数（ワイヤーロープが破断する荷重の値／ワイヤーロープにかかる荷重の最大値）が10以上、突りょう（とつりょう：つり鋼索を固定する腕木（図参照））等の安全係数が5以上となるようにすべきこと、作業床は、3m以内ごとに金属製の突りょう、足場けた（足場を支えるために水平方向に架ける建設部材）及びつり鋼索で堅固に支持すべきこと、つり鋼索として、30cmごとに子線数（ワイヤーロープを構成する個々のライン）の10分の1以上が切断したものを用いないこと、つり装置には確実な歯止めを設けるべきこと、作業床は幅90cm以上として、幅30cm以上、厚さ5cm以上の板を隙間なく敷き詰めるべきこと、高さ75cm以上の丈夫な手すりを設けるべきこと等）、第111条第1項（物品の上げ下ろし口、ピット（地下に設けられる配管のための空間）、煮沸そう（殺菌消毒のため熱湯を設ける水槽）、作業床の端や開口部、たて坑、井戸、船のそう口など、労働者の墜落の危険がある箇所には、原則として、囲、手すり、覆等の設備を設けるべきこと）、第111条第2項（やむを得ない必要があれば取り外せるが、必要がなくなれば、元に戻すべきこと）、第112条第1項（たて坑内、井戸、40度以上の斜面等、墜落の危険のある場所で労働者を作業させる場合、腰綱を使用させる等の防止措置を講じるべきこと）、第113条第1項（不要なたて坑、坑井（こうせい：鉱山の坑内に設けられた、通風、運搬等のための小さなたて坑のこと）等には、坑口の閉塞等の墜落防止措置を講じるべきこと）、第113条第2項（不要の坑道跡等には、通行遮断設備を設けるべきこと）、第114条（作業用の移動はしご（キャスター等により移動が可能な作りのはしご）には、滑り止め装置等、転倒防止措置を講じるべきこと）、第116条（崩壊の危険のある地盤のもとで労働者を作業させる場合、適宜作業箇所上部の切り落とし等により安全なこう配を保持するか、適当な土留（土止め）を設けるべきこと、それが困難な場合には、看視人を設置すべきこと、危険な雨水、地下水等を排除すべきこと）、第117条（土砂の崩壊や落下の危険がある掘削箇所と、その下方の積込み等の作業箇所の間には、安全な間隔を設ける等の措置を講じるべきこと）、第118条第1項（落盤の危険がある場所には、支柱その他の防止施設を設けるべきこと）、第118

条第2項(特に、採掘や掘進中に落盤の危険が高まる場合、支柱材等を便宜な場所に配置すべきこと)、第119条(坑道やずい道(トンネル)を掘る際に、水やガスの噴出による危険がある場合、検知孔をうがつ(小さな穴を空けて、水やガスの漏れを検査する)等の措置を講じるべきこと)、第120条(露天採掘場については、崩壊の危険のある表土を予め除去してから採掘すべきこと、浮石(ふいし:基盤から離れて不安定な石)を除去すべきこと、採掘箇所の下部に柵などの落石防止設備を設ける等の措置を講じるべきこと等)、第121条第1項(3m以上の高所から物体を投下する際には、適当な投下設備を設置するか看視人を設置する等の措置を講じるべきこと)、第122条(物体の落下・飛来による危険がある場合、防網設備、立入区域設定等の危害防止措置を講じるべきこと)、第123条(1トン以上の重量物を1貨物で運搬する際等には、原則として、その重量を明示すべきこと条)、第124条第1項(電気工作物(発電機、変圧器など、電気エネルギーの発生、送電、変電や利用を行う地面に接着した人工物)、電気機械器具(発電機、燃料電池、変圧器など、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電や利用を行う機械器具)等の電気設備の危険な部分を標示し、照明を施すべきこと)、第124条第2項(第1項の電気設備への接触による危険がある箇所に囲いを設けるべきこと)、第124条第3項(第1項の電気設備を毎月点検して、異常があれば直ちに修繕すべきこと等)、第125条(感電の危険がある箇所の電気を遮断して修繕・点検等の作業をする場合、スイッチに錠をかける等、通電を防止するための確実な措置を講じるべきこと等)、第126条(労働者が接触する危険のある、電気機械器具に付属するコード等は、労働者に接触する危険がある場合、水に対して安全なものや湿気を帯びないものを使用すべきこと等)、第127条第1項(感電や電気やけどの危険のある作業では、適当な保護具を備えるべきこと)、第128条第2項(溶鉱炉、溶銑炉、ガラス溶解炉など多量の高熱物を取り扱う場所では、適当な保護具を備えるべきこと)、第129条第1項(原動機、動力伝導装置等に頭髮や被服が巻き込まれる危険がある労働者には、適当な帽子や作業服を着用させるべきこと)、第131条第1項(歩行面や作業に不適当な履物を労働者に使用させないこと)、第132条第2項(アーク溶接など強い光線を発散する場所では、適当な保護具を備えるべきこと)、第133条第1項(金属の乾燥研磨、炭酸飲料水のビン詰め等、物体の飛来による危険がある場合、飛来防止設備を設置するか、適当な保護具を備えるべきこと)、第134条(労働者に水上作業をさせる場合、浮袋等の救命具を備え付けるべきこと)、第135条(事業用の建築物の新築、増改築に際しては、複数の建築物の間に、防火や避難に必要な間隔を設けるべきこと、一定の床面積以上の建築物では外壁や屋根を耐火性とすべこと⁴⁾、第136条第2項(火炉など多量の高熱物を取り扱う設備の基礎工事の際、地下水や雨水の浸入による爆発の防止措置を講じるべきこと)、第138条(接触により火災や爆発を生じ得るものを同じ運搬機に積載したり、同じ場所で同時に取り扱わせないこと)、第140条第2項(爆発のおそれのあるガス・蒸気や、粉じんを発生する場所には火花を発生したり過熱のお

⁴⁾ 上述したように、このような条項は、建設業者等に適用された可能性も否定できない。

そのある機械や設備を設置しないこと)、第 141 条 (特に危険な箇所には原則として立入を禁止し、火災や爆発の危険がある箇所では火気の使用を禁じる標示をなすべきこと)、第 143 条第 2 項 (映写機に速燃性フィルムを使用する場合には、その上下を取める金属製ドラムを備えるべきこと)、第 144 条第 1 項、第 2 項 (建築物には、その規模、作業の性質等に応じた消火設備を適所に設けるべきこと⁵⁾、第 145 条 (火炉等火災を生じる危険のある設備と可燃性物体の間には、間隔を設けるか、可燃性物体を遮熱材料で防護すべきこと)、第 147 条 (自然発火の危険がある物を積み重ねる場合、危険温度への到達防止措置を講じるべきこと)、第 149 条第 1 項 (喫煙所、ストーブ等火気を使用する場所には防火設備を設けるべきこと)、第 153 条 (可燃性ガスがある地下作業場で労働者を就労させる場合、毎日ガスの含有率を検査すべきこと、メタンガスの含有率が 100 分の 1.5 以上の場合、改善措置を講じ、労働者を退避させ、動力を停止すべきこと)、第 154 条 (発破の際に、労働者が安全距離まで避難し難い場合、避難所を設置すべきこと)、第 160 条第 2 項 (爆発性又は引火性の物の乾燥室の内部には、スイッチと安全電灯 (白熱灯や蛍光灯などの安全な電灯) 以外の電灯を用いてはならないこと)、第 161 条第 1 項、第 2 項 (乾燥室にはその構造、規模、乾燥物の種類、加熱方法等に適応した有効な消火設備を設けるべきこと)、第 162 条 (乾燥室の最初の使用時、乾燥方法や乾燥物の種類を変えた時は、技術上の責任者を定めて直接指揮させるべきこと)、第 165 条 (内圧容器を設置、取替又は改造しようとする時は、第 56 条所定の届出書に、用途・構造調書、構造や据付方法を示す図面、耐圧証明書の写しを添付すべきこと)、第 171 条第 1 項 (「作業の性質その他やむを得ない事由によって」本編 (第 2 編) 及び第 4 編の安全基準により難い場合、様式第 20 号で所轄労基署長に適用除外の申請ができること)、第 172 条 (衛生上有害な作業場では、作業や施設の改善により原因の除去に努めるべきこと⁶⁾、第 173 条 (ガス、蒸気又は粉じんを発散する屋内作業場では、空気中の含有濃度を危険レベル内に抑えるため、局所排気や機械装置 (発散源) の密閉、換気等の適当な措置を講じるべきこと)、第 174 条 (排気や排液に有害物や病原体を含む場合、洗浄、ろ過等で処理して排出すべきこと)、第 175 条 (屋内や坑内で著しく粉じんを飛散する作業場では、原則として、注水等の防じん措置を講じるべきこと)、第 176 条 (強烈的な騒音を発する屋内作業場には、伝播防止のため、隔壁を設ける等の措置を講じるべきこと)、第 177 条 (坑内で炭酸ガスが停滞する／そのおそれがある場所や酸素が不足する／そのおそれのある場所では、毎月 1 回以上濃度を測定し、結果を記録すべきこと)、第 178 条 (坑内作業場では、原則として、炭酸ガス濃度を 1.5% 以下、酸素濃度を 16% 以上とすべきこと)、第 179 条第 1 項 (一定の場所～多量の高熱物体を取り扱う場所、有害放射線に晒される場所、

⁵ 本条も、建設業者等に適用された可能性がある。

⁶ いわゆる 3 ステップ・アプローチにおける第 1 ステップ (上流での本質的対策によるリスク要因の除去や軽減) を優先すべきことを定めている。ただし、強制ではなく、努力義務としている。

炭酸ガス濃度が1.5%を超えるか酸素濃度が16%未満の場所、有害物を取り扱う場所、病原体による汚染のおそれが著しい場所～につき、原則として立入を禁止し、その旨掲示すべきこと)、第181条(著しい暑熱や寒冷の場所での業務、多量の高熱物体や低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害放射線に晒される業務、ガス、蒸気、粉じんを発生し、衛生上有害な場所での業務、病原体による汚染のおそれが強い業務等衛生上有害な業務では、労働者に使用させるため、防護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適当な保護具を備えるべきこと)、第182条(皮膚障害を生じるものを取り扱う業務、経皮的に中毒や感染を生じるおそれのある業務においては、労働者に使用させるため、塗布剤、不浸透性の作業衣、手袋、履き物等適当な保護具を備えるべきこと)、第183条(強烈な騒音を発する作業場での業務では、労働者に使用させるため、耳栓等の保護具を備えるべきこと)、第184条(第181～第183条所定の保護具は、同時に就業する労働者数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持すべきこと)、第186条(保護具等の使い回しにより疾病感染のおそれがある場合、各人専用のものを備えるか、感染予防措置を講じるべきこと)、第187条第1項(杼通しのために緒を吸い出す必要がある織機の杼(シャトル)には、緒引出具を備えるべきこと)、第188条(ゲージ圧力 $1\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上の高気圧下で労働者を就業させる場合、医師が適格と診断した者に限ること、2回/日以内に限ること、加圧・減圧を徐々に行うこと、作業時間/回、休息时间、減圧時間に関する規制を遵守すること等の条件を充たすべきこと)、第189条(前条所定の高圧室で用いる施設、器具等(外部連絡用電話、酸素発生器付救助器等)の重要部分を定期的に点検すべきこと)、第190条(ゲージ圧力 $3\text{kg}/\text{cm}^2$ を超える高気圧下で就業させる場合、十分な経験を有する医師の指揮監督下に置くべきこと)、第193条(屋内で労働者を常時就業させる場合、気積は原則として $10\text{m}^3/\text{人}$ とし、換気量は毎時 $30\text{m}^3/\text{人}$ とし、直接外気に開放され、床面積の16分の1以上の面積の窓を設け、気温が摂氏10度以下の場合、 $1\text{m}/\text{秒}$ 以上の気流に労働者を晒さないようにすべきこと)、第194条第1項、第2項(通気施設を設け、2回/月以上通気量を確認して記録すべきこと)、第196条(労働者を常時就業させる場所の採光・照明では、明暗の対照(落差)を著しくせず、まぶしさを起こさせない方法で行うべきこと)、第197条(暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場では、毎月2回以上気温や湿度を測定して結果を記録すべきこと)、第198条(前条所定の屋内作業場のうち衛生上有害のおそれがあるところでは、適当な温湿度調節の措置を講じるべきこと)、第199条(作業場内に多量の熱を放散する溶融炉(可燃物や不燃物を高温で溶かす焼却炉の一種)等がある場合、加熱された空気を排気するか、輻射線から労働者を保護する措置を講じるべきこと)、第200条(加熱された炉、汽罐(=ボイラー)等の修理の際には、適当に冷却しない限り、労働者を内部に入らせないこと)、第201条(給湿する場合、衛生上有害とならない程度にとどめ、噴霧では清浄な水を用いるべきこと)、第202条(坑内で気温が摂氏28度を超える/そのおそれがある場所につき、毎月2回以上気温を測定し、結果を保存すべきこと)、第204条(事業場に休憩設備を設けるよう努めるべきこと)、第205条(著しい暑熱、寒冷、多湿、有害ガス、蒸気や粉じんを発生する等衛生上有害な作業場では、原則として作

業場外に休憩設備を設けるべきこと)、第 206 条 (持続的な立業に従事し、就業中しばしば座ることができる労働者に対して、椅子を備えるべきこと)、第 207 条第 1 項、第 2 項 (夜間に労働者に睡眠させる必要がある場合か、(夜間に限らず) 就業途中に仮眠の機会がある場合、当該事業場に男女別で適当な睡眠・仮眠場所を設け、寝具、かや等を設けると共に、疾病感染予防措置を講じるべきこと)、第 208 条 (多量の発汗を伴う作業場では、労働者による摂取のため、塩と飲料水を備えるべきこと)、第 209 条 (常時使用労働者数 50 人以上か、同じく女性労働者 30 人以上の事業場では、労働者が横になれる休養室等を男女別に設けるべきこと)、第 210 条 (事業場の清潔を保つため、掃除用具を備えるべきこと、年 2 回有効な大掃除を行うべきこと)、第 212 条 (事業場には、たんつぼを備えるべきこと)、第 216 条第 1 項 (身体や被服を汚染するおそれがある作業場では、洗面所やうがいの設備、更衣所や洗浄の設備を設けるべきこと、第 216 条第 3 項 (前項の設備のほか、著しく身体を汚染する作業場につき、都道府県労働基準局長が、必要に応じて使用者に設置を命じる入浴施設につき、必要な用具を備えるべきこと)、第 217 条 (被服が著しく湿潤する作業場では、被服を乾かす設備を設けるべきこと)、第 218 条第 1 項～第 3 項 (飲用又は食品洗浄に用いる水は、公共団体の水道から供給される清浄なものとすべきこと、私設水源を用いる場合、公共団体等の審査に合格したものとし、適当な汚染防止措置を講じるべきこと)、第 219 条第 1 項 (事業場には、一定の条件～男女別とし、なるべく建物に間仕切りを設けるべきこと、便所の数を同時に就業する労働者数に応じて規定の数とすべきこと、なるべく床・腰板を不浸透性の材料で塗装すべきこと、汚物が土中に浸透しない構造とすべきこと、流水式の手洗い装置を設けるべきこと等～を満たす便所を設けるべきこと)、第 220 条第 1 項 (第 205 条所定の作業場～著しい暑熱、寒冷、多湿、有害ガス、蒸気や粉じんを発生する等衛生上有害な作業場～では、原則として、作業場外に食事場所を設けるべきこと)、第 222 条第 1 項 (事業場で 1 回 300 食以上か 1 日 500 食以上の給食を行う場合、栄養士を配置すべきこと)、第 223 条第 1 項、第 2 項 (事業場には、負傷者の手当用の救急用具等を備え、その設置場所と使用方法を労働者に周知すべきこと、用具等を常時清潔に保つべきこと)、第 229 条 (汽罐、特殊汽罐、給水加熱器や節炭器 (エコノマイザともいい、エネルギー消費を減らすため、または流体の予熱などを行うための熱交換器)、過熱器 (ボイラー等により発生する乾き飽和蒸気をさらに熱し、より高い温度の過熱蒸気を発生させるための装置で熱交換器の一種)、蒸気だめ (ボイラーで発生した蒸気を用途別に分配するために留め置く設備)、主蒸気管 (ボイラーの出口から蒸気の使用先に至る管)、給水管 (ボイラーに水を供給するための給水ポンプからボイラーまでの水管)、吹出管 (ボイラー水が蒸留することで沈殿する残留物などを排出するため、胴やドラムに設けられることが多い管。通常は、吹出口から吹出弁等をつなぐ管を意味する)、蒸気分離器 (蒸気管内の水滴を分離して再度蒸気に変える工程に配分するための機器。気水分離器ともいう)、還元器等の附属装置の圧力を受ける部分を溶接する場合、原則として、この規則の溶接に関する規定によるべきこと)、第 230 条第 3 項 (罐体検査に合格した汽罐や特殊汽罐、審査の申請の際に添付し、検査済の押印を

受けた明細書を滅失した時は、検査を受けた都道府県労働基準局長に再交付を申請できること)⁷、第 234 条第 4 項（溶接検査に合格した汽罐等の審査の申請の際に添付し、検査済の押印を受けた明細書を滅失した時は、検査を受けた都道府県労働基準局長に再交付を申請できること）、第 238 条第 1 項（罐体検査後 1 年以上経過した汽罐等を設置する際には、労基署長の性能検査を受けるべきこと）、第 239 条第 1 項（汽罐には汽罐取扱主任者を選任すべきこと）、第 239 条第 2 項（汽罐取扱主任者を選任したら労働基準監督署長に報告すべきこと）、第 241 条第 1 項（汽罐又は特殊汽罐の設置工事が落成したら、所轄労働基準監督署長に所定の申請書を提出して落成検査を受けるべきこと）、第 241 条第 4 項（汽罐検査証の交付後でなければ、その使用はできないこと）、第 241 条第 5 項（汽罐検査証を滅失した時は、所轄労働基準監督署長に再交付を申請できること）、第 244 条（汽罐等の罐胴（ドラム）、炉筒（円筒形の燃焼室）、火室、鏡板（ドラムなどの両端に取り付ける板。管板とも言う）、天井板、控、燃焼装置、汽罐等の据付基礎、制限圧力等を変更する際には、所定の認可申請書に汽罐検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すべきこと）、第 245 条（前条の変更工事～汽罐等の罐胴（ドラム）、炉筒（円筒形の燃焼室）、火室、鏡板（ドラムなどの両端に取り付ける板。管板とも言う）、天井板、控、燃焼装置、汽罐等の据付基礎、制限圧力等の変更工事～落成時には、原則として、所轄労働基準監督署長に所定の申請書を提出して変更検査を受けない限り、使用してはならないこと）、第 246 条第 1 項（汽罐等の使用を 1 年以上休止しようとする時は、所轄労働基準監督署長に報告すべきこと）、第 246 条第 2 項（使用休止期間中に性能検査の有効期間が満了した場合、改めて性能検査を受けない限り使用してはならないこと）、第 246 条第 3 項（前項の性能検査を受ける際には所定の様式で労働基準監督署長に申請すべきこと）、第 246 条第 4 項（汽罐等の使用を廃止する際には、汽罐検査証を所轄労働基準監督署長に返還すべきこと）、

8. 2 実質的には国が名宛人だと解される規定

第 25 条（衛生管理者免許の不適合者へは免許を与えないこと）、第 26 条（都道府県労働基準局長による免許認定の際の免状の交付）、第 31 条（衛生管理者試験の科目免除）、第 38 条第 2 項（汽罐（≒ボイラー）、揚重機、アセチレン溶接装置等危険な機械器具の範囲や認可の基準については、第 4 編で定めること）、第 39 条第 2 項（汽罐（≒ボイラー）等の特定の危険な機械器具の性能検査を行う際の事前の期日指定）、

⁷ 当初、都道府県労働基準局長による罐体検査を受けようとする者は、使用者以外であること（：使用者以外の者が検査を受けた上で使用者に納品すること）もあり得ただろうが、同検査に合格後、汽罐や明細書を滅失したとして再交付を求める者は、所有権移転後なので、少なくとも名義上は使用者であることが多かったと察し、ここに分類した。

8. 3 実質的には都道府県労働基準局長が名宛人だと解される規定

第 216 条第 2 項（著しく身体を汚染する作業場では、必要に応じ、使用者に入浴施設の設置を命じられること）、

8. 4 実質的には許認可を受けようとする者が名宛人だと解される規定

第 41 条第 1 項（汽罐（≠ボイラー）等の機械器具の性能検査を受ける際に必要な準備）、第 41 条第 2 項（揚重機（クレーン等）の性能検査を受ける際に必要な準備）、第 41 条第 3 項（アセチレン溶接装置の性能検査を受ける際に必要な準備）、第 231 条（水管式汽罐や鋳鉄（ちゅうてつ）製汽罐等の組立式の汽罐については、先に第 237 条所定の設置許可を受けた後に罐体検査を受けることができること）、第 234 条第 1 項（汽罐や特殊汽罐の溶接については、溶接検査を受けるべきこと）、

8. 5 実質的には製造者、譲渡提供者、使用者等の関係者全てが名宛人だと解される規定

第 59 条（動力伝導装置（モーター、エンジン等の原動機の回転力を、使用する産業機器の必要な回転数に変換して伝えるもの）による危害の防止のため、機械ごとに電動機（モーター）を付けたり、構造をシンプルにするよう努めること）、第 250 条（蒸気罐には、一定の伝熱面積以下の場合を除き、2 個以上の安全弁（ボイラー内の圧力が一定以上に達した際に自動的に開いて圧力を下げるバルブ）を備え、内部圧力が制限圧力×1.1 を超えないよう措置すべきこと）、第 251 条第 2 項（蒸気罐において、安全弁に加わる圧力が 600kg を超える場合、テコ式としてはならないこと）、第 253 条第 2 項（第 1 項（蒸気罐の安全弁は、制限圧力を 4% 又は $0.5\text{kg}/\text{cm}^2$ 以内を超えた際に作動し始めるべきこと）は、圧力の上昇に伴い段階的に作動する安全弁が複数ある場合、最初に作動するものに限り適用すること）、第 255 条（最大蒸気圧が継続しても制限圧力の 1.1 倍以上に達しない機能を持った安全弁には、前条（安全弁の径の合計面積は、制限圧力と火格子面積に応じ、所定の計算式で導かれた値以上にすべきこと）を適用しないこと）、第 257 条（2 個以上の安全弁を同じ弁台に設ける際は、弁台の有効断面積（力学的に有効に働く断面積）を安全弁の合計面積以上とすべきこと）、第 258 条第 1 項（温水罐には、水を逃す管（逸水管）や弁（水逃し弁）を備えるべきこと）、第 261 条第 1 項（蒸気罐には、制限圧力の 1.5～3 倍の目盛りを持つ圧力計を設け、制限圧力の目盛りに標準を付すべきこと）、第 264 条第 1 項（温水罐には、罐体か温水の出口付近に、制限圧力の 1.5 倍以内の目盛りを持つ水高計又は第 261 条が定める圧力計を備えるべきこと）、第 264 条第 2 項（温水罐には、水高計と同時に見られる位置に罐

水の温度計を備えるべきこと)、第 265 条 (蒸気罐には、原則として、2 個以上のガラス水面計を備えるべきこと)、第 268 条第 1 項 (蒸気罐には、水室最下部に吹出管を備え、吹出弁か吹出コックを備えるべきこと)、第 268 条第 2 項 (制限圧力が 10kg/cm²以上の据付蒸気罐には、2 個以上直列の吹出弁を備えるか、吹出弁と吹出コックを併用すべきこと)、第 272 条第 1 項 (蒸気罐には、原則として、随時、単独で最大蒸発量以上を給水できる給水装置を 2 個以上備えるべきこと)、第 272 条第 2 項 (火格子面積や伝熱面積が一定基準以下の蒸気罐の場合、給水装置は 1 個にできること)、第 272 条第 3 項 (制限圧力が一定基準以上の蒸気罐の場合、第 1 項所定の給水装置は、動力で運転する給水ポンプやインゼクター (ボイラーが噴出する蒸気の圧力で自身に給水する装置) とすべきこと)、第 274 条 (近接した 2 以上の蒸気罐を結合して使用する場合、給水装置に関する規定の適用に際しては、1 蒸気罐とみなすこと)、第 275 条 (給水装置の給水管には、原則として、蒸気罐に近接した位置に、給水弁 (給水バルブのこと。給水する水量を調整する機能を持つ) 及び逆上弁 (流体の逆流を止める弁) を備えるべきこと)、第 278 条 (煙突に通じる煙道には、風戸 (かざと。ダンパーのこと) を設け、その操作装置を容易に調節できる位置に設けるべきこと)、第 279 条 (微粉炭燃焼装置 (石炭を微粒に粉碎し、空気中で燃焼させるための装置) には、爆発燃焼による危害防止のため、爆発戸を設けるべきこと)、

【横断的課題】

- ・ 規格は誰の義務か。
- ・ 規格試験は国の義務か。
- ・ 資格要件は誰の義務か。
- ・ 資格試験は国の義務か。

厚生労働科学研究費補助金

分担研究報告書

労働安全衛生法第 37 条から第 58 条の逐条解説

分担研究者 井村 真己 沖縄国際大学法学部・教授

研究要旨

労働安全衛生法は、労働災害の防止の危険防止基準の確立の一環として、第 5 章において、機械並びに危険物及び有害物に関する規制を行っている。本分担研究は、この第 5 章全体の逐条解説を目的とするものであるが、本年度は、第 37 条のいわゆる特定機械等の製造許可制に関する調査を行った。

法第 37 条の趣旨・沿革から明らかになったこととして、本条の特定機械等については、古いものでは明治初期から当該機械に関する災害の事例が存在しており、また、かかる災害に対する法的な規制も様々な形で行われてきていた。そうして、1972 年の安衛法制定時には、すでにこれら特定機械等に対する製造許可制の仕組みは確立されてきており、本条はかかる現状を追認したものといえることができる。ただし、このことは、これら特定機械等以外の機械について本条に基づく製造許可制を導入することを排除するものではないから、本条における「特に危険な作業を必要とする機械」について判断基準を確立することが解釈上の課題になるものと思われる。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き123条ある安衛法のうち第37条から第58条について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

C. 研究結果

1 第37条（製造の許可）

1.1 条文

第三十七条 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

2 都道府県労働局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

別表第一（第三十七条関係）

- 一 ボイラー
- 二 第一種圧力容器（圧力容器であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）
- 三 クレーン
- 四 移動式クレーン
- 五 デリック
- 六 エレベーター
- 七 建設用リフト
- 八 ゴンドラ

1.2 関連政省令

1.2.1 施行令

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（中略）

- 三 ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

- イ ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が〇・五平方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの
- ロ ゲージ圧力〇・三メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が〇・〇〇〇三立方メートル以下のもの
- ハ 伝熱面積が二平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力〇・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの
- ニ ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以下のもの
- ホ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が五平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・〇二立方メートル以下のものに限る。）
- へ 内容積が〇・〇〇四立方メートル以下の貫流ボイラー（管寄せ及び

気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下のもの

（中略）

- 五 第一種圧力容器 次に掲げる容器（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が〇・〇四立方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇四以下の容器を除く。）をいう。

- イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）
- ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によつて蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの
- ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの
- ニ イからハマまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器

（中略）

<p>八 移動式クレーン 原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるクレーンをいう。</p> <p>九 簡易リフト エレベーター（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第五号までに掲げる事業の事業場に設置されるものに限るものとし、せり上げ装置、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものを除く。以下同じ。）のうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が一平方メートル以下又はその天井の高さが一・二メートル以下のもの（次号の建設用リフトを除く。）をいう。</p> <p>十 建設用リフト 荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、土木、建築等の工事の作業に使用されるもの（ガイドレールと水平面との角度が八十度未満のスキップホイストを除く。）をいう。</p> <p>十一 ゴンドラ つり足場及び昇降装置 その他の装置並びにこれらに附属する物により構成され、当該つり足場の作業床が専用の昇降装置により上昇し、又は下降する設備をいう。この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の適用を受けるものを除く。）</p> <p>二 第一種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）の適用を受けるものを除く。）</p> <p>三 つり上げ荷重が三トン以上（スタツカー式クレーンにあつては、一トン以上）のクレーン</p> <p>四 つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン</p> <p>五 つり上げ荷重が二トン以上のデリック</p> <p>六 積載荷重（エレベーター（簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ。）、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。）が一トン以上のエレベーター</p> <p>七 ガイドレール（昇降路を有するものにあつては、昇降路。次条第三項第十八号において同じ。）の高さが十八メートル以上の建設用リフト（積載荷重が〇・二五トン未満のものを除く。次条第三項第十八号において同じ。）</p>
<p>第十二条 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。</p> <p>一 ボイラー（小型ボイラー並びに船舶</p>	

八 ゴンドラ

2 法別表第一第二号の政令で定める圧力容器は、第一種圧力容器とする。

1.2.2 関連規則

1.2.2.1 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年9月30日労働省令第33号）

第三条¹ ボイラーを製造しようとする者は、製造しようとするボイラーについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているボイラーと型式が同一であるボイラー（以下「許可型式ボイラー」という。）については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、ボイラー製造許可申請書（様式第一号）にボイラーの構造を示す図面及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 一 強度計算
- 二 ボイラーの製造及び検査のための設備の種類、能力及び数
- 三 工作責任者の経歴の概要
- 四 工作者の資格及び数
- 五 溶接によつて製造するときは、溶接施行法試験結果

1.2.2.2 クレーン等安全規則（昭和47年9月30日労働省令第34号）

第三条² クレーン（令第十二条第一項第三号のクレーンに限る。以下本条から第十条まで、第十六条及び第十七条並びにこの章第四節及び第五節において同じ。）を製造しようとする者は、その製造しようとするク

レーンについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、すでに当該許可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーン（以下この章において「許可型式クレーン」という。）については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、クレーン製造許可申請書（様式第一号）にクレーンの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 一 強度計算の基準
- 二 製造の過程において行なう検査のための設備の概要
- 三 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

1.2.2.3 ゴンドラ安全規則（昭和47年9月30日労働省令第35号）

第二条 ゴンドラを製造しようとする者は、その製造しようとするゴンドラについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、すでに当該許可を受けているゴンドラと型式が同一であるゴンドラ（以下この章において「許可型式ゴンドラ」という。）については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、ゴンドラ製造許可申請書（様式第一号）にゴンドラの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 一 強度計算の基準
- 二 製造の過程において行なう検査のための設備の概要
- 三 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

1.3 趣旨と内容

1.3.1 趣旨

安衛法は、危険な作業を必要とする機械等や有害物について、利用に供されるようになってから安全衛生上の対策を講じるよりも、製造・流通の段階で必要な措置をとっておく方がより効果的であるとの観点から、第5章においてそのような機械、危険物および有害物について所要の規制を加えることとしている³。第37条は、このうち特に危険な作業を必要とする機械等の製造をしようとする者に対して、都道府県労働局長の許可を受けることを義務づけ（第1項）、また労働局長が許可を行うにあたっては、当該機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合していることを要すると定めている（第2項）。第37条の規制の対象となるのは、機械等を使用する事業者ではなく、当該機械等の製造者である。

同条にいう特に危険な作業を必要とする機械等については、法の別表第一にボイラー、クレーン、エレベーター、ゴンドラなど8種の機械が指定され、さらに安衛法施行令第12条1項でその対象となる機械が明示される（以下では特定機械等と略す）。これら特定機械等については、省令で安全規則が、また告示で構造規格⁴がそれぞれ制定されている。これらの機械については、欧米諸国においても古くから構造上の要件が定められており、また製造から設置・使用

について検査制度が設けられていることから、わが国でも同様に規制の対象となったものと考えられる⁵。

なお、本条の許可を得ることなく特定機械等を製造した者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる（法第117条）。

1.3.2 内容

第37条による製造許可が要求される特定機械等については、そのいずれについても安衛法制定以前に安全規則の策定が行われており、その中で構造規格に基づく製造許可の仕組みが確立されていた。第37条は、安衛法制定当時に特に危険と認識されていた特定機械等への規制がほぼそのまま立法化されたものであるといえよう（各機械に対する規制の沿革については後述する）。この点を踏まえつつ、第37条の内容について解説していく。

1.3.2.1 「特に危険な作業を必要とする機械」

第37条については、法制定時から現在に至るまで法改正による新たな機械の追加は行われていない。そうすると、第37条にいう「特に危険な作業を必要とする機械」とは、現状の8種類の特定機械等を指すものと解すれば十分なように見える。しかし、これら特定機械等について、安衛法が「特に危険な作業を必要とする機械」と一般的な文言を持って定義している以上、法の適用対象となる機械が他に存在する可能性は否定できない。そこで、この条文上の文言に基づく第37条の適用対象となる機械の判断基準について若干の検討を行うことに

する。

第 37 条の「特に危険な作業を必要とする機械」との文言は、そのまま解釈すれば労働者による「危険な作業」に重点が置かれているようであり、機械それ自体の問題ではないようにも読める。しかし、そのような作業を必要とする機械を規制の対象としている以上、機械自体の危険性も当然に含むものと解すべきであろう。

また、後述するように特定機械等による災害については、① ボイラー破裂事故に典型的であるが、当該機械における災害の発生が労働者の身体・生命の危険に直結している、② クレーン倒壊やゴンドラ墜落など、その作業場所との関連で、当該機械による災害の発生が当該作業に従事している労働者のみならず、一般人を巻き込む可能性がある、③ 災害の発生原因が、機械の構造的な欠陥あるいは不十分な理解に基づく機械の使用によることが多い、といった点にその特徴を見ることができる。

これらの点を考え合わせると、「特に危険な作業を必要とする機械」とは、当該機械による災害の発生が労働者・一般人の生命への危険をもたらす蓋然性が高い機械のうち、その災害の発生原因が機械の構造上の欠陥または機械の作業方法の不備のいずれか若しくはその両方によることが経験則上明らかな機械と解釈することができよう。そうすると、本条は、機械の構造上の欠陥の根絶を製造の許可制を通じて行い、それに加えて第 61 条およびその関連規定により講習受講または資格取得をしていない者の就業を制限することにより、当該機械の使用にかかる安全を確保しようとするものと解することができる。

1.3.2.2 「製造しようとする者」

本条の規定に基づく製造許可を受けるべき者は、個々の特定機械等を実際に製造しようとする者であるが、関連規則にて明らかかなように、すでに許可を受けている特定機械等と同一の型式のものを製造する場合には、個々の機械の製造ごとに許可を得る必要はない（ボイラー則第 3 条 1 項但書、クレーン則第 3 条 1 項但書、ゴンドラ則第 2 条 1 項但書）。この場合の「同一の型式」については、特定機械等の種類により求められる要件が異なっており、ボイラーおよび圧力容器に関しては、種類、主要材料、工作方法について同一性が求められるのに対し（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 597 号）、クレーンおよびゴンドラは、種類、構造部分の材料および形状、能力（つり上げ荷重、積載荷重）、工作方法について同一性が必要である（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 598 号（クレーン等）昭和 47 年 9 月 18 日基発第 599 号（ゴンドラ））。

また、複数の製造事業者が共同で特定機械等を製造する場合には、各々が「製造しようとする者」に該当することになるため、それぞれの製造分担を明らかにし、主たる部分を製造する者を所轄する都道府県労働局庁に共同申請しなければならない（昭和 34 年 2 月 19 日基発第 102 号）。

クレーンのように部品を運んで現地で組み立てて使用する機械については、主要な構成部分を製造する者が本条にいう「製造しようとする者」に該当する。

1.3.3 特定機械等の定義

第 37 条の適用に当たっては、製造許可の

対象となる特定機械等がどのようなものであるかが問題となるが、この点に関しては、安衛法施行令に具体的な定義が置かれている。この規定を踏まえつつ、それぞれの機械の定義を確認しておく。

1.3.3.1 ボイラー

一般にボイラーとは、燃料を使用して水を熱することによって温水や蒸気を発生させる装置をいう。ボイラーは、その発生物質によって温水を発生させる温水ボイラー、蒸気を発生させる蒸気ボイラーにより区分されるほか、その製造原料により鋼製ボイラーと铸铁製ボイラーに区分される。铸铁ボイラーは、さらにその構造によって丸ボイラー（水を満たした缶を主体としたボイラー）、水管ボイラー（伝熱部が水管になっているボイラー）に大分することができる。安衛法施行令第1条第3号ホにある貫流ボイラーとは、水管ボイラーの一種である（ボイラーの構造図については、図1から図4を参照⁶⁾）。

法37条の製造許可を要するボイラー（小規模ボイラー）は、安衛法施行令1条3号により、一定以上の伝熱面積、最高使用圧力、胴の内径および内容積をもつものとされている（安衛法上のボイラーの区分については図5から図9を参照⁷⁾）。

1.3.3.2 第一種圧力容器

第一種圧力容器は、その中に入っているものが大気圧の沸点を超える温度の液体（飽和液）と定義されており、気体（ガス）である第二種圧力容器と区別されている。この理由は、破裂した場合における被害の相違であり、第一種圧力容器の場合、圧を

かけて液体になっているものが一気に蒸発して気体に変化し膨張するために被害が大きいことからより厳しい規制が必要とされており、第37条の製造許可の対象となるのも第一種圧力容器のみである。第一種圧力容器の定義は施行令第1条第5号に定められており、一定以上の最高使用圧力、胴の内径、内容積をもち、容器内の圧力が大気圧を超える容器のうち、① 蒸気により固体や液体を加熱する容器、② 化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器、③ 液体の成分を分離するために当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器が製造許可の対象となっている（安衛法上の圧力容器の区分については図10および図11を参照⁸⁾）。

1.3.3.3 クレーン

クレーン則に基づくクレーンの種類、区分については、表3から表4および図12から図19を参照⁹⁾）。

1.3.3.4 移動式クレーン

1.3.3.5 デリック

1.3.3.6 エレベーター

1.3.3.7 建設用リフト

1.3.3.8 ゴンドラ

1.4 関連規定

本条に基づく安衛法施行令第12条では、ボイラーおよび第一種圧力容器に関して、別法による規制を受けるものについては安

衛法上の特定機械等の範囲には含まれないことを明言している。

このほか、安衛法施行令第 12 条第 1 項第 1 号には、簡易ボイラー¹⁰、小型ボイラー¹¹のほか、船舶安全法に基づき船舶に設置されるボイラーや、電気事業法に基づく発電ボイラーが第 37 条の製造許可の適用が除外されるボイラーの類型として挙げられている¹²。

また、ボイラーの場合と同様に、（簡易）容器¹³、小型圧力容器¹⁴、船舶安全法および電気事業法に基づく圧力容器のほか、高圧ガス保安法に基づく特定設備、ガス事業法に基づく容器や配管、導管、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）に基づく容器については製造許可の対象から除外されている¹⁵。

1.5 沿革

1.5.1 法制史

第 37 条による規制対象となる特定機械等については、上記のとおり古くから構造上の要件が定められていた。以下では、機械ごとに、安衛法制定以前の法規制状況について概観する。

1.5.1.1 ボイラー及び圧力容器

汽罐汽機取締規則	○汽罐汽機取締規則（明治 27 年 4 月 26 日警視庁令第 24 号）第 1 条「汽罐並汽機ヲ設置セントスル者ハ其定著（ていちゃく：定着）ニ係ルモノハ据付前其可搬（かはん：移動可能なこと）ニ係モノハ使用前願書ニ左ノ事項ヲ添付シ所轄警察署又ハ
----------	--

	警察分署ヲ経テ警視庁ニ願出免許ヲ受クヘシ其増設変更ヲ為サントスルトキ亦同シ但此場合ニ於テハ其増設変更ニ関スル事項ノ他添附スルヲ要セス」
工場法	○工場法（明治 44 年 3 月 29 日法律第 46 号）第 13 条「行政官廳（かんちょう：官庁）ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附属建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防（よぼう：予防）又ハ除外ノ爲必要ナル事項ヲ工場主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」
汽罐取締令	○汽罐取締令（昭和 10 年 4 月 9 日内務省令第 20 号）第 6 条「汽罐ハ罐體（かんだい：缶体：ボイラーのボディーのこと）検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ設置スルコトヲ得ズ」
労働基準法	○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律 49 号）第 46 条第 2 項「特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、予め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、変更し、又は設置してはならない。」 ○労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 9 号）第 37 条第 1 項「溶接による汽罐又は特殊汽罐は、法第四十六條第二項の規定により、予め労働省労働基準局長の認可を受けなければ、これを製造してはなら

	<p>ない。」</p> <p>（昭和 34 年 2 月 24 日労働省令第 3 号により削除）</p> <p>○ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和 34 年 2 月 24 日労働省令第 3 号）第 3 条第 1 項「ボイラ（小型ボイラを除く。以下この章において同じ。）を製造しようとする者は、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長（以下「所轄都道府県労働基準局長」という。）の許可を受けなければならない。」</p>
--	--

明治期の工場関係の規制は、各府県において警察を中心とする行政官庁による取締により行われており、ボイラーに関する規制については、東京では 1877（明治 10）年の警視庁布達（明治 10 年 11 月 21 日甲 60 号布達）を端緒とし、1889（明治 22）年には警視庁令による汽罐及汽機取締規則（明治 22 年 5 月 29 日警察令第 21 号）が制定された。その後、同規則を全面改正した汽罐汽機取締規則（明治 27 年 4 月 26 日警視庁令第 24 号）の制定後、原動機（ボイラー、石油機関、ガス機関）に対する規制として原動機取締規則（大正 14 年 11 月 26 日警視庁令第 51 号）となり、最終的には昭和 7 年の汽罐取締規則（昭和 7 年 6 月 16 日警視庁令第 16 号）による規制へと移行した。いずれの規則においても、汽罐汽機の設置許可を定めるとともに、汽罐の構造や検査に関する規定が設けられていた。

また、1911（明治 44）年に制定された工場法は、第 13 条において、適用対象となる

工場に対して、危険予防の見地から行政官庁による取締の権限を認めていた。もっとも、工場法施行令第 40 条によれば、各府県において制定された各取締規則は、工場法に抵触しない限りにおいて有効とされていたため、取締規則は工場法施行後も引き続き効力を有していたものと考えられる。

1935（昭和 10）年に制定された汽罐取締令は、各府県による取締規則に基づいて実施されるボイラーの取締および機械の検査は、統一的な基準がないがゆえに形式的なものとならざるを得ないとの批判を受けて、業界団体からの要望等も踏まえて内務省令として制定されたものである。本取締令は、規制対象となるボイラーの定義（第 1 章）、構造規格（第 2 章）、設置基準（第 3 章）、取扱責任者（汽罐士、汽罐取扱主任者）（第 4 章）等について規制を設け、ボイラーの缶体検査を設置手続と切り離し、缶体検査に合格していないボイラーの設置を禁止した。その上で、取締令第 25 条において、ボイラーの製造に関し、「汽罐ハ告示ヲ以テ別一定ムル法上ノ要件具備シタルモノナルコトヲ要ス」と定め、汽罐構造規格（昭和 10 年 4 月 9 日内務省告示第 204 号）に適合するように製造することを義務づけていた。もっとも、構造規格に関する規定が設けられたとはいえ、本取締令は、製造者に対して設計段階における規制を行うことを目的としたものではなく、あくまで設置されるボイラーを対象とするものであったこと、他方、缶体検査の受検義務者を規定していないことから製造者以外の設置者や販売者が受けることも可能であったため、現代の製造許可とは異なる規制の仕組みとなっていた。

1947（昭和 22）年に制定された労働基準法は、その制定当初、第 5 章に「安全及び衛生」を設け、第 46 条第 2 項にて「特に危険な作業を必要とする機械及び器具」に関する製造・変更・設置の認可制を定めていた。これを受けて、同年 10 月に制定された安全衛生規則（以下では旧安衛則とする）は、労働基準局長による製造の許可制を設けたが、これはボイラーの高圧化の要請に伴い、溶接を必要とするボイラーの製造を認可することを目的とするものであった¹⁶。その後、ボイラーおよび圧力容器の利用範囲が拡大し、高温、高圧のボイラーの需要が増加するなど、ボイラーの構造、使用材料、製造技術が著しく進歩してきたことから、1959（昭和 34）年に旧安衛則から独立してボイラ及び圧力容器安全規則（以下では旧ボイラー則とする）が制定され、すべてのボイラーおよび圧力容器に対して製造の許可制が定められるようになり、旧安衛則の当該規定は削除された¹⁷。現行のボイラー及び圧力容器安全規則は、1972（昭和 47）年の安衛法制定に伴い、旧ボイラー則を全面的に改定したものである。

1.5.1.2 クレーン・デリック・エレベーター・リフト

土木建築工事場安全及衛生規則	○土木建築工事場安全及衛生規則（昭和 12 年 9 月 30 日内務省令第 41 号）第 20 条「 事業主ハ捲揚（まきあげ）装置（斜面軌道捲揚装置及昇降機、起重機（きじゅうき：クレーンやデリックのこと）其ノ他ノ揚重機（ようじゅうき：クレーン、エレベーター等重量物を持ち上げる機械
----------------	---

	のこと）ヲ含ム 以下ニ同ジ）ニシテ材料ノ捲揚運搬ニ専用スルモノニ付テハ第十八條第一號及第四號乃至第六號並ニ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ」
労働基準法	○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 46 条第 2 項「 特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、予め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、変更し、又は設置してはならない。 」 ○クレーン安全規則（昭和 37 年 7 月 31 日労働省令第 16 号）第 3 条第 1 項「 クレーン（つり上荷重が三トン未満のものを除く。以下この条から第八条まで、第十三条並びにこの章第四節及び第五節において同じ。）を製造しようとする者は、その製造しようとするクレーンについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長（以下「所轄都道府県労働基準局長」という。）の認可を受けなければならない。ただし、すでに当該認可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーン（以下この章において「認可型式クレーン」という。）については、この限りでない。 」

クレーン（起重機）に関する規制は、昭和初期の新聞記事によれば、建設現場における倒壊事故などへの対応として市街地建築物法（現在の建築基準法の前身）あるい

は警察等の取締規則による規制が試みられていたようであるが、具体的な規制内容については明らかではない¹⁸。その後、1931（昭和 6）年に工場鉱山以外の危険な事業に従事する労働者への業務上の災害に対する扶助を目的として、労働者災害扶助法（昭和 6 年 4 月 1 日法律第 54 号）が制定された。同法第 1 条 1 項 2 号では、その適用対象となる事業の一つに「土木工事又ハ工作用ノ建設、保存、修理、變更若ハ破壊ノ工事」が挙げられており、それを根拠として労働者の安全の確保のために危険予防の見地から 1937（昭和 12）年に土木建築工事場安全及衛生規則が制定され、起重機および労働者が搭乗可能な昇降機（エレベーター）に関する規制が設けられた。その当時の起重機として利用されていた機械の多くはデリックであり、上記規則による起重機規制も、つり上げ重量が 2 トン以上のガイデリックを対象とするものであった（同規則第 20 条 3 号）。また、旧安衛則第 327 条においては、巻上能力 3 トン以上の起重機（第 1 号）、つかみ能力 0.5 トン以上のグラブバケット付起重機（第 2 号）、支柱又はブームの長さ 10 メートル以上の起重機（第 3 号）、巻上能力 2 トン以上のガイデリック又は足付デリック（第 4 号）、高さ 15 メートル以上のコンクリート用エレベーター（第 5 号）、積載能力 2 トン以上の人荷共用又は荷物用のエレベーター（第 6 号）を揚重機と定義した上で、これらの設置認可に関する規制を行っていた。

その後、1950 年代以降の高層ビル建築にてデリックに代わりタワークレーンの利用が一般化するなど、高度成長期における技術革新の進展、工事の大規模化などに伴っ

て、クレーンや建設用リフト等の果たす役割が非常に大きくなったのに比例して、デリック、建設用リフト等の倒壊、物体の落下等による労働災害が増加したことから¹⁹、それへの対策として旧安衛則の規程を全面改正して単独の規則として 1962（昭和 37）年にクレーン等安全規則（旧クレーン則）が制定され、その中で初めて製造に関する許可制が定められるようになった。クレーンの製造が認可制となるべき根拠としては、「近時クレーンの応用範囲の拡大にともない、特殊な構造及び用途を有するクレーンが続出し、しかも一部にはある程度見込生産化する傾向にあるが、クレーン等の安全を保持するためには、設計及び工作の過程において一定の基準によらしめる必要がある」と説明されている²⁰。

1.5.1.3 ゴンドラ

労働基準法	○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 46 条 2 項「 特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、予め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、変更し、又は設置してはならない。 」
	○ゴンドラ安全規則（昭和 44 年 10 月 1 日労働省令第 23 号）第 2 条第 1 項「 ゴンドラを製造しようとする者は、その製造しようとするゴンドラについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長（以下「所轄都道府県労働基準局長」という。）の認可を受けなければならない。ただし、

	<p>すでに当該認可を受けている Gondra と型式が同一である Gondra（以下この章において「認可型式 Gondra」という。）については、この限りでない。」</p>
--	---

Gondra に関しては、戦前は特段の規制は行われていなかったようである。前記土木建築工事場安全及衛生規則は、いわゆるつり足場に関して安全荷重や作業床等に関する規制は行っているものの、昇降機付の Gondra に関する規制は行われていなかった。

1947（昭和 22）年に制定された旧安衛則では、前記土木建築工事場安全及衛生規則と同様の規制が行われていたにすぎず（旧安衛則第 110 条）、Gondra は対象となっていなかったが、1963（昭和 38）年の改正²¹により、つり足場の項目が新たに設けられた。この改正においては、「昇降のために用いる巻上機は、自動的に、かつ、確実に作動する制御装置を有するものであること（旧安衛則第 109 条の 6 第 6 号）」がつり足場の設置要件として定められたが、Gondra 自体の製造許可あるいは性能検査等に関する規制は定められなかった。

高度成長期における高層ビルの建築ラッシュにより、1960 年代後半からつり足場や Gondra を使用した窓拭きや外壁タイル工事などの需要が高まっていったが、それに比例して Gondra の落下事故も増加し、その危険性や製造上の欠陥や点検制度の不備などが指摘されるようになってきた。特に、1969（昭和 44）年に発生した西武百貨店 Gondra 墜落事故やその 5 日後に発生した兜町ビルにおける Gondra 落下事故などを契

機として、労働省が同年 5 月 1 日から 10 日まで、全国の Gondra 303 台に対し一斉監督指導を実施したところ、違反が全体の 3 割に達し、また欠陥のあった Gondra が 1 割弱との監督結果となった。また、過去の Gondra 関係災害の原因が、構造上の不備や使用・点検・修理などの管理体制の欠陥によるものであることから、同年 10 月に Gondra 安全規則が制定され、そこで製造の許可制が定められたものである²²。

1.5.2 背景となった災害等

以下では、特定機械等に関連する災害例を挙げるが、実際の規制の契機となった具体的事例というよりは、規制制定前後の時期における特定機械等の典型的な災害例につき、特に被害が大きかったものを中心にリストアップしたものである。ただし、Gondra に関してはまさしく当該災害が規制策定の契機となっている。

1.5.2.1 ボイラー及び圧力容器

(1) 金沢市ボイラー破裂事故

1889（明治 22）年 3 月 8 日、石川県金沢市の大鋸谷製紙所において、ボイラー破裂事故が発生し、死者 9 名、負傷者 8 名という惨事となった。これを受けて、農商務省が技師を現地へ派遣して調査視察を行った。官報に掲載された報告書には、ボイラー破裂の原因として、当該ボイラーは船舶用の物を改造したものであり、構造にしても製作にしても十分な圧力に耐えうるものではなかったこと、また数日前から破裂の兆候があったにもかかわらずボイラー担当者が気づかなかつたことなどを挙げていた。

この報告書の最後には、「該罐購入前専門

技術科ニ就キ能ク其原料及構造法ノ検定ヲ受ケ其取扱方ニ至リテモ熟練ナル火夫ヲシテ日常之ニ従事セシメタランイハスノ如キ惨害ヲ被ラサルヘキニ然ルコトナカリシ」との記載があり、ボイラーの構造規格や取扱技術の熟練の必要性が問題点として指摘されていた²³。

(2) 横浜市ボイラー爆発事故

1955（昭和30）年5月13日、神奈川県横浜市鶴見区の製菓工場でボイラーが爆発し、作業員2名が即死、負傷者8名（うち6名が重傷）となった。

労基署監督官の調べによれば、当該菓子工場に設置されていたボイラーには安全弁²⁴がなく、バルブ²⁵が取り付けられていたが、圧力が上がった際にこのバルブが閉まったために爆発したものとされた。

1.5.2.2 クレーン・デリック・エレベーター・リフト

(1) 松坂屋起重機倒壊事故

1927（昭和2）年10月26日午後7時40分頃、上野広小路の松坂屋の工事現場において、重量16トン近い鉄材2本を約30メートルの高さの起重機で釣り上げようとした際に、突然起重機が道路側の夜店の上に横倒しとなり、4名死亡、重軽傷者10数名を出す惨事となった。

調査によれば、当該起重機は最近購入したものであり、起重機を支えるワイヤーは直径1インチのものが8本設置されていたが、16トンの鉄材を1メートル弱引き上げた際に、鉄材の位置を変更しようと作業していたところ、突然1本のワイヤーが切断され、これがきっかけとなり合計3本のワイヤーが最終的に切断したために倒壊した

ものである。ワイヤー切断の原因が、起重機を垂直に設置していなかったために過度の負担がかかったものであるとして、最終的に工事責任者ら4名が業務上過失致死罪により起訴された。

(2) 京成電車上野線エレベーター落下事故

1932（昭和7）年12月28日、東京上野の地下鉄工事現場に設置された土砂運搬用エレベーターに、作業員4名と土砂約400キログラムを積み込んで上昇したところ、突然ワイヤーが切断して高さ約6メートルの所から地上に墜落し、4名が重軽傷を負った。

当該エレベーターは、約1トンの重量に耐えうるものとされており、3か月ほど使用可能とされるワイヤーも2週間前に交換したばかりであったため、ワイヤーの品質が問題とされた。

(3) 川鉄千葉製鉄所クレーン倒壊事故

1957（昭和32）年7月1日午後4時すぎ、千葉市にある川鉄千葉製鉄所の第二溶鋳炉建設現場で作業員20数名がクレーンの組み立て中に、主柱（高さ60メートル、重量35トン）が突然地上15メートル付近から折れ、これに続くワイヤロープも切れたため、アーム（長さ55メートル、重量30トン）も一緒に崩れ落ち、作業員5名が死亡、11名が重軽傷を負った。

当該クレーンは、同製鉄所で作成したものであり、先月29日にマスト部の設置が終わり労基署の認可を受けたばかりであった。この日は、ウインチでアームの部分をつり上げようとし、その先端が5メートルほど地上を離れたところ、異様な音とともにマストが折れたものである。その後の調べに

よると、事故の原因は、クレーンの支柱を補強するための溶接が不完全だったためと特定された。

1.5.2.3 ゴンドラ

(1) 西武百貨店ゴンドラ墜落事故

1969（昭和44）年4月24日午前10時10分頃、東京渋谷の西武百貨店にて窓清掃作業中のゴンドラ（鉄製・重量約1トン）が突然落下して、近くの歩道を縦列で歩いていた小学生を直撃し、ゴンドラに搭乗していた作業員1名と小学生2名が死亡した。

調査によれば、事故の原因は、ゴンドラをつつているクレーン部分のギア（8ミリピッチ）が規定では7.2ミリのかみ合わせが必要なところ、わずか2ミリであったためにギアが外れたためであると断定された。これはメーカーによる保守点検で簡単に調整可能であったが、西武百貨店が保守契約を締結しておらず、点検が行われていなかったため管理上の不備があったものと認定された。

1.6 運用

1.6.1 適用の実際

1.6.1.1 手数料

第37条に基づき製造許可の申請を受けようとする者は、安衛法第112条第1項第3号の規定に基づき、国に手数料を納付しなければならない。手数料の額は、労働安全衛生法関係手数料令（昭和47年9月28日政令第345号）第1条2号により現在は82,500円となっている。

1.6.1.2 製造許可の基準

機械の製造者が法37条に基づく機械の製造許可を受けるにあたっては、機械ごと

に定められた安全規則の規定に従って書面による申請が必要となるが、製造許可の申請にあたっては、ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準（昭和47年9月30日労働省告示第75号。以下ではボイラー製造許可基準とする）およびクレーン等製造許可基準（昭和47年9月30日労働省告示第75号。以下ではクレーン製造許可基準とする）の規定にしたがって行わなければならない。安全規則および製造許可基準の具体的内容は、ボイラーおよび圧力容器とその他の機械とでは若干の相違があるため、その異同に留意しつつ見ていくことにする。

ボイラー則第3条第2項の規定によれば、ボイラーの製造許可に関する規定は、申請書に、構造を示す図面のほか、①強度計算、②ボイラーの製造及び検査のための設備の種類、能力及び数、③工作責任者の経歴の概要、④工作者の資格及び数、⑤溶接によって製造するときは、溶接施行法試験結果を示す書類をそれぞれ添付する事が義務づけられている。旧ボイラー則では、条文上は製造認可申請書の提出のみが義務づけられていたが、その申請書の様式では、備考欄において現行ボイラー則とほぼ同様の書類を添付することが求められており、新旧規則における申請内容の違いは、溶接施行法試験結果の記載の有無ということになる。

また、クレーン則、ゴンドラ則に基づく申請については、①強度計算の基準、②製造検査の設備概要、③主任設計者および工作責任者の経歴の概要と規定されており、いくつかの点についてボイラー則とは異なった書類の提出が必要となっている。

1.6.1.3 構造を示す図面・組立図

（未了）

1.6.1.4 強度計算

強度計算とは、製造する機械が作用する際の荷重に対して、主要な構造部材が構造的な健全性を有していることを確認するために行われるものである。したがって、ボイラー及び圧力容器の場合であれば、高圧下で蒸気や温水を発生させるものであるから、一定以上の圧力や温度による荷重に対して装置に使用された材料が十分に耐えうる強度を有するかどうか問題となり、クレーンやゴンドラの場合であれば、荷物・人の吊り上げ・吊り下げによる荷重に対して、ワイヤーやマストが材料的・構造的に十分な強度を有するかどうか問題となる。強度計算は、このような目的のために材料の強度とその装置の許容応力から安全率を算定し、機械が破損することのないように設計されているかを確認するものである。

クレーン等においては、強度計算の「基準」が提出書類となっているが、これは旧クレーン則にかかる通達によれば、「構造部分の強度計算を行う場合によるべき数式および仮定」であって、具体的な数値の記入は必要ないとされている²⁶。もっとも、実務上は、技術水準の確認を要するために強度計算の結果である強度計算書の添付が求められている²⁷。ボイラーの場合は、条文上「強度計算」とのみ記載されていることから、強度計算の結果の記載が必要となるものと考えられる。

1.6.1.5 製造・検査のための設備

特定機械等の製造許可のために一定の設

備を有していることを確認するものである。ボイラーの場合とクレーン等の場合とで求められる設備は異なっている。

(1) ボイラー及び圧力容器

ボイラー則においては、製造しようとするボイラー及び圧力容器の種類に応じて、製造及び検査のための設備が明示されている。このうち、もっとも条件が厳格なのは、① 鋼製ボイラー及び鋼製圧力容器で溶接により製造するもの、② 貫流ボイラーのうち内径 300mm 以上で気水分離器を有するもの、③ ボイラーまたは第一種圧力容器の胴用大径鋼管については、ボイラー製造許可基準の別表第一に定める設備を有していなければならない（具体的な設備については表 1 を参照）²⁸。もっとも、同表欄外の但書によれば、これらの設備については、他の者が有するこれら設備を随時利用できる場合や、他の者と共同で所有している場合であっても設備を有しているものとみなすこととされており、必ずしも自己所有である必要はない。

(2) クレーン・ゴンドラ

クレーン及びゴンドラについてはいずれも検査に関する設備のみの記載が求められており、クレーン製造許可基準第 3 条によれば、① 万能試験機、② 放射線試験装置の設備を有していればよいとされている。

1.6.1.6 工作責任者、主任設計者

製造許可にあたっては、設計、製造の担当者に関する記載も義務づけられている。この点につき、ボイラー則は工作責任者および工作者を、クレーン則・ゴンドラ則は主任設計者および工作責任者の記載が求め

られている（各担当者の具体的な資格基準については表 2 を参照）。

ボイラー及び圧力容器は機械の製造上の欠陥が破裂などの重大な事故を引き起こす可能性に鑑みて、工作者については、有資格者（ボイラー溶接士）の数の記載が求められるなど製造に関する規制を強化しているのに対して、クレーン・ゴンドラに関しては、様々な種類の機械が存在していることから、主任設計者の記載を義務づけることにより、設計段階における適正な構造を担保することを重視しているものと考えられる。

1.6.1.7 溶接施工法試験結果

（未了）

1.6.2 関係判例

1.6.2.1 富士ブロイラー事件地裁判決（静岡地判昭和 58 年 4 月 7 日訟務月報 29 巻 11 号 2031 頁）

原告 X は、鶏肉製造、販売等を業とするものであるが、昭和 50 年 5 月、静岡県内の工場内に分離前相被告 A 会社の製造にかかるへい獣処理用攪拌乾燥機（以下「本件乾燥機」という）を設置し、ブロイラーの食肉加工に伴い発生する残滓を高圧分解し配合飼料の原料を製造する化成工場を新設し、運転を開始していたところ、同年 7 月 11 日の午前中に運転中の本件乾燥機の原料投入口鉄蓋支持部分のボルトが切断して右鉄蓋が吹き飛び、本件乾燥機内で蒸煮中の鶏の不可食物等が化成工場の屋根を突き破って、周囲の住宅や畑等に飛散した（以下「本件事故」という）。本件事故による地域住民の抗議に対して、原告は化成工場の無期限操

業停止を約束させられ、最終的には同工場は廃業を余儀なくされた。

本件乾燥機は、最高使用圧力 1 cm³あたり 7kg 以上の圧力に耐え得るように設計されていたが、実際に製作された本件乾燥機は、いくつかの点において設計に従っていなかったため、設計どおりの強度を有さず、そのため本件乾燥機内の圧力が許容限度内あったにもかかわらず、本件事故に至ったものである。

本件乾燥機は労働安全衛生法関係法令上の第一種圧力容器に該当することから、労働基準局長による製造許可および構造検査、また労働基準監督署長による落成検査が実施され、第一種圧力容器検査証の交付を受けていた。X は、労働基準局長が、① A 会社による本件乾燥機の製造について許可手続を行わなかったこと、② 本件事故により破損した原料投入口部分に関する記載のない構造図に基づく本件乾燥機缶体部分について構造検査を行ったことがボイラー則 49 条に違反し、また労働基準監督署長が落成検査を構造検査合格前に実施したことが同則 59 条 2 項に違反すると主張した。これに対し裁判所は、安衛法における第一種圧力容器の製造及び設置に関する諸規則は、「国が、労働安全衛生行政の立場から、その構造等に一定の規格を定め、製造から設置に至る段階において製造許可、構造検査、落成検査等の審査手続を行ない、製造者が製造、搬出し事業者が設置する第一種圧力容器について右規格が確保されるよう監督し、その構造上の安全性を確保することにより労働者の生命、身体、健康を労働災害から保護することを目的とするものであり、国が事業者に対し右安全性を保証する制度で

はなく、国が事業者に対し右規制を実施すべき義務を負うものではない」とし、「審査手続上の過誤により規格適合性の審査が十分に行なわれないまま前記規格に適合しない第一種圧力容器が設置されるに至つたとしても、事業者との関係においては、その違法性を論ずる余地はない」とした。

1.6.2.2 富士ボイラー事件控訴審判決（東京高判昭和 60 年 7 月 17 日判時 110 号 88 頁）

製造許可について、ボイラー則の「規則上、既に製造許可を受けている第一種圧力容器と同型式のものを製造するについては、製造及び検査に関する設備その他の製造条件が許可時に比して低下するなどの特段の事情のない限り、改めて製造許可を受ける必要はな」く、A社は昭和 38 年 2 月 20 日、第一種圧力容器について製造認可を受けていることから、「本件乾燥機も・・・第一種圧力容器であり、前記特段の事情も認められないところから、これを製造するについては改めて製造許可手続を行う必要はなかつたことを認めることができ」るから、「製造許可上の過失をいう控訴人の主張は既にこの点において採用することができない」。

（未了）

1.7 その他

1.8 改正提案

D. および E. 考察および結論

労働安全衛生法は、労働災害の防止の危険防止基準の確立の一環として、第 5 章において、機械並びに危険物及び有害物に関

する規制を行っている。本分担研究は、この第 5 章全体の逐条解説を目的とするものであるが、本年度は、第 37 条のいわゆる特定機械等の製造許可制に関する研究を行った。

法第 37 条の趣旨・沿革から明らかになったこととして、本条の特定機械等については、古いものでは明治初期から当該機械に関する災害の事例が存在しており、また、かかる災害に対する法的な規制も様々な形で行われてきていた。そうして、1972 年の安衛法制定時には、これら特定機械等に対する製造許可制の仕組はすでに確立されており、本条はかかる現状を追認したものである。ただし、このことは、これら特定機械等以外の機械について本条に基づく製造許可制を導入することを排除するものではないから、先ずは、本条における「特に危険な作業を必要とする機械」について判断基準を確立することが解釈上の課題になるものと思われる。

F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
該当せず。
2. 実用新案登録
該当せず。
3. その他
該当せず。

H. 引用文献

以下の文末脚注を参照。

¹ 圧力容器については、ボイラー則第 49 条に同様の文言による規定が置かれている。

² 以下、クレーン則には、移動式クレーン（第 53 条）、デリック（第 94 条）、エレベーター（第 138 条）、建設用リフト（第 172 条）にそれぞれ同趣旨の規定が置かれている。

³ 労務行政研究所編『労働安全衛生法—労働法コンメンタール 10』（労務行政・平成 29 年）383 頁。

⁴ 構造規格は、特定機械ごとに定められており、具体的には、ボイラー構造規格（平成 15 年 4 月 30 日労働省告示第 197 号）、圧力容器構造規格（平成 15 年 4 月 30 日労働省告示 196 号）、クレーン構造規格（平成 7 年 12 月 26 日労働省告示第 134 号）、移動式クレーン構造規格（平成 7 年 12 月 26 日労働省告示第 135 号）、デリック構造規格（昭和 37 年 10 月 31 日労働省告示第 55 号）、簡易リフト構造規格（昭和 37 年 10 月 31 日労働省告示第 57 号）、建設用リフト構造規格（昭和 37 年 10 月 31 日労働省告示第 58 号）、エレベーター構造規格（平成 5 年 8 月 2 日労働省告示第 91 号）、ゴンドラ構造規格（平成 6 年 3 月 28 日労働省告示第 26 号）が制定されている。

⁵ 労働調査会『改訂 4 版 労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説』（労働調査会・平成 27 年）526 頁-527 頁を参照。

⁶ 図 1 から図 4 は、仙台市ガス局のガスボイラーに関する説明図を参照した。

<https://www.gas.city.sendai.jp/biz/boilers/index.php>（最終閲覧日:2020 年 1 月 20 日）

⁷ ボイラーの区分に関する記載および図は、日本ボイラー協会の以下の解説を参照した。

<http://www.jbanet.or.jp/examination/classification/boiler.html>（最終閲覧日：2019 年 12 月 15 日）

⁸ 圧力容器の区分に関する記載および図は、日本ボイラー協会の以下の解説を参照した。

http://www.jbanet.or.jp/examination/classification/vessel_1.html（最終閲覧日：2019 年 12 月 15 日）

⁹ これらの図は、日本クレーン協会による解説を参照した。

<http://www.cranenet.or.jp/tisiki/crane.html>（最終閲覧日：2020 年 1 月 5 日）

¹⁰ 簡易ボイラーは、安衛法施行令第 13 条第 25 号に定められ、簡易ボイラー等構造規格（昭和 50 年労働省告示第 65 号）の遵守のみが義務付けられている。

¹¹ 小型ボイラーは、安衛法施行令第 1 条第 4 号に定められ、小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和 50 年労働省告示 84 号）に基づく製造、製造・輸入時の個別検定受検、設置報告、1 年に 1 回の定期自主検査などが義務付けられている。

¹² 船舶安全法は国土交通省の管轄であり、安全な運航のために船舶に関する設備要件や定期検査について定めたものである。また電気事業法は通商産業省の管轄であり、「電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」が目的の一つとなっている。いずれの法律においても、製造自体の許可制ではなく、一定規格に沿ったボイラーの設置、定期的な検査の実施

等が義務づけられている。

¹³（簡易）容器は、安衛法施行令第 13 条第 26 号に定められ、簡易ボイラー等構造規格の遵守のみが義務付けられているが、製造許可や性能検査等については義務づけられていない。なお、条文上は単なる「容器」とされており、（簡易）容器とは法律用語上定義づけられた用語ではない。

¹⁴ 安衛法施行令第 1 条第 5 号に定められ、小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格に基づく製造、製造・輸入時の個別検定受検、設置報告、1 年に 1 回の定期自主検査などが義務付けられている

¹⁵ 高圧ガス保安法は、高圧ガスによる災害防止を目的として、ガスの容器の製造について規制するものであり、ガス事業法はガス事業者への規制として、ガスの容器や配管、導管等のガス工作物に関して、技術基準への適合や自主的な保安検査等を事業者が義務づけるものである。また、液石法は、液化石油ガスの販売・製造等に関する規制を通じて液化石油ガスによる災害の防止という目的のために、その貯蔵施設が技術基準に適合することを要求するとともに、完成検査や保安検査を義務づけるものである。上記の法律は、そのいずれについても通商産業省の管轄となっている。

¹⁶ 寺本憲宗「ボイラー技術の系統化調査」国立科学博物館『技術の系統化調査報告第 7 集』（2007 年）9 頁以下を参照。

¹⁷ 中川一郎編『詳解ボイラ及び圧力容器安全規則』（三晃社・1959 年）1 頁以下を参照。

¹⁸ 読売新聞 1927（昭和 2）年 10 月 28 日朝刊には、同月 26 日に発生した松坂屋建築現場における起重機倒壊事故現場を視察し

た内務省都市計画課と復興局建築部の担当者の話として、市街地建築物法には工事用仮設工作物に対する規定がないために改正の必要があるとの記事があり、また、同日の朝日新聞夕刊には、警視庁の保安課および建築課の課長が視察を行い、起重機による危険が予想される場合には、保安課・建築課の協議の上で新たに取締規則を設けることになるかと報じられている。ただし、その後の法改正あるいは取締規則の制定などにつながったか否かは不明である。

¹⁹ 労働法令通信 15 卷 26 号 1 頁（1962 年）以下にある解説によれば、旧クレーン則制定直前のクレーン設置数は、1960（昭和 35）年が総計 33,136 台であったのに対し、翌年 1961（昭和 36）年には 43,528 台と約 32%の増加となっていた。また、クレーン等を原因とする休業 8 日以上災害件数は、1958（昭和 33）年が 3,406 件（うち死亡災害件数 118 件）、1959（昭和 34）年が 4,519 件（同 167 件）、1960 年が 5,029 件（242 件）となっていた。

²⁰ 労働法令通信 14 卷 15 号 2 頁（1961 年）。

²¹ 昭和 38 年 5 月 16 日労働省令第 10 号。

²² これらの記述は、労働法令通信 22 卷 26 号 44 頁（1969 年）を参照した。

²³ 官報 1725 号（明治 22 年 4 月 4 日）31 頁-32 頁。

²⁴ 安全弁とは、ボイラー内の圧力が一定以上になった場合に、自動的に弁を開いて蒸気を放出し、圧力を規定以下に保つようにするための装置である。

²⁵ バルブとは、流体が通る配管の開閉を行ったり、流れの制御ができる機能を持つ装置である。

²⁶ クレーン等安全規則の一部を改正する省令の施行等について（昭和 46 年 9 月 7 日基発第 621 号）。安衛法施行に伴う通達（クレーン等安全規則の施行について（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 598 号））によれば、「旧規則に関する通達は、新規則の相当条文に関する通達として取扱う」とされており、上記通達も一部を除き引き続き効力を有することとされている。

²⁷ 兵庫労働局労働基準部安全課「クレーン製造許可申請のための手引」（2017 年 2 月）16 頁。

<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/library/seizoukyokatebiki.pdf>（最終閲覧日：2020 年 2 月 10 日）。

²⁸ ボイラー製造許可基準によれば、上記のほか、① 胴の内径が 300mm 以下または気水分離器を備えていない貫流ボイラー、② くり抜きによる第一種圧力容器、③ 胴の内径が 300mm 以下のボイラーまたは第一種圧力容器で溶接部がないもの、④ 鋳鉄製ボイラーまたは鋳鉄製第一種圧力容器、⑤ 波形炉筒または伸縮継手について、それ

ぞれ別表第二から第六まで定められている。

（資料）

表 1 ボイラー及び第一種圧力容器の製造または検査のための設備
（ボイラー製造許可基準 別表第一）

ボイラー	第一種圧力容器
<p>次の設備を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 板曲げローラ 二 プレス 三 溶接機 四 焼鈍炉 五 水圧試験設備 六 万能試験設備 七 放射線検査設備 	<p>次の設備を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 板曲げローラ 二 プレス 三 溶接機 四 焼鈍炉（圧力容器構造規格の規定により溶接後熱処理を行うことが必要とされるもの以外のもののみを製造する場合を除く。） 五 水圧試験設備 六 万能試験設備 七 衝撃試験設備（第五条第二項の表備考三の規定により、衝撃試験を行うことが必要とされるものを製造する場合に限る。） 八 非破壊試験設備（放射線検査、超音波探傷試験、浸透探傷試験又は磁粉探傷試験に用いる設備のうち必要なもの）

表 2 主任設計者・工作責任者・工作者の基準

	ボイラー及び第一種圧力容器	クレーン・ゴンドラ
工作責任者	<p>（ボイラー製造許可基準別表第一） 次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、溶接によるボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について 2 年以上の経験があるもの（圧力容器は 1 年以上） 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、溶接によるボイラー又は 	<p>（クレーン等製造許可基準第 5 条） 次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 3 年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、機

	<p>圧力容器の設計、工作又は検査について 5 年以上の経験があるもの（同 2 年以上）</p> <p>三 溶接によるボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について 8 年以上の経験がある者（同 5 年以上）</p>	<p>械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 6 年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 10 年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有する者</p>
主任設計者		<p>（クレーン等製造許可基準第 4 条） 次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>一 大学又は高等専門学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 5 年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>二 高等学校又は中等教育学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 8 年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 12 年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有する者</p>
工作者	<p>（ボイラー製造許可基準別表第一） ボイラー溶接士であること</p>	

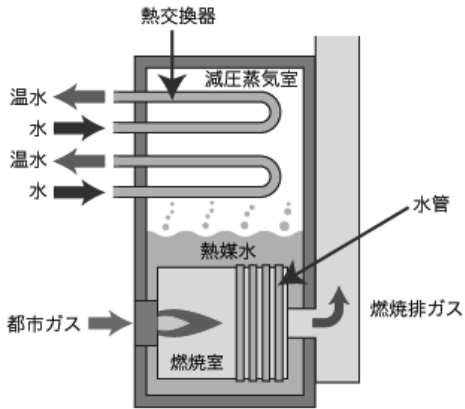


図 1 真空式温水ボイラー
(温水ボイラー)

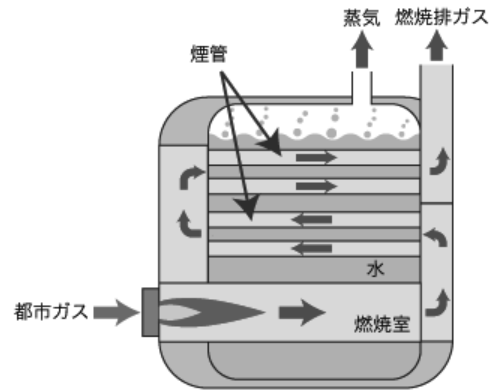


図 2 炉筒煙管ボイラー
(蒸気ボイラー)

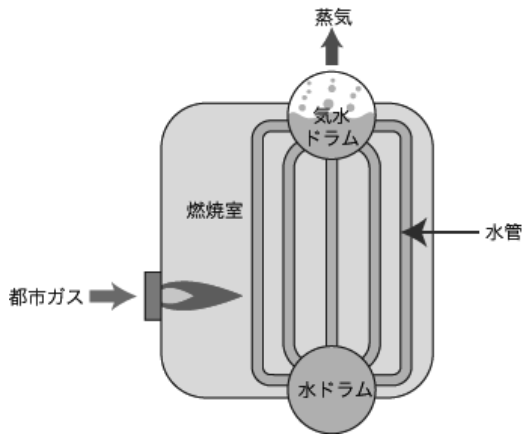


図 3 水管ボイラー
(蒸気ボイラー)

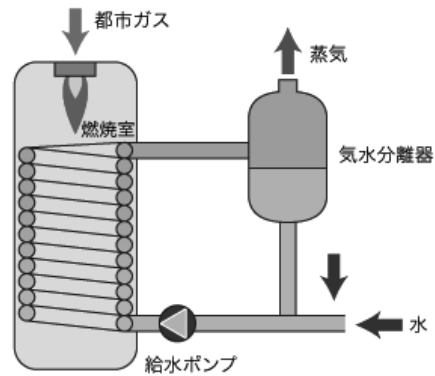


図 4 貫流ボイラー
(蒸気ボイラー)

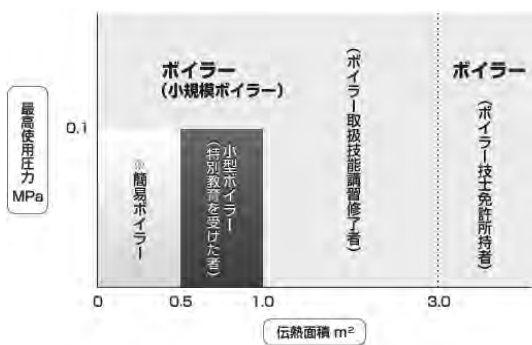


図 5 最高使用圧力と伝熱面積による区分 (蒸気ボイラー)

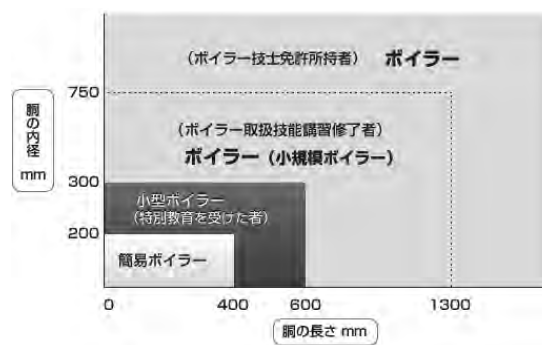


図 6 胴の内径と長さによる区分 (蒸気ボイラー)



図 7 開放管又はゲージ圧力 0.05MPa 以下の U 形立管を蒸気部に取り付けたものによる区分（いずれも内径 25 mm 以上）

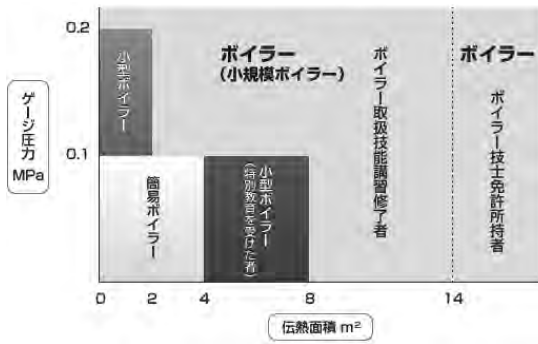


図 8 温水ボイラーの区分



図 9 貫流ボイラーの区分

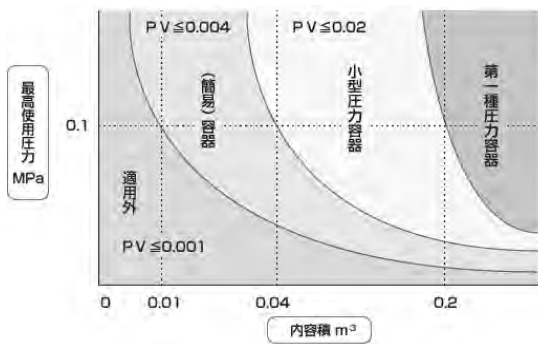


図 10 最高使用圧力と内容積による区分（圧力容器）



図 11 胴の内径と長さによる区分（最高使用圧力 ≤ 0.1MPa）（圧力容器）

表 3 クレーンの種類

クレーン	天井クレーン
	ジブクレーン
	橋形クレーン
	アンローダ
	ケーブルクレーン
	テルハ
	スタッカ式クレーン
	その他

表 4 クレーンの分類表

大分類	中分類	小分類	細分類	
天井クレーン	普通型天井クレーン	ホイスト式天井クレーン		
		トロリ式天井クレーン	クラブトロリ式天井クレーン	
			ロープトロリ式天井クレーン (セミロープトロリ式を含む)	
	特殊型天井クレーン	旋回マントロリ式天井クレーン		
		すべり出し式天井クレーン		
		旋回式天井クレーン		
		製鉄用天井クレーン	装入クレーン	
			レードルクレーン	
			鋼塊クレーン	
			焼入れクレーン	
	原料クレーン			
	鍛造クレーン			
	ジブクレーン	ジブクレーン	塔形・門形ジブクレーン	塔形ジブクレーン
高脚ジブクレーン				
片脚ジブクレーン				
低床ジブクレーン			低床ジブクレーン	
			ポスト型ジブクレーン	
クライミング式ジブクレーン				
つち形クレーン		ホイスト式つち形クレーン		
		トロリ式つち形クレーン	クラブトロリ式つち形クレーン	
			ロープトロリ式つち形クレーン	
クライミング式つち形クレーン				
引込みクレーン		ダブルリンク式引込みクレーン		
		スイングレバー式引込みクレーン		
		ロープバランス式引込みクレーン		
		テンションロープ式引込みクレーン		
壁クレーン		ホイスト式壁クレーン		
	トロリ式壁クレーン	クラブトロリ式壁クレーン		
		ロープトロリ式壁クレーン		
橋形クレーン	普通型橋形クレーン	ホイスト式橋形クレーン		
		トロリ式橋形クレーン	クラブトロリ式橋形クレーン	

			ロープトロリ式橋形クレーン
			マントロリ式橋形クレーン
	特殊型橋形クレーン	旋回マントロリ式橋形クレーン	
		ジブクレーン式橋形クレーン	
引込みクレーン式橋形クレーン			
アンローダ	橋形クレーン式アンローダ		クラブトロリ式アンローダ
			ロープトロリ式アンローダ
			マントロリ式アンローダ
	特殊型アンローダ	旋回マントロリ式アンローダ	
ケーブルクレーン	固定ケーブルクレーン		固定ケーブルクレーン
			揺動ケーブルクレーン
	走行ケーブルクレーン		片側走行ケーブルクレーン
		両側走行ケーブルクレーン	
		橋形ケーブルクレーン	
テルハ	テルハ		
スタッカークレーン	普通型スタッカー式クレーン		天井クレーン型スタッカー式クレーン
			床上型スタッカー式クレーン
			懸垂型スタッカー式クレーン
	荷昇降式スタッカー式クレーン		天井クレーン型スタッカー式クレーン
			床上型スタッカー式クレーン
			懸垂型スタッカー式クレーン

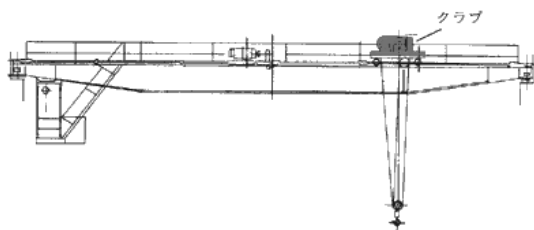


図 12 クラブトロリ式天井クレーン

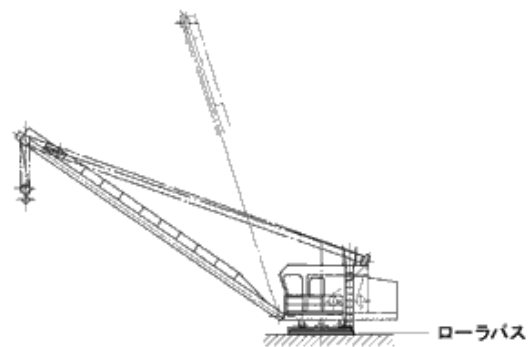


図 13 低床ジブクレーン

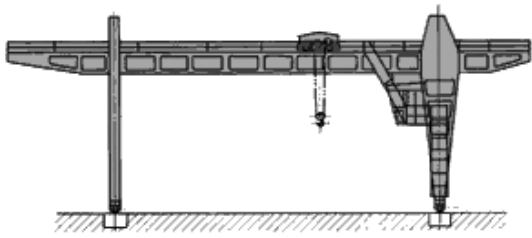


図 14 クラブトロリ式橋形クレーン



図 15 片側走行ケーブルクレーン

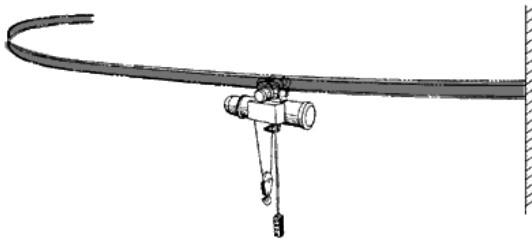


図 16 テルハ

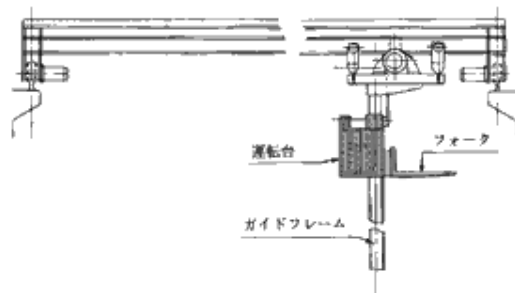


図 17 天井クレーン型スタッカー式クレーン

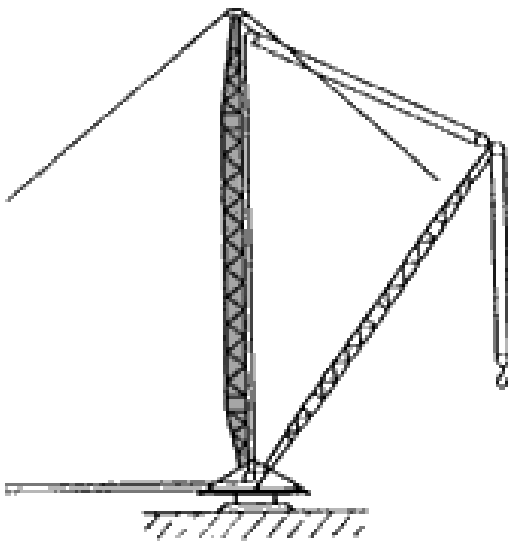


図 18 ガイデリック

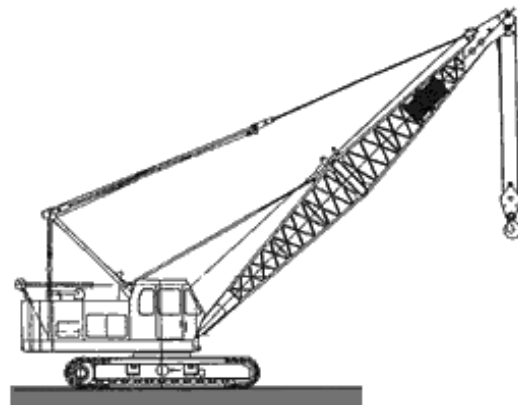


図 19 クローラークレーン

() 製造許可申請書

様式第1号 (第3条、第49条関係)

事業場の名称	電話 ()
事業場の所在地	
製造予定のボイラー又は第一種圧力容器の種類及び最高使用圧力	kg/cm ²
ボイラー又は圧力容器の製造に関する経歴の概要	

年 月 日

収入印紙

申請者氏名

労働局長 殿

【備考】

1 氏名を記載し、押印することにより、署名することができる。

2 都道府県労働局長に申請するときは、収入印紙を貼らなければならない。収入印紙は、申請書において消印しないこと。

3 使用を中止したボイラー又は第一種圧力容器を改修して製造した場合には、その旨を、簿の欄を併記すること。

4 受換地の欄は、当該ボイラー又は第一種圧力容器の所在地を記入し、かつ、申請者の連絡先電話番号を併記すること。

5 表題の()内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。

図 20 ボイラーおよび第一種圧力容器製造許可申請書（様式 1 号）


大 労 安 許 第 231 - 1 号
平成 24 年 11 月 14 日
申請者
大阪府八尾市大竹3丁目119番地の1
新日電熱工業株式会社
代表取締役 松本 徹

本 件 申 請 の と お り 許 可 す る

但し

1	種 類	ボイラー及び第一種圧力容器に使用する電気ヒーター	5	溶接棒又は心線	①②共にY-8
2	型 式	_____	6	板 厚	①②共に管の板厚範囲 1.5~4.6mm
3	鋼 材	①P-8A+P-8A ②P-8A+P-1	7	溶接施行方法	①②共に、予熱なし、手溶接 溶接後熱処理なし
4	溶 接 方 法	①②共にT:ティグ溶接 Ar:アルゴン(被覆ガス)	8	最 高 使 用 圧 力	1.4MPa

大 阪 労 働 局 長



この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)
 この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)
 ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)。

図 21 ボイラーおよび第一種圧力容器製造許可書
(新日電熱工業株式会社 <https://www.snd-net.co.jp/> 最終閲覧日:2020年1月20日)

